

指 導 検 査 基 準 (指 定 居 宅 介 護)

根拠法令

- 「支援法」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）
- 「支援法施行規則」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18 年厚生労働省令第19 号）
- 「厚労令5」= 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26 年厚労令第5 号）
- 「都条例155」= 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）
- 「都規則175」= 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第175号）
- 「区規則86」= 練馬区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則（平成18年3月31日練馬区規則第86号）
- 「平18厚労告523」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）
- 「平18厚労告538」= 指定居宅介護等の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）
- 「平18 厚労告539」= こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18 年厚生労働省告示第539 号）
- 「平18厚労告543」= こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第543号）
- 「平18 厚労告546」= こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件（平成18 年厚生労働省告示第546 号）
- 「平18厚労告548」= こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成18年9月29日厚生労働省告示第548号）
- 「障発1206001通知」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）
- 「障発1031001通知」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
第1 基本方針 1 一般原則	(1) 指定居宅介護事業者は、利用者または当該利用者である障害児の保護者の意思および人格を尊重し、常に当該利用者または利用者である障害児の保護者の立場に立った指定居宅介護の提供に努めているか。 (2) 指定居宅介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。	都条例155 第3条第2項 都条例155 第3条第3項 令和6年5月9日付6福 祉障施第501号「施 設・事業所における 虐待防止体制の整備 の徹底について」 (通知)	

項 目	基本的な考え方(観点)	根拠法令等	備 考
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p> <p>2 サービス提供責任者</p>	<p>(3) 指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況および置かれている環境に応じて、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を、適切かつ効果的に行うものとなっているか。</p> <p>指定居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5以上となっているか。 また、従業者は資格を有しているか。</p> <p>* 常勤換算方法 (従業者の勤務延べ時間数) ÷ (事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(一週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする))</p> <p>(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模(当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護および重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模をいう。)に応じて、1人以上の者をサービス提供責任者としているか。(この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて、常勤換算方法によることができる。)</p> <p>(2) (1)の事業の規模は、前3月の平均値としているか。(ただし、新規に指定居宅介護事業者の指定を受ける場合は、(1)の規模は推定数によるものとする。)</p> <p>(3) 資格を有しているか。 ア 介護福祉士 イ 社会福祉士および介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第2号の指定を受けた学校または養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識および技能を修得するための研修(以下、「実務者研修」という。)を修了した者 ウ 介護職員基礎研修修了者 エ 居宅介護従業者養成研修(改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号。))第2号に規定する1級課程)を修了した者(以下、「1級課程修了者」という。) オ 介護保険法上の指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当するもの</p>	<p>都条例155 第4条第1項</p> <p>支援法第43条 第1項</p> <p>都条例155 第5条 規則175 第3条第1項第1号</p> <p>都条例155 第5条 規則175 第3条第1項第2号</p> <p>都規則175 第3条第2項</p> <p>障発1206001通知 第三1(2)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
3 管理者	<p>指定居宅介護事業者は、各指定居宅介護事業所において、専ら当該指定居宅介護事業者の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 (ただし、指定居宅介護事業所ごとに管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、または当該指定居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。) 他の職務との兼務は適切か。</p>	都条例155 第6条	
第3 設備に関する基準 1 設備および備品等	<p>指定居宅介護事業所には、指定居宅介護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定居宅介護の提供に必要な設備および備品等が備えられているか。</p> <p>(1) 専用の事務室を設けているか。他の事業と同一の事務室である場合は、事業を行うための区画が明確に特定されているか。</p> <p>(2) 利用申込みの受付、相談等のスペースを確保しているか。</p> <p>(3) 必要な設備および備品等を確保しているか。 (特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。)</p>	<p>支援法第43条 第2項</p> <p>都条例155 第8条第1項 障発1206001通知 第三の2(1)～(4)</p>	
第4 運営に関する基準 1 内容および手続の説明および同意	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者が社会福祉事業の経営者である場合は、利用者との間で当該指定居宅介護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、 ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地 イ 当該事業の経営者が提供する指定居宅介護の内容 ウ 当該指定居宅介護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 エ 指定居宅介護の提供開始年月日 オ 指定居宅介護に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面をその利用者に対し、交付しているか。 指定居宅介護事業者は、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、当該利用者の承諾を得ているか。</p>	<p>支援法第43条 第2項</p> <p>都条例155 第13条第1項</p> <p>都条例155 第13条第2項 社会福祉法 第77条第1項 社会福祉法施行規則 第16条第2項 障発1206001通知 第三3(1)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
2 契約支給量の報告等	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者およびその事業所の名称、当該指定居宅介護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定居宅介護の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項（受給者証記載事項）を記載しているか。 また、当該契約に係る指定居宅介護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定居宅介護の量を記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約を締結したときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定居宅介護事業者は、利用に係る変更をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。</p>	<p>都条例155 第14条第1項 障発1206001通知 第三3(2)</p> <p>都条例155 第14条第2項</p> <p>都条例155 第14条第3項</p> <p>都条例155 第14条第4項</p>	
3 提供拒否の禁止	<p>指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んでいないか。 特に障害程度区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 なお、正当な理由がある場合とは</p> <p>(1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じられない場合</p> <p>(2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常事業の実施地域外である場合</p> <p>(3) 当該事業者の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合</p> <p>(4) 入院治療が必要な場合をいう。</p>	<p>都条例155 第15条</p> <p>障発1206001通知 第三の3(3)</p>	
4 連絡調整に対する協力	<p>指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について区市町村または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しているか。</p>	<p>都条例155 第16条 障発1206001通知 第三の3(4)</p>	
5 サービス提供困難時の対応	<p>指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定居宅介護を提供することが困難であると認める場合は、他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>都条例155 第17条</p>	
6 受給資格の確認	<p>指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の開始に際し、支給決定障害者等の提示する受給者証によって、支給決定の有無および有効期間、支給量等を確認しているか。</p>	<p>都条例155 第18条</p>	
7 介護給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、介護給付費の支給の申請をしていないことにより支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>都条例155 第19条第1項</p> <p>都条例155 第19条第2項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
8 心身の状況等の把握	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例155 第20条	
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。 (2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	都条例155 第21条第1項 都条例155 第21条第2項	
10 身分を証する書類の携行	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の従業者に身分を証する書類（証書や名札等）を携行させ、初回訪問時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 証書等に当該指定居宅介護事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。	都条例155 第22条 障発1206001通知 第三の3（8）	
11 サービスの提供の記録	(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、提供したサービスの具体的内容（例えば、身体介護と家事援助の別等）、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービスの提供の都度記録しているか。 (2) 指定居宅介護事業者は、(1)の規定による記録に際し、支給決定障害者等から指定居宅介護の提供を受けたことについて確認を受けているか。	都条例155 第23条第1項 障発1206001通知 第三の3（9） 都条例155 第23条第2項	
12 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定居宅介護事業者が指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を直接向上させるものであって、かつ当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当である場合に限られているか。 13の(1)から(3)に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。 (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途および額ならびに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。) 指定居宅介護事業者は、利用者の便益を直接向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。 ア 指定居宅介護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 イ 利用者等に求める金額、その用途および金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。	都条例155 第24条第1項 障発1206001通知 第三の3（10） 都条例155 第24条第2項	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
13 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行う指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額として、支援法29条第3項第2号に規定する政令で定める額（政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の1割相当額の方が低い場合は、1割相当額）の支払を受けているか。 また、支援法第31条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額を利用者負担額としているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護事業者は、(1)および(2)において支給決定障害者等から支払を受ける額のほか、当該支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けているか。</p> <p>(4) 指定居宅介護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定居宅介護事業者は、(3)の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および交通費について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p>	<p>都条例155 第25条第1項 障発1206001通知 第三の3(11)</p> <p>都条例155 第25条第2項</p> <p>都条例155 第25条第3項</p> <p>都条例155 第25条第4項</p> <p>都条例155 第25条第5項</p>	
14 利用者負担額に係る管理	<p>指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護および他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護および他の指定障害福祉サービス等につき支援法第29条第3項（支援法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費または訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。 この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>都条例155 第26条</p>	
15 介護給付費等の額に係る通知等	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により区市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けた場合は当該指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対し、交付しているか。</p>	<p>都条例155 第27条第1項</p> <p>都条例155 第27条第2項</p>	
16 指定居宅介護の基本取扱方針	<p>(1) 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。</p>	<p>都条例155 第28条第1項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
17 指定居宅介護の具 体的取扱方針	<p>(2) 指定居宅介護事業者は、提供された指定居宅介護については、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、居宅介護計画の見直しを行うなど、その改善を図っているか。 福祉サービス第三者評価を、定期的かつ継続的（少なくとも3年に1回以上）に受審しているか。</p> <p>指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は次に掲げるところとなっているか。</p> <p>(1) 指定居宅介護の提供に当たっては、居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、指定居宅介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。</p> <p>(4) 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定居宅介護の提供を行っているか。</p> <p>(5) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談および助言を行っているか。</p>	<p>社会福祉法第78条 都条例155 第28条第2項 障発1206001通知 第三の3（14） 平成24年9月7日24福 保第638号「東京都に おける福祉サービス 第三者評価について （指針）の改正につ いて」</p> <p>都条例155 第29条第1号</p> <p>都条例155 第29条第1号</p> <p>都条例155 第29条第2号</p> <p>都条例155 第29条第3号</p> <p>都条例155 第29条第4号</p>	
18 居宅介護計画の作 成	<p>(1) サービス提供責任者は、利用者または当該利用者である障害児の保護者の日常生活全般の状況および希望等を踏まえて、具 体的な指定居宅介護の内容等を記載した居宅介護計画を作成しているか。</p> <p>(2) サービス提供責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定居宅介護事業所以 外の保健医療サービスまたはその他の福祉サービス等との連携も含め、居宅介護計画の原案を作成し、居宅介護計画に基づく 支援を実施しているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、居宅介護計画の目標や内容等について、利用者およびその家族に、理解しやすい方法で説明を行う とともに、その実施状況や評価についても説明を行っているか。</p>	<p>都条例155 第10条第2項</p> <p>障発1206001通知 第三の3（16）</p> <p>障発1206001通知 第三の3（16）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
	<p>(4) 居宅介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、居宅介護の提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしているか。</p> <p>(5) サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成した際は、利用者およびその同居の家族ならびに当該利用者または障害児の保護者に対して指定計画相談支援または指定障害児相談支援を行う者に当該居宅介護計画を遅滞なく交付しているか。</p> <p>(6) サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行っているか。 また、サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが居宅介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行っているか。</p> <p>(7) 居宅介護計画に変更があった場合、(1)から(5)に準じて取扱っているか。</p> <p>(8) サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるように努めているか。</p>	<p>障発1206001通知 第三の3(16)</p> <p>都条例155 第10条第3項 障発1206001通知 第三の3(16)</p> <p>都条例155 第10条第4項 障発1206001通知 第三の3(16)</p> <p>都条例155 第10条第4項</p> <p>都条例155 第10条第5項</p>	
19 同居家族に対するサービス提供の禁止	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の従業者に、利用者が当該従業者の同居の家族である場合、当該利用者に対する指定居宅介護の提供をさせてはならないか。	都条例155 第31条	
20 緊急時等の対応	指定居宅介護事業所の従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	都条例155 第32条 障発1206001通知 第三の3(17)	
21 支給決定障害者等に関する区市町村への通知	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。	都条例155 第33条	
22 管理者およびサービス提供責任者の責務	<p>(1) 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者および業務の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者に、都条例155(指定障害福祉サービス条例)第2章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、18に規定する業務のほか指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等の指定居宅介護の管理等を行っているか。</p>	<p>都条例155 第9条第1項</p> <p>都条例155 第9条第2項</p> <p>都条例155 第10条第1項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
23 運営規程	<p>指定居宅介護事業者は、18に規定する業務のほか、各指定居宅介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>(1) 事業の目的および運営の方針 (2) 従業者の職種、員数および職務の内容 (3) 営業日および営業時間 (4) 指定居宅介護の内容ならびに支給決定障害者等から受領する費用の種類およびその額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) その他事業の運営に関する重要事項</p>	都条例155 第11条	
24 介護等の総合的な提供	<p>指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護または調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがないか。</p>	都条例155 第30条	
25 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、各指定居宅介護事業所において、当該指定居宅介護事業所の従業者の勤務体制を定めているか。 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、各指定居宅介護事業所において、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しているか。 指定居宅介護事業所の従業者は雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者であるか。</p> <p>(3) 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該指定居宅介護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(4) 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものまたは性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例155 第12条第1項 障発1206001通知 第三の3(22)</p> <p>都条例155 第12条第2項 障発1206001通知 第三の3(22)</p> <p>都条例155 第12条第3項 障発1206001通知 第三の3(22)</p> <p>都条例155 第12条第4項 障発1206001通知 第三の3(22)</p>	
26 業務継続計画の策定等	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に行い、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に行っているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例155 第12条の2第1項 障発1206001通知 第三の3(23)</p> <p>都条例155 第12条の2第2項 障発1206001通知 第三の3(23)</p> <p>都条例155 第12条の2第3項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
27 衛生管理等	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の従業員の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めているか。手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所における感染症の発生またはまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 感染症の予防およびまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催すること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 また、その結果について、従業員に十分に周知すること。 イ 感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。 ウ 従業員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施すること。 また、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p>	<p>都条例155 第34条第1項</p> <p>都条例155 第34条第2項 障発1206001通知 第三の3(24)</p> <p>都条例155 第34条第3項 規則175 第4条の2 障発1206001通知 第三の3(24)</p>	
28 掲示	<p>指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示等(備え付けによる閲覧も可)しているか。</p>	<p>都条例155 第35条</p>	
29 身体的拘束等の禁止	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていないか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的開催すること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 また、その結果について、従業員に十分に周知すること。 イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>都条例155 第35条の2第1項</p> <p>都条例155 第35条の2第2項</p> <p>都条例155 第35条の2第3項 規則175第4条の3</p>	
30 秘密保持等	<p>(1) 管理者および指定居宅介護事業所の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、管理者および従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。</p>	<p>都条例155 第36条第1項</p> <p>都条例155 第36条第2項</p> <p>都条例155 第36条第3項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
31 情報の提供等	(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	都条例155 第37条第1項	
32 利益供与等の禁止	(2) 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。	都条例155 第37条第2項	
33 苦情解決	(1) 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	都条例155 第38条第1項	
	(2) 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者から、利用者またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。		
	(1) 指定居宅介護事業者は、その提供したサービスに関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置その他の必要な措置を講じているか。	都条例155 第39条第1項	
	(2) 指定居宅介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等について記録しているか。	都条例155 第39条第2項	
	(3) 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、支援法第10条第1項の規定により区市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定居宅介護事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。	都条例155 第39条第3項	
	(4) 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告もしくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力し、都道府県知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。	都条例155 第39条第4項	
	(5) 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、支援法第48条第1項の規定により都道府県知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定居宅介護事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事または区市町村長が行う調査に協力し、都道府県知事または区市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。	都条例155 第39条第5項	
	(6) 指定居宅介護事業者は、都道府県知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。	都条例155 第39条第3～5項	
	(7) 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第85条の規定による運営適正化委員会が行う調査またはあっせんにできる限り協力しているか。	都条例155 第39条第6項	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
34 事故発生時の対応	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況および処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。 ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く） ウ（イ以外の）医療機関での治療を要する負傷や疫病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告） オ 無断外出 カ 感染症の発生 キ 送迎車両の車内への利用者の置き去り事故 ク 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） ケ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの コ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故等、個人情報の流出等） サ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等） シ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p>	<p>都条例155 第40条第1項 障発1206001通知 第三の3（30） 令和6年5月9日付6福祉障施第499号「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について」（通知）</p> <p>都条例155 第40条第2項</p>	
35 虐待等の禁止	<p>指定居宅介護事業者は、虐待の発生および再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催すること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする また、その結果について、従業者に十分に周知すること。 イ 当該指定居宅介護事業所においては、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ウ 上記アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>都条例155 第40条の2 規則175第4条の4 令和6年5月9日付6福祉障施第501号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」（通知）</p>	
36 会計の区分	<p>指定居宅介護事業者は、各指定居宅介護事業所において経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。</p>	<p>都条例155 第41条</p>	
37 記録の整備	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する記録を整備し、少なくとも次に掲げる記録をその完了の日から5年間保存しているか。 ア 11に規定する指定居宅介護の提供に係る記録 イ 18に規定する居宅介護計画 ウ 29に規定する身体的拘束等の記録ウ エ 33に規定する苦情の内容等に係る記録 オ 34に規定する事故の譲許および事故に際して採った処置についての記録 カ 21に規定する区市町村への通知に係る記録</p>	<p>都条例155 第42条第1項</p> <p>都条例155 第42条第2項 障発1206001通知 第三の3（33）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
第5 共生型障害福祉サービスに関する基準		支援法第41条の2	
1 居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準	<p>(1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者数を指定訪問介護の利用者の数と共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上となっているか。</p> <p>(2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護居宅事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。</p>	<p>都条例155 第43条の2 規則175 第4条の5第1号</p> <p>都条例155 第43条の2 規則175 第4条の5第2号</p>	
2 準用	<p>基本方針、従業者の配置の基準および運営に関する基準については、都条例第4条（第3項および第4項を除く）第5条および第6条ならびに第2章第4節（第43条を除く）、規則第3条第1項第2号および第2項を準用する。</p>	<p>都条例155 第43条の4 規則175 第4条の7</p>	
第6 基準該当居宅介護に関する基準			
1 従業者の員数	<p>基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、3人以上となっているか。（離島その他の地域であつてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものにあつてはおくべき従業員の員数は、1人以上。） また、従業者は資格を有しているか。</p>	<p>都条例155第44条 都規則175第5条 平18厚労告538</p>	
2 サービス提供責任者	<p>(1) 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者としているか。</p> <p>(2) 資格を有しているか。 ア 介護福祉士 イ 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号の指定を受けた学校または養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識および技能を修得するための研修（以下、「実務者研修」という。）を修了した者 ウ 介護職員基礎研修修了者 エ 居宅介護従業者養成研修（改正前の基準該当居宅介護等の提供に当たる者として平18厚労告第538号第2号に規定する1級課程）を修了した者（以下、「1級課程修了者」という。） オ 介護保険法上の指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当する者</p>	<p>都条例155第44条 都規則175第5条 平18厚労告538</p>	
3 管理者	<p>基準該当居宅介護事業者は、各基準該当居宅介護事業所において、専ら当該基準該当居宅介護事業者の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置いているか。（ただし、基準該当居宅介護事業所ごとに管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、または当該指定居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。） 他の職務との兼務は適切か。</p>	<p>都条例155第45条</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
4 設備および備品等	<p>基準該当居宅介護事業所には、基準該当居宅介護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、基準該当居宅介護の提供に必要な設備および備品等が備えられているか。(第3の1参照)</p>	都条例155第46条	
5 同居家族に対するサービス提供の禁止	<p>基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所の従業者に利用者が当該従業者の同居の家族である場合、当該利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせてはいいないか。ただし、次のいずれにも該当する場合を除く。</p> <p>ア 利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込み量を確保することが困難であると区市町村が認めるものに住所を有する場合</p> <p>イ サービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合</p> <p>ウ 当該基準該当居宅介護を提供する従業者の従事する時間の合計が、当該従業者の従事する時間のおおむね二分の一を超えない場合</p>	都条例155第47条第1項	
6 運営に関する基準	<p>基本方針および運営に関する基準については、都条例第4条第1項および第四節(第25条第1項、第26条、第27条第1項、第30条、第31条、第35条の2および第43条を除く)を準用する。</p>	都条例155第48条	
第7 届出等			
1 変更の届出	<p>指定居宅介護事業者は、支援法施行規則第34条の23第1項第1号に掲げる事項(支援法施行規則第34条の7第1項第1号、第2号、第4号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第5号から第7号までに掲げる事項)に変更があったときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>指定居宅介護事業者が変更の届出を要する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称および所在地 2 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名 3 申請者の登記事項証明書または条例等 4 事業所の平面図 5 事業所の管理者およびサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所および経歴 6 運営規程 7 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項 	支援法第46条第1項 支援法施行規則第34条の23第1項第1号 支援法施行規則第34条の7第1項	
2 業務管理体制の整備	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法または支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所および施設の数1以上20未満の指定事業者等 (ア) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所および施設の数20以上100未満の指定事業者等 (ア) 法令遵守責任者を選任しているか。 (イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等 (ア) 法令遵守責任者の選任をしているか。 (イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 (ウ) 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p>	支援法第42条第3項 支援法第51条の2第1項 支援法規則第34条の27	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
第8 介護給付費の算定 および取扱い	<p>(2) 指定居宅介護事業者は、都知事に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。(指定事業所もしくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等を除く。)</p> <p>また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定事業者等の名称または氏名、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(指定を受けている事業所および施設の数20以上の指定事業者等に限る。)</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要(指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等に限る。)</p> <p>また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>支援法第51条の2第2項 支援法規則第34条の28</p> <p>支援法第29条第3項</p>	
1 基本事項	<p>(1) 指定居宅介護に要する費用の額は、平18厚労告523の別表「介護給付費等単位数表」の第1により算定する単位数に平18厚労告539に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、指定居宅介護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>平18厚労告523の一 平18厚労告539</p> <p>平18厚労告523の二</p>	
2 居宅介護サービス 費	<p>(1) 居宅介護の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した居宅介護計画に基づいて行われているか。</p> <p>なお、居宅介護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業員の種別についても記載しているか。</p> <p>また、当初の居宅介護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致していない場合には、速やかに居宅介護計画の見直し、変更を行っているか。</p> <p>(2) 居宅における身体介護が中心である場合、通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合および通院等のための乗車または降車の介助が中心である場合については、区分1以上に該当する利用者に対して、指定居宅介護事業所の従業員が指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(3) 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合については、次に掲げるアおよびイのいずれにも該当する支援の割合(障害児にあっては、これに相当する支援の割合)にある利用者に対して、通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>ア 区分2以上に該当していること。</p> <p>イ 平成26年厚生労働省令第5号「障害支援区分に係る区市町村審査会による審査および判定の基準等に関する省令」の別表第一における次の(ア)から(オ)までに掲げる項目のいずれかについて、それぞれ(ア)から(オ)までに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。</p> <p>(ア)歩行「全面的な支援が必要」</p> <p>(イ)移乗「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」</p> <p>(ウ)移動「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」</p> <p>(エ)排尿「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」</p> <p>(オ)排便「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」</p>	<p>障発1031001通知 第二の2(1)</p> <p>平18厚労告523 別表第1の1の注1</p> <p>平18厚労告523 別表第1の1の注2</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
	<p>(4) 家事援助が中心である場合については、区分1以上に該当する利用者のうち、単身の世帯に属する利用者または家族もしくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者または当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、家事援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(5) 居宅介護従業者が、指定居宅介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置付けられた内容の指定居宅介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p> <p>(6) 居宅における身体介護が中心である場合については、平18厚労告548の一に定める者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ただし、次のアまたはイに掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、算定しているか。 ア 平18厚労告548の二に定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 所定単位数の100分の70に相当する単位数 イ 平18厚労告548の四に定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護を行った場合 次の(ア)または(イ)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(ア)または(イ)に掲げる単位数 (ア) 所要時間3時間未満の場合 平18厚労告523の別表「介護給付費等単位数表」第2の1に規定する所定単位数 (イ) 所要時間3時間以上の場合 638単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数</p> <p>(7) 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合については、平18厚労告548の一に定める者が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ただし、次のアまたはイに掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれアまたはイに掲げる単位数を算定しているか。 ア 平18厚労告548の三に定める者が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護を行った場合 所定単位数の100分の70に相当する単位数 イ 平18厚労告548の四に定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(ア)または(イ)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(ア)または(イ)に掲げる単位数 (ア) 所要時間3時間未満の場合 平18厚労告523の別表「介護給付費等単位数表」第2の1に規定する所定単位数 (イ) 所要時間3時間以上の場合 638単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数</p>	<p>平18厚労告523 別表第1の1の注3</p> <p>平18厚労告523 別表第1の1の注4</p> <p>平18厚労告523 別表第1の1の注5 平18厚労告548の一</p> <p>平18厚労告523 別表第1の1の注5(1) 平18厚労告548の二</p> <p>平18厚労告523 別表第1の1の注5(2) 平18厚労告548の四</p> <p>平18厚労告523 別表第1の1の注6 平18厚労告548の一</p> <p>平18厚労告523 別表第1の1の注6(1) 平18厚労告548の三</p> <p>平18厚労告523 別表第1の1の注6(2) 平18厚労告548の四</p> <p>障発1031001通知 第二の2(1) (二)ウ</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
	<p>(8) 家事援助が中心である場合については、平18厚労告548の四の二に定める者が、家事援助が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ただし、平18厚労告548の五に定める者が家事援助が中心である指定居宅介護を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定するものとしているか。</p> <p>(9) 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合については、平18厚労告548の四の二に定める者が、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ただし、平18厚労告548の六に定める者が、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である指定居宅介護を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定するものとしているか。</p> <p>(10) 通院等のための乗車または降車の介助が中心である場合については、平18厚労告548の一に定める者が、通院等のため、自らの運転する車両への乗車または降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助または通院先での受診等の手続、移動等の介助を行った場合に、1回につき所定単位数を算定しているか。 ただし、平18厚労告548の六に定める者が、通院等のための乗車または降車の介助が中心である指定居宅介護を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定するものとしているか。</p> <p>(11) 指定居宅介護事業所等の所在する建物と同一の敷地内もしくは隣接する敷地内の建物もしくは指定居宅介護事業所等と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者を除く。）または指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第1の1の注7 平18厚労告548の四の二および五</p> <p>平18厚労告523 別表第1の1の注8 平18厚労告548の四の二および六</p> <p>平18厚労告523 別表第1の1の注9 平18厚労告548の一および六</p> <p>平18厚労告523 別表第1の1の注9の2 障発1031001通知第二の2(1)</p>	
3 2人の居宅介護従業者により行った場合	<p>平18厚労告546に定める要件を満たす場合であって、同時に2人の居宅介護従業者が1人の利用者に対して指定居宅介護を行った場合に、それぞれの居宅介護従業者が行う指定居宅介護等につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>要件 (1) 障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合 (2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 (3) その他障害者等の状況等から判断して、(1)または(2)に準ずると認められる場合</p>	<p>平18厚労告523 別表第1の1の注10 障発1031001通知第二の2(1)(一)</p> <p>平18厚労告546の一</p>	
4 夜間または早朝および深夜加算	<p>夜間（午後6時から午後10時まで）または早朝（午前6時から午前8時まで）に指定居宅介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後10時から午前6時まで）に指定居宅介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第1の1の注11 障発1031001通知第二の2(1)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
5 特定事業所加算	<p>別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準ならびに厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅介護事業所が、指定居宅介護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定できない。</p> <p>(1) 特定事業所加算() 所定単位数の100分の20に相当する単位数</p> <p>(2) 特定事業所加算() 所定単位数の100分の10に相当する単位数</p> <p>(3) 特定事業所加算() 所定単位数の100分の10に相当する単位数</p> <p>(4) 特定事業所加算() 所定単位数の100分の5に相当する単位数</p> <p>別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準ならびに子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 特定事業所加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア) 当該指定居宅介護事業所の全てのサービス従業者(登録型の居宅介護従業者を含む。)に対し、「居宅介護従業者ごとに研修計画」または「サービス提供責任者ごとに研修計画」を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施または実施を予定している また、当該事業所における居宅介護従業者の質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、居宅介護従業者またはサービス提供責任者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。</p> <p>(イ) 次に掲げる基準に従い、指定居宅介護が行われていること。</p> <p>(一) 利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達または当該指定居宅介護事業所における居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的(概ね1月に1回以上)に開催すること。</p> <p>当該会議は、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる居宅介護従業者の全てが参加するものでなければならない。</p> <p>また、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとに行くつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。なお、利用者に対して、原則として24時間365日のサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者が居宅介護従業者一人ひとりと個別に、または数人ごとに開催する方法により開催することで差し支えない。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。</p> <p>当該会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、厚生労働省「福祉分野における個人情報に関するガイドライン」等に対応していること。</p>	<p>平18厚労告523 別表第1の1の注12</p> <p>平18厚労告543の一の1(1) 障発1031001通知 第二の2(1) (一)ア</p> <p>平18厚労告543の一の1(2)(一) 障発1031001通知 第二の2(1) (一)イ</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
	<p>(二) 指定居宅介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する居宅介護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する居宅介護従業者から適宜報告を受けること。</p> <p>「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のADLや意欲 ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・ 家族を含む環境 ・ 前回のサービス提供時の状況 ・ その他サービス提供に当たって必要な事項 <p>「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については変更があった場合に記載することで足りるものとし、1日のうち、同一の居宅介護事業者が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示およびサービス提供後の報告を省略することも差し支えないものとする。</p> <p>サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示およびサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前に一括指示を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとする。この場合、前回のサービス提供時の状況等については、居宅介護従業者の間で引き継ぎを行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供責任者との連絡体制を確保すること。</p> <p>「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAXまたはメール等によることも可能である。</p> <p>また、利用者に対して、原則として24時間365日サービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者の勤務時間外にもサービス提供が行われることから、サービス提供責任者の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で差し支えない。</p> <p>なお、居宅介護従業者から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存しなければならない。</p> <p>(ウ) 当該指定居宅介護事業所の全ての居宅介護従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。</p> <p>健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない居宅介護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに、加算を算定する場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもってたりるものとする。</p> <p>(エ) 第4の23の(6)に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先および対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。</p>	<p>平18厚労告543の一の1(2)(二) 障発1031001通知 第二の2(1) (一)ウ</p> <p>平18厚労告543の一の1(3) 障発1031001通知 第二の2(1) (一)イ</p> <p>平18厚労告543の一の1(4) 障発1031001通知 第二の2(1) (一)オ</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
	<p>(オ)当該指定居宅介護事業所の新規に採用した全ての居宅介護従業者に対し、熟練した居宅介護従業者の同行による研修を実施していること。 「熟練した居宅介護従業者の同行による研修」については、サービス提供責任者またはサービス提供責任者と同等と認められる居宅介護従業者（当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある居宅介護従業者）が、新規に採用した居宅介護従業者に対し、適切な指導を行うものとする。</p> <p>(カ)「居宅介護従業者要件」 当該指定居宅介護事業所の居宅介護従業者の総数のうち介護福祉士、同行援護従事者養成研修修了者及び国立リハビリテーションセンター学院視覚障害者学科修了者等の占める割合が100分の30以上もしくは居宅介護従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者および1級課程修了者占める割合が100分の50以上または前年度もしくは算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護のサービス提供時間のうち常勤の居宅介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上または従業者のうち、盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者の要件を満たしている者の割合が100分の20以上であること。 なお、介護福祉士または介護職員基礎研修課程修了者もしくは1級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得しているまたは研修の課程を修了している者とし、割合については、前年度(4月～2月)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。 また、「常勤の居宅介護従業者」とは、事業所で定めた勤務時間(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)の全てを勤務している居宅介護従業者をいい、サービス提供時間に含まれる全ての常勤の居宅介護従業者が対象となる。</p> <p>(キ)「サービス提供責任者要件」 当該指定居宅介護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、国立リハビリテーションセンター学院視覚障害者学科修了者等または5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者もしくは1級課程修了者であること。 「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得または研修修了前の従事期間も含めるものとする。</p> <p>(ク)第2の2の規定により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置していること。</p> <p>(ケ)「重度障害者対応要件」 前年度または算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護の利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者ならびに重症心身障害児および医療的ケア児の占める割合が100分の30以上であること。 なお、算定においては、前年度(4月～2月)または届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いるものとする。 また、本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者および重度障害児の人数を算入できる事業所は、社会福祉士および介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業またはその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。</p>	<p>平18厚労告543の一の1(5) 障発1031001通知第二の2(1) (一)カ</p> <p>平18厚労告543の一の1(6) 障発1031001通知第二の2(1) (二)ア</p> <p>平18厚労告543の一の1(7) 障発1031001通知第二の2(1) (二)イ</p> <p>平18厚労告543の一の1(8) 障発1031001通知第二の2(1) (二)イ</p> <p>平18厚労告543の一の1(9) 障発1031001通知第二の2(1) (三)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
	<p>イ 特定事業所加算 () 居宅介護事業所においては、アの(ア)から(オ)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(カ)または(キ)および(ク)のいずれかに適合すること。</p> <p>ウ 特定事業所加算 () 居宅介護事業所においては、アの(ア)から(オ)までおよび(ケ)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>エ 特定事業所加算 () 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア)アの(イ)から(オ)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(イ)指定居宅介護事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施または実施を予定していること。</p> <p>(ウ)指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定居宅介護事業所であって、同項の規定により配置されることとなっているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を配置していること。</p> <p>(エ)前年度または算定日が属する月の前3か月における利用者(障害児を除く。)の総数のうち障害支援区分4以上である者および喀痰吸引等を必要とする者ならびに重症心身障害児および医療的ケア児の占める割合が100分の50以上であること。</p>	<p>平18厚労告543の一のロ</p> <p>平18厚労告543の一のハ</p> <p>平18厚労告543の一のニ</p> <p>平18厚労告543の一のニ(1)</p> <p>平18厚労告543の一のニ(2)</p> <p>平18厚労告543の1のニ(3)</p> <p>平18厚労告543の一のニ(4)</p>	
6 特別地域加算	<p>別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第176号「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域」)に居住している利用者に対して、指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が指定居宅介護を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第1の1の注13</p> <p>障発1031001通知 第二の2(1)</p>	
7 緊急時対応加算	<p>利用者またはその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所のサービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、当該指定居宅介護事業所の居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合にあつては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>なお、「緊急に行った場合」とは、居宅介護計画に位置づけられていない居宅介護(身体介護が中心である場合および通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合に限る。)を、利用者またはその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合をいうものとする。</p> <p>また、区市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置して都知事に届け出た指定居宅介護事業所の場合、1回につき定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。</p>	<p>平18厚労告523 別表第1の1の注14</p> <p>障発1031001通知 第二の2(1)</p> <p>平18厚労告523 別表第1の1の注15</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
8 情報公表未報告減算	利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上未報告となっている場合、所定単位数の100分の5に相当する単位数を減算しているか。	平18厚労告523 別表第1の1の注16	
9 業務継続計画未策定減算	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の徹底を求める観点から、感染症または非常災害のいずれかまたは両方の業務継続計画が未策定の場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。	平18厚労告523 別表第1の1の注17	
10 身体拘束廃止未実施減算	やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合および身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。	平18厚労告523 別表第1の1の注18	
11 虐待防止措置未実施減算	障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業者等に対して、基本報酬を所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。	平18厚労告523 別表第1の1の注19	
12 備考	利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間または指定通所支援もしくは指定入所支援を受けている間に、居宅介護サービス費を、算定していないか。	平18厚労告523 別表第1の1の注20	
13 初回加算	指定居宅介護事業所において、新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回の指定居宅介護を行った日の属する月に指定居宅介護を行った場合または当該指定居宅介護事業所等のその他の居宅介護従業者が初回もしくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 当該加算について、利用者が過去2月に、当該指定居宅介護事業所等から指定居宅介護等の提供を受けていない場合に算定しているか。また、サービス提供責任者が、居宅介護に同行した場合について、第4の11に基づき、同行訪問した旨を記録しているか。	平18厚労告523 別表第1の2の注 障発1031001通知 第二の2(1)	
14 利用者負担上限管理加算	指定居宅介護事業者が、第4の14に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第1の3の注 障発1031001通知 第二の2(1)	
15 喀痰吸引等支援体制加算	指定居宅介護事業所等において、社会福祉士および介護福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 5(1)の特定事業所加算()を算定している場合に、算定していないか。	平18厚労告523 別表第1の4の注 社会福祉士および介護福祉士法第2条第2項	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
16 福祉専門職員等連携加算	<p>利用者に対して、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所、指定障害者支援施設等、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、公認心理師その他の国家資格を有する者(以下「社会福祉士等」という。)に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく指定居宅介護を行った場合に、初回の指定居宅介護等が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として1回につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>「利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合」とは、サービス提供責任者が当該利用者に関わった社会福祉士等との連携に基づき、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、居宅介護事業者が当該行為を可能な限り、より適切に行うことができるよう、利用者が有する能力、現在の状況、その改善および維持の可能性の評価等(以下「アセスメント」という。)を助案した上で居宅介護従業者が提供する指定居宅介護等の内容を定めた居宅介護計画を作成した場合をいう。</p> <p>社会福祉士等は利用者の同意を得た上で、居宅介護計画が利用者の障害特性および、社会福祉士等が既に把握している利用者個人の状態や状況に応じたより適切な計画になるように、サービス提供責任者に対して詳細な情報提供を行うこと。 また社会福祉士等は「アセスメント」および当該利用者の特性に関する情報を踏まえて、サービス提供責任者に具体的な助言を行い、居宅介護計画の作成に協力すること。 本加算は、社会福祉士等が居宅介護事業所のサービス提供責任者と同時時間帯に訪問する初回の日から起算して90日以内で上限3回まで、当該居宅介護計画に基づき支援した回数に応じて所定単位数を加算する。 指定居宅介護事業所等からサービス事業所、指定障害者支援施設等、医療機関等への支払は、個々の契約に基づくものとする。</p>	<p>平18厚労告523 別表第1の4の2注</p> <p>障発1031001通知 第二の2(1)</p>	
17 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事または区市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し指定居宅介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2 から16までにより算定した単位数の1000分の274に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2 から16までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2 から16までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数</p> <p>別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員処遇改善加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア) 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p>	<p>平18厚労告523 別表第1の5の注</p> <p>平18厚労告543の二 障発1031001通知 第二の2(1)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
	<p>(イ) 当該指定居宅介護事業所等において、(ア)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(ウ) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(エ) 当該居宅介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(オ) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(カ) 当該指定居宅介護事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>(キ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) 福祉・介護職員の任用の際における職責または職務内等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。 (四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (五) 福祉・介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(ク) (イ)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)および当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 アの(ア)から(カ)まで、キの(一)から(四)までおよび(ク)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
18 福祉・介護職員等 特定処遇改善加算	<p>ウ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア) アの(ア)から(カ)までおよび(ク)に掲げる基準に適合すること (イ) 次に掲げる要件のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること a 福祉・介護職員の任用における職責または職務内等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。 a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事または区市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、他方の加算を算定していないか。 (1) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（ ） 2から16までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数 (2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（ ） 2から16までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数</p> <p>別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(ア) 障害福祉人材（福祉・介護職員または心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者もしくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。）その他の職員（以下「障害福祉人材等」という。）の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士または保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験および技能を有する障害福祉人材と認められるもの（以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。）のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上となる、または改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。</p>	<p>平18厚労告523 別表第1の6の注</p> <p>平18厚労告543の三</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
	<p>(二) 当該指定居宅介護事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)および障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。</p> <p>(三) 障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)および障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有するとみとめられるものを除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の平均賃金額が障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)および障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。</p> <p>(四) 障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p> <p>(イ) 当該指定居宅介護事業所等において、(ア)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(ウ) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により、事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(エ) 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(オ) 居宅介護サービス費における特定事業所加算()から()までのいずれかを算定していること。</p> <p>(カ) 居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算()から()までのいずれかを算定していること。</p> <p>(キ) (イ)の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)および当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。</p> <p>(ク) (キ)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算() アに掲げる(ア)から(エ)までおよび(カ)から(ク)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令 等	備 考
<p>19 福祉・介護職員等 ベースアップ等支援 加算</p>	<p>別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事または区市町村長に届け出た指定居宅介護事業者等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合は、第8の2から16までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>ア 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給または決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を算定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>イ 指定居宅介護事業所等において、アの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>エ 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>オ 居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算（ ）から（ ）までのいずれかを算定していること。</p>	<p>平18厚労告523 別表第1の7の注</p> <p>平18厚労告543の三の 2</p>	

指 導 検 査 基 準 (指 定 重 度 訪 問 介 護)

根拠法令

- 「支援法」 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）
- 「支援法施行規則」 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18 年厚生労働省令第19 号）
- 「厚労令5」 = 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26 年厚労令第5 号）
- 「都条例155」 = 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）
- 「都規則175」 = 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第175号）
- 「区規則86」 = 練馬区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則（平成18年3月31日練馬区規則第86号）
- 「平18厚労告523」 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）
- 「平18厚労告538」 = 指定居宅介護等の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）
- 「平18 厚労告539」 = こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18 年厚生労働省告示第539 号）
- 「平18 厚労告543」 = こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18 年日厚生労働省告示第543号）
- 「平18 厚労告546」 = こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件（平成18 年厚生労働省告示第546 号）
- 「平18 厚労告548」 = こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者（平成18 年日厚生労働省告示第543号）
- 「障発1206001通知」 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）
- 「障発1031001通知」 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
第1 基本方針	(1) 指定重度訪問介護事業者は、利用者または当該利用者である障害児の保護者の意思および人格を尊重し、常に当該利用者または利用者である障害児の保護者の立場に立った指定重度訪問介護の提供に努めているか。 (2) 指定重度訪問介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。	都条例155 第3条第2項 都条例155 第3条第3項 令和6年5月9日付6福祉障施第501号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」 (通知)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p> <p>2 サービス提供責任者</p>	<p>(3) 指定重度訪問介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況および置かれている環境に応じて、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事、外出時における移動中の介護ならびに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。</p> <p>指定重度訪問介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で2.5以上となっているか。 また、従業者は資格を有しているか。</p> <p>* 常勤換算方法 (従業者の勤務延べ時間数) ÷ (事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数 (一週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする))</p> <p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定重度訪問介護の職務に従事するものうち事業の規模(当該指定重度訪問介護事業者が居宅介護、同行援護または行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定重度訪問介護の事業と居宅介護、同行援護または行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護および重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模)に応じて、1人以上の者をサービス提供責任者としているか。(この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて、常勤換算方法によることができる。)</p> <p>(2) (1)の事業の規模は、前3月の平均値としているか。 (ただし、新規に指定重度訪問介護事業者の指定を受ける場合は、(1)の規模は推定数によるものとする。)</p> <p>(3) 資格を有しているか。(アからカまでのいずれかに該当する従業者または当該従業者を確保できないなど、特にやむを得ない事情があると認められる場合には、従業者のうち相当の知識と経験を有する者から選任しているか。)</p> <p>ア 介護福祉士 イ 社会福祉士および介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第2号の指定を受けた学校または養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識および技能を修得するための研修(以下、「実務者研修」という。)を修了した者(以下、「実務研修修了者」という。)</p> <p>ウ 介護職員基礎研修修了者 エ 居宅介護従業者養成研修(改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号。))第2号に規定する1級課程)を修了した者 オ 居宅介護職員初任者研修(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号。))第3号に規定する居宅介護の提供に当たる従業者に係る研修)の課程を修了したものであって3年以上介護等の業務に従事した者 カ 介護保険法上の指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当するもの</p>	<p>都条例155 第4条第2項</p> <p>支援法第43条 第1項</p> <p>都条例155 第7条 準用(第5条) 都規則175 第4条 準用(第3条第1項第1号)</p> <p>都条例155 第7条 準用(第5条) 都規則175 第4条 準用(第3条第1項第2号)</p> <p>都規則175 第4条 準用(第3条第2項)</p> <p>障発1206001通知 第三1(5)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
3 管理者	<p>指定重度訪問介護事業者は、各指定重度訪問介護事業所において、専ら当該指定重度訪問介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 (ただし、指定重度訪問介護事業所ごとに管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、または当該指定重度訪問介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。) 他の職務との兼務は適切か。</p>	都条例155 第7条 準用(第6条)	
第3 設備に関する基準 設備および備品等	<p>指定重度訪問介護事業所に、指定重度訪問介護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定重度訪問介護の提供に必要な設備および備品等が備えられているか。</p> <p>(1) 専用の事務室を設けているか。他の事業と同一の事務室である場合は、事業を行うための区画が明確に特定されているか。</p> <p>(2) 利用申込みの受付、相談等のスペースを確保しているか。</p> <p>(3) 必要な設備および備品等を確保しているか。 (特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。)</p>	<p>支援法第43条 第2項</p> <p>都条例155 第8条第2項 準用(第8条第1項) 障発1206001通知 第三の2(5) 準用(第三の2(1) ~(4))</p>	
第4 運営に関する基準 1 内容および手続の説明および同意	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、支給決定障害者等が指定重度訪問介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定重度訪問介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者が社会福祉事業の経営者である場合は、利用者との間で当該指定重度訪問介護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、 ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地 イ 当該事業の経営者が提供する指定重度訪問介護の内容 ウ 当該指定重度訪問介護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 エ 指定重度訪問介護の提供開始年月日 オ 指定重度訪問介護に係る苦情を受け付けるための窓口 を記載した書面を交付しているか。 当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、当該利用者の承諾を得ているか。</p>	<p>支援法第43条 第2項</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第13条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第13条第2項) 社会福祉法 第77条第1項 社会福祉法施行規則 第16条第2項 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三3(1))</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
2 契約支給量の報告等	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者およびその事業所の名称、当該指定重度訪問介護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定重度訪問介護の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項（受給者証記載事項）を記載しているか。 また、当該契約に係る指定重度訪問介護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定重度訪問介護の量を記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の利用に係る契約を締結したときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定重度訪問介護事業者は、利用に係る変更をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第14条第1項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三3(2))</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第14条第2項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第14条第3項)</p> <p>都条例155第43条第1項 準用(第14条第4項)</p>	
3 提供拒否の禁止	<p>指定重度訪問介護事業者は、正当な理由がなく指定重度訪問介護の提供を拒んでいないか。 特に障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 なお、正当な理由がある場合とは</p> <p>(1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合</p> <p>(2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業実施地域外である場合</p> <p>(3) 当該事業者の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定重度訪問介護を提供することが困難な場合</p> <p>(4) 入院治療が必要な場合をいう。</p>	<p>都条例155 第15条</p> <p>障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(3))</p>	
4 連絡調整に対する協力	<p>指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の利用について区市町村または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第16条) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(4))</p>	
5 サービス提供困難時の対応	<p>指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定重度訪問介護を提供することが困難であると認める場合は、他の指定重度訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第17条)</p>	
6 受給資格の確認	<p>指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の提供の開始に際し、支給決定障害者等の提示する受給者証によって、支給決定の有無および有効期間、支給量等を確認しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第18条)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
7 介護給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、介護給付費の支給の申請をしていないことにより支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第19条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第19条第2項)</p>	
8 心身の状況等の把握	<p>指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第20条)</p>	
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の提供に当たっては、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第21条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第21条第2項)</p>	
10 身分を証する書類の携行	<p>指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護事業所の従業者に身分を証する書類(証書や名札等)を携行させ、初回訪問時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 証書等に当該指定重度訪問介護事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第22条) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3 (8))</p>	
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護を提供した際は、当該指定重度訪問介護の提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービスの提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、(1)の規定による記録に際し、支給決定障害者等から指定重度訪問介護の提供を受けたことについて確認を受けているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第23条第1項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(9))</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第23条第2項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
12 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者が指定重度訪問介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が利用者の便益を直接向上させるものであって、かつ当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当である場合に限られているか。13の(1)から(3)に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途および額ならびに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p> <p>指定重度訪問介護事業者は、利用者の便益を直接向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。</p> <p>ア 指定重度訪問介護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。</p> <p>イ 利用者等に求める金額、その用途および金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第24条第1項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3 (10))</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第24条第2項)</p>	
13 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、法定代理受領を行う指定重度訪問介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定重度訪問介護に係る利用者負担額として、支援法29条第3項第2号に規定する政令で定める額(政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の1割相当額の方が低い場合は、1割相当額)の支払を受けているか。 また、支援法第31条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額を利用者負担額としているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、法定代理受領を行わない指定重度訪問介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けているか。</p> <p>(3) 指定重度訪問介護事業者は、(1)および(2)において支給決定障害者等から支払を受ける額のほか、当該支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定重度訪問介護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払いを支給決定障害者等から受けているか。</p> <p>(4) 指定重度訪問介護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定重度訪問介護事業者は、(3)の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および交通費について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第25条第1項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(11))</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第25条第2項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第25条第3項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第25条第4項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第25条第5項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
14 利用者負担額に係る管理	<p>指定重度訪問介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定重度訪問介護事業者が提供する指定重度訪問介護および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定重度訪問介護および他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定重度訪問介護および他の指定障害福祉サービス等につき支援法第29条第3項（支援法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費または訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定重度訪問介護事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	都条例155 第43条第1項 準用(第26条)	
15 介護給付費等の額に係る通知等	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、法定代理受領により区市町村から指定重度訪問介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、法定代理受領を行わない指定重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定重度訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	都条例155 第43条第1項 準用(第27条第1項) 都条例155 第43条第1項 準用(第27条第2項)	
16 指定重度訪問介護の基本取扱方針	<p>(1) 指定重度訪問介護は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、提供された指定重度訪問介護については、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、重度訪問介護計画の見直しを行うなど、その改善を図っているか。</p>	都条例155 第43条第1項 準用(第28条第1項) 都条例155第43条第1項 準用(第28条第2項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(14))	
17 指定重度訪問介護の具体的取扱方針	<p>指定重度訪問介護事業所の従業者が提供する指定重度訪問介護の方針は、次に掲げるところとなっているか。</p> <p>(1) 指定重度訪問介護の提供に当たっては、重度訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、指定重度訪問介護の提供方法等について理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定重度訪問介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。</p> <p>(4) 指定重度訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定重度訪問介護の提供を行っているか。</p> <p>(5) 常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談および助言を行っているか。</p>	都条例155 第43条第1項 準用(第29条第1号) 都条例155 第43条第1項 準用(第29条第1号) 都条例155 第43条第1項 準用(第29条第2号) 都条例155 第43条第1項 準用(第29条第3号) 都条例155 第43条第1項 準用(第29条第4号)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
18 重度訪問介護計画の作成	<p>(1) サービス提供責任者は、利用者または当該利用者である障害児の保護者の日常生活全般の状況および希望等を踏まえて、具体的な指定重度訪問介護の内容等を記載した重度訪問介護計画を作成しているか。</p> <p>(2) サービス提供責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定重度訪問介護事業所以外の保健医療サービスまたはその他の福祉サービス等との連携も含め、重度訪問介護計画の原案を作成し、重度訪問介護計画に基づく支援を実施しているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、重度訪問介護計画の目標や内容等について、利用者およびその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っているか。</p> <p>(4) 重度訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、重度訪問介護の提供によって解決すべき課題を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにしているか。</p> <p>(5) サービス提供責任者は、重度訪問介護計画を作成した際は、利用者およびその同居の家族ならびに当該利用者または障害児の保護者に対して指定計画相談支援または指定障害児支援を行う者にその内容を説明するとともに、当該重度訪問介護計画を遅滞なく交付しているか。</p> <p>(6) サービス提供責任者は、重度訪問介護計画作成後においても、当該重度訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該重度訪問介護計画の変更を行っているか。 また、サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが重度訪問介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行っているか。</p> <p>(7) 重度訪問介護計画に変更のあった場合、(1)および(5)に準じて取り扱っているか。</p> <p>(8) サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるように努めているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第10条第2項)</p> <p>障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(16))</p> <p>障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(16))</p> <p>障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(16))</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第10条第3項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(16))</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第10条第4項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(16))</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第10条第4項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第10条第5項)</p>	
19 同居家族に対するサービス提供の禁止	指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護事業所の従業者に、利用者が当該従業者の同居の家族である場合、当該利用者に対する指定重度訪問介護の提供をさせてはならないか。	都条例155 第43条第1項 準用(第31条)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
20 緊急時等の対応	指定重度訪問介護事業所の従業者は、現に指定重度訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	都条例155 第43条第1項 準用(第32条) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(17))	
21 支給決定障害者等に関する区市町村への通知	指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。	都条例155 第43条第1項 準用(第33条)	
22 管理者およびサービス提供責任者の責務	(1) 指定重度訪問介護事業所の管理者は、当該指定重度訪問介護事業所の従業者および業務の管理を一元的に行っているか。 (2) 指定重度訪問介護事業所の管理者は、当該指定重度訪問介護事業所の従業者に、都条例155(指定障害福祉サービス条例)第2章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 (3) サービス提供責任者は、18に規定する業務のほか、指定重度訪問介護事業所に対する指定重度訪問介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等の指定重度訪問介護の内容の管理等を行っているか。	都条例155 第43条第1項 準用(第9条第1項) 都条例155 第43条第1項 準用(第9条第2項) 都条例155 第43条第1項 準用(第10条第1項)	
23 運営規程	指定重度訪問介護事業者は、各指定重度訪問介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 (1) 事業の目的および運営の方針 (2) 従業者の職種、員数および職務の内容 (3) 営業日および営業時間 (4) 指定重度訪問介護の内容ならびに支給決定障害者等から受領する費用の種類およびその額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) その他事業の運営に関する重要事項	都条例155 第43条第1項 準用(第11条)	
24 介護等の総合的な提供	指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等および外出時における移動中の介護または調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがないか。	都条例155 第43条第1項 準用(第30条)	
25 勤務体制の確保等	(1) 指定重度訪問介護事業者は、利用者に対し、適切な指定重度訪問介護を提供できるよう、各指定重度訪問介護事業所において、当該指定重度訪問介護事業所の従業者の勤務体制を定めているか。 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。	都条例155 第43条第1項 準用(第12条第1項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(22))	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、各指定重度訪問介護事業所において、当該指定重度訪問介護事業所の従業者によって指定重度訪問介護を提供しているか。 指定重度訪問介護事業所の従業者は雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者であるか。</p> <p>(3) 指定重度訪問介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該指定重度訪問介護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(4) 指定重度訪問介護事業者は、適切な指定重度訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当の範囲を超えたものまたは性的な言動により従業者の就業環境が害されることを阻止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第12条第2項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(22))</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第12条第3項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(22))</p> <p>都条例155 第12条第4項</p>	
26 業務継続計画の策定等	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定重度訪問介護の提供を継続的にを行い、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 指定重度訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例155 第12条の2第1項</p> <p>都条例155 第12条の2第2項</p> <p>都条例155 第12条の2第3項</p>	
27 衛生管理等	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護事業所の従業者の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めているか。 手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第34条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第34条第2項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(24))</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(3) 指定重度訪問介護事業者は、当該指定重度訪問介護事業所における感染症の発生またはまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 感染症の予防およびまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催すること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 また、その結果について、従業者に十分に周知すること。</p> <p>イ 感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施すること。 また、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p>	都条例155 第43条第1項 準用(第34条第3項) 規則175第4条の2	
28 掲示	指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示等(備え付けによる閲覧も可)しているか。	都条例155 第43条第1項 準用(第35条)	
29 身体的拘束等の禁止	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていないか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定重度訪問介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催すること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 また、その結果について、従業者に十分に周知すること。</p> <p>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	都条例155 第43条1項 準用(第35条の2第1項) 都条例155 第43条1項 準用(第35条の2第2項) 都条例155 第43条1項 準用(第35条の2第3項) 規則175第4条の3	
30 秘密保持等	<p>(1) 管理者および指定重度訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、管理者および従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定重度訪問介護事業者は、他の指定重度訪問介護事業者等に対して、利用者またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。</p>	都条例155 第43条第1項 準用(第36条第1項) 都条例155 第43条第1項 準用(第36条第2項) 都条例155 第43条第1項 準用(第36条第3項)	
31 情報の提供等	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定重度訪問介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、当該指定重度訪問介護事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p>	都条例155 第43条第1項 準用(第37条第1項) 都条例155 第43条第1項 準用(第37条第2項)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
32 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定重度訪問介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者から、利用者またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第38条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第38条第2項)</p>	
33 苦情解決	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、その提供したサービスに関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等について記録しているか。</p> <p>(3) 指定重度訪問介護事業者は、その提供した指定重度訪問介護に関し、支援法第10条第1項の規定により区市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定重度訪問介護事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定重度訪問介護事業者は、その提供した指定重度訪問介護に関し、支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告もしくは指定重度訪問介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力し、都道府県知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定重度訪問介護事業者は、その提供した指定重度訪問介護に関し、支援法第48条第1項の規定により都道府県知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定重度訪問介護事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事または区市町村長が行う調査に協力し、都道府県知事または区市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定重度訪問介護事業者は、都道府県知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定重度訪問介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査またはあっせんにできる限り協力しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第39条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第39条第2項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第39条第3項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第39条第4項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第39条第5項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第39条第3～5項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第39条第6項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
34 事故発生時の対応	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、利用者に対する指定重度訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況および処置についての記録その他必要な措置を講じているか。</p> <p>なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く） ウ（イ以外の）医療機関での治療を要する負傷や疫病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告） オ 無断外出 カ 感染症の発生 キ 送迎車両の車内への利用者の置き去り事故 ク 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） ケ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの コ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故等、個人情報の流出等） サ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等） シ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、利用者に対する指定重度訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第40条第1項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3 (30)) 令和6年5月9日付6福 祉障施第499号「施 設・事業所における 事故等防止対策の徹 底について」(通知)</p>	
35 虐待等の禁止	<p>指定重度訪問介護事業者は、虐待の発生および再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催すること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする また、その結果について、従業者に十分に周知すること。</p> <p>イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>ウ アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>都条例155 第43条1項 準用(第40条の2) 規則175第4条の4 令和6年5月9日付6福 祉障施第501号「施 設・事業所における 虐待防止体制の整備 の徹底について」 (通知)</p>	
36 会計の区分	<p>指定重度訪問介護事業者は、各指定重度訪問介護事業所において経理を区分するとともに、指定重度訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第41条)</p>	
37 記録の整備	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、利用者に対する指定重度訪問介護の提供に関する記録を整備し、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から5年間保存しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 11に規定する指定居宅介護の提供に係る記録 イ 18に規定する居宅介護計画 ウ 31に規定する苦情の内容等に係る記録 エ 21に規定する区市町村への通知に係る記録 オ 33に規定する身体的拘束等の記録 	<p>都条例155 第43条第1項 準用(第42条1項)</p> <p>都条例155 第43条第1項 準用(第42条第2項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
第5 共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準	<p>(1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者数を指定訪問介護の利用者の数と共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上となっているか。</p> <p>(2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。</p> <p>基本方針、従業者の配置の基準および運営に関する基準については、都条例第4条（第1項、第3項および第4項を除く）、第5条および第6条ならびに第2章第4節（第43条および第43条の2を除く）、規則第3条第1項および第2項を準用する。</p>	<p>支援法第41条の2</p> <p>都条例155 第43条の3 規則175 第4条の6第1号</p> <p>都条例155 第43条の3 規則175 第4条の6第2号</p> <p>都条例155 第43条の4 規則175 第4条の7</p>	
第6 基準該当重度訪問介護に関する基準			
従業者の員数	<p>基準該当重度訪問介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、3人以上となっているか。（離島その他の地域であってこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものにあつてはおくべき従業員の員数は、1人以上。） また、従業者は資格を有しているか。</p>	<p>都条例155第44条 都規則175第5条 平18厚労告第538号</p>	
1 サービス提供責任者	<p>(1) 基準該当重度訪問介護事業者は、基準該当重度訪問介護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者としているか。</p>	<p>都条例155第44条 都規則175第5条</p>	
2	<p>(2) 資格を有しているか。</p> <p>ア 介護福祉士</p> <p>イ 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号の指定を受けた学校または養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識および技能を修得するための研修（以下、「実務者研修」という。）を修了した者</p> <p>ウ 介護職員基礎研修修了者</p> <p>エ 居宅介護従業者養成研修（改正前の基準該当居宅介護等の提供に当たる者として平18厚労告第538号第2号に規定する1級課程を修了した者（以下、「1級課程修了者」という。）</p> <p>オ 介護保険法上の指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当する者</p>	<p>平18厚労告第538号</p>	
3 管理者	<p>基準該当重度訪問介護事業者は、各基準該当重度訪問介護事業所において、専ら当該基準該当重度訪問介護事業者の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 （ただし、基準該当重度訪問介護事業所ごとに管理上支障がない場合は、当該事業所他の職務に従事させ、または当該指定重度訪問介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。） 他の職務との兼務は適切か。</p>	<p>都条例155第45条</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
4 設備および備品等	基準該当重度訪問介護事業所には、基準該当重度訪問介護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、基準該当重度訪問介護の提供に必要な設備および備品等が備えられているか。(第3の1参照)	都条例155第46条	
5 同居家族に対するサービス提供の禁止	<p>基準該当重度訪問介護事業者は、基準該当重度訪問介護事業所の従業者に利用者が当該従業者の同居の家族である場合、当該利用者に対する基準該当重度訪問介護の提供をさせてはならないか。ただし、次のいずれにも該当する場合を除く。</p> <p>ア 利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定重度訪問介護のみによっては必要な重度訪問介護の見込み量を確保することが困難であると区市町村が認めるものに住所を有する場合</p> <p>イ サービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合</p> <p>ウ 当該基準該当重度訪問介護を提供する従業者の従事する時間の合計が、当該従業者の従事する時間のおおむね二分の一を超えない場合</p>	都条例155第47条第1項	
6 運営に関する基準	基本方針および運営に関する基準については、都条例第4条第1項および第四節(第25条第1項、第26条、第27条第1項、第30条、第31条、第35条の2および第43条を除く)を準用する。	都条例155第48条	
第7 届出等			
1 変更の届出	<p>指定重度訪問介護事業者は、支援法施行規則第34条の23第1項第1号に掲げる事項(支援法施行規則第34条の7第1項第1号、第2号、第4号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第5号から第7号までに掲げる事項)に変更があったときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>指定重度訪問介護事業者が変更の届出を要する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称および所在地 2 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名 3 申請者の登記事項証明書または条例等 4 事業所の平面図 5 事業所の管理者およびサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所および経歴 6 運営規程 7 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項 	支援法第46条第1項 支援法施行規則第34条の23第1項第1号 支援法施行規則第34条の7第1項	
2 業務管理体制の整備	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法または支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所および施設の数が1以上20未満の指定事業者等 (ア)法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所および施設の数20以上100未満の指定事業者等 (ア)法令遵守責任者を選任しているか。 (イ)業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等 (ア)法令遵守責任者の選任をしているか。 (イ)業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 (ウ)業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p>	支援法第42条第3項 支援法第51条の2第1項 支援法規則第34条の27	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
第8 介護給付費の算定 および取扱い	<p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、都知事に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。（指定事業所もしくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等を除く。） また、届出書には以下の事項が記載されているか。 ア 指定事業者等の名称または氏名、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日 ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所および施設の数が20以上の指定事業者等に限る。） エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等に限る。） また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	支援法第51条の2第2項 支援法規則第34条の28	
1 基本事項	<p>(1) 指定重度訪問介護に要する費用の額は、平18厚労告523の別表「介護給付費等単位数表」の第1により算定する単位数に平18年厚労告539「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p>	平18厚労告523の一 平18厚労告539	
2 重度訪問介護サービス費	<p>(2) (1)の規定により、指定重度訪問介護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 重度訪問介護の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した重度訪問介護計画に基づいて行われているか。 なお、重度訪問介護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業員の種別についても記載しているか。 また、当初の重度訪問介護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致していない場合には、速やかに重度訪問介護計画の見直し、変更を行っているか。</p> <p>(2) 重度訪問介護にかかる報酬は、事業者が作成した重度訪問介護計画に基づいて行われるべき指定重度訪問介護等に要する時間により算定されることとなるが、当該重度訪問介護計画の作成に当たっては、支給量が30分を単位として決定されること、また、報酬については1日分の所要時間を通算して算定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を十分に踏まえているか。</p> <p>(3) 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつまたは食事の介護等および外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出および社会通念上適当でない外出を除く。以下同じ。）時における移動中の介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(4) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所もしくは同法第2条第1項に規定する助産所または介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設もしくは同条第29項に規定する介護医療院（以下「病院等」という。）に入院または入所をしている障害者に対して、重度訪問介護の中で病院等における意思疎通の支援その他の必要な支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p>	平18厚労告523の二	障発1031001通知 第二の2(2) 準用(第二の2(1))
		障発1031001通知 第二の2(2) (三)	
		平18厚労告523 別表第2の1のイ	
		平18厚労告523 別表第2の1のロ	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(5) 区分4以上に該当し、次のアまたはイのいずれかに該当する利用者に対して重度訪問介護（居宅における入浴、排せつまたは食事の介護等および外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出および社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）時における移動中の介護を総合的に行うもの）に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者（指定重度訪問介護事業者）が当該事業を行う事業所に置かれる従業者が、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス（指定重度訪問介護）を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>ア 次の（ア）および（イ）のいずれにも該当していること。</p> <p>（ア）二肢以上に麻痺等があること。</p> <p>（イ）「障害支援区分に係る市町村審査会による審査および判定の基準等に関する省令」（平成26年厚生労働省令第5号。以下、「区分省令」という。）別表第一における次の(a)から(d)までに掲げる項目について、それぞれ(a)から(d)までに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。</p> <p>(a) 歩行 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」</p> <p>(b) 移乗 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」</p> <p>(c) 排尿 「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」</p> <p>(d) 排便 「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」</p> <p>イ 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。</p>	<p>平18厚労告523 別表第2の1の注1</p> <p>平26厚令5別表第一</p> <p>平18厚労告543の四</p>	
	<p>(6) 平成18年9月30日において現に日常生活支援（廃止前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第169号）別表介護給付費等単位数表（旧介護給付費等単位数表）の1の注5に規定する日常生活支援）の支給決定を受けている利用者のうち、次のアまたはイのいずれにも該当する者に対して、指定重度訪問介護を行った場合に、障害支援区分の認定が効力を有する期間内に限り、所定単位数を算定しているか。</p> <p>ア 区分3以上に該当していること。</p> <p>イ 日常生活支援および旧介護給付費等単位数表の5の注1に規定する指定外出介護等の支給量の合計が125時間を超えていること。</p>	<p>平18厚労告523 別表第2の1の注2 平18厚労告169 別表第1の注5</p>	
	<p>(7) 上記（4）については、区分4以上に該当し、かつ、病院等へ入院または入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において指定重度訪問介護等を行った場合に、入院または入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定しているか。ただし、90日を超えた期間に行われた場合であっても、入院または入所をしている間引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第2の注2の2</p>	
	<p>(8) 指定重度訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けられた内容の指定重度訪問介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第2の1の注3</p>	
	<p>(9) 平18厚労告548「厚生労働大臣が定める者」の七に定める者が、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第2の1の注4 平18厚労告548の七</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
3 2人の重度訪問介護従業者により行った場合	<p>(10) 平18厚労告548の八に定める者が、平18厚労告523の別表の第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者につき、指定重度訪問介護を行った場合に、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(11) 平18厚労告548「厚生労働大臣が定める者」の八に定める者が、区分6(区分命令第1条第7号に掲げる区分6をいう。以下同じ。)に該当する者につき、指定重度訪問介護を行った場合に、所定単位数の100分の8.5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>平18厚労告546を満たす場合であって、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して指定重度訪問介護を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護につき所定単位数を算定しているか。ただし、別に定める要件を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>要件 (1) 障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合 (2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 (3) その他障害者等の状況等から判断して、(1)または(2)に準ずると認められる場合</p>	<p>平18厚労告523 別表第2の1の注5 平18厚労告548の八</p> <p>平18厚労告523 別表第2の1の注6 平18厚労告548の八</p> <p>平18厚労告523 別表第2の1の注7</p> <p>平18厚労告546の1 平18厚労告546の2</p>	
4 夜間または早朝および深夜加算	<p>夜間(午後6時から午後10時まで)または早朝(午前6時から午前8時まで)に指定重度訪問介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜(午後10時から午前6時まで)に指定重度訪問介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第2の1の注8 障発1031001通知 第二の2(2)</p>	
5 特定事業所加算	<p>別に定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度訪問介護事業所において、指定重度訪問介護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>(1) 特定事業所加算() 所定単位数の100分の20に相当する単位数</p> <p>(2) 特定事業所加算() 所定単位数の100分の10に相当する単位数</p> <p>(3) 特定事業所加算() 所定単位数の100分の10に相当する単位数</p>	<p>平18厚労告523 別表第2の1の注9 障発1031001通知 第二の2(2) (一部、準用(第二の2(1)事項あり))</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>別に定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 特定事業所加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア) 当該指定重度訪問介護事業所の全ての重度訪問介護従業者（登録型の重度訪問介護従業者を含む。）に対し、重度訪問介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施または実施を予定していること。 また、当該事業所における重度訪問介護従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、重度訪問介護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。</p> <p>(イ) 次に掲げる基準に従い、指定重度訪問介護が行われていること。</p> <p>(一) 利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達もしくは当該指定重度訪問介護事業所における重度訪問介護従業者の技術指導を目的とした会議の定期的な開催またはサービス提供責任者が重度訪問介護従業者に対して個別に利用者に関する情報もしくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。 当該会議は、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる重度訪問介護従業者の全てが参加するものでなければならない。 また、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。 なお、利用者に対して、原則として24時間365日のサービス提供を行っている事業所においては、当該要件のうち「またはサービス提供責任者が重度訪問介護従業者に対して個別に利用者に関する情報もしくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。」を適用するものとし、必ずしも毎月の開催ではなく必要性が生じた場合に開催することで差し支えない。 ただし、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。 当該会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、厚生労働省「福祉分野における個人情報に関するガイドライン」等に対応していること。</p>	平18厚労告543の五	
	<p>(二) 指定重度訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する重度訪問介護従業者に対し、毎月定期的に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達するとともに、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項に変更があった場合も同様に伝達を行っていること。 「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のADLや意欲 ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・ 家族を含む環境 ・ 前月（または留意事項等に変更があった時点）のサービス提供時の状況 ・ その他サービス提供に当たって必要な事項 <p>また、「毎月定期的」とは、当該サービス提供月の前月末に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を伝達すること。 「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。</p>		

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(ウ) 当該指定重度訪問介護事業所の全ての重度訪問介護従業者に対し健康診断等を定期的に実施すること。 健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない重度訪問介護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。 なお、新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。</p> <p>(エ) 第4の23の(6)に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先および対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。</p> <p>(オ) 当該指定重度訪問介護事業所の新規に採用した全ての重度訪問介護従業者に対し、熟練した重度訪問介護従業者の同行による研修を実施していること。 「熟練した重度訪問介護従業者の同行による研修」については、サービス提供責任者またはサービス提供責任者と同等と認められる重度訪問介護従業者(当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある重度訪問介護従業者)が、新規に採用した重度訪問介護従業者に対し、適切な指導を行うものとする。</p> <p>(カ) 指定重度訪問介護のサービス提供に当たり、常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。 「常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。」とは、前月の実績において、夜間、深夜、早朝の時間帯についてもサービスが提供されており、また、運営規程に規定する営業日および営業時間において、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずに重度訪問介護従業者の派遣が可能となっている事業所をいう。 なお、届出を行った月以降においても、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して、時間帯を問わずにサービスを提供していることが必要であり、サービスが提供できない場合については、直ちに特定事業所加算の終了の届出を提出しなければならない。</p> <p>(キ) 当該指定重度訪問介護事業所の重度訪問介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上もしくは指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者および1級課程修了者の占める割合が100分の50以上または前年度もしくは算定日が属する月の前3月間における指定重度訪問介護のサービス提供時間のうち常勤の重度訪問介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上であること。 なお、介護福祉士、実務者研修修了者または介護職員基礎研修課程修了者もしくは1級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得しているまたは研修の課程を修了している者とし、割合については、前年度(4月～2月)または届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。 また、「常勤の重度訪問介護従業者」とは、事業所で定めた勤務時間(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)の全てを勤務している重度訪問介護従業者をいい、サービス提供時間に含まれる全ての常勤の重度訪問介護従業者が対象となる。</p>		

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(ク) 当該指定重度訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士または5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者もしくは1級課程修了者または重度訪問介護従事者として6,000時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有する者であること。 「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得または研修修了前の従事期間も含めるものとする。</p> <p>(ケ) 第2の2の規定により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所において、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置していること。</p> <p>(コ) 前年度または算定日が属する月の前3月間における指定重度訪問介護の利用者の総数のうち障害支援区分5以上である者および喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の5以上であること。 なお、算定においては、前年度(4月～2月)または届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いるものとする。</p> <p>イ 特定事業所加算() 重度訪問介護事業所においては、アの(ア)から(カ)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(キ)または(ク)および(ケ)のいずれかに適合すること</p> <p>ウ 特定事業所加算() 重度訪問介護事業所においては、アの(ア)から(カ)までおよび(コ)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		
6 特別地域加算	<p>別に定める地域(平成21年厚生労働省告示第176号)に居住している利用者に対して、指定重度訪問介護事業所の重度訪問介護従業者が、指定重度訪問介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	平18厚労告523 別表第2の1の注10 障発1031001通知 第二の2(2) 準用(第二の2(1))	
7 緊急時対応加算	<p>利用者またはその家族等からの要請に基づき、指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者が重度訪問介護計画の変更を行い、当該指定重度訪問介護事業所の重度訪問介護従業者が当該利用者の重度訪問介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定重度訪問介護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき所定単位数を加算しているか。 なお、「緊急に行った場合」とは、重度訪問介護計画に位置づけられていない重度訪問介護を、利用者またはその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合をいうものとする。 また、区市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられ、かつ、関係機関との連絡調整に従事する者を配置し都知事に届け出た指定重度訪問介護事業所の場合、1回につき定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。</p>	平18厚労告523 別表第2の1の注11 障発1031001通知 第二の2(2) 準用(第二の2(1)) 平18厚労告523 別表第2の1の注12	
8 情報公表未報告減算	<p>利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上未報告となっている場合、所定単位数の100分の5に相当する単位数を減算しているか。</p>	平18厚労告523 別表第2の1の注13	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
9 業務継続計画未策定減算	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の徹底を求める観点から、感染症または非常災害のいずれかまたは両方の業務継続計画が未策定の場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。	平18厚労告523 別表第2の1の注14	
10 身体拘束廃止未実施減算	やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合および身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。	平18厚労告523 別表第2の1の注15	
11 虐待防止措置未実施減算	障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業者等に対して、基本報酬を所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。	平18厚労告523 別表第2の1の注16	
12 備考	利用者が重度訪問介護または療養介護以外の障害福祉サービスを受けている間に、重度訪問介護サービス費を、算定していないか。	平18厚労告523 別表第2の1の注17	
13 移動介護加算	<p>利用者に対して、外出時における移動中の介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けられた内容の外出時における移動中の介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。</p> <p>また、別に平18厚労告546の要件を満たす場合であっても、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して移動中の介護を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う移動中の介護につき所定単位数を加算しているか。ただし、別に定める要件を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>当該加算について</p> <p>(1) 外出時における移動中の介護（以下「移動介護」という。）を行う場合には、外出のための身だしなみ等の準備、移動中および移動先における確認等の追加的業務を踏まえ、一定の加算を行うものであるが、これらの業務については、外出に係る移動時間が長時間になった場合でも大きく変わる支援内容ではないことから、4時間以上実施される場合は一律の評価としている。</p> <p>従って1日に移動介護が4時間以上実施される場合、「所要時間3時間以上の場合」の単位を適用する。</p> <p>(2) 同一事業者が、1日に複数回の移動介護を行う場合には、1日分の所要時間を通算して報酬算定する。</p> <p>また、1日に複数の事業者が移動介護を行う場合には、それぞれの事業者ごとに1日分の所要時間を算定して加算する。</p>	<p>平18厚労告523 別表第2の2の注1 平18厚労告523 別表第2の2の注2</p> <p>障発1031001通知 第二の2(2)</p>	
14 移動介護緊急時支援加算	重度訪問介護従業者が、利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第2の2の2注	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
15 初回加算	<p>取扱について</p> <p>(1) 本加算は、重度訪問介護従業者が利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって、当該車両を駐停車して、必要な支援を緊急に行った場合のものであり、所定単位数を算定するに当たっては、道路運送法（昭和26年法律第183号）等他の法令等に留意すること。</p> <p>(2) 「その他の必要な支援」とは、常時介護を要する者の障害の特性に起因して生じうる緊急の支援であり、例えば、重度の知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対する制御的対応などをいう。</p> <p>(3) 一日に複数の事業者が同一利用者に対して、移動介護緊急時支援加算を算定する場合は、事業者がそれぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>指定重度訪問介護事業所において、新規に重度訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回の指定重度訪問介護を行った日の属する月に指定重度訪問介護を行った場合または当該指定重度訪問介護事業所等のその他の重度訪問介護従業者が初回もしくは初回の指定重度訪問介護等を行った日の属する月に指定重度訪問介護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>当該加算について、利用者が過去2月に、当該指定重度訪問介護事業所から指定重度訪問介護の提供を受けていない場合に算定しているか。</p> <p>また、サービス提供責任者が、重度訪問介護に同行した場合について、第4の11に基づき、同行訪問した旨を記録しているか。</p>	<p>障発1031001通知第二の2(2)</p> <p>平18厚労告523別表第2の3の注障発1031001通知第二の2(2)準用(第二の2(1))</p>	
16 利用者負担上限額管理加算	<p>指定重度訪問介護事業者が、第4の14に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523別表第2の4の注障発1031001通知第二の2(2)準用(第二の2(1))</p>	
17 喀痰吸引等支援体制加算	<p>指定重度訪問介護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>5(1)の特定事業所加算()を算定している場合に、算定していないか。</p>	<p>平18厚労告523別表第2の5の注</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
18 行動障害支援連携加算	<p>利用者に対して、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所または指定障害者支援施設等の従業者であって支援計画シートおよび支援手順書を作成した者と同様して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該作成者と共同して行い、かつ、重度訪問介護計画を作成した場合であって、当該作成者と連携し、当該重度訪問介護計画に基づく指定重度訪問介護を行ったときは、初回の指定重度訪問介護等が行われた日から起算して30日の間、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p> <p>当該加算については以下のとおり取り扱っているか。</p> <p>(1) 利用者の引き継ぎを行う場合にあつては、「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」(平成26年3月31日付け障発0331第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「重訪対象拡大通知」という。)を参照し行うこと。なお、引き継ぎを受けた指定重度訪問介護事業所等のサービス責任者については、当該引継ぎ内容を従業者に対し、周知すること。</p> <p>(2) 本件加算については、支援計画シート等(以下重訪対象拡大通知1の(4)に規定する「支援計画シート」および「支援手順書兼記録用紙」という。)を作成した者(以下「作成者」という。)における指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者に対する費用の支払いを評価しているものであることから、作成者と指定重度訪問介護事業者等々のサービス提供責任者に対する費用の支払いを評価しているものであることから、上記の両者が同一の場合、加算を算定していないか。</p> <p>なお、同一事業者であっても、上記の両者が同一でない場合は算定できる。</p> <p>(3) 指定重度訪問介護事業者等から作成者への支払は、個々の契約に基づいているか。</p>	<p>平18厚労告523別表第2の5の2注</p> <p>障発1031001通知第二の2(2)</p>	
19 入院時支援連携加算	<p>病院または診療所に入院する前から指定重度訪問介護等を受けていた利用者が当該病院または診療所に入院するに当たり、指定重度訪問介護事業所等の職員が当該病院または診療所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供および当該病院または診療所と当該指定重度訪問介護事業者等が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。</p>	<p>平18厚労告523別表第2の5の3注</p>	
20 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事または区市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所が、利用者に対し、指定重度訪問介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2から18までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2から18までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2から18により算定した単位数の1000分の81に相当する単位数</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員処遇改善加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア) 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p>	<p>平18厚労告523別表第2の6の注障発1031001通知第二の2(2)準用(第二の2(1))</p> <p>平18厚労告543の六準用(二)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(イ) 当該指定重度訪問介護事業所等において、(ア)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(ウ) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(エ) 当該重度訪問介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(オ) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(カ) 当該指定重度訪問介護事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>(キ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) 福祉・介護職員の任用の際における職責または職務内等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。 (四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (五) 福祉・介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(ク) (イ)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）および当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 アの(ア)から(カ)まで、キの(一)から(四)までおよび(ク)に掲げる基準のいずれに、も適合すること。</p>		

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
21 福祉・介護職員等 特定処遇改善加算	<p>ウ 福祉・介護職員処遇改善加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア) アの(ア)から(カ)までおよび(ク)に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(イ) 次に掲げる要件のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること</p> <p>a 福祉・介護職員の任用における職責または職務内等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(二) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。</p> <p>a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事または区市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、他方の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算() 2から18までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算() 2から18までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員等特定処遇改善加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(ア) 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上となる、または改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額440万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。</p> <p>(二) 当該指定重度訪問介護事業所等(介護給付費等単位数表第2の1の注10に規定する指定重度訪問介護事業所等をいう。以下同じ。)における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)および障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。</p>	<p>平18厚労告523 別表第2の7注</p> <p>平18厚労告543の7 準用(3)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(三) 障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)および障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の平均賃金額が障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)および障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。</p> <p>(四) 障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p> <p>(イ) 当該指定重度訪問介護事業所等において、(ア)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(ウ) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(エ) 当該指定重度訪問介護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(オ) サービス費における特定事業所加算()から()までのいずれかを算定していること</p> <p>(カ) 重度訪問介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算()から()までのいずれかを算定していること。</p> <p>(キ) (イ)の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)および当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。</p> <p>(ク) (キ)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算() アに掲げる(ア)から(エ)までおよび(カ)から(ク)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
22 福祉・介護職員等 ベースアップ等支援 加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事または区市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業者等が、利用者に対し、指定重度訪問介護を行った場合は、第8の2から18までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>ア 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給または決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を算定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>イ 指定重度訪問介護事業所等において、アの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>エ 当該指定重度訪問介護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>オ 重度訪問介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算（ ）から（ ）までのいずれかを算定していること。</p>	<p>平18厚労告523 別表第2の8の注</p> <p>平18厚労告543第7の2 (第3の2準用)</p>	

指 導 検 査 基 準 (指 定 同 行 援 護)

根拠法令

- 「支援法」 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）
- 「支援法施行規則」 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18 年厚生労働省令第19 号）
- 「厚労令5」 = 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26 年厚労令第5 号）
- 「都条例155」 = 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）
- 「都規則175」 = 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第175号）
- 「区規則86」 = 練馬区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則（平成18年3月31日練馬区規則第86号）
- 「平18厚労告523」 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）
- 「平18厚労告538」 = 指定居宅介護等の提供に当たる者として子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）
- 「平18 厚労告539」 = 子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18 年厚生労働省告示第539 号）
- 「平18 厚労告543」 = 子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18 年日厚生労働省告示第543号）
- 「平18 厚労告546」 = 子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件（平成18 年厚生労働省告示第546 号）
- 「平18 厚労告548」 = 子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者（平成18 年日厚生労働省告示第543号）
- 「障発1206001通知」 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）
- 「障発1031001通知」 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
第1 基本方針	<p>(1) 指定同行援護事業者は、利用者または当該利用者である障害児の保護者の意思および人格を尊重し、常に当該利用者または利用者である障害児の保護者の立場に立った指定同行援護の提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定同行援護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況および置かれている環境に応じ、外出時において、当該利用者に行き、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつおよび食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。</p>	<p>都条例155 第3条第2項</p> <p>都条例155 第3条第3項 令和6年5月9日付6福祉障発第501号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」 (通知)</p> <p>都条例155 第4条第3項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
第2 人員に関する基準		支援法第43条第1項	
1 従業員の員数	<p>指定同行援護事業所ごとに置くべき従業員の員数は、常勤換算方法で、2.5以上となっているか。また、従業員は資格および実務経験を有しているか。</p> <p>*常勤換算方法 (従業員の勤務延べ時間数) ÷ (事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数(一週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする))</p>	<p>都条例155 第7条 準用(第5条) 都規則175第4条 準用(第3条第1項第1号)</p>	
2 サービス提供責任者	<p>(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所ごとに、常勤の従業員であって専ら指定同行援護の職務に従事するもののうち事業の規模(当該指定同行援護事業者が居宅介護、重度訪問介護または行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定同行援護の事業と居宅介護、重度訪問介護または行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護および重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模をいう。)に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか。(この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。)</p> <p>(2) (1)の事業の規模は、前3月の平均値としているか。 (ただし、新規に指定同行援護事業者の指定を受ける場合は、(1)の規模は推定数によるものとする。)</p> <p>(3) 資格を有しているか。 ア 介護福祉士 イ 社会福祉士および介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第2号の指定を受けた学校または養成施設において1年以上介護福祉士として必要な知識および技能を修得するための研修を修了した者(以下、「実務者研修修了者」という。) ウ 介護職員基礎研修修了者 エ 居宅介護従業者養成研修(改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号。))第2号に規定する1級課程)を修了した者 オ 居宅介護職員初任者研修(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号。))第3号に規定する居宅介護の提供に当たる従業者に係る研修)の課程を修了したものであつて3年以上介護等の業務に従事した者 カ 介護保険法上の指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当するもの キ 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者(相当する研修課程修了者を含む。) ク 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者またはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者</p> <p>指定同行援護事業者は、各指定同行援護事業所において、専ら当該指定同行援護事業者の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 (ただし、指定同行援護事業所ごとに管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、または当該指定同行援護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。) 他の職務との兼務は適切か。</p>	<p>都条例155 第7条 準用(第5条) 第4条 準用(第3条第1項第2項)</p> <p>都規則175 第4条 準用(第3条第2項)</p> <p>障発1206001通知 第三1(6)</p>	
3 管理者		<p>都条例155 第7条 準用(第6条)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
第3 設備に関する基準	<p>指定同行援護事業所には、指定同行援護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定同行援護の提供に必要な設備および備品等が備えられているか。</p>	<p>支援法第43条第2項</p>	
設備および備品等	<p>(1) 専用の事務室を設けているか。他の事業と同一の事務室である場合は、事業を行うための区画が明確に特定されているか。</p> <p>(2) 利用申込みの受付、相談等のスペースを確保しているか。</p> <p>(3) 必要な設備および備品等を確保しているか。 (特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。)</p>	<p>都条例155第8条第2項 準用(第8条第1項) 障発1206001通知第三の2(5) 準用(第三の2(1)~(4))</p>	
第4 運営に関する基準		<p>支援法第43条第2項</p>	
1 内容および手続の説明および同意	<p>(1) 指定同行援護事業者は、支給決定障害者等が指定同行援護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定同行援護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者が社会福祉事業の経営者である場合は、利用者との間で当該指定同行援護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、 ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地 イ 当該事業の経営者が提供する指定同行援護の内容 ウ 当該指定同行援護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 エ 指定同行援護の提供開始年月日 オ 指定同行援護に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面をその利用者に対し、交付しているか。 指定同行援護事業者は、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、当該利用者の承諾を得ているか。</p>	<p>都条例155第43条第2項 準用(第13条第1項)</p> <p>都条例155第43条第2項 準用(第13条第2項) 社会福祉法第77条第1項 社会福祉法施行規則第16条第2項 障発1206001通知第三3(34) 準用(第三3(1))</p>	
2 契約支給量の報告等	<p>(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者およびその事業所の名称、当該指定同行援護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定同行援護の提供量(契約支給量)、契約日等の必要な事項(受給者証記載事項)を記載しているか。 また、当該契約に係る指定同行援護の提供が終了した場合にはその年月日を、途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定同行援護の量を記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。</p>	<p>都条例155第43条第2項 準用(第14条第1項) 障発1206001通知第三の3(34) 準用(第三3(2))</p> <p>都条例155第43条第2項 準用(第14条第2項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
3 提供拒否の禁止	<p>(3) 指定同行援護事業者は、指定同行援護の利用に係る契約を締結したときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定同行援護事業者は、利用に係る変更をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。</p> <p>指定同行援護事業者は、正当な理由がなく指定同行援護の提供を拒んでいないか。特に障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。なお、正当な理由がある場合とは</p> <p>(1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合</p> <p>(2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業実施地域外である場合</p> <p>(3) 当該事業者の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定同行援護を提供することが困難な場合</p> <p>(4) 入院治療が必要な場合をいう。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第14条第3項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第14条第4項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第15条) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3 (3))</p>	
4 連絡調整に対する協力	<p>指定同行援護事業者は、指定同行援護の利用について区市町村または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第16条) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用第三の3(4)</p>	
5 サービス提供困難時の対応	<p>指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定同行援護を提供することが困難であると認める場合は、他の指定同行援護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第17条)</p>	
6 受給資格の確認	<p>指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供の開始に際し、支給決定障害者等の提示する受給者証によって、支給決定の有無および有効期間、支給量等を確認しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第18条)</p>	
7 介護給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定同行援護事業者は、介護給付費の支給の申請をしていないことにより支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第19条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第19条第2項)</p>	
8 心身の状況等の把握	<p>指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第20条)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供するに当たっては、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第21条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第21条第2項)</p>	
10 身分を証する書類の携行	<p>指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所の従業者に身分を証する書類(証書や名札等)を携行させ、初回訪問時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 証書等に当該指定同行援護事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第22条) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(8))</p>	
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護を提供した際は、当該指定同行援護の提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービスの提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、(1)の規定による記録に際し、支給決定障害者等から指定同行援護の提供を受けたことについて確認を受けているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第23条第1項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(9))</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第23条第2項)</p>	
12 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定同行援護事業者が指定同行援護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を直接向上させるものであって、かつ当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるもの場合に限定されているか。 13の(1)から(3)に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途および額ならびに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p> <p>指定同行援護事業者は、利用者の便益を直接向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。 ア 指定同行援護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 イ 利用者等に求める金額、その用途および金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第24条第1項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(10))</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第24条第2項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
13 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定同行援護事業者は、法定代理受領を行う指定同行援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定同行援護に係る利用者負担額として、支援法29条第3項第2号に規定する政令で定める額（政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の1割相当額の方が低い場合は、1割相当額）の支払を受けているか。 また、支援法第31条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額を利用者負担額としているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、法定代理受領を行わない指定同行援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定同行援護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けているか。</p> <p>(3) 指定同行援護事業者は、(1)および(2)において支給決定障害者等から支払を受ける額のほか、当該支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定同行援護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払いを支給決定障害者等から受けているか。</p> <p>(4) 指定同行援護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定同行援護事業者は、(3)の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および交通費について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第25条第1項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(11))</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第25条第2項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第25条第3項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第25条第4項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第25条第5項)</p>	
14 利用者負担額に係る管理	<p>指定同行援護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定同行援護事業者が提供する指定同行援護および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定同行援護および他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定同行援護および他の指定障害福祉サービス等につき支援法第29条第3項(支援法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費または訓練等給付費の額を控除した額の合計額(利用者負担額合計額)を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定同行援護事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第26条)</p>	
15 介護給付費等の額に係る通知等	<p>(1) 指定同行援護事業者は、法定代理受領により区市町村から指定同行援護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、法定代理受領を行わない指定同行援護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定同行援護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第27条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第27条第2項)</p>	
16 指定同行援護の基本取扱方針	<p>(1) 指定同行援護は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、提供された指定同行援護については、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、同行援護計画の見直しを行うなど、その改善を図っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第28条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第28条第2項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(14))</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
17 指定同行援護の具体的な取扱方針	<p>指定同行援護事業所の従業者が提供する指定同行援護の方針は次に掲げるところとなっているか。</p> <p>(1) 指定同行援護の提供に当たっては、同行援護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定同行援護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、指定同行援護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定同行援護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。</p> <p>(4) 指定同行援護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定同行援護の提供を行っているか。</p> <p>(5) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談および助言を行っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第29条第1号)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第29条第1号)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第29条第2号)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第29条第3号)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第29条第4号)</p>	
18 同行援護計画の作成	<p>(1) サービス提供責任者は、利用者または当該利用者である障害児の保護者の日常生活全般の状況および希望等を踏まえて、具体的な指定同行援護の内容等を記載した同行援護計画を作成しているか。</p> <p>(2) サービス提供責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定同行援護事業所以外の保健医療サービスまたはその他の福祉サービス等との連携も含め、同行援護計画の原案を作成し、同行援護計画に基づく支援を実施しているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、同行援護計画の目標や内容等について、利用者およびその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っているか。</p> <p>(4) 同行援護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、同行援護の提供によって解決すべき課題を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしているか。</p> <p>(5) サービス提供責任者は、同行援護計画を作成した際は、利用者およびその同居の家族ならびに当該利用者または障害児の保護者に対して指定計画相談支援または指定障害児相談支援を行う者にその内容を説明するとともに、当該同行援護計画を遅滞なく交付しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第10条第2項)</p> <p>障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(16))</p> <p>障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(16))</p> <p>障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(16))</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第10条第3項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(16))</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>19 同居家族に対するサービス提供の禁止</p> <p>20 緊急時等の対応</p> <p>21 支給決定障害者等に関する区市町村への通知</p> <p>22 管理者およびサービス提供責任者の責務</p>	<p>(6) サービス提供責任者は、同行援護計画作成後においても、当該同行援護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該同行援護計画の変更を行っているか。 また、サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが同行援護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行っているか。</p> <p>(7) 同行援護計画に変更のあった場合、(1)および(5)に準じて取り扱っているか。</p> <p>(8) サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるように努めているか。</p> <p>指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所の従業者に、利用者が当該従業者の同居の家族である場合、当該利用者に対する同行援護の提供をさせてはならないか。</p> <p>指定同行援護事業所の従業者は、現に指定同行援護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p> <p>指定同行援護事業者は、指定同行援護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p> <p>(1) 指定同行援護事業所の管理者は、当該指定同行援護事業所の従業者および業務の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業所の管理者は、当該指定同行援護事業所の従業者に、都条例155（指定障害福祉サービス条例）第2章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、18に規定する業務のほか、指定同行援護事業所に対する指定同行援護の利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第10条第4項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(16))</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第10条第4項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第10条第5項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第31条)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第32条) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(17))</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第33条)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第9条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第9条第2項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第10条第1項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
23 運営規程	<p>指定同行援護事業者は、各指定同行援護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>(1) 事業の目的および運営の方針 (2) 従業者の職種、員数および職務の内容 (3) 営業日および営業時間 (4) 指定同行援護の内容ならびに支給決定障害者等から受領する費用の種類およびその額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) その他事業の運営に関する重要事項</p>	都条例155 第43条第2項 準用(第11条)	
24 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定同行援護事業者は、利用者に対し、適切な指定同行援護を提供できるよう、各指定同行援護事業所において、当該指定同行援護事業所の従業者の勤務体制を定めているか。 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、各指定同行援護事業所において、当該指定同行援護事業所の従業者によって指定同行援護を提供しているか。 指定同行援護事業所の従業者は雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者であるか。</p> <p>(3) 指定同行援護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該指定同行援護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(4) 指定同行援護事業者は、適切な指定同行援護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものまたは性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第12条第1項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(22))</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第12条第2項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(22))</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第12条第3項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(22))</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第12条第4項)</p>	
25 業務継続計画の策定等	<p>(1) 指定同行援護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定同行援護の提供を継続的に行い、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に行っているか。</p> <p>(3) 指定同行援護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第12条の2第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第12条の2第2項)</p> <p>都条例155 第42条第2項 準用(第13条の2第3項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
26 衛生管理等	<p>(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所の従業員の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めているか。手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <p>(3) 指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所における感染症の発生またはまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 感染症の予防およびまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催すること。 なお、委員会はテレビ装置等を活用して行うことができるものとする。 また、その結果について、従業員に十分に周知すること。</p> <p>イ 感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修を実施すること。 また、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第34条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第34条第2項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3 (24))</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第34条第3項)</p>	
27 掲示	<p>指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示等(備え付けによる閲覧も可)しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第35条)</p>	
28 身体的拘束等の禁止	<p>(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていないか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定同行援護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的開催すること。 なお、委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 また、その結果について、従業員に十分に周知すること。</p> <p>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>都条例155 第43条2項 準用(第35条の2第1項)</p> <p>都条例155 第43条2項 準用(第35条の2第2項)</p> <p>都条例155 第43条2項 準用(第35条の2第3項) 規則175第4条の3</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
29 秘密保持等	<p>(1) 管理者および指定同行援護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、管理者および従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定同行援護事業者は、他の指定同行援護事業者等に対して、利用者またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第36条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第36条第2項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第36条第3項)</p>	
30 情報の提供等	<p>(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定同行援護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、当該指定同行援護事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第37条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第37条第2項)</p>	
31 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定同行援護事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定同行援護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者から、利用者またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第38条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第38条第2項)</p>	
32 苦情解決	<p>(1) 指定同行援護事業者は、その提供したサービスに関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等について記録しているか。</p> <p>(3) 指定同行援護事業者は、その提供した指定同行援護に関し、支援法第10条第1項の規定により区市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定同行援護事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定同行援護事業者は、その提供した指定同行援護に関し、支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告もしくは指定同行援護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力し、都道府県知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定同行援護事業者は、その提供した指定同行援護に関し、支援法第48条第1項の規定により都道府県知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定同行援護事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事または区市町村長が行う調査に協力し、都道府県知事または区市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第39条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第39条第2項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第39条第3項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第39条第4項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第39条第5項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
33 事故発生時の対応	<p>(6) 指定同行援護事業者は、都道府県知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定同行援護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査またはあっせんのできる限り協力しているか。</p> <p>(1) 指定同行援護事業者は、利用者に対する指定同行援護の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況および処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。 ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く） ウ（イ以外の）医療機関での治療を要する負傷や疫病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告） オ 無断外出 カ 感染症の発生 キ 送迎車両の車内への利用者の置き去り事故 ク 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） ケ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの コ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故等、個人情報の流出等） サ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等） シ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、利用者に対する指定同行援護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第39条第3～5項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第39条第6項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第40条第1項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(30)) 令和6年5月9日付6福 保障施第499号「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について」(通知)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第40条第2項)</p>	
34 虐待等の禁止	<p>指定同行援護事業者は、虐待の発生および再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催すること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 また、その結果について、従業者に十分に周知すること。 イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ウ アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>都条例155 第43条2項 準用(第40条の2) 規則175第4条の4 令和6年5月9日付6福 社障施第501号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」(通知)</p>	
35 会計の区分	<p>指定同行援護事業者は、各指定同行援護事業所において経理を区分するとともに、指定同行援護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第41条)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
36 記録の整備	<p>(1) 指定同行援護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、利用者に対する指定同行援護の提供に関する記録を整備し、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から5年間保存しているか。</p> <p>ア 11に規定する指定同行援護の提供に係る記録</p> <p>イ 18に規定する同行援護計画</p> <p>ウ 30に規定する苦情の内容等に係る記録</p> <p>エ 21に規定する区市町村への通知に係る記録</p> <p>オ 32に規定する身体的拘束等の記録</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第42条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第42条第2項)</p>	
第5 届出等			
1 変更の届出	<p>指定同行援護事業者は、支援法施行規則第34条の23第1項第1号に掲げる事項（支援法施行規則第34条の7第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号から第7号までに掲げる事項）に変更があったときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>指定同行援護事業者が変更の届出を要する事項</p> <p>1 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称および所在地</p> <p>2 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>3 申請者の登記事項証明書または条例等</p> <p>4 事業所の平面図</p> <p>5 事業所の管理者およびサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所および経歴</p> <p>6 運営規程</p> <p>7 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項</p>	<p>支援法第46条第1項 支援法施行規則第34条の23第1項第1号 支援法施行規則第34条の7第1項</p>	
2 業務管理体制の整備	<p>(1) 指定同行援護事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法または支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所および施設の数1以上20未満の指定事業者等（ア）法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所および施設の数20以上100未満の指定事業者等（ア）法令遵守責任者を選任しているか。（イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等（ア）法令遵守責任者の選任をしているか。（イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。（ウ）業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p>	<p>支援法第42条第3項 支援法第51条の2第1項 支援法規則第34条の27</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
第6 介護給付費の算定 および取扱い	(2) 指定同行援護事業者は、都知事に対し、遅滞無く業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。(指定事業所もしくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等を除く。) また、届出書には以下の事項が記載されているか。 ア 指定事業者等の名称または氏名、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名 イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日 ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(指定を受けている事業所および施設の数が20以上の指定事業者等に限る。) エ 業務執行の状況の監査の方法の概要(指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等に限る。) また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。	支援法第51条の2第2項 支援法規則第34条の28	
1 基本事項	(1) 指定同行援護に要する費用の額は、平18厚労告523の別表「介護給付費等単位数表」の第1により算定する単位数に平18厚労告539に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (2) (1)の規定により、指定同行援護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平18厚労告523の一 平18厚労告539	
2 同行援護サービス 費	(1) 同行援護計画の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した同行援護計画に基づいて行われているか。 なお、同行援護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業員の種別についても記載しているか。 また、当初の同行援護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに同行援護計画の見直し、変更を行っているか。 (2) 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所に置かれる従業員が同行援護に係る指定障害福祉サービスを行った場合に、所定単位数を算定しているか。 (3) 指定同行援護事業者は、事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備しているか。 (4) 指定同行援護を行った場合に、現に要した時間ではなく、同行援護計画に位置付けられた内容の指定同行援護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。 (5) 平18厚労告548の九および十に定める者が、指定同行援護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。	障発1031001通知 第二の2(3) 準用(第二の2(1)) 平18厚労告523 別表第3の1の注1 障発1031001通知 第二の2(3) 平18厚労告523 別表第3の1の注2 平18厚労告523 別表第3の1の注3 平18厚労告548の九、 十	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
3 2人の同行援護従業者により行った場合	(6) 平18厚労告548の十の二に定める者が、平18厚労告543の八の二の満たしている利用者に対して、指定同行援護を行った場合に、所定単位数に加算しているか。	平18厚労告523 別表第3の1の注4 平18厚労告548の十の二	
	(7) 区分3（障害児にあっては、これに相当する支援の割合）に該当する利用者につき、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数の100分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平18厚労告523 別表第3の1の注4の2	
	(8) 区分4以上（障害児にあっては、これに相当する支援の割合）に該当する利用者につき、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数の100分の40に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平18厚労告523 別表第3の1の注4の3	
	平18厚労告546に定める要件を満たす場合であって、同時に2人の同行援護従業者が1人の利用者に対して指定同行援護を行った場合に、それぞれの同行援護従業者が行う指定同行援護につき所定単位数を算定しているか。 「こども家庭長官および厚生労働大臣が定める要件ならびに厚生労働大臣が定める要件」 (1) 障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合 (2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 (3) その他障害者等の状況等から判断して、(1)または(2)に準ずると認められる場合	平18厚労告523 別表第3の1の注5 平18厚労告546の1	
	4 夜間早朝・深夜加算 夜間（午後6時から午後10時まで）または早朝（午前6時から午前8時まで）に指定同行援護を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後10時から午前6時まで）に指定同行援護を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定しているか。	平18厚労告523 別表第3の1の注6 障発1031001通知 第二の2(3)	
5 特定事業所加算	別にこども家庭長官および厚生労働大臣が定める基準ならびに厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定同行援護事業所において、指定同行援護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 (1) 特定事業所加算() 所定単位数の100分の20に相当する単位数 (2) 特定事業所加算() 所定単位数の100分の10に相当する単位数 (3) 特定事業所加算() 所定単位数の100分の10に相当する単位数 (4) 特定事業所加算() 所定単位数の100分の5に相当する単位数	平18厚労告523 別表第3の1の注7 障発1031001通知 第二の2(3) 準用(第二の2(1))	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>別にこども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準ならびに厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 特定事業所加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア) 当該指定同行援護事業所の全ての同行援護従業者（登録型の同行援護従業者を含む。）に対し、同行援護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施または実施を予定していること。</p> <p>また、当該事業所におけるサービス従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、同行援護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。</p> <p>(イ) 次に掲げる基準に従い、指定同行援護が行われていること。</p> <p>(一) 利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たったの留意事項の伝達または当該指定同行援護事業所における同行援護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的（概ね1月に1回以上）に開催すること。</p> <p>当該会議は、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる同行援護従業者の全てが参加するものでなければならない。</p> <p>また、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにくつつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。なお、利用者に対して、原則として24時間365日のサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者が同行援護従業者一人ひとりと個別に、または数人ごとに開催する方法により開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。</p> <p>当該会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、厚生労働省「福祉分野における個人情報に関するガイドライン」等に対応していること。</p>	<p>平18厚労告543の九 障発1031001通知 第二の2（3） 準用（第二の2（1））</p>	
	<p>(二) 指定同行援護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する同行援護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たったの留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する同行援護従業者から適宜報告を受けること。</p> <p>「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たったの留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のA D Lや意欲 ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・ 家族を含む環境 ・ 前回のサービス提供時の状況 ・ その他サービス提供に当たって必要な事項 <p>「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、F A Xまたはメール等によることも可能である。</p> <p>また、利用者に対して、原則として24時間365日サービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者の勤務時間外にもサービス提供が行われることから、サービス提供責任者の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で差し支えない。</p> <p>なお、同行援護従業者から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存しなければならない。</p>		

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(ウ) 当該指定同行援護事業所の全ての同行援護従業者に対し、健康診断等を定期的を実施すること。 健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない同行援護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。 なお、新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。</p> <p>(エ) 第4の23の(6)に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先および対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。</p> <p>(オ) 当該指定同行援護事業所の新規に採用した全ての同行援護従業者に対し、熟練した同行援護従業者の同行による研修を実施していること。 「熟練した同期援護従業者の同行による研修」については、サービス提供責任者またはサービス提供責任者と同等と認められる同行援護従業者(当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある同行援護従業者)が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。</p> <p>(カ) 当該指定同行援護事業所の同行援護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上、指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者および1級課程修了者の占める割合が100分の50以上、前年度もしくは算定日が属する月の前3月間における指定同行援護のサービス提供時間のうち常勤の同行援護従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上または同行援護従業者養成研修の課程を修了した者および国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等の占める割合が100分の30以上、または盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従事者の要件を満たしている者の割合が100分の20以上であること。 なお、介護福祉士、実務者研修修了者または介護職員基礎研修課程修了者もしくは1級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得しているまたは研修の課程を修了している者とし、割合については、前年度(4月～2月)または届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。 また、「常勤の同行援護従業者」とは、事業所で定めた勤務時間(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)の全てを勤務している同行援護従業者をいい、サービス提供時間に含まれる全ての常勤の同行援護従業者が対象となる。</p> <p>(キ) 当該指定同行援護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等または5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者もしくは1級課程修了者であること。 「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得または研修修了前の従事期間も含めるものとする。</p> <p>(ク) 第2の2の規定により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあっては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。</p> <p>(ケ) 前年度または算定日が属する月の前3月間における指定同行援護の利用者の総数のうち障害支援区分5以上である者および喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の30以上であること。 なお、算定においては、前年度(4月～2月)または届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いるものとする。</p>		

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>イ 特定事業所加算（ ） 同行援護事業所においては、アの（ア）から（オ）までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、（カ）または（キ）および（ク）のいずれかに適合すること。</p> <p>ウ 特定事業所加算（ ） 同行援護事業所においては、アの（ア）から（オ）までおよび（ケ）に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>エ 特定事業所加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 （ア）アの（イ）から（オ）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>（イ）指定同行援護事業所の全てのサービス責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施または実施を予定していること。</p> <p>（ウ）指定障害福祉サービス基準第7条において準用する指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定同行援護事業所であって、同項の規定により配置されることとなっているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1名以上配置していること。</p> <p>（エ）前年度または算定日が属する月の前3か月における利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分4以上である者および喫煙吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上であること。</p>		
6 特別地域加算	<p>別に厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣が定める地域」）に居住している利用者に対して、指定同行援護事業所の同行援護従業者が指定同行援護を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第3の1の注8 障発1031001通知 第二の2(3) 準用(第二の2(1))</p>	
7 緊急時対応加算	<p>利用者またはその家族等からの要請に基づき、指定同行援護事業所のサービス提供責任者が同行援護計画の変更を行い、当該指定同行援護事業所の同行援護従業者が当該利用者の同行援護計画において計画的に訪問することとなっていない指定同行援護を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>なお、「緊急に行った場合」とは、同行援護計画に位置づけられていない同行援護を、利用者またはその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合をいうものとする。</p> <p>また、区市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置し都知事に届け出た指定同行援護事業所の場合、1回につき定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。</p>	<p>平18厚労告523 別表第3の1の注9 障発1031001通知 第二の2(3) 準用(第二の2(1)) 平18厚労告523 別表第3の1の注10</p>	
8 情報公表未報告減算	<p>利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上未報告となっている場合、所定単位数の100分の5に相当する単位数を減算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第3の1の注11</p>	
9 業務継続計画未策定減算	<p>感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の徹底を求める観点から、感染症または非常災害のいずれかまたは両方の業務継続計画が未策定の場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第3の1の注12</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
10 身体拘束廃止未実施減算	やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合および身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平18厚労告523 別表第3の1の注13	
11 虐待防止措置未実施減算	障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業者等に対して、基本報酬を所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。	平18厚労告523 別表第3の1の注14	
12 備考	利用者が同行援護以外の障害福祉サービスを受けている間または障害児通所支援もしくは障害児入所支援を受けている間に、同行援護サービス費を算定していないか。	平18厚労告523 別表第3の1の注15	
13 初回加算	指定同行援護事業所において、新規に同行援護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回の指定同行援護を行った日の属する月に指定同行援護を行った場合または当該指定同行援護事業所のその他の同行援護従業者が初回もしくは初回の指定同行援護を行った日の属する月に指定同行援護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 当該加算について、利用者が過去2月に、当該指定同行援護事業所から指定同行援護の提供を受けていない場合に算定しているか。また、サービス提供責任者が、同行援護に同行した場合について、第4の11に基づき、同行訪問した旨を記録しているか。	平18厚労告523 別表第3の2の注 障発1031001通知 第二の2(3) 準用(第二の2(1))	
14 利用者負担上限額管理加算	指定同行援護事業者が、第4の14に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第3の3の注 障発1031001通知 第二の2(3) 準用(第二の2(1))	
15 喀痰吸引等支援体制加算	指定同行援護事業所において、社会福祉士および介護福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 5(1)の特定事業所加算()を算定している場合に、算定していないか。	平18厚労告523 別表第3の4の注 社会福祉士および介護福祉士法第2条第2項	
16 福祉・介護職員処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事または区市町村長に届け出た指定同行援護事業所が、利用者に対し指定同行援護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。 (1) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2から15までにより算定した単位数の1000分の274に相当する単位数 (2) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2から15までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数 (3) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2から15までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数	平18厚労告523 別表第3の5の注 障発1031001通知 第二の2(3) 準用(第二の2(1))	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員処遇改善加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア)福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(イ)当該指定同行援護事業所等において、(ア)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(ウ)福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(エ)当該同行援護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(オ)算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(カ)当該指定同行援護事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>(キ)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一)福祉・介護職員の任用の際における職責または職務内等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 (二)(一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (三)福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。 (四)(三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (五)福祉・介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六)(五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(ク)(イ)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)および当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p>	平18厚労告543の十(準用二)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
17 福祉・介護職員等 特定処遇改善加算	<p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 アの（ア）から（カ）まで、（キ）の（一）から（四）までおよび（ク）に掲げる基準のいずれに、も適合すること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 （ア）アの（ア）から（カ）までおよび（ク）に掲げる基準に適合すること。</p> <p>（イ）次に掲げる要件のいずれかに適合すること。 （一）次に掲げる要件のいずれにも適合すること a 福祉・介護職員の任用の際における職責または職務内等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>（二）次に掲げる要件のいずれにも適合すること。 a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事または市町村長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しないか。 （１）福祉・介護職員等特定処遇改善加算（ ） 2から15までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数 （２）福祉・介護職員等特定処遇改善加算（ ） 2から15までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>（ア）障害福祉人材（福祉・介護職員または心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者もしくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。）その他の職員（以下「障害福祉人材等」という。）の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込み額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>（一）介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士または保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験および技能を有する障害福祉人材と認められるもの（以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。）のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上となる、または改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。</p>	平18厚労告523 別表第3の6の注 平18厚労告543の 11 (準用3)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(二) 当該指定同行援護事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）および障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。</p> <p>(三) 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）および障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）および障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。</p> <p>(四) 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p> <p>(イ) 当該指定同行援護事業所等において、(ア)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(ウ) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により、事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(エ) 当該指定同行援護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(オ) 同行援護サービス費における特定事業所加算（ ）から（ ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(カ) 同行援護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算（ ）から（ ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(キ) (イ)の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）および当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。</p> <p>(ク) (キ)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（ ） ア(ア)から(エ)までおよび(カ)から(ク)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
18 福祉・介護職員等 ベースアップ等支援 加算	<p>別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事または区市町村長に届け出た指定同行援護事業者等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合は、第6の2から15までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>ア 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給または決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を算定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>イ 指定同行援護事業所等において、アの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>エ 当該同行援護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>オ 同行援護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算（ ）から（ ）までのいずれかを算定していること。</p>	<p>平18厚労告523 別表第3の7の注</p> <p>平18厚労告543第11の 2（第3の2準用）</p>	

指 導 検 査 基 準 (指 定 行 動 援 護)

根拠法令

- 「支援法」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）
- 「支援法施行規則」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18 年厚生労働省令第19 号）
- 「厚労令5」= 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26 年厚労令第5 号）
- 「都条例155」= 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）
- 「都規則175」= 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第175号）
- 「区規則86」= 練馬区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則（平成18年3月31日練馬区規則第86号）
- 「平18厚労告523」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）
- 「平18厚労告538」= 指定居宅介護等の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）
- 「平18 厚労告539」= こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18 年厚生労働省告示第539 号）
- 「平18 厚労告543」= こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18 年日厚生労働省告示第543号）
- 「平18 厚労告546」= こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件（平成18 年厚生労働省告示第546 号）
- 「平18 厚労告548」= こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者（平成18 年日厚生労働省告示第543号）
- 「障発1206001通知」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）
- 「障発1031001通知」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
第1 基本方針	(1) 指定行動援護事業者は、利用者または当該利用者である障害児の保護者の意思および人格を尊重し、常に当該利用者または利用者である障害児の保護者の立場に立った指定行動援護の提供に努めているか。 (2) 指定行動援護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。	都条例155 第3条第2項 都条例155 第3条第3項 令和6年5月9日付6福 祉障施第501号「施 設・事業所における 虐待防止体制の整備 の徹底について」 （通知）	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業員の員数</p> <p>2 サービス提供責任者</p>	<p>(3) 指定行動援護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況および置かれている環境に応じ、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護その他の行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。</p> <p>指定行動援護事業所ごとに置くべき従業員の員数は、常勤換算方法で、2.5以上となっているか。 また、従業員は資格および実務経験を有しているか。 * 常勤換算方法 (従業員の勤務延べ時間数) ÷ (事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数 (一週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする))</p> <p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所ごとに、常勤の従業員であって専ら指定行動援護の職務に従事するもののうち事業の規模 (当該指定行動援護事業者が居宅介護、重度訪問介護、または同行援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定行動援護の事業と居宅介護、重度訪問介護または同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護および重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模をいう。) に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか。(この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。)</p> <p>(2) (1)の事業の規模は、前3月の平均値としているか。 (ただし、新規に指定行動援護事業者の指定を受ける場合は、(1)の規模は推定数によるものとする。)</p> <p>(3) 資格を有しているか。 ア 介護福祉士 イ 社会福祉士および介護福祉士法 (昭和62年法律第30号) 第40条第2項第2号の指定を受けた学校または養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識および技能を修得するための研修を修了した者 (以下、「実務者研修修了者」という。) ウ 介護職員基礎研修修了者 エ 居宅介護従業者養成研修 (改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの (平成18年厚生労働省告示第538号。)) 第2号に規定する1級課程) を修了した者 オ 居宅介護職員初任者研修 (指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの (平成18年厚生労働省告示第538号。)) 第3号に規定する居宅介護の提供に当たる従業者に係る研修) の課程を修了したものであって、3年以上介護等の業務に従事した者 カ 介護保険法上の指定訪問介護事業所および指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当するもの キ 行動援護従事者養成研修修了者 ク 強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修および実践研修) 修了者</p> <p>アからカに関しては、令和9年3月31日までの間に限り、令和3年3月31日において、直接業務に5年以上従事した経験を有するもの。キまたはクに関しては、知的障害者 (児) または精神障害者の直接業務に3年以上の従事経験を有するもの。</p>	<p>都条例155 第4条第4項</p> <p>支援法第43条 第1項</p> <p>都条例155第7条 準用 (第5条) 都規則175 第4条 準用 (第3条第1項第1号)</p> <p>都条例155 第7条 準用 (第5条) 都規則175 第4条 準用 (第3条第1項第2号)</p> <p>都規則175 第4条 準用 (第3条第2項) 障発1206001通知 第三1(7)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
3 管理者	<p>指定行動援護事業者は、各指定行動援護事業所において、専ら当該指定行動援護事業者の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>(ただし、指定行動援護事業所ごとに管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、または当該指定行動援護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)</p> <p>他の職務との兼務は適切か。</p>	<p>都条例155 第7条 準用(第6条)</p>	
<p>第3 設備に関する基準</p> <p>設備および備品等</p>	<p>指定行動援護事業所には、指定行動援護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定行動援護の提供に必要な設備および備品等が備えられているか。</p> <p>(1) 専用の事務室を設けているか。他の事業と同一の事務室である場合は、事業を行うための区画が明確に特定されているか。</p> <p>(2) 利用申込みの受付、相談等のスペースを確保しているか。</p> <p>(3) 必要な設備および備品等を確保しているか。 (特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。)</p>	<p>支援法第43条 第2項</p> <p>都条例155 第8条第2項 準用(第8条第1項) 障発1206001通知 第三の2(5) 準用(第三の2(1) ~(4))</p>	
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容および手続の説明および同意</p>	<p>(1) 指定行動援護事業者は、支給決定障害者等が指定行動援護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定行動援護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者が社会福祉事業の経営者である場合は、利用者との間で当該指定行動援護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する指定行動援護の内容</p> <p>ウ 当該指定行動援護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 指定行動援護の提供開始年月日</p> <p>オ 指定行動援護に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面をその利用者に対し、交付しているか。</p> <p>指定行動援護事業者は、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、当該利用者の承諾を得ているか。</p>	<p>支援法第43条 第2項</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第13条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第13条第2項) 社会福祉法 第77条第1項 社会福祉法施行規則 第16条第2項 障発1206001通知 第三3(34) 準用(第三3(1))</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
2 契約支給量の報告等	<p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者およびその事業所の名称、当該指定行動援護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定行動援護の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項（受給者証記載事項）を記載しているか。 また、当該契約に係る指定行動援護の提供が終了した場合にはその年月日を、途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定行動援護の量を記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の利用に係る契約を締結したときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定行動援護事業者は、利用に係る変更をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第14条第1項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三3(2))</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第14条第2項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第14条第3項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第14条第4項)</p>	
3 提供拒否の禁止	<p>指定行動援護事業者は、正当な理由がなく指定行動援護の提供を拒んでいないか。 特に障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 なお、正当な理由がある場合とは</p> <p>(1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合</p> <p>(2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業実施地域外である場合</p> <p>(3) 当該事業者の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定行動援護を提供することが困難な場合</p> <p>(4) 入院治療が必要な場合をいう。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第15条) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(3))</p>	
4 連絡調整に対する協力	<p>指定行動援護事業者は、指定行動援護の利用について区市町村または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第16条) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(4))</p>	
5 サービス提供困難時の対応	<p>指定行動援護事業者は、指定行動援護事業者の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定行動援護を提供することが困難であると認める場合は、他の指定行動援護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第17条)</p>	
6 受給資格の確認	<p>指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供の開始に際し、支給決定障害者等の提示する受給者証によって、支給決定の有無および有効期間、支給量等を確認しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第18条)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
7 介護給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定行動援護事業者は、介護給付費の支給の申請をしていないことにより支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第19条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第19条第2項)</p>	
8 心身の状況等の把握	<p>指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第20条)</p>	
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供に当たっては、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第21条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第21条第2項)</p>	
10 身分を証する書類の携行	<p>指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の従業者に身分を証する書類(証書や名札等)を携行させ、初回訪問時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。証書等に当該指定行動援護事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第22条) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(8))</p>	
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を提供した際は、当該指定行動援護の提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービスの提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、(1)の規定による記録に際し、支給決定障害者等から指定行動援護の提供を受けたことについて確認を受けているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第23条第1項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(9))</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第23条第2項)</p>	
12 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定行動援護事業者が指定行動援護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を直接向上させるものであって、かつ当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当である場合に限られているか。 13の(1)から(3)に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第24条第1項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(10))</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
13 利用者負担額等の受領	<p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途および額ならびに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。) 指定行動援護事業者は、利用者の便益を直接向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。 ア 指定行動援護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 イ 利用者等に求める金額、その用途および金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p> <p>(1) 指定行動援護事業者は、法定代理受領を行う指定行動援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定行動援護に係る利用者負担額として、支援法29条第3項第2号に規定する政令で定める額(政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の1割相当額の方が低い場合は、1割相当額)の支払を受けているか。 また、支援法第31条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額を利用者負担額としているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、法定代理受領を行わない指定行動援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定行動援護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けているか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、(1)および(2)において支給決定障害者等から支払を受ける額のほか、当該支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定行動援護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払いを支給決定障害者等から受けているか。</p> <p>(4) 指定行動援護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定行動援護事業者は、(3)の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および交通費について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第24条第2項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第25条第1項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(11))</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第25条第2項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第25条第3項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第25条第4項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第25条第5項)</p>	
14 利用者負担額に係る管理	<p>指定行動援護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定行動援護事業者が提供する指定行動援護および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定行動援護および他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定行動援護および他の指定障害福祉サービス等につき支援法第29条第3項(支援法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費または訓練等給付費の額を控除した額の合計額(利用者負担額合計額)を算定しているか。 この場合において、当該指定行動援護事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第26条)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
15 介護給付費等の額に係る通知等	<p>(1) 指定行動援護事業者は、法定代理受領により区市町村から指定行動援護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、法定代理受領を行わない指定行動援護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定行動援護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第27条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第27条第2項)</p>	
16 指定行動援護の基本取扱方針	<p>(1) 指定行動援護は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、提供された指定行動援護については、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、行動援護計画の見直しを行うなど、その改善を図っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第28条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第28条第2項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3 (14))</p>	
17 指定行動援護の具体的取扱方針	<p>指定行動援護事業所の従業者が提供する指定同行援護の方針は次に掲げるところとなっているか。</p> <p>(1) 指定行動援護の提供に当たっては、行動援護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定行動援護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、指定行動援護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定行動援護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。</p> <p>(4) 指定行動援護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定行動援護の提供を行っているか。</p> <p>(5) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談および助言を行っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第29条第1号)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第29条第1号)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第29条第2号)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第29条第3号)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第29条第4号)</p>	
18 行動援護計画の作成	<p>(1) サービス提供責任者は、利用者または当該利用者である障害児の保護者の日常生活全般の状況および希望等を踏まえて、具体的な指定行動援護の内容等を記載した行動援護計画を作成しているか。</p> <p>(2) サービス提供責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定行動援護事業所以外の保健医療サービスまたはその他の福祉サービス等との連携も含め、行動援護計画の原案を作成し、行動援護計画に基づく支援を実施しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第10条第2項)</p> <p>障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3 (16))</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(3) サービス提供責任者は、行動援護計画の目標や内容等について、利用者およびその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っているか。</p> <p>(4) 行動援護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、行動援護の提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしているか。</p> <p>(5) サービス提供責任者は、行動援護計画を作成した際は、利用者およびその同居の家族ならびに当該利用者または障害児の保護者に対して指定計画相談支援または指定障害児相談支援を行う者にその内容を説明するとともに、当該行動援護計画を遅滞なく交付しているか。</p> <p>(6) サービス提供責任者は、行動援護計画作成後においても、当該行動援護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該行動援護計画の変更を行っているか。 また、サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが行動援護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行っているか。</p> <p>(7) 行動援護計画に変更のあった場合、（１）および（５）に準じて取り扱っているか。</p> <p>(8) サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるように努めているか。</p>	<p>障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3（16））</p> <p>障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3（16））</p> <p>都条例155第43条第2項 準用（第10条第3項） 障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3（16））</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第10条第4項） 障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3（16））</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第10条第4項）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第10条第5項）</p>	
19 同居家族に対するサービス提供の禁止	指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の従業者に、利用者が当該従業者の同居の家族である場合、当該利用者に対する指定行動援護の提供をさせてはならないか。	都条例155 第43条第2項 準用（第31条）	
20 緊急時等の対応	指定行動援護事業所の従業者は、現に指定行動援護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	都条例155 第43条第2項 準用（第32条） 障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3（17））	
21 支給決定障害者等に関する区市町村への通知	指定行動援護事業者は、指定行動援護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。	都条例155 第43条第2項 準用（第33条）	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
22 管理者およびサービス提供責任者の責務	<p>(1) 指定行動援護事業所の管理者は、当該指定行動援護事業所の従業者および業務の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業所の管理者は、当該指定行動援護事業所の従業者に、都条例155（指定障害福祉サービス条例）第2章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、18に規定する業務のほか、指定行動援護事業所に対する指定行動援護の利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第9条第1項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第9条第2項)</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第10条第1項)</p>	
23 運営規程	<p>指定行動援護事業者は、各指定行動援護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>(1) 事業の目的および運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数および職務の内容</p> <p>(3) 営業日および営業時間</p> <p>(4) 指定行動援護の内容ならびに支給決定障害者等から受領する費用の種類およびその額</p> <p>(5) 通常の事業の実施地域</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法</p> <p>(7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(9) その他事業の運営に関する重要事項</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第11条)</p>	
24 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定行動援護事業者は、利用者に対し、適切な指定行動援護を提供できるよう、各指定行動援護事業所において、当該指定行動援護事業所の従業者の勤務体制を定めているか。 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、各指定行動援護事業所において、当該指定行動援護事業所の従業者によって指定行動援護を提供しているか。 指定行動援護事業所の従業者は雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者であるか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該指定行動援護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第12条第1項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(22))</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第12条第2項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(22))</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用(第12条第3項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(22))</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
25 業務継続計画の策定等	<p>(4) 指定行動援護事業者は、適切な指定行動援護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものまたは性的な言動により従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(1) 指定行動援護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定行動援護の提供を継続的に行い、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に行っているか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用（第12条第4項）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第12条の2第1項）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第12条の2第2項）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第12条の2第3項）</p>	
26 衛生管理等	<p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の従業員の清潔の保持および健康状態について必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めているか。手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所における感染症の発生またはまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 感染症の予防およびまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に行うこと。なお、委員会はテレビ装置等を活用して行うことができるものとする。また、その結果について、従業員に十分に周知すること。</p> <p>イ 感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修を定期的に行うこと。また、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用（第34条第1項）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第34条第2項） 障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3（24））</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第34条第3項） 障発1206001通知 第三の3(34) 準用（第三の3（24））</p>	
27 掲示	<p>指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示等（備え付けによる閲覧も可）しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用（第35条）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
28 身体的拘束等の禁止	<p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束」という。）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催すること。なお、委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。 また、その結果について、従業者に十分に周知すること。 イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>都条例155 第43条2項 準用（第35条の2第1項）</p> <p>都条例155 第43条2項 準用（第35条の2第2項）</p> <p>都条例155 第43条2項 準用（第35条の2第3項） 規則175第4条の3</p>	
29 秘密保持等	<p>(1) 管理者および指定行動援護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、管理者および従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、他の指定行動援護事業者等に対して、利用者またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用（第36条第1項）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第36条第2項）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第36条第3項）</p>	
30 情報の提供等	<p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定行動援護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、当該指定行動援護事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用（第37条第1項）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第37条第2項）</p>	
31 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定行動援護事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定行動援護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者から、利用者またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用（第38条第1項）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第38条第2項）</p>	
32 苦情解決	<p>(1) 指定行動援護事業者は、その提供したサービスに関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、（1）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等について記録しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用（第39条第1項）</p> <p>都条例155 第43条第2項 準用（第39条第2項）</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
33 事故発生時の対応	(3) 指定行動援護事業者は、その提供した指定行動援護に関し、支援法第10条第1項の規定により区市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定行動援護事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第39条第3項)	
	(4) 指定行動援護事業者は、その提供した指定行動援護に関し、支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告もしくは指定行動援護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力し、都道府県知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第39条第4項)	
	(5) 指定行動援護事業者は、その提供した指定行動援護に関し、支援法第48条第1項の規定により都道府県知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定行動援護事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事または区市町村長が行う調査に協力し、都道府県知事または区市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第39条第5項)	
	(6) 指定行動援護事業者は、都道府県知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第39条第3～5項)	
	(7) 指定行動援護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査またはあっせんのできる限り協力しているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第39条第6項)	
	(1) 指定行動援護事業者は、利用者に対する指定行動援護の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況および処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。 ア 死亡事故(誤嚥によるもの等) イ 入院を要した事故(持病による入院等は除く) ウ (イ以外の)医療機関での治療を要する負傷や疫病を伴う事故 エ 薬の誤与薬(その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告) オ 無断外出 カ 感染症の発生 キ 送迎車両の車内への利用者の置き去り事故 ク 事件性のあるもの(職員による暴力事件等) ケ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの コ 施設運営上の事故の発生(不正会計処理、送迎中の交通事故等、個人情報の流出等) サ 区市町村に虐待通報をした場合(通報した内容等) シ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの	都条例155 第43条第2項 準用(第40条第1項) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(30)) 令和6年5月9日付6福祉障施第499号「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について」(通知)	
	(2) 指定行動援護事業者は、利用者に対する指定行動援護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。	都条例155 第43条第2項 準用(第40条第2項)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
34 虐待等の禁止	<p>指定行動援護事業者は、虐待の発生および再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催すること。なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 また、その結果について、従業者に十分に周知すること。 なお、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</p> <p>イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>ウ アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>都条例155 第43条2項 準用(第40条の2) 規則175第4条の4 令和6年5月9日付6福祉障施第501号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」(通知)</p>	
35 会計の区分	<p>指定行動援護事業者は、各指定行動援護事業所において経理を区分するとともに、指定行動援護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第41条)</p>	
36 記録の整備	<p>(1) 指定行動援護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、利用者に対する指定行動援護の提供に関する記録を整備し、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から5年間保存しているか。</p> <p>ア 11に規定する指定行動援護の提供に係る記録 イ 18に規定する行動援護計画 ウ 30に規定する苦情の内容等に係る記録 エ 21に規定する区市町村への通知に係る記録 オ 32に規定する身体的拘束等の記録</p>	<p>都条例155 第43条第2項 準用(第42条第2項)</p>	
第5 届出等 1 変更の届出	<p>指定行動援護事業者は、支援法施行規則第34条の23第1項第1号に掲げる事項(支援法施行規則第34条の7第1項第1号、第2号、第4号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第5号から第7号までに掲げる事項)に変更があったときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>指定行動援護事業者が変更の届出を要する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称および所在地 2 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名 3 申請者の登記事項証明書または条例等 4 事業所の平面図 5 事業所の管理者およびサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所および経歴 6 運営規程 7 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項 	<p>支援法第46条第1項 支援法施行規則第34条の23第1項第1号 支援法施行規則第34条の7第1項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
2 業務管理体制の整備	<p>(1) 指定行動援護事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法または支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所および施設の数が1以上20未満の指定事業者等 (ア) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所および施設の数20以上100未満の指定事業者等 (ア) 法令遵守責任者を選任しているか。 (イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等 (ア) 法令遵守責任者の選任をしているか。 (イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 (ウ) 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、都知事に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。（指定事業所もしくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等を除く。）また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定事業者等の名称または氏名、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所および施設の数20以上の指定事業者等に限る。）</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等に限る。）</p> <p>また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>支援法第42条第3項 支援法第51条の2第1項 支援法規則第34条の27</p> <p>支援法第51条の2第2項 支援法規則第34条の28</p>	
第6 介護給付費の算定および取扱い	<p>1 基本事項</p> <p>(1) 指定行動援護に要する費用の額は、平18厚労告523の別表「介護給付費等単位数表」の第1により算定する単位数に平18厚労告539に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>「単価適用の留意点」 行動援護で提供されるサービスは、その性格上、一般的に半日の範囲内にとどまると想定されているが、8時間以上実施されるような場合であっても、「7時間30分以上の場合」の単位を適用する。 また、行動援護は、主として日中に行われるサービスであることから、早朝・夜間・深夜の加算は算定されないので留意すること。</p> <p>(2) (1)の規定により、指定行動援護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>支援法第29条第3項</p> <p>平18厚労告523の一平18厚労告539</p> <p>障発1031001通知第二の2(4)</p> <p>平18厚労告523の二</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
2 行動援護サービス費	<p>(1) 行動援護の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した行動援護計画に基づいて行われているか。 なお、行動援護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業者の種別についても記載しているか。 また、当初の行動援護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに行動援護計画の見直し、変更を行っているか。</p> <p>(2) 次のアおよびイのいずれにも該当する支援の度合（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）にある利用者に対して、行動援護（当該利用者が居宅内や外出時における危険を伴う行動を 予防または回避するために必要な援護等を言う。）に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者（指定行動援護事業者）が当該事業を行う事業所に置かれる従業者（行動援護従業者）が行動援護に係る指定障害福祉サービス（指定行動援護）を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ア 区分3以上に該当していること。 イ 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること</p> <p>「所定単位数」の取扱いについて 行動援護従業者養成研修課程修了者または強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって、知的障害者、知的障害児または精神障害者の直接支援業務に1年以上の従事経験を有する者が行動援護を行う場合に所定単位数を算定する。 ただし、令和3年3月31日において初任者研修課程の修了者等であって、知的障害者、知的障害児または精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者については、令和9年3月31日までの間は、当該基準に適合するものとみなす。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、事前に利用者の行動特徴、日常生活パターン、感覚の過敏性等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを準備し、それらを活用して適切に支援を行うための支援計画シート等を作成するとともに、支援内容を記録用紙に記録しているか。 なお、指定行動援護は、知的障害または精神障害により行動上著しい困難があるものに対して、次のようなサービスを実施しているか。</p>	<p>障発1031001通知 第二の2(4) (二) 準用(第二の2(1))</p> <p>平18厚労告523 別表第4の1の注1</p> <p>平18厚労告543の12 準用(4)</p> <p>障発1031001通知 第二の2(4)</p> <p>障発1031001通知 第二の2(4)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>ア 予防的対応 (ア) 行動の予定が分からない等のため不安定になったり、不安を紛らわすために不適切な行動に出ないよう、あらかじめ日常生活の行動の順番や、外出する場合の目的地、道順、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動が取れるよう理解させること。 (イ) 視覚、聴覚等に与える影響が行動障害の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに行動障害が起こるかを熟知したうえで環境調整を行う等の予防的対応等を行うことなど。</p> <p>イ 制御的対応 (ア) 何らかの原因で本人が行動障害を起こしてしまった時に本人や周囲の人の安全を確保しつつ行動障害を適切におさめること。 (イ) 危険であることを認識できないために突然飛び出してしまうといった不適切な行動、自分を傷つける行為を適切におさめること。 (ウ) 本人の意思や思い込みにより、突然動かなくなったり、特定のものに強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応</p> <p>ウ 身体介護的対応 (ア) 便意の認識ができない者の介助や排便後の後始末等の対応 (イ) 食事を摂る場合の食事介助 (ウ) 入浴および衣服の着脱介助など</p> <p>(4) 指定行動援護を行った場合に、現に要した時間ではなく、行動援護計画および支援計画シート等(以下「行動援護計画等」という。)に位置付けられた内容の指定行動援護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p> <p>(5) 指定行動援護等の提供に当たって、支援計画シート等が作成されていない場合、所定単位数の100分の95に相当する単位数で算定しているか。</p> <p>「支援計画シート等未作成減算」の算定について 当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95になるものではないことに留意すること。 また、行動障害を有する者への支援について、関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、支援計画シート等を作成することが重要であることに鑑み、支援計画シート等の作成が適切に行われていない場合に、報酬告示の規定に基づき、介護給付費を減算する。</p> <p>「支援計画シート等未作成減算」の具体的取扱い 具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算する。 ア サービス提供責任者等による指揮の下、支援計画シート等が作成されていない。 イ 支援計画シート等の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。</p> <p>(6) 平18厚労告548の十一に定める者が、指定行動援護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第4の1の注2</p> <p>平18厚労告523 別表第4の1の注2の2</p> <p>障発1031001通知 第二の2(4) の(一) および(二)</p> <p>障発1031001通知 第二の2(4) の(三)</p> <p>平18厚労告523 別表第4の1の注3</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
3 2人の行動援護従業者により行った場合	<p>平18厚労告546に定める要件を満たす場合であって、同時に2人の行動援護従業者が1人の利用者に対して指定行動援護を行った場合に、それぞれの行動援護従業者が行う指定行動援護につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>「こども家庭長官および厚生労働大臣が定める要件ならびに厚生労働大臣が定める要件」 (1) 障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合 (2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 (3) その他障害者等の状況等から判断して、(1)または(2)に準ずると認められる場合</p>	<p>平18厚労告523 別表第4の1の注4 障発1031001通知 第二の2(4) 準用(第二の2(1)(一))</p> <p>平18厚労告546の1</p>	
4 1日1回のみ算定	<p>行動援護サービス費は、1日1回のみ算定となっているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第4の1の注5 障発1031001通知 第二の2(4)(一)</p>	
5 特定事業所加算	<p>別にこども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準ならびに厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定行動援護事業所において、指定行動援護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定できない。</p> <p>(1) 特定事業所加算() 所定単位数の100分の20に相当する単位数 (2) 特定事業所加算() 所定単位数の100分の10に相当する単位数 (3) 特定事業所加算() 所定単位数の100分の10に相当する単位数 (4) 特定事業所加算() 所定単位数の100分の5に相当する単位数</p>	<p>平18厚労告523 別表第4の1の注6 障発1031001通知 第二の2(4) 準用(第二の2(1)の)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>別に子ども家庭庁長官および厚生労働大臣が定める基準ならびに厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 特定事業所加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア) 当該指定行動援護事業所の全ての行動援護従業者（登録型の行動援護従業者を含む。）に対し、行動援護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施または実施を予定していること。</p> <p>また、当該事業所におけるサービス従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、行動援護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。</p> <p>(イ) 次に掲げる基準に従い、指定行動援護が行われていること。</p> <p>(一) 利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たった際の留意事項の伝達または当該指定行動援護事業所における行動援護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的（概ね1月に1回以上）に開催すること。</p> <p>当該会議は、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる行動援護従業者の全てが参加するものでなければならない。</p> <p>また、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。なお、利用者に対して、原則として24時間365日のサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者が行動援護従業者一人ひとりと個別に、または数人ごとに開催する方法により開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。</p> <p>当該会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、厚生労働省「福祉分野における個人情報に関するガイドライン」等に対応していること。</p> <p>(二) 指定行動援護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する行動援護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たった際の留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する行動援護従業者から適宜報告を受けること。</p> <p>「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たった際の留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のADLや意欲 ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・ 家族を含む環境 ・ 前回のサービス提供時の状況 ・ その他サービス提供に当たって必要な事項 <p>「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。</p> <p>また、利用者に対して、原則として24時間365日サービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者の勤務時間外にもサービス提供が行われることから、サービス提供責任者の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で差し支えない。</p> <p>なお、行動援護従業者から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存しなければならない。</p>	平18厚労告543の13	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(ウ) 当該指定行動援護事業所の全ての行動援護従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。 健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない行動援護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。 なお、新たに加算を算定しようとする場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。</p> <p>(エ) 第4の23の(6)に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。 「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先および対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。</p> <p>(オ) 当該指定行動援護事業所の新規に採用した全ての行動援護従業者に対し、熟練した行動援護従業者の同行による研修を実施していること。 「熟練した行動援護従業者の同行による研修」については、サービス提供責任者またはサービス提供責任者と同等と認められる行動援護従業者(当該利用者への障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある行動援護従業者)が、新規に採用した行動援護従業者に対し、適切な指導を行うものとする。</p> <p>(カ) 指定行動援護事業所のサービス提供責任者が行動計画、支援計画シートおよび支援手順書の作成および利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関と連絡および調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。</p> <p>(キ) 当該指定行動援護事業所の行動援護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上若しくは指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者および1級課程修了者の占める割合が100分の50以上または前年度もしくは算定日が属する月の前3月間における指定行動援護のサービス提供時間のうち常勤の行動援護従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上またはサービス提供責任者のうち1名以上が中核的人材育成研修を修了したものであること。 なお、介護福祉士、実務者研修修了者または介護職員基礎研修課程修了者もしくは1級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得しているまたは研修の課程を修了している者とし、割合については、前年度(4月～2月)または届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。 また、「常勤の行動援護従業者」とは、事業所で定めた勤務時間(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)の全てを勤務している行動援護従業者をいい、サービス提供時間に含まれる全ての常勤の行動援護従業者が対象となる。</p> <p>(ク) 当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士または5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者もしくは1級課程修了者であること。 「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得または研修修了前の従事期間も含めるものとする。</p> <p>(ケ) 第2の2の規定により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあっては、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置していること。</p>		

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(コ) 前年度または算定日が属する月の前3月間における指定行動援護の利用者の総数のうち障害支援区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者および行動関連項目合計点数が18点以上である者の占める割合が100分の30以上であること。 なお、算定においては、前年度(4月～2月)または届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いるものとする。</p> <p>イ 特定事業所加算() 行動援護事業所においては、アの(ア)から(カ)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(キ)または(ク)および(ケ)のいずれかに適合すること。</p> <p>ウ 特定事業所加算() 行動援護事業所においては、アの(ア)から(カ)までおよび(コ)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>エ 特定事業所加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 (ア)アの(イ)から(オ)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(イ) 指定行動援護事業所の全てのサービス責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施または実施を予定していること。</p> <p>(ウ) 指定障害福祉サービス基準第7条において準用する指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定行動援護事業所であって、同項の規定により配置されることとなっているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1名以上配置していること。</p> <p>(エ) 前年度または算定日が属する月の前3か月における利用者(障害児を除く。)の総数のうち障害支援区分4以上である者および喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上であること。</p>		
6 特別地域加算	<p>別に厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣が定める地域」)に居住している利用者に対して、指定行動援護事業所の行動援護従業者が指定行動援護を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第4の1の注7 障発1031001通知 第二の2(4) 準用(第二の2(1))</p>	
7 緊急時対応加算	<p>利用者またはその家族等からの要請に基づき、指定行動援護事業所のサービス提供責任者が行動援護計画等の変更を行い、当該指定行動援護事業所の行動援護従業者が当該利用者の行動援護計画等において計画的に訪問することとなっていない指定行動援護を緊急に行った場合にあつては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき所定単位数を加算しているか。 なお、「緊急に行った場合」とは、行動援護計画に位置付けられていない行動援護を、利用者またはその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合をいうものとする。 また、区市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられ、かつ、関係機関との連絡調整に従事する者を配置し都知事に届け出た指定行動援護事業所の場合、1回につき定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。</p>	<p>平18厚労告523 別表第4の1の注8 障発1031001通知 第二の2(4) 準用(第二の2(1)) 平18厚労告523 別表第4の1の注9</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
8 情報公表未報告減算	利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上未報告となっている場合、所定単位数の100分の5に相当する単位数を減算しているか。	平18厚労告523 別表第4の1の注10	
9 業務継続計画未策定減算	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の徹底を求める観点から、感染症または非常災害のいずれかまたは両方の業務継続計画が未策定の場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。	平18厚労告523 別表第4の1の注11	
10 身体拘束廃止未実施減算	やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合および身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合、所定単位数の100の1に相当する単位数を減算しているか。	平18厚労告523 別表第4の1の注12	
11 虐待防止措置未実施減算	障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業者等に対して、基本報酬を所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。	平18厚労告523 別表第4の1の注13	
12 備考	利用者が行動援護以外の障害福祉サービスを受けている間または障害児通所支援もしくは障害児入所支援を受けている間に、行動援護サービス費を算定していないか。	平18厚労告523 別表第4の1の注14	
13 初回加算	<p>指定行動援護事業所において、新規に行動援護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回の指定行動援護を行った日の属する月に指定行動援護を行った場合または当該指定行動援護事業所のその他の行動援護従業者が初回もしくは初回の指定行動援護を行った日の属する月に指定行動援護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>当該加算について、利用者が過去2月に、当該指定行動援護事業所から指定行動援護の提供を受けていない場合に算定しているか。</p> <p>また、サービス提供責任者が、行動援護に同行した場合について、第4の11に基づき、同行訪問した旨を記録しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第4の2の注</p> <p>障発1301001通知 第二の2(4) 準用(第二の2(1))</p>	
14 利用者負担上限額管理加算	指定行動援護事業者が、第4の14に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第4の3の注 障発1031001通知 第二の2(4) 準用(第二の2(1))	
15 喀痰吸引等支援体制加算	指定行動援護事業所において、社会福祉士および介護福祉法第2条第2項に規定する喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 <p>5(1)の特定事業所加算()を算定している場合に、算定していないか。</p>	平18厚労告523 別表第4の4の注	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
16 行動障害支援指導 連携加算	<p>支援計画シート等を作成した者が、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該作成者と共同で行い、かつ、当該サービス提供責任者に対して、重度訪問介護計画を作成する上で必要な指導および助言を行ったときは、指定重度訪問介護等に移行する日の属する月（翌月に移行することが確実に見込まれる場合であって、移行する日が翌月の初日等である時にあっては、移行する日が属する月の前月）につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p> <p>「行動障害支援指導連携加算」の取り扱いについて</p> <p>(1) 利用者の引継ぎを行う場合にあっては、「重訪対象拡大通知」を参照し行うこと。</p> <p>(2) 当該加算については、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が作成者から、重度訪問介護計画を作成する上での指導および助言を受けるための行動援護利用者宅までの費用の支払いを評価しているものであることから、作成者と指定重度訪問介護事業者等のサービス提供責任者が同一の場合は、加算は算定できない。</p> <p>なお、同一事業者であっても、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一でない場合、加算は算定できるものであること。</p> <p>(3) 指定行動援護事業所等から指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者への支払いは、個々の契約によるものとする。</p>	<p>平18厚労告523 別表第4の4の2注</p> <p>障発1031001通知 第二の2(4)</p>	
17 福祉・介護職員処 遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事または区市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2から16までにより算定した単位数の1000分の239に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2から16までにより算定した単位数の1000分の175に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2から16までにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員処遇改善加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア) 福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(イ) 当該指定行動援護事業所等において、(ア)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(ウ) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。</p> <p>ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(エ) 当該指定行動援護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p>	<p>平18厚労告523 別表第4の5の注 障発1031001通知 第二の2(4) 準用(第二の2(1))</p> <p>平18厚労告543の14 準用(2)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(オ) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(カ) 当該指定行動援護事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>(キ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 福祉・介護職員の任用の際における職責または職務内等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。</p> <p>(四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(五) 福祉・介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(ク) (イ)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）および当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 アの（ア）から（カ）まで、キの（一）から（四）までおよび（ク）に掲げる基準のいずれに、も適合すること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>（ア）アの（ア）から（カ）までおよび（ク）に掲げる基準に適合すること。</p> <p>（イ）次に掲げる要件のいずれかに適合すること。</p> <p>（一） 次に掲げる要件のいずれにも適合すること</p> <p>a 福祉・介護職員の任用の際における職責または職務内等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>（二） 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。</p> <p>a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p>		

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
18 福祉・介護職員等 特定処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事または市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているが、ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定していないか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算() 2から16までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算() 2から16までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員等特定処遇改善加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(ア) 障害福祉人材(福祉・介護職員または心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者もしくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。)その他の職員(以下「障害福祉人材等」という。)の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士または保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験および技能を有する障害福祉人材と認められるもの(以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。)のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上となる、または改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額440万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。</p> <p>(二) 当該指定行動援護事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)および障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。</p> <p>(三) 障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)および障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の平均賃金額が障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)および障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。</p> <p>(四) 障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p>	<p>平18厚労告523 別表第4の6の注</p> <p>平18厚労告543の15 (準用3)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(イ) 当該指定行動援護事業所等において、(ア)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(ウ) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により、事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(エ) 当該指定行動援護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(オ) 行動援護サービス費における特定事業所加算（ ）から（ ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(カ) 行動援護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算（ ）から（ ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(キ) (イ)の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）および当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。</p> <p>(ク) (キ)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（ ） ア(ア)から(エ)までおよび(カ)から(ク)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
19 福祉・介護職員等 ベースアップ等支援 加算	<p>別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事または区市町村長に届け出た指定行動援護事業者等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合は、第6の2から16までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>ア 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援 加算の算定見込額を上回り、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給または決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を算定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>イ 指定行動援護事業所等において、アの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法の他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>エ 当該行動援護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>オ 行動援護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算（ ）から（ ）までのいずれかを算定していること。</p>	<p>平18厚労告523 別表第4の7の注</p> <p>平18厚労告543第15の 2（第3の2準用）</p>	

指 導 検 査 基 準（指定短期入所）

根拠法令

- 「支援法」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）
- 「都条例155」= 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）
- 「都規則175」= 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第175号）
- 「障発1206001通知」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）
- 「平18厚労告523」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）
- 「平18厚労告548」= 厚生労働大臣が定める者（平成18年9月29日厚生労働省告示第548号）
- 「平18厚労告543」= 厚生労働大臣が定める基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第543号）
- 「平18厚労告556」= 厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成18年9月29日厚生労働省告示第556号）
- 「平18厚労告551」= 厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第551号）
- 「平18厚労告236」= 厚生労働大臣が定める基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第236号）
- 「平18厚労告268」= 厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎（平成18年9月29日厚生労働省告示第268号）
- 「平18厚労告550」= 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合（平成18年9月29日厚生労働省告示第551号）
- 「障発1031001通知」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
第1 基本方針	<p>(1) 指定短期入所および共生型短期入所事業者は、利用者または当該利用者である障害児の保護者の意思および人格を尊重して、常に当該利用者または利用者である障害児の保護者の立場に立った指定短期入所の提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定短期入所および共生型短期入所事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定短期入所の事業は、利用者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じて入浴、排せつおよび食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとなっているか。</p>	<p>都条例155 第3条第2項</p> <p>都条例155 第3条第3項 令和6年5月9日付6福祉障施第501号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」(通知)</p> <p>都条例155 第97条</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第2 人員基準</p> <p>1 従業員の配置の員数</p>	<p>(1) 支援法第5条第8項に規定する施設が併設事業所を設置する場合において、当該施設および併設事業所に置くべき従業員の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める基準を満たしているか。</p> <p>ア 指定障害者支援施設その他の支援法第5条第8項に規定する施設（入所によるものに限り、イに掲げるものを除く。（2）において「入所施設等」という。）が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合、当該入所施設等の利用者の数および併設事業所の利用者の数の合計数を当該入所施設等の利用者の数とした場合において、当該入所施設等として必要とされる数以上</p> <p>イ 指定自立訓練（生活訓練）事業者（宿泊型自立訓練の事業を行う事業者に限る。）、指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者または外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下、「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」という。）が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合、（ア）または（イ）に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ（ア）または（イ）に定める数</p> <p>（ア）指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練に係るものに限る。）、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助または外部サービス利用型指定共同生活援助（以下、「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）を提供する時間帯 指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練（生活訓練）事業所（宿泊型自立訓練に係るものに限る。）、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所または外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下、1において同じ。）の利用者の数および併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とした場合において、当指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員またはこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>（イ）指定短期入所を提供する時間帯（（ア）に掲げるものを除く。） 次の（一）または（二）に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ（一）または（二）に定める数</p> <p>（一）当該日の指定短期入所の利用者の数が6人以下の場合 1人以上</p> <p>（二）当該日の指定短期入所の利用者の数が6人を超える場合 一に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6またはその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p>	<p>支援法第43条第1項</p> <p>都条例155 第98条第1項</p> <p>都条例155 第98条第1項第1号 都規則175 第15条第1項第1号</p> <p>都条例155 第98条第1項第2号 都規則175 第15条第1項第2号</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(2) 支援法第5条第8項に規定する施設が、空床利用型事業所に置くべき従業員の員数は、次の各号に掲げる場合に 応じ、当該各号に定める数となっている。</p> <p>ア 入所施設等が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数および空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数 とした場合において、当該施設として必要とされる数以上</p> <p>イ 指定自立訓練（生活訓練）事業者等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。） が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 （ア）または（イ）に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ（ア）または （イ）に定める数</p> <p>（ア）指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等（日中サービス支援型指定共同生活援 助を除く。）を提供する時間帯 当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を 除く）の利用者の数および空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生 活訓練）事業所等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く）の利用者の数とし た場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等（日中サービス支援型指定共同生 活援助事業所を除く。）における生活支援員またはこれに準ずる従業者として必要とされる 数以上</p> <p>（イ）指定短期入所を提供する時間帯（（ア）に掲げるものを除く。） 次の（一）または（二）に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ （一）または（二）に定める数</p> <p>（一）当該日の指定短期入所の利用者の数が6人以下の場合 1人以上</p> <p>（二）当該日の指定短期入所の利用者の数が6人を超える場合 一に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6またはその端数を増すごとに 一を加えて得た数</p>	<p>都条例155 第98条第2項</p> <p>都条例155 第98条第2項第1号 都規則175 第15条第2項第1号</p> <p>都条例155 第98条第2項第2号 都規則175 第15条第2項第2号</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
2 管理者	<p>(3) 単独型事業所に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数となっているか。</p> <p>ア 指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援 A 型事業所、指定就労継続支援 B 型事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所または指定障害児通所支援事業所（以下、「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合、（ア）または（イ）に掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれ（ア）または（イ）に掲げる数</p> <p>（ア）指定生活介護、指定自立訓練(機能訓練)、指定自立訓練(生活訓練)、指定就労継続支援 A 型、指定就労継続支援 B 型、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助、外部サービス利用型指定共同生活援助または指定通所支援のサービスを提供する時間帯 当該指定生活介護事業所等の利用者の数および当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員またはこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>（イ）指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、（ア）に掲げる時間以外の時間帯次の（一）または（二）に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ（一）または（二）に定める数</p> <p>（一）当該日の指定短期入所利用者の数が 6 人以下の場合 1 人以上</p> <p>（二）当該日の指定短期入所利用者の数が 6 人を超える場合 一に当該日の指定短期入所利用者の数が 6 を超えて 6 またはその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>イ 指定生活介護事業所等以外の単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 前記ア(イ)の（一）または（二）に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ当該規定に定める数</p> <p>指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所ごとに専ら当該指定短期入所事業所の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置いているか。（ただし、指定短期入所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所事業所の他の職務に従事させ、または当該指定短期入所事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない） また、他の職務との兼務は適切か。</p>	<p>都条例155 第98条第3項</p> <p>都条例155 第98条第3項第1号 都規則175 第15条第3項第1号</p> <p>都条例155 第98条第3項第2号 都規則175 第15条第3項第2号</p> <p>都条例155 第99条 準用（第51条）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第3 設備に関する基準</p> <p>設備および備品等</p>	<p>(1) 指定短期入所事業所は、併設事業所または支援法第5条第8項に規定する施設の居室であって、その全部または一部が利用者に利用されていない居室を用いているか。</p> <p>(2) 併設事業所は、当該併設事業所および併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設および当該併設事業所の利用者の支援に支障がないときには、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することとしているか。</p> <p>(3) 空床利用型事業所は、当該施設として必要とされる設備を有しているか。</p> <p>(4) 単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所および便所その他運営上必要な設備を規則で定める基準により設けているか。</p>	<p>支援法第43条第2項</p> <p>都条例155 第100条第1項</p> <p>都条例155 第100条第2項</p> <p>都条例155 第100条第3項</p> <p>都条例155 第100条第4項 都規則175第16条</p>	
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容および手続の説明および同意</p> <p>2 提供拒否の禁止</p> <p>3 連絡調整に対する協力</p>	<p>(1) 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等が指定短期入所の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定短期入所の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>指定短期入所事業者は、正当な理由がなく、指定短期入所の提供を拒んではないか。</p> <p>指定短期入所事業者は、指定短期入所の利用について区市町村または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、協力できるよう努めているか。</p>	<p>支援法第43条第2項</p> <p>都条例155 第108条準用 (第13条第1項)</p> <p>都条例155 第108条 準用(第13条第2項)</p> <p>都条例155 第108条 準用(第15条)</p> <p>都条例155 第108条 準用(第16条)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
4 サービス提供困難時の対応	指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定短期入所事業を提供することが困難であると認める場合は、他の指定短期入所事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	都条例155 第108条 準用（第17条）	
5 受給資格の確認	指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供の開始に際し、支給決定障害者等の提示する受給者証により支給決定の有無および有効期間、支給量等を確認しているか。	都条例155 第108条 準用（第18条）	
6 介護給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定短期入所事業者は、介護給付費の支給の申請をしていないことにより支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>都条例155 第108条 準用（第19条第1項）</p> <p>都条例155 第108条 準用（第19条第2項）</p>	
7 心身の状況等の把握	指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例155 第108条 準用（第20条）	
8 指定障害福祉サービス事業者等と連携等	<p>(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、地域および家庭との結びつきを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>都条例155 第108条 準用（第21条第1項）</p> <p>都条例155 第108条 準用（第21条第2項）</p>	
9 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、当該指定短期入所の提供日、内容その他必要な事項を、その提供の都度、記録しているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、(1)の規定による記録に際し、支給決定障害者等から指定短期入所の提供を受けたことについて確認をしているか。</p>	<p>都条例155 第108条 準用（第23条第1項）</p> <p>都条例155 第108条 準用（第23条第2項）</p>	
10 対象者等	(1) 指定短期入所事業者は、介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供しているか。	都条例155 第102条第1項	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
11 入退所の記録の記載等	<p>(2) 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービスまたは福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。</p> <p>(1) 指定短期入所事業者が指定短期入所を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が利用者の便益を直接向上させるものであって、かつ当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを区市町村に提出しているか。</p>	<p>都条例155 第102条第2項</p> <p>都条例155 第103条第1項</p> <p>都条例155 第103条第2項</p>	
12 支給決定障害者等に求めることができる金銭の支払の範囲	<p>(1) 指定短期入所事業者が指定短期入所を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が利用者の便益を直接向上させるものであって、かつ当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途および額ならびに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない)</p>	<p>都条例155 第108条 準用(第24条第1項)</p> <p>都条例155 第108条 準用(第24条第2項)</p>	
13 入所利用者負担額の受領	<p>(1) 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行う指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、(1)および(2)の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち規則で定める費用の額の支払を支給決定障害者等から受けているか。 ア 食事の提供に要する費用 イ 光熱水費 ウ 日用品費 エ アからウに掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>都条例155 第104条第1項</p> <p>都条例155 第104条第2項</p> <p>都条例155 第104条第3項 都規則175 第17条</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
14 入所利用者負担額に係る管理	<p>(4) 指定短期入所事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定短期入所事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p> <p>指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定短期入所事業者が提供する指定短期入所および他の指定障害福祉サービス事業者等が提供する他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定短期入所および他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定短期入所および他の指定障害福祉サービス等につき支援法第29条第3項(支援法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費または訓練等給付費の額を控除した額の合計額(利用者負担額合計額)を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定短期入所事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>都条例155 第104条第4項</p> <p>都条例155 第104条第5項</p> <p>都条例155 第108条 準用(第26条)</p>	
15 介護給付費等の額に係る通知等	<p>(1) 指定短期入所事業者は、法定代理受領により区市町村から指定短期入所に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所に係る指定障害福祉サービス費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定短期入所の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対し、交付しているか。</p>	<p>都条例155 第108条 準用(第27条第1項)</p> <p>都条例155 第108条 準用(第27条第2項)</p>	
16 指定短期入所の取扱方針	<p>(1) 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその介護を行う者に対し、指定短期入所の提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p>	<p>都条例155 第105条第1項</p> <p>都条例155 第105条第2項</p> <p>都条例155 第105条第3項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
17 サービスの提供	<p>(4) 指定短期入所事業者は、提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。福祉サービス第三者評価を、定期的かつ継続的（少なくとも3年に1回以上）に受審しているか。</p> <p>(1) 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、必要な技術をもって行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、利用者を入浴させ、または清しきをしているか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、利用者に対し、当該支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはいないか。</p> <p>(4) 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等からの依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行っているか。</p> <p>(5) 利用者の食事は、栄養ならびに利用者の身体の状況および嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しているか。</p>	<p>社会福祉法第78条 都条例155 第105条第4項 平成24年9月7日24福 保第638号「東京都 における福祉サービス 第三者評価について （指針）の改正につ いて」</p> <p>都条例155 第106条第1項</p> <p>都条例155 第106条第2項</p> <p>都条例155 第106条第3項</p> <p>都条例155 第106条第4項</p> <p>都条例155 第106条第5項</p>	
18 緊急時等の対応	<p>指定短期入所事業所の従業者は、現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例155 第108条 準用（第32条）</p>	
19 支給決定障害者等に関する区市町村への通知	<p>指定短期入所事業者は、指定短期入所を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p>	<p>都条例155 第108条 準用（第33条）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
20 運営規程	<p>指定短期入所事業者は、各指定短期入所事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>(1) 事業の目的および運営の方針 (2) 従業者の職種、員数および職務の内容 (3) 利用定員 (4) 指定短期入所の内容ならびに支給決定障害者等から受領する費用の種類およびその額 (5) 指定短期入所の利用に当たっての留意事項 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 非常災害対策 (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 (9) 虐待の防止のための措置に関する事項 (10) その他事業の運営に関する重要事項</p>	都条例155 第101条	
21 定員の遵守	<p>指定短期入所事業者は、次の各号に掲げる事業者ごとに、それぞれの規則で定める数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供していないか。</p> <p>ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 併設事業所にあつては、利用定員および居室の定員を超える利用者の数 (2) 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（指定共同生活援助事業所または外部サービス利用型共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居およびユニットごとの入居定員）および居室の定員を超える利用者の数 (3) 単独型事業所にあつては、利用定員および居室の定員を超える利用者の数</p>	都条例155 第107条 都規則175 第18条	
22 身体的拘束等の禁止	<p>(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業所は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用も可）を定期的に関催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。</p>	<p>都条例155 第108条 準用（第35条の2第1項）</p> <p>都条例155 第108条 準用（第35条の2第2項）</p> <p>条例155 第108条 準用（第35条の2第3項）</p> <p>都規則175 第4条の3</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
23 秘密保持等	<p>(1) 管理者および指定短期入所事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、管理者および従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、他の指定短期事業者等に対し、利用者またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。</p>	<p>都条例155 第108条 準用（第36条第1項）</p> <p>都条例155 第108条 準用（第36条第2項）</p> <p>都条例155 第108条 準用（第36条第3項）</p>	
24 情報の提供等	<p>(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定短期入所事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、当該指定短期入所事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p>	<p>都条例155 第108条 準用（第37条第1項）</p> <p>都条例155 第108条 準用（第37条第2項）</p>	
25 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定短期入所事業者は、一般相談支援事業を行う者または特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはそれらの従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定短期入所事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、一般相談支援事業を行う者もしくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはそれらの従業者から、利用者またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>都条例155 第108条 準用（第38条第1項）</p> <p>都条例155 第108条 準用（第38条第2項）</p>	
26 苦情解決	<p>(1) 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、（1）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	<p>都条例155 第108条 準用（第39条第1項）</p> <p>都条例155 第108条 準用（第39条第2項）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(3) 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関し、支援法第10条第1項の規定により区市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定短期入所事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関し、支援法第11条第2項の規定により知事が行う報告もしくは指定短期入所の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関し、支援法第48条第1項の規定により知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定短期入所事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して知事または区市町村長が行う調査に協力するとともに、知事または区市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定短期入所事業者は、知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定短期入所事業者は、社会福祉法第85条に規定による運営適正化委員会が行う調査またはあっせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>都条例155 第108条 準用（第39条第3項）</p> <p>都条例155 第108条 準用（第39条第4項）</p> <p>都条例155 第108条 準用（第39条第5項）</p> <p>都条例155 第108条 準用（第39条第3～5項）</p> <p>都条例155 第108条 準用（第39条第6項）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
27 事故発生時の対応	<p>(1) 指定短期入所事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況および処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。</p> <p>ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く） ウ （イ以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告） オ 無断外出 カ 感染症の発生 キ 送迎車両の車内への利用者の置き去り事故 ク 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） ケ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの コ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等） サ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等） シ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保のため、必要な取組みを図るとともに、関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくよう努めているか。</p>	<p>都条例155 第108条 準用（第40条第1項） 令和6年5月9日付6福祉障施第499号「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（通知）」</p> <p>都条例155 第108条 準用（第40条第2項）</p> <p>平成28年9月15日付障障発0915第1号「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」</p>	
28 虐待の防止	<p>指定短期入所事業者は、虐待の発生および再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用も可）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。 イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ウ アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>都条例155 第108条 準用（第40条の2） 都規則175 第4条の4</p>	
29 会計の区分	<p>指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>都条例155 第108条 準用（第41条）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
30 記録の整備	<p>(1) 指定短期入所事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供に関する記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しているか。</p>	<p>都条例155 第108条 準用(第42条第1項)</p> <p>都条例155 第108条 準用(第42条第2項)</p>	
31 相談および援助	<p>指定短期入所事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>都条例155 第108条 準用(第63条)</p>	
32 管理者の責務	<p>(1) 指定短期入所事業所の管理者は、当該指定短期入所事業所の従業者および業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業所の管理者は、当該指定短期入所事業所の従業者に都条例155第5章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>都条例155 第108条 準用(第53条第1項)</p> <p>都条例155 第108条 準用(第53条第3項)</p>	
33 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定短期入所事業者は、利用者に対し、適切な指定短期入所を提供できるよう、各指定短期入所事業所において、当該指定短期入所事業所の従業者の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業所は、各指定短期入所事業所において、当該指定短期入所事業所の従業者によって指定短期入所を提供しているか。 (ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない)</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>(4) 指定短期入所事業者は、適切な指定短期入所の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものまたは性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例155 第108条 準用(第56条第1項)</p> <p>都条例155 第108条 準用(第56条第2項)</p> <p>都条例155 第108条 準用(第56条第3項)</p> <p>都条例155 第108条 準用(第56条第4項)</p>	
34 業務継続計画の策定	<p>(1) 指定短期入所事業者は、感染症や非常災害に発生時において、利用者に対する指定短期入所の提供を継続的に行い、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例155 第108条 準用(第12条の2第1項) 障発1206001 通知 第三の3(23)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
35 非常災害対策	<p>(2) 指定短期入所事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的 的に実施しているか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っている か。</p> <p>(1) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、一定要件（ ）を満たす建築物（要緊急安全確認大規模建築 物）の所有者は、平成27年12月31日までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告を行っているか。</p> <p style="padding-left: 40px;">一定要件 階数2および延床面積5,000㎡以上の社会福祉施設等もしくは階数2および 延床面積1,500㎡以上の保育所</p> <p>(2) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物（既存耐 震不適格建築物）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具 体的な計画を策定し、また非常災害時の関係機関への通報および連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周 知しているか。</p> <p>(4) 指定短期入所事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っている か。</p> <p>(5) 指定短期入所事業者は、（4）に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等と の連携に努めているか。</p>	<p>都条例155 第108条 準用（第12条の2第2 項） 障発1206001 通知 第三の3（23）④</p> <p>都条例155 第108条 準用（第12条の2第3 項） 建築物の耐震改修の 促進に関する法律附 則第3条、同法律第5 条第3項第1号 建築物の耐震改修の 促進に関する法律施 行令附則第2条、同 施行令第3条</p> <p>建築物の耐震改修の 促進に関する法律第 16条第1項、第5条第3 項第1号 建築物の耐震改修の 促進に関する法律施 行令第3条</p> <p>都条例155 第108条 準用（第74条第1項）</p> <p>都条例155 第108条 準用（第74条第2項）</p> <p>都条例155 第108条 準用（第74条第3項）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(6) 区市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等または土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画を作成し、区市町村長に報告しているか。 また、当該計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、訓練結果を区市町村長に報告しているか。</p>	<p>水防法第15条の3第1項、第2項および第5項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第1項、第2項および第5項</p>	
36 地域との連携等	<p>指定短期入所事業者は、指定短期入所の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携および協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>都条例155 第108条 準用(第73条)</p>	
37 健康管理	<p>指定短期入所事業者は、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための適切な措置を講じているか。</p>	<p>都条例155 第108条 準用(第88条)</p>	
38 衛生管理等	<p>(1) 指定短期入所事業者は、利用者の使用する設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p>	<p>都条例155 第108条 準用(第90条第1項)</p>	
	<p>(2) 指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所において感染症または食中毒の発生またはまん延を防止するために次に掲げる措置を講じているか。</p>	<p>都条例155 第108条 準用(第90条第2項)</p>	
	<p>ア 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用も可)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。</p>	<p>都規則175 第11条の2</p>	
	<p>イ 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。</p>		
	<p>ウ 従業員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延防止のための訓練を定期的実施すること。</p>		
39 協力医療機関	<p>指定短期入所事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。</p>	<p>都条例155 第108条 準用(第91条)</p>	
40 掲示	<p>指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示等(備え付けによる閲覧も可)しているか。</p>	<p>都条例155 第108条 準用(第92条)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第5 共生型短期入所に 関する基準</p> <p>1 共生型短期入所 の事業を行う指定 短期入所生活介護 事業者等の基準</p> <p>2 準用</p>	<p>共生型短期入所事業を行う指定短期入所生活介護事業者または指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>(2) 指定短期入所生活介護事業所等の居室の面積を、指定短期入所生活介護等の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数との合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>第1(3)、第2の2、第4の1から34まで、35(3)から(5)、36から40までの規定は、共生型短期入所の事業について準用する。</p>	<p>都条例155 第108条の2</p> <p>都規則175 第18条の2第1項</p> <p>都規則175 第18条の2第2項</p> <p>都規則175 第18条の2第3項</p> <p>都条例155 第108条の4 準用(第12条の2、第13条、第15条から第21条まで、第23条、第24条、第26条、第27条、第32条、第33条、第35の2から第42条まで、第51条、第53条第1項および第3項、第56条、第63条、第69条、第73条、第74条、第88条、第90条から第92条までならびに第97条ならびに第5章4節(第107条および第108条を除く。))</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第7 介護給付費または訓練等給付費の算定および取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 短期入所サービス費</p>	<p>(2) 指定短期入所および共生型短期入所事業者は、知事に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。(指定事業所もしくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等を除く。)</p> <p>また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定事業者等の名称または氏名、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(指定を受けている事業所および施設の数が20以上の指定事業者等に限る。)</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要(指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等に限る。)</p> <p>また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p> <p>(1) 指定短期入所または共生型短期入所に要する費用の額は、平成18厚労告523の別表「介護給付費等単位数表」の第7により算定する単位数に平18厚労第539に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、指定短期入所は共生型短期入所に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 福祉型短期入所サービス費() 区分1以上に該当する利用者(障害児を除く。以下同じ)に対して、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 福祉型短期入所サービス費() 区分1以上に該当する利用者が、指定生活介護等もしくは基準該当生活介護、指定自立訓練(機能訓練)等もしくは基準該当自立訓練(機能訓練)、指定自立訓練(生活訓練)等もしくは基準該当自立訓練(生活訓練)、指定就労移行支援等、指定就労継続支援A型等または指定就労継続支援B型等もしくは基準該当就労継続支援B型(以下「生活介護等」という。)を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p>	<p>支援法第51条の2第2項 支援法施行規則第34条の28</p> <p>支援法29条3項</p> <p>平18厚労告523の一 平18厚労告539</p> <p>平18厚労告523の二</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注1</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注2</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(3) 福祉型短期入所サービス費() 障害児に係る平18厚労告572に規定する区分1(以下「障害児支援区分1」という。)以上に該当する障害児に対して、指定短期入所を行った場合に、同告示に定める障害児の障害の支援の区分(以下「障害児の障害の支援の区分」という。)に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(4) 福祉型短期入所サービス費() 障害児支援区分1以上に該当する利用者が、指定通所支援、共生型通所支援または基準該当児童発達支援もしくは基準該当放課後等デイサービス(以下、「指定通所支援等」という。)を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(5) 福祉型強化短期入所サービス費() 別に定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(6) 福祉型強化短期入所サービス費() 別に定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所において指定生活介護等、指定自立訓練(機能訓練)等、指定自立訓練(生活訓練)等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援A型等または指定就労継続支援B型等を利用した日において、指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(7) 福祉型強化短期入所サービス費() 別に定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(8) 福祉型強化短期入所サービス費() 別に定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所において、指定通所支援または共生型通所支援を利用した日において、指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第7の1の注3 平18厚労告572</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注4</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注4の2 平18厚労告556第5の3</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注4の3 平18厚労告556第5の3</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注4の4 厚労告556第5の4</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注4の5 厚労告556第5の4</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(9) 福祉型強化特定短期入所サービス費() 別に定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、(7)または(8)の算定対象となる利用者については、算定しない。</p> <p>(10) 福祉型強化特定短期入所サービス費() 別に定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、(7)、(8)または(9)の算定対象となる利用者については、算定しない。</p> <p>(11) 医療型短期入所サービス費() 平成18厚労告523の別表第5の1の注1の(1)、(2)もしくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児(重度の知的障害および重度の肢体不自由が重複している障害児をいう。以下同じ。)または別に定める者に対して、別に平18厚労告551に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(12) 医療型短期入所サービス費() 平成18厚労告523の別表第5の1の注1の(1)、(2)もしくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児または別に定める者に対して、別に平18厚労告551に適合しているものとして知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(13) 医療型短期入所サービス費() 区分1または障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に平18厚労告236に適合すると認められた遷延性意識障害者等もしくはこれに準ずる障害者等または区分1もしくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別に平18厚労告551に適合しているものとして知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 また、(11)または(12)の算定対象となる利用者については、算定していないか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第7の1の注4の6 厚労告556第5の5</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注4の7 厚労告556第5の6</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注5 平18厚労告556第5の5 平18厚労告551第7のイ</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注6 平18厚労告556第5の5 平18厚労告551第7のロ</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注7 平18厚労告236 平18厚労告551第7のロ</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(14) 医療型特定短期入所サービス費() 平成18厚労告523の第5の1の注1の(1)、(2)もしくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児または別に定める者に対して、別に平18厚労告551に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(15) 医療型特定短期入所サービス費() 平成18厚労告523の第5の1の注1の(1)、(2)もしくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児または別に定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準(厚労告551)に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(16) 医療型特定短期入所サービス費() 区分1または障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に平18厚労告236に適合すると認められた遷延性意識障害者等もしくはこれに準ずる利用者または区分1もしくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別に平18厚労告551を満たすものとして知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 また、(14)または(15)の算定対象となる利用者については、算定していないか。</p> <p>(17) 医療型特定短期入所サービス費() 生活介護等または指定通所支援等を利用した日において、平成18厚労告523の第5の1の注1の(1)、(2)もしくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児または別に定める者に対して、別に平18厚労告551に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(18) 医療型特定短期入所サービス費() 生活介護等または指定通所支援等を利用した日において、平成18厚労告523の第5の1の注1の(1)、(2)もしくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児または別に定める者に対して、別に平18厚労告551に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第7の1の注8 平18厚労告556第5の5 平18厚労告551第7のイ</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注9 平18厚労告556第5の5 平18厚労告551第7のハ</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注10 平18厚労告236 平18厚労告551第7のハ</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注11 平18厚労告556第5の5 平18厚労告551第7のイ</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注12 平18厚労告556第5の5 平18厚労告551第7のロ</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(19) 医療型特定短期入所サービス費() 生活介護等または指定通所支援等を利用した日において、区分1または障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に平18厚労告236に適合すると認められた遷延性意障害者等もしくはこれに準ずる障害者等または区分1もしくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、別に18厚労告551に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 また、(17)または(18)の算定対象となる利用者については、算定していないか。</p> <p>(20) 共生型短期入所(福祉型)サービス費() 区分1または障害児支援区分1以上に該当する利用者に対して、共生型短期入所の事業を行う事業所(以下、「共生型短期入所事業所」という。)において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(21) 共生型短期入所(福祉型)サービス費() 区分1または障害児支援区分1以上に該当する利用者が、生活介護等または指定通所支援等を利用した日において、共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(22) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費() 別に定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして知事に届け出た共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(23) 共生型短期入所(福祉型強化)サービス費() 別に定める者に対して、生活介護等または指定通所支援等を利用した日において、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして知事に届け出た共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(24) 利用定員が20人以上であるとして知事に届け出た単独型事業所において、指定短期入所を行った場合には、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。 また、(14)の定員超過特例加算を算定している場合には、算定していないか。</p> <p>(25) 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第7の1の注13 平18厚労告236 平18厚労告551第7の口</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注13の2</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注13の3</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注13の4 平18厚労告556の5の6</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注13の5 平18厚労告556の5の6</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注15の2</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注15の3</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
3 短期利用加算	(26) 指定障害福祉サービス基準第125条および第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平18厚労告523 別表第7の1の注15の4	
	(27) やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平18厚労告523 別表第7の1の注15の5	
	(28) 指定障害福祉サービス基準第125条および第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平18厚労告523 別表第7の1の注15の6	
	(29) 共生型短期入所事業所が地域に貢献する活動を行い、かつ、第5の1(1)の規定により置くべき従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士または公認心理師である従業者の割合が次のアまたはイに掲げる割合以上であるものとして知事に届け出た共生型短期入所事業所において、共生型短期入所を行った場合に、当該割合の応じ、それぞれアまたはイに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ア 100分の35 イ 100分の25	平18厚労告523 別表第7の1の注15の7	
	(30) 別に平18厚労告551に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所または共生型短期入所事業所（以下、「指定短期入所事業所等」という。）において、指定短期入所または共生型短期入所（以下、「指定短期入所等」という。）を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算しているか。 この場合において、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、指定短期入所事業所の従業者のうち、市町村および法第77条第3項第1号に規定する関係機関との連携および調整に従事する者を1以上配置しているものとして知事に届け出た上で、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所を行った場合に、当該指定短期入所の利用を開始した日について、更に所定単位数に200単位を加算しているか。	平18厚労告523 別表第7の1の注15の8 平18厚労告551第7の2	
	(31) 指定短期入所サービス費の算定に当たって、利用者の数または従業者の員数が別に平18厚労告550に該当する場合に、同表に定める割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。	平18厚労告523 別表第7の1の注16 平18厚労告550第3	
	(32) 利用者が短期入所以外の障害福祉サービスまたは障害児通所支援もしくは障害児入所支援を受けている間（2の(2)、(4)、(15)、(16)および(17)のいずれかを算定する場合を除く。）は、短期入所サービス費を算定していないか。 指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1年に30日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第7の1の注17 平18厚労告523 別表第7の2の注	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
4 常勤看護職員等 配置加算	看護職員を常勤換算方法で1人以上配置しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。 また、2の(26)に該当する場合は、算定していないか。	平18厚労告523 別表第7の2の2の注	
5 医療的ケア対応支 援加算	(1) 2の(1)から(4)までの福祉型短期入所サービス費または2の(20)もしくは(21)の共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、看護職員を必要とされる数以上配置した上で、別に定める者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。 (2) 2の(5)から(8)までの福祉型強化短期入所サービス費、2の(9)もしくは(10)の福祉型強化特定短期入所サービス費または(22)もしくは(23)の共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、別に定める者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第7の2の3の注1 平18厚労告523 別表第7の2の3の注2	
6 重度障害児・障害 者対応支援加算	2の(1)から(4)までの福祉型短期入所サービス費または2の(20)もしくは(21)の共生型短期入所(福祉型)サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分5もしくは区分6または障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第7の2の4の注	
7 重度障害者支援加 算	(1) 重度障害者支援加算()については、指定短期入所事業所等において、平成18厚労告523の第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、この場合において、2の(9)から(11)の医療型短期入所サービス費または2の(12)から(17)までの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定していないか。 (2) 重度障害者支援加算()が算定されている指定短期入所事業所等であって、別に定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所等において、別に定める者が、区分6に該当し、かつ、平成18厚労告523の第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に100単位を加算しているか。 (3) (2)が算定されている指定短期入所事業所等であって、別に定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所等において、別に定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。	平18厚労告523 別表第7の3の注1 平18厚労告523 別表第7の3の注2 平18厚労告523 別表第7の3の注3	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
8 単独型加算	<p>(4) 重度障害者支援加算()については、指定短期入所事業所等において、区分4以上に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)を算定している場合は、加算しない。</p> <p>(5) (4)が算定されている指定短期入所事業所等であって、別に定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所等において、別に定める者が、区分4以上に該当し、かつ、第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に70単位を加算しているか。</p> <p>(6) (5)が算定されている指定短期入所事業所等であって、別に定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所等において、別に定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。</p> <p>(1) 単独型事業所において、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、この場合において、2の(9)から(11)の医療型短期入所サービス費または2の(12)から(17)までの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定していないか。</p> <p>(2) 単独型事業所において、2(2)の福祉型短期入所サービス費()、2(4)の福祉型短期入所サービス費()、2(6)の福祉型強化短期入所サービス費()または2(8)の福祉型強化短期入所サービス費()の算定対象となる利用者に対して、入所した日および退所した日以外の日において、18時間を超えて利用者に対する支援を行った場合に、当該利用者について、さらに所定単位数に100単位を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第7の3の注4</p> <p>平18厚労告523 別表第7の3の注5</p> <p>平18厚労告523 別表第7の3の注6</p> <p>平18厚労告523 別表第7の4の注1</p> <p>平18厚労告523 別表第7の4の注2</p>	
9 医療連携体制加算	<p>(1) 医療連携体制加算() 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として1日につき所定単位数を加算しているか。 また、2の(5)から(8)までの福祉型強化短期入所サービス費もしくは2の(9)もしくは(10)の福祉型強化短期入所サービス費、2の(11)から(13)までの医療型短期入所サービス費、2の(20)もしくは(21)の共生型短期入所(福祉型強化)サービス費の算定対象となる利用者または指定生活介護等もしくは平成18厚労告523別表第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所等を行う場合の利用者(以下「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。)について、算定していないか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第7の5の注1</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(2) 医療連携体制加算 () 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、福祉型強化短期入所サービス等利用者について、算定していないか。</p> <p>(3) 医療連携体制加算 () 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、福祉型強化短期入所サービス等利用者について、算定していないか。</p> <p>(4) 医療連携体制加算 () 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に定める者に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、福祉型強化短期入所サービス等利用者または9の(1)から(3)までのいずれかを算定している利用者について、算定していないか。</p> <p>(5) 医療連携体制加算 () 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に定める者に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、福祉型強化短期入所サービス等利用者または9の(3)を算定している利用者について、算定していないか。</p> <p>(6) 医療連携体制加算 () 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に定める者に対して8時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき3人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、福祉型強化短期入所サービス等利用者または9の(3)もしくは(5)を算定している利用者について、算定していないか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第7の5の注2</p> <p>平18厚労告523 別表第7の5の注3</p> <p>平18厚労告523 別表第7の5の注4 平18厚労告556第5の7</p> <p>平18厚労告523 別表第7の5の注5 平18厚労告556第5の7</p> <p>平18厚労告523 別表第7の5の注6 平18厚労告556第5の5</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
10 栄養士配置加算	<p>(7) 医療連携体制加算 () 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、2の(5)から(8)までの福祉型強化短期入所サービス費2の(9)もしくは(10)の福祉型強化特定短期入所サービス費、2の(11)から(13)までの医療型短期入所サービス費または2の(14)から(19)までの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合に、算定していないか。</p>	平18厚労告523 別表第7の5の注7	
	<p>(8) 医療連携体制加算 () 喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、2の(5)から(8)までの福祉型強化短期入所サービス費、2の(9)から(11)までの医療型短期入所サービス費もしくは2の(12)から(17)までの医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者または(1)から(6)の算定対象となる利用者について、算定していないか。</p>	平18厚労告523 別表第7の5の注8	
	<p>(9) 医療連携体制加算 () 別に定める施設基準に適合するものとして知事に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、福祉型強化短期入所サービス等利用者について、算定していないか。</p>	平18厚労告523 別表第7の5の注9	
	<p>(1) 栄養士配置加算 () 次のアおよびイに掲げる基準のいずれにも適合するものとして知事に届け出た指定短期入所事業所等について、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、この場合において、2の(9)から(11)までの医療型短期入所サービス費または2の(12)から(17)までの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合に、算定していないか。 ア 常勤の管理栄養士または栄養士を1名以上配置していること。 イ 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。</p>	平18厚労告523 別表第7の6の注1	
	<p>(2) 栄養士配置加算 () 次のアおよびイに掲げる基準のいずれにも適合するものとして知事に届け出た指定短期入所事業所等について、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、(1)または2の(9)から(11)までの医療型短期入所サービス費もしくは2の(12)から(17)までの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合に、算定していないか。 ア 管理栄養士または栄養士を1名以上配置していること。 イ 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。</p>	平18厚労告523 別表第7の6の注2	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
11 利用者負担上限額管理加算	指定短期入所事業者または共生型短期入所の事業を行う者が、第4の14に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第7の7の注	
12 食事提供体制加算	<p>低所得者等に対して、指定短期入所事業所等または基準該当短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であることまたは調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所等または基準該当短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして知事または市町村長に届け出た当該指定短期入所事業所等または基準該当短期入所事業所において、次のアからウまでのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ア 当該事業所の従業者として、または外部との連携により、管理栄養士または栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。 イ 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。 ウ 利用者ごとの体重またはBMIをおおむね6月に1回記録していること。</p>	平18厚労告523 別表第7の8の注	
13 緊急短期入所受入加算	<p>(1) 緊急短期入所受入加算 () 2の(1)から(8)までの福祉型短期入所サービス費または2の(18)から(21)までの共生型短期入所サービス費を算定している場合であって、指定短期入所事業所等が、別に定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所等を緊急に行った場合に、当該指定短期入所等を緊急に行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として、1日につき、所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 緊急短期入所受入加算 () 2の(9)から(11)までの医療型短期入所サービス費または2の(12)から(17)までの医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別に定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を緊急に行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として、1日につき、所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第7の9の注1 平18厚労告556第6</p> <p>平18厚労告523 別表第7の9の注2 平18厚労告556第6</p>	
14 定員超過特例加算	指定短期入所事業所等において、別に定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、2の(25)に規定する利用者の基準を超えて、指定短期入所等を緊急に行った場合に、10日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第7の10の注 平18厚労告556第6	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
15 特別重度支援加算	<p>(1) 特別重度支援加算() 2の(9)から(11)までの医療型短期入所サービス費または2の(12)から(17)までの医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別に定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 特別重度支援加算() 2の(9)から(11)までの医療型短期入所サービス費または2の(12)から(17)までの医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別に定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、15の(1)を算定している場合に算定していないか。</p> <p>(3) 特別重度支援加算() 2の(9)から(11)までの医療型短期入所サービス費または2の(12)から(17)までの医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別に定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 また、15の(1)または(2)を算定している場合に算定していないか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第7の11の注1 平18厚労告556第7</p> <p>平18厚労告523 別表第7の11の注2 平18厚労告556第7の2</p> <p>平18厚労告523 別表第7の11の注3 平18厚労告556第8</p>	
16 送迎加算	<p>(1) (1) 別に定める送迎を実施しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所等において、利用者に対して、その居宅等と指定短期入所事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 別に定める送迎を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第7の12の注1 平18厚労告268第2イ</p> <p>平18厚労告523 別表第7の12の注2 平18厚労告268第2ロ</p>	
17 日中活動支援加算	<p>次の(ア)から(ウ)までの基準をいずれも満たすものとして知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中活動実施計画が作成されている利用者に対して、指定短期入所を行った場合に1日につき加算しているか。 また、2の(9)から(14)を算定している場合に算定していないか。 (ア)保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者((イ)において「保育士等」という。)が共同して、利用者ごとの日中活動実施計画を作成している。 (イ)利用者ごとの日中活動実施計画に従い保育士等が指定短期入所を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録している。 (ウ)利用者ごとの日中活動実施計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直している。</p>	<p>平18厚労告523 別表第7の13の注</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
18 医療型短期入所受入前支援加算	<p>(1) 医療型短期入所受入前支援加算()については、2の(11)から(13)を算定している指定短期入所事業所等であって、別に定める施設基準に適合しているものにおいて、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算しているか。 ただし、2の(1)から(10)を算定している場合には、算定しない。</p> <p>(2) 医療型短期入所受入前支援加算()については、2の(11)から(13)を算定している指定短期入所事業所等であって、別に定める施設基準に適合しているものにおいて、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算しているか。 ただし、2の(1)から(10)を算定している場合には、算定しない。</p>	<p>平18厚労告523 別表第7の13の2注1</p> <p>平18厚労告523 別表第7の13の2注2</p>	
19 集中的支援加算	<p>(1) 集中的支援加算()については、別に定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定短期入所事業所等に訪問させ、またはテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 集中的支援加算()については、別に定める者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして知事が認めた指定短期入所事業所等が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所または指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第7の13の3注1</p> <p>平18厚労告523 別表第7の13の3注2</p>	
20 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>別に定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事または区市町村長に届け出た指定短期入所事業所等または基準該当短期事業所が、利用者に対し、指定短期入所等または基準該当短期入所を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2から19までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2から19までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2から19までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数</p>	<p>平18厚労告523 別表第7の14の注 平18厚労告543第20号 準用(第2号)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>別に定める基準（平18厚労告543第20号（第2号準用））</p> <p>ア 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>（ア）福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>（イ）当該指定短期入所事業所等において、（ア）の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法・その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>（ウ）福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p> <p>（エ）当該指定短期介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>（オ）算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>（カ）当該指定短期入所事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>（キ）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>（一）福祉・介護職員の任用の際における職責または職務内等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを 含む。）を定めていること。</p> <p>（二）（一）の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>（三）福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。</p> <p>（四）（三）について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>（五）福祉・介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>（六）（五）の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p>		

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>21 福祉・介護職員等 特定処遇改善加算</p>	<p>(ク)(イ)の届出の日に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)および当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 アの(ア)から(カ)まで、(キ)の(一)から(四)までおよび(ク)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員処遇改善加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア)アの(ア)から(カ)および(ク)までに掲げる基準に適合すること。</p> <p>(イ)次に掲げる要件のいずれかに適合すること。 (一)次に掲げる要件のいずれにも適合すること a 福祉・介護職員の任用における職責等は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (二)次に掲げる要件のいずれにも適合すること。 a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>別に定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして知事または区市町村長に届け出た指定短期入所事業所等または基準該当短期事業所が、利用者に対し、指定短期入所等または基準該当短期入所を行った場合に、2から19までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>別に定める基準(平18厚労告543第21号) 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>ア 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p>	<p>平18厚労告523 別表第7の15の注 平18厚労告543第21号</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(ア) 経験・技能のある障害福祉人材のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上となる、または改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額440万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等、特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと</p> <p>(イ) 指定短期入所事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)および障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。</p> <p>(ウ) 障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)および障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。 ただし、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の平均賃金額が障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)および障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。</p> <p>(エ) 障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p> <p>イ 当該指定短期入所事業所等において、アの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p> <p>エ 当該指定短期入所事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>オ 短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算()から()までのいずれかを算定していること。</p> <p>カ イの届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)および当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。</p> <p>キ カの処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p>		

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
22 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	<p>別に定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事または市町村長に届け出た指定短期入所事業所等または基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所等または基準該当短期入所を行った場合は、2から19までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>別に定める基準（平18厚労告543第21号の2）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>ア 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給または決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>イ 指定短期入所事業所等において、アの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>エ 当該指定短期入所事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>オ 短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算（ ）から（ ）までのいずれかを算定していること。</p>	平18厚労告523 別表第7の16の注 平18厚労告543第21の 2（第3号の2準用）	

指 導 検 査 基 準 (指 定 重 度 障 害 者 等 包 括 支 援)

根拠法令

「支援法」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）

「支援法施行規則」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）

「都条例155」= 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）

「都規則175」= 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第175号）
 ついて（平成18年12月6日障発第1206001号）

「平18厚労告523」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）

「平18厚労告539」= こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）

「平18厚労告543」= こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18年日厚生労働省告示第543号）

「平18厚労告548」= こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者並びに厚生労働大臣が定める者（平成18年日厚生労働省告示第543号）

「平18厚労告551」= 厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）

「平24厚労告268」= 厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎（平成24年厚生労働省告示第268号）

「障発1206001通知」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に

「指定障害福祉サービス基準」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
第1 基本方針	(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者または当該利用者である障害児の保護者の意思および人格を尊重し、常に当該利用者または利用者である障害児の保護者の立場に立った指定重度障害者等包括支援の提供に努めているか。 (2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。	都条例155 第3条第2項 都条例155 第3条第3項 令和6年5月9日付6福祉障施第501号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」 （通知）	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業員の員数</p> <p>2 サービス提供責任者</p> <p>3 管理者</p>	<p>(3) 指定重度障害者等包括支援の事業は、常時介護を要する利用者であって、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況および置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものであるか。</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く）または指定障害者支援施設の人員に関する基準を満たしているか。</p> <p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、複数の障害福祉サービスを必要とする重度の利用者の多様なニーズに対して、臨機応変に対応することが求められ、適切な重度障害者等包括支援計画の作成や総合的なサービス調整が必要であることから、指定重度障害者等包括支援事業者ごとに、サービス提供責任者を1人以上置いているか。</p> <p>(2) サービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として、次のいずれにも該当する者か。 ア 相談支援専門員 イ 重度障害者等包括支援利用者に対する入浴、排泄、食事等の介護その他これに準ずる業務に3年以上従事した経験を有する者</p> <p>(3) 1人以上は常勤となっているか。</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業者は、各指定重度障害者等包括支援事業所において専ら当該指定重度障害者等包括支援事業者の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 （ただし、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、または当該指定重度障害者等包括支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。） また、他の職務との兼務は適切か。</p>	<p>都条例155 第111条</p> <p>支援法第43条 第1項</p> <p>都条例155 第112条第1項</p> <p>都条例155 第112条第2項 障発1206001通知 第七の1の(1)</p> <p>都条例155 第112条第3項 障発1206001通知 第七の1の(1)</p> <p>都条例155 第112条第4項</p> <p>都条例155 第113条 準用(第6条)</p>	
<p>第3 設備に関する基準</p> <p>設備および備品等</p>	<p>指定重度障害者等包括支援事業所は、指定重度障害者等包括支援事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定重度障害者等包括支援の提供に必要な設備および備品等が備えられているか。</p> <p>(1) 専用の事務室を設けているか。他の事業と同一の事務室である場合は、事業を行うための区画が明確に特定されているか。</p> <p>(2) 利用申込みの受付、相談等のスペースを確保しているか。</p> <p>(3) 必要な設備および備品等を確保しているか。 （特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。）</p>	<p>支援法第43条 第2項</p> <p>都条例155 第114条 準用(第8条第1項) 障発1206001通知 第七の2準用(第三の2)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 実施主体</p> <p>2 事業所の体制</p> <p>3 障害福祉サービスの提供に係る基準</p> <p>4 内容および手続の説明および同意</p>	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く。）または指定障害者支援施設となっているか。</p> <p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時対応できる体制を有しているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業所は、自らまたは第1の(3)の規定ののっとり障害福祉サービスを提供できる者に委託することにより、二以上の障害福祉サービスを提供出来る体制を有しているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有しているか。</p> <p>(1) 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援および就労継続支援に限る。）を自らまたは提供者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所または当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第135号）または東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第137号）に規定する基準を満たしているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所または委託を受けた提供者の従事者に、利用者が当該従業者の同居の家族である場合は、当該利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護および行動援護に限る。）の提供をさせていないか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所および共同生活援助に限る。）を自らまたは提供者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所または当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、当該障害福祉サービスごとにこの条例（都条例155）に規定する基準を満たしているか。</p> <p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、支給決定障害者等が指定重度障害者等包括支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定重度障害者等包括支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p>	<p>支援法第43条第2項</p> <p>都条例155第115条</p> <p>都条例155第116条第1項</p> <p>都条例155第116条第2項</p> <p>都条例155第116条第3項</p> <p>都条例155第117条第1項</p> <p>都条例155第117条第2項</p> <p>都条例155第117条第3項</p> <p>都条例155第121条 準用（第13条第1項）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
5 契約支給量の報告等	<p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者が社会福祉事業の経営者である場合は、利用者との間で当該指定重度障害者等包括支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する指定重度障害者等包括支援の内容</p> <p>ウ 当該指定重度障害者等包括支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 指定重度障害者等包括支援の提供開始年月日</p> <p>オ 指定重度障害者等包括支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面をその利用者に対し、交付しているか。</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業者は、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用者の承諾を得ているか。</p> <p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、当該事業者およびその事業所の名称、当該指定重度障害者等包括支援の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定重度障害者等包括支援の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。</p> <p>また、当該契約に係る指定重度障害者等包括支援の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定重度障害者等包括支援の量を記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に対して、遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用に係る変更をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に対して、遅滞なく報告しているか。</p>	<p>都条例155第121条 第121条 準用（第13条第2項） 社会福祉法 第77条第1項 社会福祉法施行規則 第16条第2項 障発1206001通知 第七の3（7） 準用（第三の3（1））</p> <p>都条例155第121条 準用（第14条第1項） 障発1206001通知 第七の3（7） 準用（第三の3（2））</p> <p>都条例155第121条 準用（第14条第2項）</p> <p>都条例155第121条 準用（第14条第3項）</p> <p>都条例155第121条 準用（第14条第4項）</p>	
6 提供拒否の禁止	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、正当な理由がなく指定重度障害者等包括支援の提供を拒んでいないか。特に、障害程度区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>なお、正当な理由とは</p> <p>(1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じられない場合。</p> <p>(2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合。</p> <p>(3) 当該事業者の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申し込みがあった場合その他以外の申込みであって、利用申込者に対し自ら適切な指定重度障害者等包括支援を提供することが困難な場合。</p> <p>(4) 入院治療が必要な場合をいう。</p>	<p>都条例155第121条 準用（第15条） 障発1206001通知 第七の3（7） 準用（第三の3（3））</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
7 連絡調整に対する協力	指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の利用について区市町村または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整に、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しているか。	都条例155第121条準用(第16条) 障発1206001通知第七の3(7) 準用(第三の3(4))	
8 サービス提供困難時の対応	指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定重度障害者等包括支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定重度障害者等包括支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	都条例155第121条準用(第17条)	
9 受給資格の確認	指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供の開始に際し、支給決定障害者等の提示する受給者証によって、支給決定の有無および有効期間、支給量等を確認しているか。	都条例155第121条準用(第18条)	
10 介護給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、介護給付費の支給の申請をしていないことにより支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について、必要な援助を行っているか。	都条例155第121条準用(第19条第1項) 都条例155第121条準用(第19条第2項)	
11 心身の状況等の把握	指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス等は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例155第121条準用(第20条)	
12 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。 (2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	都条例155第121条準用(第21条第1項) 都条例155第121条準用(第21条第2項)	
13 身分を証する書類の携行	指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に身分を証する書類(証書や名札等)を携行させ、初回訪問時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 証書等に当該指定重度障害者等包括支援事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。	都条例155第121条準用(第22条) 障発1206001通知第七の3(7) 準用(第三の3(8))	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
14 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を提供した際は、当該指定重度障害者等包括支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービスの提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定重度障害者等包括支援の提供を受けたことについて確認をしているか。</p>	<p>都条例155第121条 準用(第23条第1項) 障発1206001通知 第七の3(7) 準用(第三の3(9))</p> <p>都条例155第121条 準用(第23条第2項)</p>	
15 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者が指定重度障害者等包括支援を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が利用者の便益を直接向上させるものであって、かつ、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 16の(1)から(3)に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途および額ならびに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、16の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。</p> <p>ア 指定重度障害者等包括支援のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 イ 利用者等に求める金額、その用途および金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p>	<p>都条例155第121条 準用(第24条第1項) 障発1206001通知 第七の3(7) 準用(第三の3(10))</p> <p>都条例155第121条 準用(第24条第2項)</p>	
16 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、法定代理受領を行う指定重度障害者等包括支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定重度障害者等包括支援に係る利用者負担額として、重度障害者等包括支援サービス費の基準額の1割(ただし、支援法第31条の規定の適用により介護給付費の給付率が9割でない場合については、それに応じた割合とし、負担上限月額を上限とする。)の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、法定代理受領を行わない指定重度障害者等包括支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p>	<p>都条例155第121条 準用(第25条第1項) 障発1206001通知 第七の3(7) 準用(第三の3(11))</p> <p>都条例155第121条 準用(第25条第2項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、(1)および(2)において支給決定障害者等から支払を受ける額のほか、当該支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定重度障害者等包括支援を提供する場合、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けているか。</p> <p>(4) 指定重度障害者等包括支援事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定重度障害者等包括支援事業者は、(3)の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および交通費について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p>	<p>都条例155第121条 準用(第25条第3項)</p> <p>都条例155第121条 準用(第25条第4項)</p> <p>都条例155第121条 準用(第25条第5項)</p>	
17 介護給付費等の額に係る通知等	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、法定代理受領により区市町村から指定重度障害者等包括支援に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、法定代理受領を行わない指定重度障害者等包括支援に指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定重度障害者等包括支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>都条例155第121条 準用(第27条第1項)</p> <p>都条例155第121条 準用(第27条第2項)</p>	
18 指定重度障害者等包括支援の取扱方針	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、重度障害者等包括支援計画に基づき、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況および置かれている環境に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(4) 指定重度障害者等包括支援事業者は、提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常に改善を図っているか。</p>	<p>都条例155 第120条第1項</p> <p>都条例155 第120条第2項</p> <p>都条例155 第120条第3項</p> <p>都条例155 第120条第4項</p>	
19 重度障害者等包括支援計画の作成	<p>(1) サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画(利用者または当該利用者である障害児の保護者の日常生活全般の状況および希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援計画を作成しているか。 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画の作成に当たっては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により担当者から専門的な見地からの意見を求めているか。</p> <p>(2) サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者およびその同居の家族に対してその内容を説明し、当該重度障害者等包括支援計画を利用者およびその同居の家族ならびに指定特定相談支援事業者等に交付しているか。</p>	<p>都条例155 第118条第1項</p> <p>都条例155 第118条第2項</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
20 緊急時等の対応	<p>(3) サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画作成後に、当該重度障害者等包括支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該重度障害者等包括支援計画の変更を行っているか。 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画の変更の際も(1)から(2)に準じて取り扱っているか。</p> <p>(4) サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるように努めているか。</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、現に指定重度障害者等包括支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例155 第118条第3項</p> <p>都条例155 第121条第1項 準用（第10条第5項）</p> <p>都条例155第121条 準用（第32条） 障発1206001通知 第七の3（7） 準用（第三の3 （17））</p>	
21 支給決定障害者等に関する区市町村への通知	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p>	<p>都条例155第121条 準用（第33条）</p>	
22 管理者の責務	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業所の管理者は、当該指定重度障害者等包括支援事業所の従業者および業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業所の管理者は、サービス提供責任者に当該指定重度障害者等包括支援に係る重度障害者等包括支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業所の管理者は、当該指定重度障害者等包括支援事業所の従業者に、都条例155（指定障害福祉サービス条例）第6章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>都条例155第121条 準用（第53条第1項）</p> <p>都条例155第121条 準用（第53条第2項）</p> <p>都条例155第121条 準用（第53条第3項）</p>	
23 運営規程	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、各指定重度障害者等包括支援事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>(1) 事業の目的および運営の方針 (2) 従業者の職種、員数および職務の内容 (3) 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数 (4) 指定重度障害者等包括支援の内容ならびに支給決定障害者等から受領する費用の種類およびその額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 事業の主たる対象とする利用者 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) その他事業の運営に関する重要事項</p>	<p>都条例155第119条</p>	
24 勤務体制の確保	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該指定重度障害者等包括支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p>	<p>都条例155第121条 準用（第12条第3項）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
25 業務継続計画の策定等	<p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、適切な指定重度障害者等包括支援の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものまたは性的な言動により従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供を継続艇に行い、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例155第121条準用（第12条第4項）</p> <p>都条例155第121条準用（第12条の2第1項）</p> <p>都条例155第121条準用（第12条の2第2項）</p> <p>都条例155第121条準用（第12条の2第3項）</p>	
26 衛生管理等	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所の従業員の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めているか。 手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定重度障害者等包括支援事業所における感染症の発生またはまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 感染症の予防およびまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催すること。 なお、委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 また、その結果について、従業員に十分に周知すること。</p> <p>イ 感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修を定期的実施すること。 また、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p>	<p>都条例155第121条準用（第34条第1項）</p> <p>都条例155第121条準用（第34条第2項） 障発1206001通知第七の3（7） 準用（第三の3（24））</p> <p>都条例155第121条準用（第34条第3項）</p>	
27 掲示	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示等（備え付けによる閲覧も可）しているか。</p>	<p>都条例155第121条準用（第35条）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
28 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用も可）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>都条例155第121条 準用（第35条の2第1項）</p> <p>都条例155第121条 準用（第35条の2第2項）</p> <p>都条例155第121条 準用（第35条の2第3項）</p> <p>都規則175第4条の3</p>	
29 秘密保持等	<p>(1) 管理者および指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、管理者および従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、他の指定重度障害者等包括支援事業者等に対して、利用者またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。</p>	<p>都条例155第121条 準用（第36条第1項）</p> <p>都条例155第121条 準用（第36条第2項）</p> <p>都条例155第121条 準用（第36条第3項）</p>	
30 情報の提供等	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定重度障害者等包括支援事業者が実施する事業に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定重度障害者等包括支援事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p>	<p>都条例155第121条 準用（第37条第1項）</p> <p>都条例155第121条 準用（第37条第2項）</p>	
31 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定重度障害者等包括支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者から、利用者またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>都条例155第121条 準用（第38条第1項）</p> <p>都条例155第121条 準用（第38条第2項）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
32 苦情解決	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供したサービスに関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等について記録しているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供した指定重度障害者等包括支援に関し、支援法第10条第1項の規定により区市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定重度障害者等包括支援事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。また指定重度障害者等包括支援事業者は、都道府県知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、改善の内容を都道府県知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。</p> <p>(4) 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供した指定重度障害者等包括支援に関し、支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告もしくは指定重度障害者等包括支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力し、当該都道府県知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。 また指定重度障害者等包括支援事業者は、都道府県知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、改善の内容を都道府県知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。</p> <p>(5) 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供した指定重度障害者等包括支援に関し、支援法第48条第1項の規定により都道府県知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定重度障害者等包括支援事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事または区市町村長が行う調査に協力し、当該都道府県知事または区市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定重度障害者等包括支援事業者は、都道府県知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定重度障害者等包括支援事業者は、社会福祉法第85条の規定による運営適正化委員会が調査またはあっせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>都条例155第121条準用(第39条第1項)</p> <p>都条例155第121条準用(第39条第2項)</p> <p>都条例155第121条準用(第39条第3項)</p> <p>都条例155第121条準用(第39条第4項)</p> <p>都条例155第121条準用(第39条第5項)</p> <p>都条例155第121条準用(第39条第3～5項)</p> <p>都条例155第121条準用(第39条第6項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
33 事故発生時の対応	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じているか。また、指定重度障害者等包括支援事業者は、事故の状況および事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。</p> <p>ア 死亡事故（誤嚥によるもの等）</p> <p>イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く）</p> <p>ウ（イ以外の）医療機関での治療を要する負傷や疫病を伴う事故</p> <p>エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告）</p> <p>オ 無断外出</p> <p>カ 感染症の発生</p> <p>キ 送迎車両の車内への利用者の置き去り事故</p> <p>ク 事件性のあるもの（職員による暴力事件等）</p> <p>ケ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの</p> <p>コ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故等、個人情報の流出等）</p> <p>サ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等）</p> <p>シ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p>	<p>都条例155第121条 準用（第40条第1項） 令和6年5月9日付6福 祉障施第499号「施 設・事業所における 事故等防止対策の徹 底について」（通知）</p> <p>都条例155第121条 準用（第40条第2項）</p>	
32 虐待等の禁止	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、虐待の発生および再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用も可）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>ウ アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>都条例155第121条 準用（第40条の2） 規則175第4条の4 令和6年5月9日付6福 祉障施第501号「施 設・事業所における 事故等防止対策の徹 底について」（通知）</p>	
34 会計の区分	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、各指定重度障害者等包括支援事業所において経理を区分するとともに、指定重度障害者等包括支援の事業の会計をその他の事業の会計とを区分しているか。</p>	<p>都条例155第121条 準用（第41条）</p>	
35 記録の整備	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備してあるか。</p>	<p>都条例155第121条 準用（第42条第1項）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第5 届出等</p> <p>1 変更の届出</p>	<p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供に関する記録を整備し、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から5年間保存しているか。</p> <p>ア 14に規定する指定重度障害者等包括支援の提供に係る記録</p> <p>イ 19に規定する重度障害者等包括支援計画</p> <p>ウ 32に規定する苦情の内容等に係る記録</p> <p>エ 21に規定する区市町村への通知に係る記録</p> <p>オ 28に規定する身体的拘束等の記録</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業者は、法施行規則第34条の23第1項第5号に掲げる事項（法施行規則第34条の12第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号から第9号までおよび第12号に掲げる事項）に変更があったときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業者が変更の届出を要する事項</p> <p>(1) 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称および所在地</p> <p>(2) 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>(3) 申請者の登記事項証明書または条例等</p> <p>(4) 提供する障害福祉サービスの種類</p> <p>(5) 第三者に委託することにより提供する障害福祉サービスがあるときは、当該障害福祉サービスの種類ならびに当該第三者の事業所の名称および所在地</p> <p>(6) 事業所の平面図</p> <p>(7) 事業所の管理者およびサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所および経歴</p> <p>(8) 運営規程</p> <p>(9) 第4の2の(3)の医療機関との協力体制の概要</p> <p>(10) 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項</p>	<p>都条例155第121条 準用(第42条第2項)</p> <p>支援法第46条第1項 支援法施行規則第34 条の23第1項第5号 支援法施行規則第34 条の12第1項</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
2 業務管理体制の整備	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法または支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所および施設の数が1以上20未満の指定事業者等 (ア)法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所および施設の数が20以上100未満の指定事業者等 (ア)法令遵守責任者を選任しているか。 (イ)業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等 (ア)法令遵守責任者の選任をしているか。 (イ)業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 (ウ)業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、都知事に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。(指定事業所もしくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等を除く。)また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定事業者等の名称または氏名、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(指定を受けている事業所および施設の数20以上の指定事業者等に限る。)</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要(指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等に限る。)</p> <p>また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>支援法第42条第3項 支援法第51条の2第1項 支援法規則第34条の27</p> <p>支援法第51条の2第2項 支援法規則第34条の28</p>	
第6 介護給付費の算定および取扱い	<p>1 基本事項</p> <p>(1) 指定重度障害者等包括支援に要する費用の額は、平18厚労告523の別表「介護給付費等単位数表」の第1により算定する単位数に平18厚労告539「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、指定重度障害者等包括支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>平18厚労告523の一 平18厚労告539</p> <p>平18厚労告523の二</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
2 重度障害者等包括支援サービス費	<p>(1) 重度障害者等包括支援サービス費については、区分6（障害児にあっては、これに相当する支援の度合い）に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次の 又は のいずれかに該当する利用者に対して、指定重度障害者等包括支援事業所において、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>「算定」について 重度障害者等包括支援の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービス内容を記載した重度障害者等包括支援計画に基づいて行われる必要があるが、障害者の状態等に応じて柔軟にサービスを提供する重度障害者等包括支援の趣旨を踏まえ、重度障害者等包括支援を行った場合には、実際に要した時間により算定することとする。 なお、重度障害者等包括支援計画で定めたサービス提供時内容や提供時間に大幅な乖離があり、実際のサービス提供と合致しない状況が続く場合には、当然に重度障害者等包括支援計画の見直しを行う必要があること。</p> <p>対象者 平18厚労告523別表第2の1（重度訪問介護費サービス費）の注1の(1)に規定する利用者の支援の度合いに相当する支援の度合いにある者であって、四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次のアまたはイのいずれかに該当するものであること。 ア 人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 イ 最重度の知的障害のある者 行動関連項目合計点数が10点以上である者</p> <p>(2) 利用者が重度障害者等包括支援以外の障害福祉サービスを受けている間または障害児通所支援もしくは障害児入所支援を受けている間は、重度障害者等包括支援サービス費を算定していないか。</p>	<p>平18厚労告523別表第8の1の注1 障発1031001通知第二の2(8) 障発1031001通知第二の2(8)</p> <p>平18厚労告523別表第8の1の注1(1)</p> <p>平18厚労告523別表第8の1の注1(2)</p> <p>平18厚労告523別表第8の1の注9</p>	
3 2人の居宅介護従業者により行った場合	<p>指定重度障害者等包括支援事業所において、別に定める要件を満たし、かつ、同時に2人の重度障害者等包括支援従業者（指定重度障害者等包括支援事業所の従業者をいう。以下同じ。）が1人の利用者に対して指定重度障害者等包括支援を行った場合に、それぞれの重度障害者等包括支援従業者が行う指定重度障害者等包括支援につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護または行動援護の中で行った場合に限る。</p> <p>「別に定める要件」 (1)障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合 (2)暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 (3)その他障害者等の状況等から判断して、(1)または(2)に準ずると認められる場合</p>	<p>平18厚労告523別表第8の1の注2 障発1031001通知第二の2(8) 準用(第二の2(1)の(一)) 平18厚労告546一</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
4 緊急時対応加算を算定し、地域支援拠点等の場合	別に定める施設基準（平18厚労告551の8号）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において、利用者またはその家族等からの要請に基づき、指定重度障害者等包括支援事業所のサービス提供責任者が指定重度障害者等包括支援計画の変更を行い、当該指定重度障害者等包括支援事業所の指定重度障害者等包括支援従業者が当該利用者の指定重度障害者等包括支援計画において計画的に訪問することとなっていない指定重度障害者等包括支援を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護または行動援護の中で行った場合に限る。	平18厚労告523 別表第8の1の注3	
5 緊急時支援加算（ ）を算定し、地域生活支援拠点等の場合	別に定める施設基準（平18厚労告551号の8号）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対して、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者またはその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに当該利用者の居宅等への訪問または一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される自立生活援助の中で行った場合に限る。	平18厚労告523 別表第8の1の注3の2	
6 特別地域加算	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活援護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援または自立生活援助を提供した場合については、別に定める地域（平成21年3月30日厚生労働省告示第176号）に居住している利用者に対して、指定重度障害者等包括支援事業者が、指定重度障害者等包括支援を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平18厚労告523 別表第8の1の注4	
7 夜間もしくは早朝の場合または深夜の場合	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活援護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援または自立生活援助を提供した場合については、夜間または早朝に指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平18厚労告523 別表第8の1の注5	
8 低所得者利用加算	短期入所を提供した場合については、低所得者等である利用者に対して行われる場合には、別に定める日までの間、1日につき所得単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第8の1の注6	
9 地域生活支援拠点等の場合	短期入所を提供した場合について算定されている指定重度障害者等包括支援事業所が、別に定める施設基準（平18厚労告551の8号）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合であって、利用者に対して、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、当該指定重度障害者等包括支援の利用を開始した日について所定単位数を加算しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される短期入所の中で行った場合に限る。	平18厚労告523 別表第8の1の注7	
10 情報公表未報告減算	利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上未報告となっている場合、所定単位数の100分の5に相当する単位数を減算しているか。	平18厚労告523 別表第8の1の注8	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
11 業務継続計画未策定減算	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の徹底を求める観点から、感染症または非常災害のいずれかまたは両方の業務継続計画が未策定の場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。	平18厚労告523 別表第8の1の注9	
12 身体拘束廃止未実施減算	やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合および身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位を減算しているか。	平18厚労告523 別表第8の1の注10	
13 虐待防止措置未実施減算	障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業者等に対して、基本報酬を所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しているか。	平18厚労告523 別表第8の1の注11	
14 有資格者支援加算	指定重度障害者等包括支援事業所において、別に定める者が、利用者に対して、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、指定重度障害者等包括支援は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護または行動援護を提供した場合に限っているか。	平18厚労告523 別表第8の2の注	
15 吸痰吸引等支援体制加算	指定重度障害者等包括支援事業所において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、喀痰吸引等を行う場合は、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護または行動援護の中で喀痰吸引等を行った場合に限っているか。	平18厚労告523 別表第8の2の2注 社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項	
16 初回加算	指定重度障害者等包括支援事業所において、新規に重度障害者等包括支援計画（指定障害福祉サービス基準第134条第1項に規定する重度障害者等包括支援計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、利用を開始した日の属する月につき、所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第8の2の3注 障発1031001通知 第二の2(8) 準用(第二の2(1)) (一))	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
16 医療連携体制加算	<p>(1) 短期入所を提供する場合には、指定重度障害者等包括支援事業所において、指定重度障害者等包括支援として短期入所を提供した場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>ア 医療連携体制加算() 32単位 イ 医療連携体制加算() 63単位 ウ 医療連携体制加算() 125単位 エ 医療連携体制加算()</p> <p>(一) 看護を受けた利用者が1人 960単位 (二) 看護を受けた利用者が2人 600単位 (三) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下 480単位</p> <p>オ 医療連携体制加算()</p> <p>(一) 看護を受けた利用者が1人 1600単位 (二) 看護を受けた利用者が2人 960単位 (三) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下 800単位</p> <p>カ 医療連携体制加算()</p> <p>(一) 看護を受けた利用者が1人 2,000単位 (二) 看護を受けた利用者が2人 1,500単位 (三) 看護を受けた利用者が3人 1000単位</p> <p>キ 医療連携体制加算() 500単位 ク 医療連携体制加算() 100単位</p> <p>(ア)(1)のアについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等または平18厚労告523別表第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等を行う指定障害者支援施設等において指定重度障害者等包括支援を行う場合の利用者((イ)から(カ)において「指定生活介護等利用者」という。)については、算定しない。</p> <p>(イ)(1)のイについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者については、算定しない。</p> <p>(ウ)(1)のウについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、2時間以上の看護を行った場合に当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定生活介護等利用者については、算定しない。</p>	<p>平18厚労告523 別表第8の2の4注1 障発1031001通知 第二の2(8) 準用(第二の2(7))</p> <p>平18厚労告523 別表第8の2の4注3</p> <p>平18厚労告523 別表第8の2の4注4</p> <p>平18厚労告523 別表第8の2の4注5</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(エ) (1)のエについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、指定生活介護等利用者または(1)の(ア)から(ウ)までのいずれかを算定している利用者について、算定していないか。</p> <p>(オ) (1)のオについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、別に定める者に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、指定生活介護等利用者または(1)の(ウ)を算定している利用者について、算定していないか。</p> <p>(カ) (1)のカについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が別に定める者に対して8時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき3人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、指定生活介護等利用者または(1)の(ウ)もしくは(オ)を算定している利用者について、算定していないか。</p> <p>(キ) (1)のキについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(ク) (1)のクについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、(1)の(ア)から(カ)までのいずれかを算定している利用者について、算定していないか。</p> <p>(2) 共同生活援助を提供する場合については、指定重度障害者等包括支援事業所において、指定重度障害者等包括支援として共同生活援助を提供した場合に、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第8の2の4注6</p> <p>平18厚労告523 別表第8の2の4注7</p> <p>平18厚労告523 別表第8の2の4注8</p> <p>平18厚労告523 別表第8の2の4注9</p> <p>平18厚労告523 別表第8の2の4注10</p> <p>平18厚労告523 別表第8の2の4注2</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>ア 医療連携体制加算() 32単位 イ 医療連携体制加算() 63単位 ウ 医療連携体制加算() 125単位 エ 医療連携体制加算() (一) 看護を受けた利用者が1人 800単位 (二) 看護を受けた利用者が2人 500単位 (三) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下 400単位 オ 医療連携体制加算() 500単位 カ 医療連携体制加算() 100単位</p> <p>(ア)(2)のアについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(イ)(2)のイについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(ウ)(2)のウについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(エ)(2)のエについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、(2)のアからエまでのいずれかを算定している利用者について算定していないか。</p> <p>(オ)(2)のオについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(カ)(2)のカについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、(2)のアからエまでのいずれかを算定している利用者について算定していないか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第8の2の4注11</p> <p>平18厚労告523 別表第8の2の4注12</p> <p>平18厚労告523 別表第8の2の4注13</p> <p>平18厚労告523 別表第8の2の4注14</p> <p>平18厚労告523 別表第8の2の4注15</p> <p>平18厚労告523 別表第8の2の4注16</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
17 送迎加算	<p>(1) 別に定める送迎（平24厚労告268の3号）を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国、地方公共団体またはのぞみの園が設置する指定重度障害者等包括支援事業所（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この2の4において同じ。）において、利用者に対して、その居宅等と指定重度障害者等包括支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される短期入所の提供に当たって当該送迎を行った場合に限る。</p> <p>(2) 別に定める送迎（平24厚労告268の3号）を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される短期入所の提供に当たって当該送迎を行った場合に限る。</p>	<p>平18厚労告523 別表第8の2の5注1 障発1031001通知 第二の2(8) 準用（第二の2(7) ）</p> <p>平18厚労告523 別表第8の2の5注2</p>	
18 地域生活移行個別支援特別加算	<p>別に定める施設基準（平18厚労告551の8号口）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業者が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した重度障害者等包括支援計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3年以内（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）に基づく通院期間の延長を行った場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所および指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活援助の中で当該支援等を行った場合に限る。</p>	<p>平18厚労告523 別表第8の2の6注 障発1031001通知 第二の2(8) 準用（第二の3(2) ）</p>	
19 精神障害者地域移行特別加算	<p>指定障害福祉サービス基準第135条に規定する運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、指定障害福祉サービス基準第127条の規定により指定重度障害者等包括支援事業所に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士または公認心理師等である従業者を1人以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士または公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、重度障害者等包括支援計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活援助の中で当該支援等を行った場合に限る。</p>	<p>平18厚労告523 別表第8の2の7注 障発1031001通知 第二の2(8) 準用（第二の3(2) ）</p>	
20 強度行動障害者地域移行特別加算	<p>別に定める施設基準（平18厚労告551の8号ハ）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において、指定障害者支援施設等または指定障害児入所施設等（児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。）に1年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから1年以内のもののうち、別に定める基準（平18厚労告543。）に適合すると認められた利用者に対し、重度障害者等包括支援計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活援助の中で当該支援等を行った場合に限る。</p>	<p>平18厚労告523 別表第8の2の8注 障発1031001通知 第二の2(8) 準用（第二の3(2) ） 平18厚労告543二十二</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
21 外部連携支援加算	<p>指定重度障害者等包括支援事業所において、第三者に委託することにより障害福祉サービスを提供する場合であって、当該委託を受けて障害福祉サービスの提供にあたる事業所の担当者を招集して、重度障害者等包括支援計画の実施状況について説明を行うとともに、当該担当者から利用者の心身の状況および障害福祉サービスの提供の状況に関する必要な情報の提供を受け、当該事業所と連携して支援を行ったときに、利用者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	平18厚労告523 別表第8の2の9注	
22 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>別に定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算() 第6の2から21までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算() 第6の2から21までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算() 第6の2から21により算定した単位数の1000分の36に相当する単位数</p> <p>別に定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員処遇改善加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア) 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(イ) 当該指定重度障害者等包括支援事業所等において、(ア)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(ウ) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(エ) 当該指定重度障害者等包括支援事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(オ) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(カ) 当該指定重度障害者等包括支援事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p>	<p>平18厚労告523 別表第8の3の注 障発1031001通知 第二の2(8) 準用(第二の2(1))</p> <p>平18厚労告543の23 準用(平18厚労告543 の2)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>23 福祉・介護職員等 特定処遇改善加算</p>	<p>(キ)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一)福祉・介護職員の任用における職責または職務内等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 (二)(一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (三)福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。 (四)(三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (五)福祉・介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六)(五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(ク)(イ)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)および当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 アの(ア)から(カ)まで、キの(一)から(四)までおよび(ク)に掲げる基準のいずれに、も適合すること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員処遇改善加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア)アの(ア)から(カ)までおよび(ク)に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(イ)次に掲げる要件のいずれかに適合すること。 (一) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること a 福祉・介護職員の任用における職責または職務内等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。 a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>別に定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者包括支援を行った場合に、2から21までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第8の4の注 平18厚労告543の24準 用(平18厚労告543の 21)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>別に定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(ア) 経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上となる、または改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。</p> <p>(イ) 当該指定重度障害者等包括支援事業所（介護給付費等単位数表第8の1の注1に規定する指定重度障害者等包括支援短期入所をいう。以下同じ。）における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）および障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。</p> <p>(ウ) 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）および障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（研修等により専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）および障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。</p> <p>(エ) 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p> <p>イ 当該指定重度障害者等包括支援事業所において、アの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により、事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>エ 当該指定重度障害者等包括支援事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p>		

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>24 福祉・介護職員等 ベースアップ等支援 加算</p>	<p>オ 重度障害者等包括支援費における福祉・介護職員処遇改善加算（ ）から（ ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>カ （イ）の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）および当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。</p> <p>キ カの処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>別に定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事または区市町村長に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合は、第6の2から21までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>別に定める基準（平18厚労告543第24号の2） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>ア 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援 加算の算定見込額を上回り、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給または決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を算定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>イ 指定重度障害者等包括支援事業所等において、アの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法の他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>エ 当該重度障害者等包括支援所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>オ 重度障害者等包括支援サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算（ ）から（ ）までのいずれかを算定していること。</p>	<p>平18厚労告523 別表第8の5の注</p> <p>平18厚労告543第24の 2（第3の2準用）</p>	

指 導 検 査 基 準（ 指 定 自 立 生 活 援 助 ）

根拠法令

「支援法」 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）

「支援法施行規則」 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）

「都条例155」 = 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）

「都規則175」 = 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第175号）

「平18厚労告523」 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）

「障発1206001通知」 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方（ 観 点 ）	根 拠 法 令	備 考
第1 基本方針	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、当該個別支援計画に基づき利用者に対して指定自立生活援助を提供するとともに、当該指定自立生活援助の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定自立生活援助を提供しているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、利用者または当該利用者である障害児の保護者の意思および人格を尊重し、常に当該利用者または利用者である障害児の保護者の立場に立った指定自立生活援助の提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定自立生活援助事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(4) 指定自立生活援助の事業は、利用者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回または随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、情報の提供、助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況および置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。</p>	<p>都条例155 第3条第1項</p> <p>都条例155 第3条第2項</p> <p>都条例155 第3条第3項 令和6年5月9日付6福 祉障施第501号「施 設・事業所における 虐待防止体制の整備 の徹底について」(通 知)</p> <p>都条例155 第192条の13</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	備 考
第2 人員に関する基準		支援法第43条 第1項	
1 地域生活支援員	<p>指定自立生活援助事業所ごとに1以上となっているか。 また、地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が2.5または、その端数を増すごとに1となっているか。</p>	<p>都条例155 第192条の14第1項 都規則175 第42条の3第1項第1号 および第2項</p>	
2 サービス管理責任者	<p>指定自立生活援助事業所ごとに、(1)または(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)または(2)に定める数となっているか。</p> <p>(1) サービス管理責任者が常勤である場合 次のアまたはイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれアまたはイに掲げる数 ア 利用者の数が六十以下のとき 一以上 イ 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて六十またはその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>(2) (1)以外の場合 次のアまたはイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれアまたはイに掲げる数 ア 利用者の数が三十以下のとき 一以上 イ 利用者の数が三十を超えるとき 一に、利用者の数が三十を超えて三十またはその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員をサービス管理責任者とみなすことができる。</p> <p>指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第四十条において準用する指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員をサービス管理責任者とみなすことができる。</p>	<p>都条例155 第192条の14第2項 都規則175 第42条の3第1項第2号、第3項および第4項</p>	
3 利用者数の算定	<p>2の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。 なお、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。</p>	<p>都規則175 第42条の3第5項</p>	
4 職務の専従	<p>1および2に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。(ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)</p>	<p>都規則175 第42条の3第6項 障発1206001通知 第十四1(4)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	備 考
5 管理者	指定自立生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 (ただし、指定自立生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定自立生活援助事業所の他の職務に従事させ、または他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)	都条例155 第192条の15 準用(第51条) 障発1206001通知 第十四1(5) 準用(第四1(7)1)	
第3 設備に関する基準 設備および備品等	指定自立生活援助事業者には、指定自立生活援助の事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定自立生活援助の提供に必要な設備および備品等が備えられているか。 (1) 専用の事務室を設けているか。他の事業と同一の事務室である場合は、事業を行うための区画が明確に特定されているか。 (2) 利用申込みの受付、相談、計画作成会議等に対応するのに適切なスペースを確保しているか。また、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造となっているか。 (3) 必要な設備および備品等を確保しているか。	支援法第43条 第2項 都条例155 第192条の16 準用(第192条の5) 障発1206001通知 第十四の2 準用(第十三の2)	
第4 運営に関する基準 1 内容および手続の説明および同意	(1) 指定自立生活援助事業者は、支給決定障害者等が指定自立生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定自立生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	支援法第43条 第2項 都条例155 第192条の20 準用(第13条第1項)	

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備 考
2 契約支給量の報告等	<p>(2) 指定自立生活援助事業者が社会福祉事業の経営者である場合は、利用者との間で当該指定自立生活援助の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する指定自立生活援助の内容</p> <p>ウ 当該指定自立生活援助の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 指定自立生活援助の提供開始年月日</p> <p>オ 指定自立生活援助に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面をその利用者に対し、交付しているか。</p> <p>指定自立生活援助事業者は、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、当該利用者の承諾を得ているか。</p>	<p>都条例155 第192条の20 準用（第13条第2項）</p> <p>社会福祉法 第77条第1項 社会福祉法施行規則 第16条第2項 障発1206001通知 第十四の3(5) 準用（第三の3(1)）</p>	
	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者およびその事業所の名称、当該指定自立生活援助の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定自立生活援助の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項（受給者証記載事項）を記載しているか。</p> <p>また、当該契約に係る指定自立生活援助の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定自立生活援助の量を記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の利用に係る契約を締結したときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定自立生活援助事業者は、利用に係る変更をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。</p> <p>3 提供拒否の禁止</p> <p>指定自立生活援助事業者は、正当な理由がなく、指定自立生活援助の提供を拒んでいないか。 特に障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 なお、正当な理由がある場合とは</p>	<p>都条例155 第192条の20 準用（第14条第1項）</p> <p>障発1206001通知 第十四の3(5) 準用（第三の3(2)）</p> <p>都条例155 第192条の20 準用（第14条第2項）</p> <p>都条例155 第192条の20 準用（第14条第3項）</p> <p>都条例155 第192条の20 準用（第14条第4項）</p> <p>都条例155 第192条の20 準用（第15条）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	備 考
4 連絡調整に対する協力	<p>(1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じられない場合</p> <p>(2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常事業の実施地域外である場合</p> <p>(3) 当該事業者の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定自立生活援助を提供することが困難な場合</p> <p>(4) 入院治療が必要な場合をいう。</p> <p>指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の利用について区市町村または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しているか。</p>	<p>障発1206001通知 第十四の3(5) 準用(第三の3(3))</p> <p>都条例155 第192条の20 準用(第16条) 障発1206001通知 第十四の3(5) 準用(第三の3(4))</p>	
5 サービス提供困難時の対応	<p>指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所の通常の事業の実施地域等を勘察し、利用申込者に対し自ら必要な指定自立生活援助を提供することが困難であると認める場合は、他の指定自立生活援助事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>都条例155 第192条の20 準用(第17条) 障発1206001通知 第十四の3(5) 準用(第三の3(5))</p>	
6 受給資格の確認	<p>指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供の開始に際し、支給決定障害者等の提示する受給者証によって、支給決定の有無および有効期間、支給量等を確認しているか。</p>	<p>都条例155 第192条の20 準用(第18条) 障発1206001通知 第十四の3(5) 準用(第三の3(6))</p>	
7 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、訓練等給付費の支給の申請をしていないことにより支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>都条例155 第192条の20 準用(第19条) 障発1206001通知 第十四の3(5) 準用(第三の3(7))</p>	

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備 考
8 心身の状況等の把握	指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例155 第192条の20 準用（第20条）	
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供に当たっては、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。 (2) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	都条例155 第192条の20 準用（第21条）	
10 身分を称する書面の携行	指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所の従業者に身分を証する書類（証書や名札等）を携行させ、初回訪問時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 証書等に当該指定自立生活援助事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。	都条例155 第192条の20 準用（第22条） 障発1206001通知 第十四の3(5) 準用(第三の(8))	
11 サービスの提供の記録	(1) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助を提供した際は、当該指定自立生活援助の提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービスの提供の都度、記録しているか。 (2) 指定自立生活援助事業者は、(1)の規定による記録に際し、支給決定障害者等から指定自立生活援助の提供を受けたことについて確認を受けているか。	都条例155 第192条の20 準用（第23条第1項） 障発1206001通知 第十四の3(5) 準用(第三の3(9)) 都条例155 第192条の20 準用（第23条第2項）	
12 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定自立生活援助事業者が指定自立生活援助を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を直接向上させるものであって、かつ当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当である場合に限られているか。 13の(1)から(3)に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。	都条例155 第192条の20 準用（第24条第1項） 障発1206001通知 第十四の3(5) 準用(第三の3(10))	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	備 考
13 利用者負担額等の受領	<p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途および額ならびに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p> <p>指定自立生活援助事業者は、利用者の便益を直接向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。 ア 指定自立生活援助のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 イ 利用者等に求める金額、その用途および金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p>	<p>都条例155 第192条の20 準用(第24条第2項)</p> <p>障発1206001通知 第十四の3(5) 準用(第三の3(10) および)</p>	
	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、法定代理受領を行う指定自立生活援助を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定自立生活援助に係る利用者負担額として、支援法第29条第3項第2号に規定する政令で定める額(政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の1割相当額の方が低い場合は1割相当額)の支払を受けているか。 また、支援法第31条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額を利用者負担額としているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定自立生活援助を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定自立生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定自立生活援助事業者は、(1)および(2)において支給決定障害者等から支払を受ける額のほか、当該支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定自立生活援助を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けているか。</p> <p>(4) 指定自立生活援助事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定自立生活援助事業者は、(3)の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および交通費について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p>	<p>都条例155 第192条の20 準用(第25条第1項) 障発1206001通知 第十四の3(5) 準用(第三の3(11))</p> <p>都条例155 第192条の20準用(第25条第2項)</p> <p>都条例155 第192条の20準用(第25条第3項)</p> <p>都条例155 第192条の20準用(第25条第4項)</p> <p>都条例155 第192条の20準用(第25条第5項)</p>	

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備 考
14 利用者負担額に係る管理	<p>指定自立生活援助事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定自立生活援助事業者が提供する指定自立生活援助および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立生活援助および他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定自立生活援助および他の指定障害福祉サービス等につき支援法第29条第3項（支援法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費または訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定自立生活援助事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	都条例155 第192条の20 準用（第26条）	
15 訓練等給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、法定代理受領により区市町村から指定自立生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定自立生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けた場合は当該指定自立生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対し、交付しているか。</p>	都条例155 第192条の20 準用（第27条第1項）	
16 指定自立生活援助の取扱方針	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、自立生活援助計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定自立生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</p> <p>(3) 指定自立生活援助事業所の従業者は、指定自立生活支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(4) 指定自立生活援助事業者は、その提供する指定自立生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	都条例155 第192条の20 準用（第62条第1項）	都条例155 第192条の20 準用（第62条第2項）
		都条例155 第192条の20準用（第62条第3項） 社会福祉法第78条 都条例155 第192条の20準用（第62条第4項） 障発1206001通知 第十四の3(5) 準用(第三の3(14))	

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備 考
17 自立生活援助計画の作成等	<p>(1) サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、当該利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(2) サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握しているか。</p> <p>(3) アセスメントに当たっては、利用者面接して行っているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し理解を得ているか。理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っているか。</p> <p>(4) サービス管理責任者は、アセスメントおよび支援内容の検討結果に基づき、利用者およびその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定自立生活援助の目標およびその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した自立生活援助計画の原案を作成しているか。この場合において、当該指定自立生活援助事業所が提供する指定自立生活援助以外の保健医療サービスまたは福祉サービス等との連携も含めて自立生活援助計画の原案に位置付けるように努めているか。</p> <p>(5) サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成に当たっては、利用者および当該利用者に対する自立生活援助の提供に係る当該サービス管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用も可）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、自立生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。</p> <p>(6) サービス管理責任者は、自立生活援助計画の原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p> <p>(7) サービス管理責任者は、自立生活援助計画を作成した際には、当該計画を利用者および指定特定相談支援事業者等に交付しているか。</p> <p>(8) サービス管理責任者は、自立生活援助計画を作成後、当該自立生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下、「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも3月に1回以上、当該自立生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて、当該自立生活援助計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例155 第192条の20 準用（第54条第2項）</p> <p>都条例155 第192条の20 準用（第54条第3項）</p> <p>都条例155 第192条の20 準用（第54条第4項）</p> <p>都条例155 第192条の20 準用（第54条第5項）</p> <p>都条例155 第192条の20 準用（第54条第6項）</p> <p>都条例155 第192条の20 準用（第54条第6項）</p> <p>都条例155 第192条の20 準用（第54条第7項）</p> <p>都条例155 第192条の20準用（第54条第8項）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	備 考
18 サービス管理責任者の責務等	<p>(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者およびその家族等と連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ア 定期的に利用者に面接すること。 イ 定期的にモニタリングを行い、その結果を記録すること。</p> <p>(10) 自立生活援助計画に変更のあった場合、(1)から(7)に準じて取り扱っているか。</p> <p>サービス管理責任者は、17で規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定自立生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活または社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。</p> <p>(3) 他の従事者に対する技術指導および助言を行うこと。</p> <p>サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。</p>	<p>都条例155 第192条の20準用(第54条第9項)</p> <p>都条例155 第192条の20準用(第54条第10項)</p> <p>都条例155 第192条の20準用(第192条の6第1項)</p> <p>都条例155 第192条の20準用(第192条の6第1項第1号)</p> <p>都条例155 第192条の20準用(第192条の6第1項第2号)</p> <p>都条例155 第192条の20準用(第192条の6第1項第3号)</p> <p>都条例155 第192条の20準用(第192条の6第2項)</p>	
19 相談および援助	<p>指定自立生活援助事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>都条例155 第192条の20準用(第63条)</p>	
20 定期的な訪問による支援	<p>指定自立生活援助事業者は、定期的に、利用者の居宅を訪問することにより、またはテレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供および助言ならびに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活または社会生活を営むために必要な援助を行っているか。</p>	<p>都条例155 第192条の18</p>	
21 随時の通報による支援等	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っているか。</p>	<p>都条例155 第192条の19第1項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	備 考
22 支給決定障害者等に関する区市町村への通知	<p>(2) 指定自立生活援助事業者は、(1)の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じているか。</p> <p>(3) 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況および障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しているか。</p> <p>指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p>	<p>都条例155 第192条の19第2項</p> <p>都条例155 第192条の19第3項</p> <p>都条例155 第192条の20 準用(第33条)</p>	
23 運営規程	<p>指定自立生活援助事業者は、各指定自立生活援助事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>(1) 事業の目的および運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数および職務の内容</p> <p>(3) 営業日および営業時間</p> <p>(4) 指定自立生活援助の提供方法および内容ならびに支給決定障害者等から受領する費用の種類およびその額</p> <p>(5) 通常の事業の実施地域</p> <p>(6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(8) その他事業の運営に関する重要事項</p>	<p>都条例155 第192条の20 準用(第192条の10)</p>	
24 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定自立生活援助を提供できるよう、各指定自立生活援助事業所において、当該指定自立生活援助事業所の従業者の勤務体制を定めているか。 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、各指定自立生活援助事業所において、当該指定自立生活援助事業所の従業者によって指定自立生活援助を提供しているか。 指定自立生活援助事業所の従業者は雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者であるか。</p>	<p>都条例155 第192条の20準用(第12条第1項) 障発1206001通知 第十四の3(5) 準用(第三の3(22))</p> <p>都条例155 第192条の20準用(第12条第2項) 障発1206001通知 第十四の3(5) 準用(第三の3(22))</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	備 考
25 業務継続計画の策定等	<p>(3) 指定自立生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。研修機関が実施する研修や当該指定自立生活援助事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(4) 指定自立生活援助事業者は、適切な指定自立生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものまたは性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(1) 指定自立生活援助事業者は、感染症や非常災害に発生時において、利用者に対する指定自立生活援助の提供を継続的に行い、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 指定自立生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例155 第192条の20準用（第12条第3項） 障発1206001通知 第十四の3(5)準用（第三の3(22)）</p> <p>都条例155 第192条の20準用（第12条第4項） 障発1206001通知 第十四の3(5)準用（第三の3(22)）</p> <p>都条例155 第192条の20準用（第12条の2第1項）</p> <p>都条例155 第192条の20準用（第12条の2第2項）</p> <p>都条例155 第192条の20準用（第12条の2第3項）</p>	
26 衛生管理等	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所の従業者の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めているか。 手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p>	<p>都条例155 第192条の20準用（第34条第1項）</p> <p>都条例155 第192条の20準用（第34条第2項） 障発1206001通知 第十四の3(5)準用（第三の3(24)）</p>	

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備 考
	<p>(3) 指定自立生短期入所事業者は、指定自立生活援助事業所において感染症または食中毒が発生またはまん延を防止するために次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討するための委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用も可）を定期的に関催すること。 また、その結果について、従業者に十分に周知すること。</p> <p>イ 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を実施すること。 また、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p>	都条例155 第192条の20 準用（第34条第3項） 都規則175 第4条の2	
27 掲示	指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示（備え付けによる閲覧も可）しているか。	都条例155 第192条の20 準用（第35条）	
28 秘密保持等	<p>(1) 管理者および指定自立生活援助事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、管理者および従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定自立生活援助事業者は、他の指定自立生活援助事業者等に対して、利用者またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。</p>	都条例155 第192条の20 準用（第36条第1項） 都条例155 第192条の20 準用（第36条第2項） 都条例155 第192条の20 準用（第36条第3項）	
29 情報の提供等	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定自立生活援助事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、当該指定自立生活援助事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p>	都条例155 第192条の20 準用（第37条第1項） 都条例155 第192条の20 準用（第37条第2項）	
30 利益供与等の禁止	(1) 指定自立生活援助事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定自立生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	都条例155 第192条の20 準用（第38条第1項）	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	備 考
31 苦情解決	(2) 指定自立生活援助事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者から、利用者またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	都条例155 第192条の20 準用（第38条第2項）	
	(1) 指定自立生活援助事業者は、その提供したサービスに関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置その他の必要な措置を講じているか。	都条例155 第192条の20 準用（第39条第1項）	
	(2) 指定自立生活援助事業者は、（1）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等について記録しているか。	都条例155 第192条の20 準用（第39条第2項）	
	(3) 指定自立生活援助事業者は、その提供した指定自立生活援助に関し、支援法第10条第1項の規定により区市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定自立生活援助事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。	都条例155 第192条の20 準用（第39条第3項）	
	(4) 指定自立生活援助事業者は、その提供した指定自立生活援助に関し、支援法第11条第2項の規定により知事が行う報告もしくは指定自立生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力し、知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。	都条例155 第192条の20 準用（第39条第4項）	
	(5) 指定自立生活援助事業者は、その提供した指定自立生活援助に関し、支援法第48条第1項の規定により知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定自立生活援助事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して知事または区市町村長が行う調査に協力し、知事または区市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。	都条例155 第192条の20 準用（第39条第5項）	
	(6) 指定自立生活援助事業者は、都道府県知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、（3）から（5）までの改善の内容を知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。	都条例155 第192条の20 準用（第39条第3・4・5項）	
(7) 指定自立生活援助事業者は、社会福祉法第85条の規定による運営適正化委員会が行う調査またはあっせんのできる限り協力しているか。	都条例155 第192条の20 準用（第39条第6項）		

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備 考
32 事故発生時の対応	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、利用者に対する指定自立生活援助の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況および処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。 ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く） ウ（イ以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告） オ 無断外出 カ 感染症の発生 キ 送迎車両の車内への利用者の置き去り事故 ク 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） ケ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの コ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等） サ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等） シ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、利用者に対する指定自立生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p>	<p>都条例155 第192条の20 準用（第40条第1項） 障発1206001通知 第十四の3(5) 準用（第三の3(30)） 令和6年5月9日付6福 祉障施第499号「施 設・事業所における 事故等防止対策の徹 底について（通 知）」</p> <p>都条例155 第192条の20 準用（第40条第2項）</p>	
33 虐待の防止	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、虐待の発生および再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置その他の機器の活用も可）を定期的に開催すること。 また、その結果について、従業者に十分に周知すること。 イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ウ アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>都条例155 第192条の20 準用（第40条の2） 都規則175 第4条の4</p>	
34 会計の区分	<p>指定自立生活援助事業者は、各指定自立生活援助事業所において経理を区分するとともに、指定自立生活援助の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。</p>	<p>都条例155 第192条の20 準用（第41条）</p>	
35 記録の整備	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備してあるか。</p>	<p>都条例155 第192条の20 準用（第192条の11第 1項）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	備 考
<p>第5 届出等</p> <p>1 変更の届出</p> <p>2 業務管理体制の整備</p>	<p>(2) 指定自立生活援助事業者は、利用者に対する指定自立生活援助の提供に関する記録を整備し、少なくとも次に掲げる記録を当該指定自立生活援助の提供の日から5年間保存しているか。</p> <p>ア 11に規定する指定自立生活援助の提供に係る記録事項</p> <p>イ 17に規定する自立生活援助計画</p> <p>ウ 22に規定する区市町村への通知に係る記録</p> <p>エ 31に規定する苦情の内容等に係る記録</p> <p>オ 32に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録</p> <p>指定自立生活援助事業者は、支援法施行規則第34条の23第1項第12号に掲げる事項(支援法施行規則第34条の18の3第1項第1号、第2号、第4号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第5号、第6号、第8号および第9号に掲げる事項)に変更があったときは、10日以内に、その旨を知事に届け出ているか。</p> <p>指定自立生活援助事業者が変更の届出を要する事項</p> <p>(1) 事業所の名称および所在地</p> <p>(2) 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>(3) 申請者の登記事項証明書または条例等</p> <p>(4) 指定を受けようとする者の指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設または指定相談支援事業者の別、提供している指定障害福祉サービスの種類ならびに当該事業所または施設の名称および所在地</p> <p>(5) 事業所の平面図</p> <p>(6) 事業所の管理者およびサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所および経歴</p> <p>(7) 運営規程</p> <p>(8) 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項</p> <p>(1) 指定自立生活援助事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法または支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所および施設の数1以上20未満の指定事業者等</p> <p>(ア) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所および施設の数20以上100未満の指定事業者等</p> <p>(ア) 法令遵守責任者を選任しているか。</p> <p>(イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等</p> <p>(ア) 法令遵守責任者の選任をしているか。</p> <p>(イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>(ウ) 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p>	<p>都条例155 第192条の20 準用(第192条の11第2項)</p> <p>支援法第46条第1項 支援法施行規則第34条の23第1項第12号 支援法施行規則第34条の18の3第1項</p> <p>支援法第42条第3項 支援法第51条の2第1項 支援法施行規則第34条の27</p>	

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備 考
<p>第6 訓練等給付費の算定および取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 自立生活援助サービス費</p>	<p>(2) 指定自立生活援助事業者は、都知事に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。（指定事業所または施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等を除く。） また、届出書には以下の事項が記載されているか。 ア 指定事業者等の名称または氏名、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名 イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所および施設の数 が20以上の指定事業者等に限る。） エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所および施設の数 が100以上の指定事業者等に限る。） また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>支援法第51条の2第2項 支援法施行規則第34条の28</p> <p>支援法第29条第3項</p>	
	<p>(1) 指定自立生活援助に要する費用の額は、平18厚労告523の別表「介護給付費等単位数表」の第14の3により算定する単位数に、平18厚労告539「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。ただし、その額が現に当該指定自立生活援助に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定自立生活援助事業に要した費用の額となっているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、指定自立生活援助に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 自立生活援助サービス費（ ）については、支援法施行規則第6条の11の2において定める支援法第5条第20項に規定する厚生労働省令で定めるもの、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、福祉専門職加算（ ）を算定している指定共同生活援助等を行う住居もしくは支援法第5条第28項に規定する福祉ホームに入所等をしてきた障害者であって、退所等をしてから1年以内のものまたは同居家族の死亡もしくはこれに準ずると市区町村が認める事情により単身での生活を開始した日から1年以内のものに対して、指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 自立生活援助サービス費（ ）については、(1)に該当する者以外の障害者に対し、指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(3) 自立生活援助サービス費（ ）のうち、指定自立生活援助事業所の利用者の数を第2の1に規定する地域生活支援員の員数（サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員については、1人につき0.5人としてみなして算定する。以下(4)から(6)までにおいて同じ。）で除して得た数が30未満として知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、(1)に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき該当する所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚労告523の一</p> <p>平18厚労告523の二</p> <p>平18厚労告523 別表第14の3の1の注1</p> <p>平18厚労告523 別表第14の3の1の注2</p> <p>平18厚労告523 別表第14の3の1の注3</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	備 考
	<p>(4) 自立生活援助サービス費()のうち、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数で除して得た数が30以上として知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、(1)に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき該当する所定単位を算定しているか。</p> <p>(5) 自立生活援助サービス費()のうち、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数で除して得た数が30未満として知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、(2)に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき該当する所定単位を算定しているか。</p> <p>(6) 自立生活援助サービス費()のうち、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数で除して得た数が30以上として知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、(2)に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき該当する所定単位を算定しているか。</p> <p>(7) 自立生活援助サービス費()については、指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、1月に2回以上、指定自立生活援助を行った場合であって、指定障害福祉サービス基準第206条の18に規定する支援として、利用者の居宅への訪問による支援およびテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ1月に1日以上行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。 ただし、2の(1)から(6)を算定している場合には算定しない。</p> <p>(8) 自立生活援助サービス費の算定に当たっては、次のアからウまでのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>ア 従業者の員数が別に定める利用者の数の基準等(厚労告550)九の三の表に掲げる員数の基準に該当する場合 同表に掲げる割合</p> <p>イ 指定自立生活援助の提供に当たって、自立生活援助計画が作成されていない場合 次の(ア)および(イ)に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 (ア)作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 (イ)作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50</p> <p>ウ 指定自立生活援助事業所における指定自立生活援助の利用者(当該指定自立生活援助の利用期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(当該指定自立生活援助の利用を開始した日から当該指定自立生活援助を利用した月の末日までの期間をいう。)の平均値が、支援法施行規則第6条の10の6において定める支援法第5条第16項に規定する主務省令で定める期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95</p> <p>(9) 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第14の3の1の注4</p> <p>平18厚労告523 別表第14の3の1の注5</p> <p>平18厚労告523 別表第14の3の1の注6</p> <p>平18厚労告523 別表第14の3の1の注7</p> <p>平18厚労告523 別表第14の3の1の注8</p> <p>平18厚労告550第9の3</p> <p>平18厚労告523 別表第14の3の1の注9</p>	

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備 考	
3 福祉専門職員配置等加算	(10) 指定障害福祉サービス基準第206条の20において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平18厚労告523 別表第14の3の1の注10		
	(11) 指定障害福祉サービス基準第206条の20において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平18厚労告523 別表第14の3の1の注11		
	(12) 別に厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣が定める地域」）に居住している利用者に対して、指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第14の3の1の注12		
	(13) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算しているか。 ただし、拠点コーディネーター1人につき、当該指定自立生活援助事業所ならびに当該指定自立生活援助事業所と相互に連携して運営される指定地域移行支援事業者、指定地域定着支援事業者、指定特定相談支援事業者および指定障害児相談支援事業者の事業所の単位において、1月に100回を限度とする。	平18厚労告523 別表第14の3の1の注13		
	(1) 福祉専門職員配置等加算（ ） 地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士または公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第14の3の2の注1		
	(2) 福祉専門職員配置等加算（ ） 地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士または公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、（1）を算定している場合に、算定していないか。	平18厚労告523 別表第14の3の2の注2		
	(3) 福祉専門職員配置等加算（ ） 次のアまたはイのいずれかに該当するものとして知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、（1）または（2）を算定している場合に、算定していないか。 ア 地域生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 イ 地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。	平18厚労告523 別表第14の3の2の注3		
	4 ピアサポート体制加算	別に定める基準に適合しているものとして知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第14の3の3の注	

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備 考
5 初回加算	指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合に、指定自立生活援助の利用を開始した月について、1月につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第14の3の4の注	
6 集中支援加算	自立生活援助サービス費（ ）が算定されている指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、1月に6回以上、利用者の居宅を訪問することにより、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第14の3の4の2注	
7 同行支援加算	指定自立生活援助事業所の従業者が、利用者に対して、外出を伴う支援を行うに当たり、当該利用者に行き必要な情報提供または助言等を行った場合に、外出を伴う支援の回数に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第14の3の5の注	
8 緊急時支援加算	<p>(1) 緊急時支援加算（ ）については、指定自立生活援助事業者が、利用者に対して、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者またはその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに当該利用者の居宅等への訪問または一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) (1) が算定されている指定自立生活援助事業所が、別に定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(3) 緊急時支援加算（ ）については、指定自立生活援助事業者が、利用者に対して、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者またはその家族等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、(1)を算定している場合に、算定していないか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第14の3の6の注1</p> <p>平18厚労告523 別表第14の3の6の注2</p> <p>平18厚労告523 別表第14の3の6の注3</p>	
9 利用者負担上限額管理加算	指定自立生活援助事業者が、第4の14に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第14の3の7の注	
10 日常生活支援情報提供加算	指定自立生活援助事業所の利用者のうち、精神科病院等に通院するものについて、当該利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合において、当該指定自立生活援助事業所の従業者が、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況、生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第14の3の8の注	
11 居住支援連携体制加算	別に定める基準に適合するものとして知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人または住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保および居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第14の3の9の注	

項 目	基本的な考え方（観点）	根拠法令	備 考
12 地域居住支援体制強化推進加算	指定自立生活援助事業所の従業者が、当該指定自立生活援助事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明および指導を行った上で、協議会または、保健、医療および福祉関係者による協議の場に対し、当該説明および指導の内容ならびに住宅の確保および居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定自立生活援助事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定点数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第14の3の10の注	
13 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>別に定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等をしているものとして知事に届け出た指定自立生活援助事業所が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>ア 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 1から12までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 1から12までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数</p> <p>ウ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 1から12までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数</p>	平18厚労告523 別表第14の3の11の注	
14 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>別に定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定自立生活援助事業所が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。</p> <p>ア 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（ ） 1から12までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（ ） 1から12までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</p>	平18厚労告523 別表第14の3の12の注	
15 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	別に定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定自立生活援助事業所が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合は、1から12までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平18厚労告523 別表第14の3の13の注	

指 導 検 査 基 準（ 指 定 共 同 生 活 援 助（ 日 中 サ ー ビ ス 支 援 型 お よ び 外 部 サ ー ビ ス 利 用 型 を 除 く 。 ） ）

根拠法令

「支援法」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）

「支援法施行規則」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）

「都条例155」= 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）

「都規則175」= 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第175号）

ついて（平成18年12月6日障発第1206001号）

「平18厚労告523」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）

「平18厚労告539」= こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）

「平18厚労告543」= こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18年日厚生労働省告示第543号）

「平18厚労告551」= 厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）

「平18厚労告556」= 厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）

「障発1206001通知」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に

「指定障害福祉サービス基準」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
第1 基本方針	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、当該個別支援計画に基づき利用者に対して指定共同生活援助を提供するとともに、当該指定共同生活援助の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定共同生活援助を提供しているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、利用者の意思および人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った指定共同生活援助の提供に努めているか。</p>	<p>都条例155 第3条第1項</p> <p>都条例155 第3条第2項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
第 2 人員に関する基準	<p>(3) 指定共同生活援助事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(4) 指定共同生活援助の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況およびその置かれている環境に応じて共同生活住居において、相談、入浴、排せつもしくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、またはこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行および移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行および移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行っているか。</p>	<p>都条例155 第3条第3項 令和6年5月9日付6福祉 障施第501号「施設・ 事業所における虐待防 止体制の整備の徹底に ついて」(通知)</p> <p>都条例155 第193条</p>	
	<p>指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。</p>	<p>支援法第43条 第1項</p> <p>都条例155 第194条第1号 都規則175 第43条第1項第1号</p>	
	<p>指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、(1)から(4)に掲げる数の合計数以上となっているか。</p> <p>(1) 障害支援区分に係る市町村審査会による審査および判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号。以下(2)から(4)において「区分省令」という。)第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数</p> <p>(2) 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数</p> <p>(3) 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数</p> <p>(4) 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数</p> <p>(1) 世話人および生活支援員は障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者となっているか。</p> <p>(2) 世話人および生活支援員については、指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間および深夜の時間帯を設定するものとし、当該夜間および深夜の時間帯以外の時間帯における指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保しているか。</p>	<p>都条例155 第194条第2号 都規則175 第43条第1項第2号</p> <p>障発1206001通知 第十五1(3)</p> <p>障発1206001通知 第十五1(3)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
4 サービス管理責任者	<p>指定共同生活援助事業所ごとに、(1)または(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)または(2)に定める数となっているか。</p> <p>(1) 利用者の数が30以下の場合 1人以上</p> <p>(2) 利用者の数が30を超える場合 1に、利用者の数が30を超えて30またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>	<p>都条例155 第194条第3号 都規則175 第43条第1項第3号</p>	
5 利用者数の算定	<p>1、2および4の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。 なお、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。</p>	<p>都規則175 第43条第2項</p>	
6 職務の専従	<p>1、2および4に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら当該指定共同生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。(ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)</p>	<p>都規則175 第43条第3項</p>	
7 管理者	<p>(1) 指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 (ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、または他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識および経験を有する者になっているか。</p>	<p>都条例155 第195条第1項および第2項 都条例155 第195条第3項</p>	
第3 設備に関する基準		<p>支援法第43条 第2項</p>	
設備および備品等	<p>(1) 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地または住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中および夜間を通して指定共同生活援助を提供する施設または病院の敷地外に設けているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業所は1以上の共同生活住居(サテライト型住居(当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの(以下「本体住居」という。))と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。)を除く。以下5から7までにおいて同じ。)を有するものとなっているか。</p> <p>(3) 当該共同生活住居およびサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上となっているか。</p> <p>(4) 共同生活住居の配置、構造および設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものとなっているか。 (共同生活住居とは、複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する1つの建物をいう。)</p> <p>(5) 共同生活住居は、その入居定員は2人以上10人以下としているか。 なお、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、共同生活住居の入居定員は2人以上20人(知事が特に必要があると認めるときは30人)以下としているか。</p>	<p>都条例155 第196条第1項 都条例155 第196条第2項 都規則175第44条第1項 都条例155 第196条第3項 障発1206001通知 第十五の2(3) 都条例155 第196条第4項 都規則175 第44条第2項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容および手続の説明および同意</p>	<p>(6) 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要であると認めるときの入居定員は、2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同じ数を上限とする。）としているか。</p> <p>(7) 共同生活住居は、1以上のユニット（居室および居室に近接して設けられる利用者が相互に交流を図るための設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）を有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。</p> <p>(8) ユニットの入居定員は、2人以上10人以下となっているか。</p> <p>(9) ユニットには、居室および当該居室に近接して設けられる相互に交流を図るための設備を設けているか。その居室は次のとおりとなっているか。 (1) 居室の定員は、1人とすること。 （ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。） (2) 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。</p> <p>(10) サテライト型住居の居室は、次のとおりとなっているか。 (1) 入居定員は、1人とすること。 (2) 居室面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。</p> <p>(11) サテライト型住居には、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。</p> <p>(1) 指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者が指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p>	<p>都条例155 第196条第5項 都規則175 第44条第3項</p> <p>都条例155 第196条第6項</p> <p>都条例155 第196条第7項 都規則175 第44条第4項</p> <p>都条例155 第196条第8項および第9項 都規則175 第44条第5項</p> <p>都条例155 第196条第10項 都規則175 第44条第6項</p> <p>都条例155 第196条第11項</p> <p>支援法第43条 第2項</p> <p>都条例155 第199条 準用(第13条第1項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
2 提供拒否の禁止	<p>(2) 利用者との間で指定共同生活援助の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する指定共同生活援助の内容</p> <p>ウ 当該指定共同生活援助の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 指定共同生活援助の提供開始年月日</p> <p>オ 指定共同生活援助に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付しているか。</p> <p>当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供する場合、利用者の承諾を得ているか。</p> <p>指定共同生活援助事業者は、正当な理由がなく指定共同生活援助の提供を拒んでいないか。</p> <p>なお、正当な理由とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ・ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の実施地域外である場合 ・ 運営規程で定めている主たる対象の障害の種類以外の申込みであって、利用申込者に対し自ら適切な提供が困難な場合 ・ 入院治療が必要な場合 	<p>都条例155 第199条 準用（第13条第2項） 社会福祉法 第77条第1項 社会福祉法施行規則 第16条第2項 障発1206001通知 第十五の3(12) 準用（第三の3(1)）</p> <p>都条例155 第199条 準用（第15条） 障発1206001通知 第十五の3(12) 準用（第三の3(3)）</p>	
3 連絡調整に対する協力	<p>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の利用について区市町村または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域のサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に、できる限り協力しているか。</p>	<p>都条例155 第199条 準用（第16条） 障発1206001通知 第十五の3(12) 準用（第三の3(4)）</p>	
4 受給資格の確認	<p>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。</p>	<p>都条例155 第199条 準用（第18条）</p>	
5 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助に係る支給決定に要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について必要な援助を行っているか。</p>	<p>都条例155 第199条 準用（第19条第1項）</p> <p>都条例155 第199条 準用（第19条第2項）</p>	
6 心身の状況等の把握	<p>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス等は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>都条例155 第199条 準用（第20条）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
7 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供するに当たっては、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス等は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>都条例155 第199条 準用（第21条第1項）</p> <p>都条例155 第199条 準用（第21条第2項）</p>	
8 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、当該指定共同生活援助の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を記録しているか。 また、提供時点での上記伝達すべき必要な事項について記録を適切にできる場合に限り、これらの事項について後日一括して記録しているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定共同生活援助を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>都条例155 第199条 準用(第58条第1項) 障発1206001通知 第十五の3(12) 準用（第四の3(2)）</p> <p>都条例155第199条 準用(第58条第2項)</p>	
9 入退居	<p>(1) 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供されているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、入居の申込みの際には、当該利用申込者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、適切な援助を行い、またはこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行っているか。</p> <p>(4) 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>都条例155 第197条の3第1項 都条例155 第197条の3第2項 都条例155 第197条の3第3項</p> <p>都条例155 第197条の3第3項</p>	
10 入退居の記録の記載等	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者の入居または退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居または退居の年月日その他の必要な事項（受給者証記載事項）を利用者の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく区市町村に対し報告しているか。</p>	<p>都条例155 第197条の4第1項</p> <p>都条例155 第197条の4第2項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
11 指定共同生活援助事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定共同生活援助事業者が指定共同生活援助を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 12の(1)から(3)に規定する額のほか、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途および額ならびに金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p> <p>指定共同生活援助事業者は、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。</p> <p>ア 指定共同生活援助のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。</p> <p>イ 利用者等に求める金額、その使途および金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p>	<p>都条例155 第199条 準用(第24条第1項) 障発1206001通知 第十五の3(12) 準用(第三の3(10))</p> <p>都条例155 第199条 準用(第24条第2項)</p>	
12 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行う指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は(1)および(2)の場合において支給決定障害者から支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用以外の支払を受けていないか。</p> <p>ア 食材料費 イ 家賃 ウ 光熱水費 エ 日用品費 オ アからエのほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>参照 「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」 (平成18年12月6日障発第1206002号)</p>	<p>都条例155 第197条の5第1項</p> <p>都条例155 第197条の5第2項</p> <p>都条例155 第197条の5第3項 都規則175 第44条の2</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
13 利用者負担額に係る管理	<p>(4) 指定共同生活援助事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定共同生活援助事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</p> <p>(1) 指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）が同一の月に当該指定共同生活援助事業者が提供する指定共同生活援助および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助および他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活援助事業者が提供する指定共同生活援助および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助および他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>都条例155 第197条の5第4項</p> <p>都条例155 第197条の5第5項</p> <p>都条例155 第199条 準用（第155条の2第1項）</p> <p>都条例155 第199条 準用（第155条の2第2項）</p>	
14 訓練等給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領により指定共同生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>都条例155 第199条 準用（第27条第1項）</p> <p>都条例155 第199条 準用（第27条第2項）</p>	
15 指定共同生活援助の取扱方針	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、共同生活援助計画に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況および置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。</p> <p>(4) 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者またはその家族に対し、支援上必要な事項について、説明を行っているか。</p>	<p>都条例155 第197条の6第1項</p> <p>都条例155 第197条の6第2項</p> <p>都条例155 第197条の6第3項</p> <p>都条例155 第197条の6第4項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
16 地域との連携等	<p>(5) 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。福祉サービス第三者評価を、定期的かつ継続的（少なくとも3年に1回以上）に受審しているか。</p> <p>(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図っているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者およびその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者ならびに区市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けているか。</p> <p>(4) 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。 (2)から(4)の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価および当該評価の実施状況の公表またはこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。</p>	<p>社会福祉法第78条 都条例155 第197条の6第5項 平成24年9月7日24福保 第638号「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）の改正について」</p> <p>都条例155 第197条の7第1項 都条例155 第197条の7第2項</p> <p>都条例155 第197条の7第3項 都条例155 第197条の7第4項 都条例155 第197条の7第5項</p>	
17 共同生活援助計画の作成等	<p>(1) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、当該利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(2) サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握しているか。</p> <p>(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し理解を得ているか。</p> <p>(4) サービス管理責任者は、アセスメントおよび支援内容の検討結果に基づき、利用者およびその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標およびその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成しているか。この場合において、当該指定共同生活援助事業所が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービスまたは福祉サービス等との連携も含めて共同生活援助計画の原案に位置付けるように努めているか。</p>	<p>都条例155 第199条 準用（第54条第21項）</p> <p>都条例155 第199条 準用（第54条第3項）</p> <p>都条例155 第199条 準用（第54条第4項）</p> <p>都条例155 第199条 準用（第54条第5項）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
18 サービス管理責任者の責務等	<p>(5) サービス管理責任者は、利用者および当該利用者に対する指定共同生活援助の提供に係る当該サービス管理責任者以外の担当者等を招集して行う共同生活援助計画の作成に係る会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用も可）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。</p> <p>(6) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p> <p>(7) サービス管理責任者は、共同生活援助計画を作成した際には、当該計画を利用者および指定特定相談支援事業者等に交付しているか。</p> <p>(8) サービス管理責任者は、共同生活援助計画を作成後、共同生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下、「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて、共同生活援助計画の変更を行っているか。</p> <p>(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者およびその家族等と連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ア 定期的に利用者に面接すること。 イ 定期的にモニタリングを行い、その結果を記録すること。</p> <p>(10) 共同生活援助計画に変更のあった場合、（1）から（7）に準じて取り扱っているか。</p>	<p>都条例155 第199条 準用（第54条第6項）</p> <p>都条例155 第199条 準用（第54条第6項）</p> <p>都条例155 第199条 準用（第54条第7項）</p> <p>都条例155 第199条 準用（第54条第8項）</p> <p>都条例155 第199条 準用（第54条第9項）</p> <p>都条例155 第199条 準用（第54条第10項）</p>	
	<p>(1) サービス管理責任者は、17で規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>ア 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>イ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</p> <p>ウ 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。</p> <p>エ 他の従事者に対する技術指導および助言を行うこと。</p> <p>(2) サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。</p>	<p>都条例155 第196条の2 都条例155 第196条の2 第1項第1号 都条例155 第196条の2 第1項第2号 都条例155 第196条の2 第1項第3号 都条例155 第196条の2 第1項第4号 都条例155 第196条の2 第2項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
19 相談および援助	指定共同生活援助事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	都条例155 第199条 準用（第63条）	
20 介護および家事等	<p>(1) 介護は、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、必要な技術をもって行っているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助において、調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護および家事等（指定共同生活援助として提供される介護または家事等を除く。）の援助を受けさせていないか。</p>	<p>都条例155 第198条第1項</p> <p>都条例155 第198条第2項</p> <p>都条例155 第198条第3項</p>	
21 社会生活上の便宜の供与等	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対して当該利用者が行うべき手続等について、当該利用者またはその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、代わって行っているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努めているか。</p>	<p>都条例155 第198条の2第1項</p> <p>都条例155 第198条の2第2項</p> <p>都条例155 第198条の2第3項</p>	
22 緊急時等の対応	従業者は、現に指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時等における対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	都条例155 第199条 準用（第32条） 障発1206001通知 第十五の3(12) 準用（第三の3(17)）	
23 支給決定障害者に関する区市町村への通知	<p>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p> <p>(1) 正当な理由なしに指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって介護等給付費または特例介護等給付費を受け、または受けようとしたとき。</p>	都条例155 第199条 準用（第89条）	
24 管理者の責務等	<p>(1) 指定共同生活援助事業所の管理者は、当該指定共同生活援助事業所の従業者および業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定共同生活援助に係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</p>	<p>都条例155 第199条 準用（第53条第1項）</p> <p>都条例155 第199条 準用（第53条第2項）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
25 運営規程	<p>(3) 指定共同生活援助事業所の管理者は、当該指定共同生活援助事業所の従業者に、都条例155第13章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>(1) 事業の目的および運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数および職務の内容</p> <p>(3) 入居定員</p> <p>(4) 指定共同生活援助の内容ならびに支給決定障害者から受領する費用の種類およびその額</p> <p>(5) 入居に当たっての留意事項</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法</p> <p>(7) 非常災害対策</p> <p>(8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(10) その他事業の運営に関する重要事項</p>	<p>都条例155 第199条 準用（第53条第3項）</p> <p>都条例155 第196条の3</p>	
26 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めてあるか。また、世話人、生活支援員およびサービス管理責任者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者等との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(2) (1)の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、共同生活住居ごとに担当の世話人を定めるなど、支援の継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しているか。（ただし、当該指定共同生活援助事業者が指定共同生活援助の管理および指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではない。）</p> <p>(4) (3)ただし書により指定共同生活援助を提供する場合にあっては、指定共同生活援助事業者は、当該指定共同生活援助の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p> <p>(5) 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しているか。研修機関が実施する研修や当該指定共同生活援助事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p>	<p>都条例155 第197条第1項 障発1206001通知 第十五の3(8)</p> <p>都条例155 第197条第2項 障発1206001通知 第十五の3(8)</p> <p>都条例155 第197条第3項</p> <p>都条例155 第197条第4項</p> <p>都条例155 第197条第5項 障発1206001通知 第十五の3(8)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
27 業務継続計画の策定等	<p>(6) 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものまたは性的な言動により従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(1) 指定共同生活援助事業者は、感染症や非常災害に発生時において、利用者に対する指定共同生活援助の提供を継続的に行い、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的を実施しているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例155 第197条第6項</p> <p>都条例155 第199条 準用(第12条の2第1項)</p> <p>都条例155 第199条 準用(第12条の2第2項)</p> <p>都条例155 第199条 準用(第12条の2第3項)</p>	
28 支援体制の確保	<p>指定共同生活援助事業者は、利用者の心身の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。</p>	<p>都条例155 第197条の2</p>	
29 定員の遵守	<p>指定共同生活援助事業者は、共同生活住居およびユニットごとの入居定員ならびに居室の定員を超えて入居させていないか。 (ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)</p>	<p>都条例155 第198条の3</p>	
30 非常災害対策	<p>(1) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、一定要件（ ）を満たす建築物（要緊急安全確認大規模建築物）の所有者は、平成27年12月31日までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告を行っているか。</p> <p style="padding-left: 40px;">階数2および延床面積5,000㎡以上の社会福祉施設等もしくは階数2および延床面積1,500㎡以上の保育所</p> <p>(2) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物（既存耐震不適格建築物）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか。</p>	<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条、同法律第5条第3項第1号</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条、同施行令第3条</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律第16条第1項、第5条第3項第1号</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第3条</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
31 衛生管理等	<p>(3) 指定共同生活援助事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てて、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。</p> <p>(4) 指定共同生活援助事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>(5) 指定共同生活援助事業者は、(4)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めているか。</p> <p>(6) 区市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等または土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画を作成し、区市町村長に報告しているか。 また、当該計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、訓練結果を区市町村長に報告しているか。</p>	<p>都条例155 第199条 準用(第74条第1項)</p> <p>都条例155 第199条 準用(第74条第2項)</p> <p>都条例155 第199条 準用(第74条第3項)</p> <p>水防法第15条の3第1項、第2項および第5項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第1項、第2項および第5項</p>	
	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者の使用する設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討するための委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用も可)を定期的に開催すること。 また、その結果について、従業者に十分に周知すること。</p> <p>イ 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を実施すること。 また、感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p>	<p>都条例155 第199条 準用(第90条第1項)</p> <p>都条例155 第199条 準用(第90条第2項) 都規則175 第11条の2</p>	
32 協力医療機関等	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。</p>	<p>都条例155 第198条の4第1項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(2) 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症または同条第九項に規定する新感染症をいう。)の発生時の対応を取り決めるよう努めているか。</p> <p>(4) 指定共同生活援助事業者は、(1)の協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。</p>	<p>都条例155 第198条の4第2項 都条例155 第198条の4第3項</p> <p>都条例155 第198条の4第4項</p>	
33 掲示	<p>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関および協力歯科医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示(備え付けによる閲覧も可)しているか。</p>	<p>都条例155 第199条 準用(第92条)</p>	
34 身体的拘束等の禁止	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行っていないか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用も可)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>都条例155 第199条 準用(第35条の2第1項)</p> <p>都条例155 第199条 準用(第35条の2第2項)</p> <p>都条例155 第199条 準用(第35条の2第3項) 都規則175 第4条の3</p>	
35 秘密保持等	<p>(1) 指定共同生活援助事業所の従業員および管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、従業員および管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、他の指定共同生活援助事業者等に対して、利用者またはその家族に関する情報を提供の際は、あらかじめ、文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。</p>	<p>都条例155 第199条 準用(第36条第1項)</p> <p>都条例155 第199条 準用(第36条第2項)</p> <p>都条例155 第199条 準用(第36条第3項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
36 情報の提供等	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定共同生活援助事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、当該指定共同生活援助事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p>	<p>都条例155 第199条 準用（第37条第1項）</p> <p>都条例155 第199条 準用（第37条第2項）</p>	
37 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業者もしくは特定相談支援事業者もしくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはそれらの従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業者もしくは特定相談支援事業者もしくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはそれらの従業者から、利用者またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>都条例155 第199条 準用（第38条第1項）</p> <p>都条例155 第199条 準用（第38条第2項）</p>	
38 苦情解決	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、その提供したサービスに関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、（1）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等について記録しているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、支援法第10条第1項の規定により区市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定共同生活援助事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、区市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、支援法第11条第2項の規定により知事が行う報告もしくは指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力し、知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、支援法第48条第1項の規定により知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定共同生活援助事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して知事または区市町村長が行う調査に協力し、知事または区市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定共同生活援助事業者は、知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、（3）から（5）までの改善の内容を知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。</p>	<p>都条例155 第199条 準用（第39条第1項）</p> <p>都条例155 第199条 準用（第39条第2項）</p> <p>都条例155 第199条 準用（第39条第3項）</p> <p>都条例155 第199条 準用（第39条第4項）</p> <p>都条例155 第199条 準用（第39条第5項）</p> <p>都条例155 第199条 準用（第39条第3～5項）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
39 事故発生時の対応	<p>(7) 指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第85条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査またはあっせんのできる限り協力しているか。</p> <p>(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。 ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く） ウ（イ以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告） オ 無断外出 カ 感染症の発生 キ 送迎車両の車内への利用者の置き去り事故 ク 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） ケ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの コ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等） サ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等） シ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、事故の状況および事故に際して採った処置について、記録をしているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(4) 指定共同生活援助事業者は、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保のため、必要な取組を図るとともに、関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくよう努めているか。</p>	<p>都条例155 第199条 準用（第39条第6項） 都条例155 第199条 準用（第40条第1項） 令和6年5月9日付6福祉 障施第499号「施設・ 事業所における事故等 防止対策の徹底につ いて（通知）」</p> <p>都条例155 第199条 準用（第40条第1項）</p> <p>都条例155 第199条 準用（第40条第2項）</p> <p>平成28年9月15日付障 障発0915第1号「社会 福祉施設等における防 犯に係る安全の確保に ついて（通知）」</p>	
40 虐待の防止	<p>指定共同生活援助事業者は、虐待の発生および再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用も可）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ウ アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>都条例155 第199条 準用（第40条の2） 都規則175 第4条の4</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
41 会計の区分	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに経理を区分するとともに、指定共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	都条例155 第199条 準用（第41条）	
42 記録の整備	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しているか。</p> <p>ア 16に規定する共同生活援助計画 イ 8に規定するサービスの提供の記録 ウ 23に規定する支給決定障害者に関する区市町村への通知に係る記録 エ 34に規定する身体的拘束等の記録 オ 38に規定する苦情の内容等の記録 カ 39に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>都条例155 第199条 準用（第75条第1項）</p> <p>都条例155 第199条 準用（第75条第2項）</p>	
第5 届出等			
1 変更の届出	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、支援法施行規則第34条の23第1項第13号に掲げる事項（支援法施行規則第34条の19第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号、第7号、第8号、第12号および第13号に掲げる事項）に変更があったときは、10日以内に、その旨を知事に届け出ているか。</p> <p>指定共同生活援助事業者が変更の届出を要する事項</p> <p>ア 事業所の名称および所在地 イ 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名 ウ 申請者の登記事項証明書または条例等 エ 建物の構造概要および平面図（各室の用途を明示するものとする。）ならびに設備の概要 オ 事業所の管理者およびサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所および経歴 カ 運営規程 キ 協力医療機関の名称および診療科名ならびに当該協力医療機関との契約の内容（31の（2））に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称および当該協力歯科医療機関との契約内容を含む） ク 関係機関との連携その他の支援体制の概要 ケ 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項</p> <p>(2) （1）の届出であって、共同生活援助の利用者の定員の増加に伴う場合、当該共同生活援助に係る従業者の勤務体制および勤務形態を記載した書類を添付して行っているか。</p>	<p>支援法第46条第1項 支援法施行規則第34条の23第1項第13号および第2項 支援法施行規則第34条の19第1項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
2 業務管理体制の整備	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法または支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。 ア 指定を受けている事業所および施設の数が1以上20未満の指定事業者等 (ア)法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)を選任しているか。 イ 指定を受けている事業所および施設の数が20以上100未満の指定事業者等 (ア)法令遵守責任者を選任しているか。 (イ)業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 ウ 指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等 (ア)法令遵守責任者の選任をしているか。 (イ)業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 (ウ)業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、知事に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。(指定事業所または施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等を除く。)また、届出書には以下の事項が記載されているか。 ア 指定事業者等の名称または氏名、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名 イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日 ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(指定を受けている事業所および施設の数20以上の指定事業者等に限る。) エ 業務執行の状況の監査の方法の概要(指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等に限る。) また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>支援法第42条第3項 支援法第51条の2第1項 支援法施行規則第34条の27</p> <p>支援法第51条の2第2項 支援法施行規則第34条の28</p>	
第6 訓練等給付費の算定および取扱い 1 基本事項 2 共同生活援助サービス費(1日につき)	<p>(1) 指定共同生活援助に要する費用の額は、平18厚労告523の別表「介護給付費等単位数表」の第15により算定する単位数に、平18厚労告539に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。ただし、その額が現に当該指定共同生活援助に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定共同生活援助事業に要した費用の額となっているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、指定共同生活援助に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 共同生活援助サービス費については、障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者にあつては、65歳未満の者または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホーム(指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホームをいう。以下同じ。)における指定共同生活援助の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業を行う者が当該事業を開始した日において、精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。2の(3)において同じ。) (2の(3)に規定する障害者を除く。)に対して、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>支援法第29条第3項</p> <p>平18厚労告523の一 平18厚労告539</p> <p>平18厚労告523の二</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の注1</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(2) 令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項または第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、2の(1)にかかわらず、次に掲げる単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、これらの規定に基づく居宅介護または重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、次に掲げる単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>ア 区分6 369単位 イ 区分5 306単位 ウ 区分4 270単位</p> <p>(3) 共同生活援助サービス費()については、一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる障害者に対し、指定共同生活援助(1回当たり連続30日以内のものに限る。)を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(4) 共同生活援助サービス費((2) に規定する場合を含む。)の算定に当たって、次のアからオまでのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>また、ウおよびオに該当する場合にあっては、ウに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を、エおよびオに該当する場合にあっては、エに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>ア 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める利用者の数の基準等(厚労告550)第十の表に掲げる員数の基準に該当する場合 同表に掲げる割合</p> <p>イ 指定共同生活援助の提供に当たって、共同生活援助計画が作成されていない場合 次の(ア)および(イ)に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 (ア)作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 (イ)作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50</p> <p>ウ 共同生活住居の入居定員が8人以上である場合 100分の95 エ 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分の93 オ 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員(指定障害福祉サービス基準第210条第2項に規定するサテライト型住居に係る入居定員を含む。)の合計数が21人以上である場合 100分の95</p> <p>(5) 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>(6) 指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>(7) 指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項または第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>(8) 指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の1の注2</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の注3</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の注4</p> <p>平18厚労告550 第10</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の注5</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の注6</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の注7</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の注8</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
3 人員配置体制加算	<p>(9) 利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間（（2）の適用を受けている間に限る。）および重度訪問介護を受けている間（（2）の適用を受けている間に限る。）を除く。）に、共同生活援助サービス費を算定していないか。</p> <p>(10) 退去後共同生活援助サービス費 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定共同生活援助事業所の従業者が、当該指定共同生活援助事業所を退去した利用者（入居中に当該利用者に対する支援について2の（1）の自立生活支援加算（ ）または2の（3）の自立生活支援加算（ ）を算定していた者に限る。）に対し、当該利用者の居宅を訪問して指定共同生活援助を行った場合に、当該退去の属する月から3月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定しているか。 ただし、3月を超えて引き続き支援することが必要であると区市町村が認めた利用者に対しては、退去の日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数をできるものとする。</p> <p>(1) 人員配置体制加算（ ）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助の提供を行った場合（一時的に体験的な利用が必要と認められる障害者に対して行う場合を除く。以下この3において同じ。）に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 人員配置体制加算（ ）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、（1）を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(3) 人員配置体制加算（ ）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項または第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助の提供を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護または重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算しているか。 ただし、（1）または（2）を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(4) 人員配置体制加算（ ）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項または第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助の提供を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護または重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算しているか。 ただし、（1）から（3）までを算定している場合は、算定しない。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の1の注9</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の2の3注9</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の3の2注1</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の3の2注2</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の3の2注3</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の3の2注4</p>	
4 福祉専門職員配置等加算	<p>(1) 福祉専門職員配置等加算（ ） 世話人または生活支援員（（2）および（3）において「世話人等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士または公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の1の4の注1</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
5 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	<p>(2) 福祉専門職員配置等加算() 世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士または公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、(1)を算定している場合に、算定していないか。</p> <p>(3) 福祉専門職員配置等加算() 次のアまたはイのいずれかに該当するものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、(1)または(2)を算定している場合に、算定していないか。 ア 世話人等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 イ 世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の1の4の注2</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の4の注3</p>	
	<p>(1) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算()については、視覚または聴覚もしくは言語機能に重度の障害のある者(以下「視覚障害者等」という。)である指定共同生活援助の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害または知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。以下(2)において同じ。)が、当該指定共同生活援助の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、都条例155第194条に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算()については、視覚障害者等である指定共同生活援助等の利用者の数が、当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第208条(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第3項において読み替えて適用する場合を含む。)、第213条の4(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第3項において読み替えて適用する場合を含む。)または第213条の14に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の1の4の2の注1</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の4の2の注2</p>	
6 看護職員配置加算	<p>都条例155第194条に定める人員配置に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の1の4の3の注</p>	
7 高次脳機能障害者支援体制加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の1の4の4の注</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
8 ピアサポート実施加算	<p>次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、法第4条第1項に規定する障害者(以下8および9において単に「障害者」という。)または障害者であったと知事が認める者(以下8および9において単に「障害者等」という。)である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(1) 15の(3)の自立生活支援加算()を算定していること。</p> <p>(2) 障害者ピアサポート研修修了者を外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者として2名以上(当該2名以上のうち少なくとも1名は障害者等とする。)を配置していること。</p> <p>(3) (2)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定共同生活援助事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。</p>	平18厚労告523 別表第15の1の4の5の注	
9 退去後ピアサポート実施加算	<p>次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、障害者等である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(1) 2の(10)の退去後共同生活援助サービス費を算定していること。</p> <p>(2) 障害者ピアサポート研修修了者を指定共同生活援助事業所の従業者として2名以上(当該2名以上のうち少なくとも1名は障害者等とする。)を配置していること。</p> <p>(3) (2)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定共同生活援助事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。</p>	平18厚労告523 別表第15の1の4の6の注	
10 夜間支援等体制加算	<p>(1) 夜間支援等体制加算() 夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間および深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして知事が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 夜間支援等体制加算() 宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間および深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして知事が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、(1)の算定対象となる利用者については、算定していないか。</p> <p>(3) 夜間支援等体制加算() 夜間および深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制または防災体制を確保しているものとして知事が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。 また、(1)または(2)の算定対象となる利用者については、算定していないか。</p>	平18厚労告523 別表第15の1の5の注1 平18厚労告523 別表第15の1の5の注2 平18厚労告523 別表第15の1の5の注3	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
11 重度障害者支援加算	<p>(4) 夜間支援等体制加算() 夜間支援等体制加算()を算定している指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居(同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を1名配置しているものに限る。)を巡回させることにより、利用者に対して夜間および深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして知事が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平18厚労告523 別表第15の1の5の注4	
	<p>(5) 夜間支援等体制加算() 夜間支援等体制加算()を算定している指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居(同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を1名配置しているものに限る。)を巡回させることにより、利用者に対して夜間および深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして知事が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、(4)の算定対象となる利用者について加算していないか。</p>	平18厚労告523 別表第15の1の5の注5	
	<p>(6) 夜間支援等体制加算() 夜間支援等体制加算()を算定している指定共同生活援助事業所であって、更に宿直を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居(同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を1名配置しているものに限る。)を巡回させることにより、利用者に対して夜間および深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして知事が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、(4)または(5)の算定対象となる利用者について加算していないか。</p>	平18厚労告523 別表第15の1の5の注6	
	<p>(1) 重度障害者支援加算() 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、平成18年厚生労働省告示第523号別表第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合にある者(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項または第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。)に対して指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平18厚労告523 別表第15の1の6の注1	
	<p>(2) (1)の重度障害者支援加算()が算定されている指定共同生活援助事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算しているか。</p>	平18厚労告523 別表第15の1の6の注2	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
12 医療的ケア対応 支援加算	<p>(3) 重度障害者支援加算() 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、区分4以上に該当し、平成18年厚生労働省告示第523号別表第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項または第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。)に対して指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、(1)の算定対象となる利用者について加算していないか。</p>	平18厚労告523 別表第15の1の6の注3	
	<p>(4) (3)の重度障害者支援加算()が算定されている指定共同生活援助事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、別に定める者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算しているか。</p>	平18厚労告523 別表第15の1の6の注4	
	<p>(5) (1)の重度障害者支援加算()が算定されている指定共同生活援助事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算しているか。</p>	平18厚労告523 別表第15の1の6の注5	
	<p>(6) (3)の加算が算定されている指定共同生活援助事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算しているか。</p>	平18厚労告523 別表第15の1の6の注6	
	<p>(7) (3)の重度障害者支援加算()が算定されている指定共同生活援助事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に400単位を加算しているか。</p>	平18厚労告523 別表第15の1の6の注7	
	<p>(8) (4)の加算が算定されている指定共同生活援助事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算しているか。</p>	平18厚労告523 別表第15の1の6の注8	
	<p>指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において別に定める者に対して指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、7の(1)を算定している場合に加算していないか。</p>	平18厚労告523 別表第15の1の7の注	
	13 日中支援加算	<p>(1) 日中支援加算() 指定共同生活援助事業所が、高齢または重度の障害者(65歳以上または障害支援区分4以上の障害者をいう。)であって日中を生活共同住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画に基づき、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、日曜日、土曜日または国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に支援を行った場合は、算定していないか。</p>	平18厚労告523 別表第15の1の8の注1

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
14 集中的支援加算	<p>(2) 日中支援加算() 指定共同生活援助事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援もしくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援センターの利用者、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第7項に規定する通所介護もしくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるもの利用者、診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケアもしくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者または就労している利用者(以下「生活介護等利用者」という。)が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないときまたは就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(1) 集中的支援加算()については、別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、またはテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 集中的支援加算()については、別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして知事が認めた指定共同生活援助事業所等が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所または指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の1の8の注2</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の9の注1</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の9の注2</p>	
15 自立生活支援加算	<p>(1) 自立生活支援加算()については、居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者(利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る。(3)を除き、以下この加算において同じ。)の退去に向けて、指定共同生活援助事業所の従事者が、共同生活援助計画(以下この(1)において単に「計画」という。)を見直した上で、当該利用者に対して、退去後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退去後に生活する居宅を訪問し、当該利用者およびその家族等に対して退去後の障害福祉サービスその他の保健医療サービスまたは福祉サービスについて相談援助および連絡調整を行った場合に、計画の見直しを行った日の属する月から起算して6月以内の期間に(当該利用者が退去した場合には、退去した日の属する月までの期間)に限り、1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 ただし、当該利用者が退去後に他の社会福祉施設等に入所することを希望している場合にあつては、算定しない。</p> <p>(2) 自立生活支援加算()については、居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者の退居に向けて日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者が、日中サービス支援型共同生活援助計画を見直した上で、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者およびその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービスまたは福祉サービスについて相談援助および連絡調整を行った場合に、入居中2回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者およびその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後1回を限度として、所定単位数を加算しているか。 また、当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設に入所する場合等に算定していないか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の2の注1</p> <p>平18厚労告523 別表第15の2の注2</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(3) 自立生活支援加算()については、居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者の退去に向けて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所が、退去後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退去後に生活する居宅を訪問し、当該利用者およびその家族等に対して退去後の障害福祉サービスその他の保健医療サービスまたは福祉サービスについて相談援助および連絡調整を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(4) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所であって、(1)を算定しているものにおいて、住宅確保要配慮者居住支援法人または住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保および居住の支援に必要な情報を共有した場合に、更に1月につき35単位を加算しているか。</p> <p>(5) 指定共同生活援助事業所であって、(1)を算定しているものが、当該指定共同生活援助事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明および指導を行った上で、協議会または保健、医療および福祉関係者による協議の場に対し、当該説明および指導の内容ならびに住宅の確保および居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該利用者1人につき1月に1回を限度として、更に500単位を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の2の注3</p> <p>平18厚労告523 別表第15の2の注4</p> <p>平18厚労告523 別表第15の2の注5</p>	
16 入院時支援特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院または診療所(当該指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院または診療所を除く。)への入院を要した場合に、第2の1から4までの規定により指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院または診療所を訪問し、当該病院または診療所との連絡調整および被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間(入院の初日および最終日を除く。)の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の3の注</p>	
17 長期入院時支援特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院または診療所(当該指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院または診療所を除く。)への入院を要した場合に、第2の1から4までの規定により指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院または診療所を訪問し、当該病院または診療所との連絡調整および被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間(入院の初日および最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間(継続して入院している者については、入院した初日から起算して3月に限る。)について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>また、入院時支援特別加算が算定される月に算定していないか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の3の2の注</p>	
18 帰宅時支援加算	<p>利用者が共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数(外泊の初日および最終日を除く。)の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の4の注</p>	
19 長期帰宅時支援加算	<p>利用者が共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間(外泊の初日および最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか(継続して外泊している者については、外泊した初日から起算して3月に限る。)</p> <p>また、帰宅時支援加算が算定される期間に算定していないか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の5の注</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
20 地域生活移行個別支援特別加算	別に平18厚労告551に適合しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業者が、平18厚労告556で定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3年以内（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）に基づく通院期間の延長を行った場合にあつては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所および指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第15の6の注 平18厚労告551第16の口 平18厚労告556第9	
21 精神障害者地域移行特別加算	都条例155第196条の3に規定する運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、都条例155第194条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士または公認心理師等である従業者を1人以上配置するものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士または公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であつて当該精神科病院を退院してから1年以内の者に対し、共同生活援助計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合に、算定していないか。	平18厚労告523 別表第15の6の2の注	
22 強度行動障害者地域移行特別加算	別に平18厚労告551に適合しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定障害者支援施設等または指定障害児入所施設等に1年以上入所していた者であつて、当該施設等を退所してから1年以内のもののうち、別に平18厚労告543に適合すると認められた利用者に対し、共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、重度障害者支援加算を算定している場合に、算定していないか。	平18厚労告523 別表第15の6の3の注 平18厚労告551第16の八 平18厚労告543第40	
23 強度行動障害者体験利用加算	別に平18厚労告551に適合しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者のうち、別に平18厚労告543に適合すると認められた利用者に対し、共同生活援助計画に基づき、指定共同指導援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、重度障害者支援加算を算定している場合に加算していないか。	平18厚労告523 別表第15の6の4の注 平18厚労告551第16の八 平18厚労告543第40	
24 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算（ ） 医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、看護職員配置加算または医療的ケア対応支援加算を算定している利用者について算定していないか。 (2) 医療連携体制加算（ ） 医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、看護職員配置加算または医療的ケア対応支援加算を算定している場合に、算定していないか。	平18厚労告523 別表第15の7の注1 平18厚労告523 別表第15の7の注2	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(3) 医療連携体制加算() 医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、看護職員配置加算または医療的ケア対応支援加算を算定している利用者について算定していないか。</p> <p>(4) 医療連携体制加算() 医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が別に定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、看護職員配置加算もしくは医療的ケア対応支援加算または(1)から(3)までのいずれかを算定している利用者について算定していないか。</p> <p>(5) 医療連携体制加算() 医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、看護職員配置加算または医療的ケア対応支援加算を算定している場合に算定していないか。</p> <p>(6) 医療連携体制加算() 喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、看護職員配置加算または(1)から(4)を算定している利用者について算定していないか。</p> <p>(7) 医療連携体制加算() 別に平18厚労告551に適合するものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、看護職員配置加算または医療的ケア対応支援加算を算定している利用者について算定していないか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の7の注3</p> <p>平18厚労告523 別表第15の7の注4 平18厚労告556第5の7</p> <p>平18厚労告523 別表第15の7の注5</p> <p>平18厚労告523 別表第15の7の注6</p> <p>平18厚労告523 別表第15の7の注7 平18厚労告551第16の二</p>	
25 通勤者生活支援加算	指定共同生活援助の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言および金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第15の8の注	
26 障害者支援施設等感染対策向上加算	(1) 障害者支援施設等感染対策向上加算()については、以下のアからウのいずれにも適合するものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 ア 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 イ 指定障害福祉サービス基準第212条の4(指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する場合を含む。)に規定する協力医療機関その他の医療機関(以下このイにおいて「協力医療機関等」という。)との間で感染症(新興感染症を除く。以下このイにおいて同じ。)の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等の連携し適切に対応していること。	平18厚労告523 別表第15の8の2の注1	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>27 新興感染症等施設療養加算</p> <p>28 福祉・介護職員処遇改善加算</p>	<p>ウ 医科診療報酬点数表の区分番号A234-2に規定する感染対策向上加算（2において「感染対策向上加算」という。）または医科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11および区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修または訓練に1年に1回以上参加していること。</p> <p>(2) 障害者支援施設等感染対策向上加算（ ）については、医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていることとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定共同生活援助等を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>別に平18厚労告543に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 2 から27までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 2 から27までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 2 から27までにより算定した単位数1000分の35に相当する単位数</p> <p>別に平18厚労告第543第41号（第2号準用）の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 （ア）福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 （イ）当該指定共同生活援助事業所等において、（ア）の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、知事に届け出ていること。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の8の2の注2</p> <p>平18厚労告523 別表第15の8の3の注</p> <p>平18厚労告523 別表第15の9の注 平18厚労告543第41号準用（第2号）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(ウ) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p> <p>(エ) 当該共同生活援助事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>(オ) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(カ) 当該指定共同生活援助事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>(キ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 福祉・介護職員の任用における職責または職務内等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。</p> <p>(四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(五) 福祉・介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(ク) (イ)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）および当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 アの（ア）から（カ）まで、（キ）の（一）から（四）までおよび（ク）に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>（ア）アの（ア）から（カ）までおよび（ク）に掲げる基準に適合すること。</p> <p>（イ）次に掲げる要件のいずれかに適合すること。</p> <p>（一）次に掲げる要件のいずれにも適合すること</p> <p>a 福祉・介護職員の任用における職責または職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>（二）次に掲げる要件のいずれにも適合すること。</p> <p>a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p>		

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
29 福祉・介護職員等 特定処遇改善加算	<p>別に平18厚労告543に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算() 2 から27までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算() 2 から27までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数 別に平18厚労告第543第42号(第17号準用)の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員等特定処遇改善加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア) 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 経験・技能のある障害福祉人材のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上となる、または改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額440万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。</p> <p>(二) 指定共同生活援助事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)および障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。</p> <p>(三) 障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)および障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の平均賃金額が障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)および障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではない。</p> <p>(四) 障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p> <p>(イ) 当該指定共同生活援助事業所等において、(ア)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>(ウ) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p> <p>(エ) 当該指定共同生活援助事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の10の注</p> <p>平18厚労告543第42号準用(第17号)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>30 福祉・介護職員等 ベースアップ等支援 加算</p>	<p>(オ) 共同生活援助サービス費における福祉専門職員配置等加算()から()までのいずれかを算定していること。</p> <p>(カ) 共同生活援助サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算()から()までのいずれかを算定していること。</p> <p>(キ) (イ)の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)および当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。</p> <p>(ク) (キ)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算() アの(ア)から(エ)までおよび(カ)から(ク)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合は、2から27までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>別に平18厚労告第42号の2の内容は次のとおりである。</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>ア 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給または決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>イ 指定共同生活援助事業所等において、アの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>エ 当該指定共同生活援助事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>オ 共同生活援助サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算()から()までのいずれかを算定していること。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の11の注</p> <p>平18厚労告543第42の2 (第3号の2準用)</p>	

指 導 検 査 基 準 (日 中 サ ー ビ ス 支 援 型 指 定 共 同 生 活 援 助)

根拠法令

「支援法」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）

「支援法施行規則」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）

「都条例155」= 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）

「都規則175」= 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第175号）

ついて（平成18年12月6日障発第1206001号）

「平18厚労告523」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）

「平18厚労告539」= こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）

「平18厚労告543」= こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18年日厚生労働省告示第543号）

「平18厚労告551」= 厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）

「平18厚労告556」= 厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）

「障発1206001通知」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に

「指定障害福祉サービス基準」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
第1 基本方針	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、当該個別支援計画に基づき利用者に対して日中サービス支援型指定共同生活援助を提供するとともに、当該日中サービス支援型指定共同生活援助の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に日中サービス支援型指定共同生活援助を提供しているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の意思および人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に努めているか。</p>	<p>都条例155 第3条第1項</p> <p>都条例155 第3条第2項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 世話人</p> <p>2 生活支援員</p> <p>3 世話人および生活支援員の要件等</p>	<p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境および地域住民との交流の下で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、相談、入浴、排せつもしくは食事の介護その他の日常生活上の援助またはこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行および移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行っているか。</p> <p>夜間および深夜の時間帯以外の時間帯における世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上となっているか。</p> <p>夜間および深夜の時間帯以外の時間帯における生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、(1)から(4)に掲げる数の合計数以上となっているか。</p> <p>(1) 障害支援区分に係る市町村審査会による審査および判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号。以下(2)から(4)において「区分省令」という。)第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数</p> <p>(2) 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数</p> <p>(3) 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数</p> <p>(4) 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数</p> <p>(1) 世話人および生活支援員は障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者となっているか。</p> <p>(2) 世話人および生活支援員については、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間および深夜の時間帯を設定するものとし、当該夜間および深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保しているか。</p>	<p>都条例155 第3条第3項 令和6年5月9日付6福祉障 障施第501号「施設・事業所 における虐待防止体制の整 備の徹底について」(通知)</p> <p>都条例155 第199条の3</p> <p>支援法第43条第1項</p> <p>条例155 第199条の4第1号 都規則175 第44条の3第1項第1号</p> <p>都条例155 第199条の4第2号 都規則175 第44条の3第1項第2号</p> <p>障発1206001通知 第十五の4(1) 準用(第十五1(3))</p> <p>障発1206001通知 第十五の4(1) 準用(第十五1(3))</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
4 サービス管理責任者	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、(1)または(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)または(2)に定める数となっているか。</p> <p>(1)利用者の数が30以下の場合 1人以上 (2)利用者の数が30を超える場合 1に、利用者の数が30を超えて30またはその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p>	都条例155 第199条の4第3号 都規則175 第44条の3第1項第3号	
5 夜間支援従事者	<p>1および2の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間および深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者(夜間および深夜の時間帯に勤務(宿直勤務を除く。)を行う世話人または生活支援員をいう。)を置いているか。 また、既存の建物を共同生活住居とする場合であって、当該共同生活の入居定員を11人以上とする場合は、原則ユニットごとに夜間支援従事者を1以上配置しているか。</p>	都条例155 第199条の4 都規則175 第44条の3第2項 障発1206001通知 第十五の4(1)	
6 利用者数の算定	<p>1、2および4の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。 なお、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。</p>	都規則175 第44条の3第3項	
7 職務の専従	<p>1、2、4および5に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。 (ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)</p>	都規則175 第44条の3第4項	
8 常勤の従業者の配置	<p>1、2、4および5に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、一人以上は常勤となっているか。</p>	都規則175 第44条の3第5項	
9 管理者	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 (ただし、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、または他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な日中サービス支援型指定共同生活援助を提供するために必要な知識および経験を有する者になっているか。</p>	都条例155 第199条の5 準用(第195条第1項および第2項) 都条例155 第199条の5 準用(第195条第3項)	
第3 設備に関する基準 設備および備品等	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地または住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中および夜間を通してサービスを提供する施設または病院の敷地外に設けているか。</p>	支援法第43条 第2項 都条例155 第199条の6第1項	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は1以上の共同生活住居を有するものとし、入居定員の合計は4人以上となっているか。</p> <p>(3) 共同生活住居の配置、構造および設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものとなっているか。 (共同生活住居とは、複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する1つの建物をいう。)</p> <p>(4) 共同生活住居は、その入居定員は2人以上10人以下としているか。 なお、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるが、この場合において、一つの建物の入居定員の合計は20人以下としているか。</p> <p>(5) 4に関わらず、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、共同生活住居の入居定員は2人以上20人（知事が特に必要であると認めるときは30人）以下としているか。</p> <p>(6) 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要であると認めるときの入居定員は、2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同じ数を上限とする。）としているか。</p> <p>(7) 共同生活住居は、1以上のユニット（居室および居室に近接して設けられる利用者が相互に交流を図るための設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）を有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか</p> <p>(8) ユニットの入居定員は、2人以上10人以下となっているか。</p> <p>(9) ユニットには、居室および当該居室に近接して設けられる相互に交流を図るための設備を設けているか。その居室は次のとおりとなっているか。 (1) 居室の定員は、1人とすること。 (ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。) (2) 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。</p>	<p>都条例155 第199条の6第2項 都規則175 第44条の4第1項</p> <p>都条例155 第199条の6第3項 障発1206001通知 第十五の4(2) 準用（第十五の2(3)）</p> <p>都条例155 第199条の6第4項 都規則175 第44条の4第2項</p> <p>都規則175 第44条の4第3項</p> <p>都条例155 第199条の6第5項 都規則175 第44条の4第4項</p> <p>都条例155 第199条の6第6項</p> <p>都条例155 第199条の6第7項 都規則175 第44条の4第5項</p> <p>都条例155 第199条の6第8項および 第9項 都規則175 第44条の4第6項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容および手続の説明および同意</p> <p>2 提供拒否の禁止</p> <p>3 連絡調整に対する協力</p> <p>4 受給資格の確認</p>	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者が日中サービス支援型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該日中サービス支援型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 利用者との間で日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、 ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地 イ 当該事業の経営者が提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の内容 ウ 当該日中サービス支援型指定共同生活援助の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 エ 日中サービス支援型指定共同生活援助の提供開始年月日 オ 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付しているか。 当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供する場合、利用者の承諾を得ているか。</p> <p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、正当な理由がなく日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を拒んでいないか。なお、正当な理由とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ・ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の実施地域外である場合 ・ 運営規程で定めている主たる対象の障害の種類以外の申込みであって、利用申込者に対し自ら適切な提供が困難な場合 ・ 入院治療が必要な場合をいう。 <p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の利用について区市町村または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域のサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に、できる限り協力しているか。</p> <p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。</p>	<p>支援法第43条第2項</p> <p>都条例155第199条の11準用(第13条第1項)</p> <p>都条例155第199条の11準用(第13条第2項)</p> <p>社会福祉法第77条第1項</p> <p>社会福祉法施行規則第16条第2項</p> <p>障発1206001通知第十五の4(3)準用(第三3(1))</p> <p>都条例155第199条の11準用(第15条)</p> <p>障発1206001通知第十五の4(3)準用(第三の3(3))</p> <p>都条例155第199条の11準用(第16条)</p> <p>障発1206001通知第十五の4(3)準用(第三の3(4))</p> <p>都条例155第199条の11準用(第18条)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
5 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助に係る支給決定に要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について必要な援助を行っているか。</p>	<p>都条例155 第199条の11 準用(第19条第1項)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第19条第2項)</p>	
6 心身の状況等の把握	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>都条例155 第199条の11 準用(第20条)</p>	
7 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供するに当たっては、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>都条例155 第199条の11 準用(第21条第1項)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第21条第2項)</p>	
8 サービスの提供の記録	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した際は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を記録しているか。 また、提供時点での上記伝達すべき必要な事項についての記録を適切にできる場合に限り、これらの事項について後日一括して記録しているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者から日中サービス支援型指定共同生活援助を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>都条例155 第199条の11 準用(第58条第1項) 障発1206001通知 第十五の4(3) 準用(第四の3(2))</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第58条第2項) 障発1206001通知 第十五の4(3) 準用(第四の3(2))</p>	
9 入退居	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供されているか。</p>	<p>都条例155 第199条の11 準用(第197条の3第1項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
10 入退居の記録の記載等	<p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、入居の申込みに際しては、当該利用申込者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。</p> <p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、適切な援助を行い、またはこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行っているか。</p> <p>(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者の入居または退居に際しては、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の名称、入居または退居の年月日その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を利用者の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく区市町村に対し報告しているか。</p>	<p>都条例155 第199条の11 準用(第197条の3第2項)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第197条の3第3項)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第197条の3第3項)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第197条の4第1項)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第197条の4第2項)</p>	
11 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が日中サービス支援型指定共同生活援助を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 12の(1)から(3)までに規定する額のほか、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途および額ならびに金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。(ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p> <p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。</p> <p>ア 日中サービス支援型指定共同生活援助のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。</p> <p>イ 利用者等に求める金額、その用途および金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p>	<p>都条例155 第199条の11 準用(第24条第1項) 障発1206001通知 第十五の4(3) 準用(第三の3(10))</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第24条第2項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
12 利用者負担額等の受領	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行う日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該日中サービス支援型指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該日中サービス支援型指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は(1)および(2)の場合において支給決定障害者から支払を受ける額のほか、日中サービス支援型指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用以外の支払を受けていないか。</p> <p>ア 食材料費 イ 家賃 ウ 光熱水費 エ 日用品費 オ アからエのほか、日中サービス支援型指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>参照 「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」 (平成18年12月6日障発第1206002号)</p> <p>(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</p> <p>(5) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</p>	<p>都条例155 第199条の11 準用(第197条の5第1項)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第197条の5第2項)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第197条の5第3項) 都規則175 第44条の5 準用(第44条の2)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第197条の5第4項)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第197条の5第5項)</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
13 利用者負担額に係る管理	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）が同一の月に当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が提供する日中サービス支援型指定共同生活援助および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該日中サービス支援型指定共同生活援助および他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が提供する日中サービス支援型指定共同生活援助および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該日中サービス支援型指定共同生活援助および他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>都条例155 第199条の11 準用(第155条の2第1項)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第155条の2第2項)</p>	
14 訓練等給付費の額に係る通知等	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法定代理受領により日中サービス支援型指定共同生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない日中サービス支援型指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した日中サービス支援型指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>都条例155 第199条の11 準用(第27条第1項)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第27条第2項)</p>	
15 日中サービス支援型指定共同生活援助の取扱方針	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況および置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。</p> <p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行う場合には、日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した日中サービス支援型指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。</p>	<p>都条例155 第199条の11 準用(第197条の6第1項)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第197条の6第2項)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第197条の6第3項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
16 日中サービス支援型共同生活援助計画の作成等	<p>(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者またはその家族に対し、支援上必要な事項について、説明を行っているか。</p> <p>(5) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>福祉サービス第三者評価を、定期的かつ継続的(少なくとも3年に1回以上)に受審しているか。</p>	<p>都条例155 第199条の11 準用(第197条の6第4項)</p> <p>社会福祉法第78条 都条例155 第199条の11 準用(第197条の6第5項)</p> <p>第197条の6第4項 平成24年9月7日24福保第638号「東京都における福祉サービス第三者評価について(指針)の改正について」</p>	
	<p>(1) サービス管理責任者は、日中サービス支援型共同生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行うとともに、当該利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(2) サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握しているか。</p> <p>(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し理解を得ているか。</p> <p>(4) サービス管理責任者は、アセスメントおよび支援内容の検討結果に基づき、利用者およびその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、日中サービス利用型指定共同生活援助の目標およびその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した日中サービス支援型共同生活援助計画の原案を作成しているか。この場合において、当該日中サービス利用型指定共同生活援助事業所が提供する日中サービス利用型指定共同生活援助以外の保健医療サービスまたは福祉サービス等との連携も含めて日中サービス支援型共同生活援助計画の原案に位置付けるように努めているか。</p>	<p>都条例155 第199条の11 準用(第54条第2項)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第54条第3項)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第54条第4項)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第54条第5項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
17 サービス管理責任者の責務等	(5) サービス管理責任者は、利用者および当該利用者に対する日中サービス支援型共同生活援助計画の提供に係る当該サービス管理責任者以外の担当者等を招集して行う日中サービス支援型共同生活援助計画の作成に係る会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用も可）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、日中サービス支援型共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。	都条例155 第199条の11 準用(第54条第6項)	
	(6) サービス管理責任者は、日中サービス支援型共同生活援助計画の原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	都条例155 第199条の11 準用(第54条第6項)	
	(7) サービス管理責任者は、日中サービス支援型共同生活援助計画を作成した際には、当該計画を利用者および指定特定相談支援事業者等に交付しているか。	都条例155 第199条の11 準用(第54条第7項)	
	(8) サービス管理責任者は、日中サービス支援型共同生活援助計画を作成後、日中サービス支援型共同生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下、「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、日中サービス支援型共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて、日中サービス支援型共同生活援助計画の変更を行っているか。	都条例155 第199条の11 準用(第54条第8項)	
	(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者およびその家族等と連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ア 定期的に利用者に面接すること。 イ 定期的にモニタリングを行い、その結果を記録すること。	都都条例155 第199条の11 準用(第54条第9項)	
	(10) 日中サービス支援型共同生活援助計画に変更のあった場合、(1)から(7)に準じて取り扱っているか。	都条例155 第199条の11 準用(第54条第10項)	
	サービス管理責任者は、16で規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。	都条例155 第199条の11 準用(第196条の2)	
	(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。	都条例155 第199条の11 準用(第196条の2 第1項 第1号)	
	(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。	都条例155 第199条の11 準用(第196条の2 第1項 第2号)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
18 相談および援助	<p>(3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。</p> <p>(4) 他の従業者に対する技術指導および助言を行うこと。</p> <p>(5) サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。</p> <p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>都条例155 第199条の11 準用(第196条の2 第1項 第3号)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第196条の2 第1項 第4号)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(都条例155 第196条の2 第2項)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第63条)</p>	
19 介護および家事等	<p>(1) 介護は、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、必要な技術をもって行っているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助において、調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。</p> <p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を介護または家事等に従事させているか。</p> <p>(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護および家事等(日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護または家事等を除く。)の援助を受けさせていないか。</p>	<p>都条例155 第199条の8第1項</p> <p>都条例155 第199条の8第2項</p> <p>都条例155 第199条の8第3項</p> <p>都条例155 第199条の8第4項</p>	
20 社会生活上の便宜の供与等	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の心身の状況またはその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行っているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者または他の障害福祉サービスを行う者等との連絡調整に努めているか。</p> <p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者またはその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、代わって行っているか。</p> <p>(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努めているか。</p>	<p>都条例155 第199条の9第1項</p> <p>都条例155 第199条の9第2項</p> <p>都条例155 第199条の9第3項</p> <p>都条例155 第199条の9第4項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
21 緊急時等の対応	<p>従業者は、現に日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時等における対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例155 第199条の11 準用(第32条) 障発1206001通知 第十五の4(3) 準用(第三の3(17))</p>	
22 支給決定障害者に関する区市町村への通知	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p> <p>(1) 正当な理由なしに日中サービス支援型指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって介護等給付費または特例介護等給付費を受け、または受けようとしたとき。</p>	<p>都条例155 第199条の11 準用(第89条)</p>	
23 管理者の責務等	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の管理者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者および業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の管理者は、サービス管理責任者に日中サービス支援型指定共同生活援助に係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の管理者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者に、都条例155第13章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>都条例155 第199条の11 準用(第53条第1項) 都条例155 第199条の11 準用(第53条第2項) 都条例155 第199条の11 準用(第53条第3項)</p>	
24 運営規程	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>(1) 事業の目的および運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数および職務の内容</p> <p>(3) 入居定員</p> <p>(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助の内容ならびに支給決定障害者から受領する費用の種類およびその額</p> <p>(5) 入居に当たっての留意事項</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法</p> <p>(7) 非常災害対策</p> <p>(8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(10) その他事業の運営に関する重要事項</p>	<p>都条例155 第199条の11 準用(第196条の3)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
25 勤務体制の確保等	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な日中サービス支援型指定共同生活援助を提供できるよう、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めてあるか。また、世話人、生活支援員およびサービス管理責任者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者等との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(2) (1)の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、共同生活住居ごとに担当の世話人を定めるなど、支援の継続性を重視した日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に配慮しているか。</p> <p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業員によって日中サービス支援型指定共同生活援助を提供しているか。(ただし、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が日中サービス支援型指定共同生活援助の管理および指揮命令を確実に実行することができる場合は、この限りではない。)</p> <p>(4) (3)ただし書により日中サービス支援型指定共同生活援助を提供する場合にあっては、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p> <p>(5) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、従業員の資質の向上のための研修の機会を確保しているか。研修機関が実施する研修や当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(6) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、適切な日中支援型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものまたは性的な言動により従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例155 第199条の11 準用(第197条第1項) 障発1206001通知 第十五の4(3) 準用(第十五の3(8))</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第197条第2項) 障発1206001通知 第十五の4(3) 準用(第十五の3(8))</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第197条第3項)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第197条第4項)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第197条第5項) 障発1206001通知 第十五の4(3) 準用(第十五の3(8))</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第197条第6項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
26 業務継続計画の策定等	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を継続的にを行い、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に行っているか。</p> <p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例155 第199条の11 準用(第12条の2第1項)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第12条の2第2項)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第12条の2第3項)</p>	
27 支援体制の確保	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の心身の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業者を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。</p>	<p>都条例155 第199条の11 準用(第197条の2)</p>	
28 定員の遵守	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、共同生活住居およびユニットごとの入居定員ならびに居室の定員を超えて入居させていないか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。）</p>	<p>都条例155 第199条の11 準用(第198条の3)</p>	
29 非常災害対策	<p>(1) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、一定要件（ ）を満たす建築物（要緊急安全確認大規模建築物）の所有者は、平成27年12月31日までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告を行っているか。</p> <p style="padding-left: 40px;">階数2および延床面積5,000㎡以上の社会福祉施設等もしくは階数2および延床面積1,500㎡以上の保育所</p> <p>(2) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物（既存耐震不適格建築物）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか。</p>	<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条、同法律第5条第3項第1号</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条、同施行令第3条</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律第16条第1項、第5条第3項第1号</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第3条</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
30 衛生管理等	(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てて、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。	都条例155 第199条の11 準用（第74条第1項）	
	(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	都条例155 第199条の11 準用（第74条第2項）	
	(5) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、（4）に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めているか。	都条例155 第199条の11 準用（第74条第3項）	
	(6) 区市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等または土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画を作成し、区市町村長に報告しているか。 また、当該計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、訓練結果を区市町村長に報告しているか。	水 防 法 第 15 条 の 3 第 1 項、第2項および第5項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第8条の2第1項、第2項 および第5項	
	(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の使用する設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	都条例155 第199条の11 準用（第90条第1項）	
	(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように次に掲げる措置を講じているか。 ア 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討するための委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用も可）を定期的に開催すること。また、その結果について、従業者に十分に周知すること。 イ 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。 ウ 従業者に対し感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。	条例155 第199条の11 準用（第90条第2項） 都規則175 第11条の2	
31 協力医療機関等	(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。	都条例155 第199条の11 準用（第198条の4第1項）	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
32 掲 示	<p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</p> <p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症または同条第九項に規定する新感染症をいう。)の発生時の対応を取り決めるよう努めているか。</p> <p>(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、(1)の協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。</p> <p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関および協力歯科医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示(備え付けによる閲覧も可)しているか。</p>	<p>都条例155 第199条の11 準用(第198条の4第2項)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第198条の4第3項)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第198条の4第4項)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第92条)</p>	
33 身 体 的 拘 束 等 の 禁 止	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていないか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じているか。</p> <p>ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用も可)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。</p>	<p>都条例155 第199条 準用(第35条の2第1項)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第35条の2第2項)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第35条の2第3項)</p> <p>都規則175 第4条の3</p>	
34 秘 密 保 持 等	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業員および管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、従業員および管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例155 第199条の11 準用(第36条第1項)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第36条第2項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
35 情報の提供等	(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、他の日中サービス支援型指定共同生活援助事業者等に対して、利用者またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。	都条例155 第199条の11 準用(第36条第3項)	
36 利益供与等の禁止	(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。	都条例155 第199条の11 準用(第37条第1項) 都条例155 第199条の11 準用(第37条第2項)	
37 苦情解決	(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業者もしくは特定相談支援事業者もしくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはそれらの従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業者もしくは特定相談支援事業者もしくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはそれらの従業者から、利用者またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	都条例155 第199条の11 準用(第38条第1項) 都条例155 第199条の11 準用(第38条第2項)	
	(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その提供したサービスに関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等について記録しているか。 (3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その提供した日中サービス支援型指定共同生活援助に関し、支援法第10条第1項の規定により区市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、区市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。 (4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その提供した日中サービス支援型指定共同生活援助に関し、支援法第11条第2項の規定により知事が行う報告もしくは日中サービス支援型指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力し、知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。	都条例155 第199条の11 準用(第39条第1項) 都条例155 第199条の11 準用(第39条第2項) 都条例155 第199条の11 準用(第39条第3項) 都条例155 第199条の11 準用(第39条第4項)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
38 事故発生時の対応	<p>(5) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その提供した日中サービス支援型指定共同生活援助に関し、支援法第48条第1項の規定により知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して知事または区市町村長が行う調査に協力し、知事または区市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第85条の規定による運営適正化委員会が行う調査またはあっせんにできる限り協力しているか。</p> <p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に対する日中サービス支援型指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。</p> <p>ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く） ウ（イ以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告） オ 無断外出 カ 感染症の発生 キ 送迎車両の車内への利用者の置き去り事故</p> <p>ク 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） ケ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの コ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等） サ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等） シ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、事故の状況および事故に際して採った処置について、記録をしているか。</p> <p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に対する日中サービス支援型指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>都条例155 第199条の11 準用(第39条第5項)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第39条第3～5項)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第39条第6項)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第40条第1項)</p> <p>令和6年5月9日付6福祉 障施第499号「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（通知）」</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第40条第1項)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第40条第2項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
39 虐待の防止	<p>(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保のため、必要な取組みを図るとともに、関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくよう努めているか。</p> <p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、虐待の発生および再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用も可）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>ウ アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>平成28年9月15日付障発0915第1号「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第40条の2) 都規則175 第4条の4</p>	
40 会計の区分	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業ごとに経理を区分するとともに、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>都条例155 第199条の11 準用(第41条)</p>	
41 記録の整備	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に対する日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しているか。</p> <p>ア 16に規定する日中サービス支援型共同生活援助計画</p> <p>イ 8に規定するサービスの提供の記録</p> <p>ウ 22に規定する支給決定障害者に関する区市町村への通知に係る記録</p> <p>エ 33に規定する身体的拘束等の記録</p> <p>オ 37に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>カ 38に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>都条例155 第199条の11 準用(第75条第1項)</p> <p>都条例155 第199条の11 準用(第75条第2項)</p>	
42 実施主体	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に指定短期入所（併設事業所または単独型事業所に限る。）を行っているか。</p>	<p>都条例155 第199条の7</p>	
43 地域との連携等	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図っているか。</p>	<p>都条例155 第199条の10第1項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</p> <p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けているか。</p> <p>(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、(2)の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。</p> <p>(1)から(3)の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価および当該評価の実施状況の公表またはこれに準ずる措置として知事が定めるもの(次項に規定するものを除く。)を講じている場合には、適用しない。</p> <p>(5) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、支援法第89条の3第1項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して、定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況および(2)の報告、要望、助言等の内容または前項()の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けているか。また、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</p> <p>(6) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、(5)の協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しているか。</p>	<p>都条例155 第199条の10第2項</p> <p>都条例155 第199条の10第3項</p> <p>都条例155 第199条の10第4項</p> <p>都条例155 第199条の10第5項</p> <p>都条例155 第199条の10第6項</p> <p>都条例155 第199条の10第7項</p>	
<p>第5 届出等</p> <p>1 変更の届出</p>	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、支援法施行規則第34条の23第1項第13号に掲げる事項(支援法施行規則第34条の19第1項第1号、第2号、第4号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第5号、第7号、第8号、第12号および第13号に掲げる事項)に変更があったときは、10日以内に、その旨を知事に届け出ているか。</p> <p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が変更の届出を要する事項</p> <p>ア 事業所の名称および所在地</p> <p>イ 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>ウ 申請者の登記事項証明書または条例等</p> <p>エ 建物の構造概要および平面図(各室の用途を明示するものとする。)ならびに設備の概要</p> <p>オ 事業所の管理者およびサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所および経歴</p> <p>カ 運営規程</p> <p>キ 第4の31の協力医療機関の名称および診療科名ならびに当該協力医療機関との契約の内容(31の(2)に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称および当該協力歯科医療機関との契約内容を含む)</p> <p>ク 第4の27の関係機関との連携その他の支援体制の概要</p> <p>ケ 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項</p>	<p>支援法第46条第1項 支援法施行規則第34条 の23第1項第13号 支援法施行規則第34条 の19第1項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
2 業務管理体制の整備	<p>(2) (1)の届出であって、日中サービス支援型共同生活援助の利用者の定員の増加に伴う場合、当該日中サービス支援型共同生活援助に係る従業者の勤務体制および勤務形態を記載した書類を添付して行っているか。</p> <p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法または支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所および施設の数が1以上20未満の指定事業者等 (ア)法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所および施設の数が20以上100未満の指定事業者等 (ア)法令遵守責任者を選任しているか。 (イ)業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等 (ア)法令遵守責任者の選任をしているか。 (イ)業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 (ウ)業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、知事に対し、遅滞無く業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。(指定事業所または施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等を除く。)また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定事業者等の名称または氏名、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名 イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日 ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(指定を受けている事業所および施設の数20以上の指定事業者等に限る。) エ 業務執行の状況の監査の方法の概要(指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等に限る。) また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>支援法施行規則第34条の23第2項</p> <p>支援法第42条第3項 支援法第51条の2第1項 支援法施行規則第34条の27</p> <p>支援法第51条の2第2項 支援法施行規則第34条の28</p>	
第6 訓練等給付費の算定および取扱い 1 基本事項	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助に要する費用の額は、平18厚労告523の別表の第15により算定する単位数に、平18厚労告539に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。ただし、その額が現に当該日中サービス支援型指定共同生活援助に要した費用の額を超えるときは、当該現に日中サービス支援型指定共同生活援助事業に要した費用の額となっているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、日中サービス支援型指定共同生活援助に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>支援法第29条第3項</p> <p>平18厚労告523の一 平18厚労告539</p> <p>平18厚労告523の二</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考																								
<p>2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（1日につき）</p>	<p>(1) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費については、障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者にあつては、65歳未満の者または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次のアからカまでの場合に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる単位数を算定しているか。 ただし、（4）に規定する単位数を算定している場合は、算定しない。</p> <table border="0" data-bbox="510 475 801 630"> <tr><td>ア 区分6</td><td>765単位</td></tr> <tr><td>イ 区分5</td><td>627単位</td></tr> <tr><td>ウ 区分4</td><td>539単位</td></tr> <tr><td>エ 区分3</td><td>407単位</td></tr> <tr><td>オ 区分2</td><td>270単位</td></tr> <tr><td>カ 区分1以下</td><td>253単位</td></tr> </table> <p>(3) 令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項または第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次のアからウまでの場合に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる単位数を算定しているか。 ただし、これらの規定に基づく居宅介護または重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあつては、次に掲げる単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。</p> <table border="0" data-bbox="510 815 801 890"> <tr><td>ア 区分6</td><td>565単位</td></tr> <tr><td>イ 区分5</td><td>505単位</td></tr> <tr><td>ウ 区分4</td><td>467単位</td></tr> </table> <p>(4) 令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項または第2項の規定の適用を受ける利用者であつて、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、（5）の規定にかかわらず、以下の場合に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、これらの規定に基づく居宅介護または重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあつては、次に掲げる単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。</p> <table border="0" data-bbox="510 1050 801 1125"> <tr><td>ア 区分6</td><td>454単位</td></tr> <tr><td>イ 区分5</td><td>394単位</td></tr> <tr><td>ウ 区分4</td><td>356単位</td></tr> </table> <p>(5) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（ ）については、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる障害者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	ア 区分6	765単位	イ 区分5	627単位	ウ 区分4	539単位	エ 区分3	407単位	オ 区分2	270単位	カ 区分1以下	253単位	ア 区分6	565単位	イ 区分5	505単位	ウ 区分4	467単位	ア 区分6	454単位	イ 区分5	394単位	ウ 区分4	356単位	<p>平18厚労告523 別表第15の1の2の注1</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の2の注2</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の2の注3</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の2の注4</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の2の注5</p>	
ア 区分6	765単位																										
イ 区分5	627単位																										
ウ 区分4	539単位																										
エ 区分3	407単位																										
オ 区分2	270単位																										
カ 区分1以下	253単位																										
ア 区分6	565単位																										
イ 区分5	505単位																										
ウ 区分4	467単位																										
ア 区分6	454単位																										
イ 区分5	394単位																										
ウ 区分4	356単位																										

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(6) 一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者であって、日中を当該共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合は、所定単位数に代えて、次のアからカまでの場合に応じ、年50日以内に限り、それぞれ1日につき次に掲げる所定単位数を算定しているか。</p> <p>ア 区分6 929単位 イ 区分5 787単位 ウ 区分4 695単位 エ 区分3 546単位 オ 区分2 408単位 カ 区分1以下 389単位</p> <p>(7) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（（2）から（4）までおよび（6）に規定する場合を含む。）の算定に当たって、次のアからエまでのいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>ア 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める利用者の数の基準等（厚労告550）の第十の二表に掲げる員数の基準に該当する場合 同表に掲げる割合</p> <p>イ 日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たって、日中サービス支援型共同生活援助計画が作成されていない場合 次の（ア）および（イ）に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 （ア）作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 （イ）作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50</p> <p>ウ 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分の93</p> <p>エ 一体的な運営が行われている共同生活住居（ウに該当する共同生活住居を除く。）の入居定員の合計数が21人以上である場合 100分の95</p> <p>(8) 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>(9) 指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の1の2の注6</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の2の注7</p> <p>平18厚労告550第10の2</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の2の注8</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の2の注9</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
3 人員配置体制加算	(10) 指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第2項または第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平18厚労告523 別表第15の1の2の注10	
	(11) 指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平18厚労告523 別表第15の1の2の注11	
	(12) 利用者が日中サービス支援型共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間（（3）および（4）の適用を受けている間に限る。）および重度訪問介護を受けている間（（3）および（4）の適用を受けている間に限る。）を除く。）に、日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定していないか。	平18厚労告523 別表第15の1の2の注12	
	(1) 人員配置体制加算（ ）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第15の1の3の2の注5	
	(2) 人員配置体制加算（ ）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、（1）を算定している場合は、算定しない。	平18厚労告523 別表第15の1の3の2の注6	
	(3) 人員配置体制加算（ ）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、（1）または（2）を算定している場合は、算定しない。	平18厚労告523 別表第15の1の3の2の注7	
	(4) 人員配置体制加算（ ）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、（1）から（3）までを算定している場合は、算定しない。	平18厚労告523 別表第15の1の3の2の注8	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
4 福祉専門職員配置等加算	<p>(5) 人員配置体制加算()については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項または第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に、1日につき所定単位数(これらの規定に基づく居宅介護または重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。)を加算しているか。 ただし、(1)から(4)までを算定している場合は、算定しない。</p>	平18厚労告523 別表第15の1の3の2の注9	
	<p>(6) 人員配置体制加算()については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項または第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行った場合に、1日につき所定単位数(これらの規定に基づく居宅介護または重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。)を加算しているか。 ただし、(1)から(5)までを算定している場合は、算定しない。</p>	平18厚労告523 別表第15の1の3の2の注10	
	<p>(7) 人員配置体制加算()については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項または第2項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数(これらの規定に基づく居宅介護または重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。)を加算しているか。 ただし、(1)から(6)までを算定している場合は、算定しない。</p>	平18厚労告523 別表第15の1の3の2の注11	
	<p>(8) 人員配置体制加算()については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項または第2項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数(これらの規定に基づく居宅介護または重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。)を加算しているか。 ただし、(1)から(7)までを算定している場合は、算定しない。</p>	平18厚労告523 別表第15の1の3の2の注12	
	<p>(1) 福祉専門職員配置等加算() 世話人または生活支援員((2)および(3)において「世話人等」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士または公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平18厚労告523 別表第15の1の4の注1	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
5 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	<p>(2) 福祉専門職員配置等加算() 世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士または公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、(1)を算定している場合に、算定していないか。</p> <p>(3) 福祉専門職員配置等加算() 次のアまたはイのいずれかに該当するものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、(1)または(2)を算定している場合に、算定していないか。</p> <p>ア 世話人等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 イ 世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の1の4の注2</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の4の注3</p>	
	<p>(1) 視覚または聴覚もしくは言語機能に重度の障害のある者(以下「視覚障害者等」という。)である日中サービス支援型指定共同生活援助の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害または知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。)が、当該日中サービス支援型指定共同生活援助の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、都条例155第199条の4に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の1の4の2の注1</p>	
	<p>(2) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算()については、視覚障害者等である指定共同生活援助等の利用者の数が、当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第208条(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第3項において読み替えて適用する場合を含む。)、第213条の4(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第3項において読み替えて適用する場合を含む。)または第213条の14に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の1の4の2の注2</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
6 看護職員配置加算	都条例155第199条の4に定める人員配置に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第15の1の4の3の注	
7 高次脳機能障害者支援体制加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第15の1の4の4の注	
8 夜勤職員加配加算	都規則175第44条の3第2項に定める員数の夜勤支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜勤を行う夜間支援従事者を1以上配置している者として知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第15の1の5の2の注	
9 重度障害者支援加算	<p>(1) 重度障害者支援加算() 別に平18厚労告551に適合しているものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、平18厚労告523別表第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合にある者(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項または第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。)に対して日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) (1)の重度障害者支援加算()が算定されている日中サービス支援型指定共同生活援助事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、別に定める者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算しているか。</p> <p>(3) 重度障害者支援加算() 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、区分4以上に該当し、平18厚労告523別表第8の1の注1の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項または第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。)に対して指定共同生活援助または日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、(1)を算定している場合に加算していないか。</p> <p>(4) (3)の重度障害者支援加算()が算定されている日中サービス支援型指定共同生活援助事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、更に1日につき所定単位数に150単位を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の1の6の注1 平成18厚労告551 第17号イ 準用(第16号イ)</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の6の注2</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の6の注3</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の6の注4</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	(5) (1)の重度障害者支援加算()が算定されている日中サービス支援型指定共同生活援助事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に500単位を加算しているか。	平18厚労告523 別表第15の1の6の注5	
	(6) (3)の加算が算定されている日中サービス支援型指定共同生活援助事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算しているか。	平18厚労告523 別表第15の1の6の注6	
	(7) (3)の重度障害者支援加算()が算定されている日中サービス支援型指定共同生活援助事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に400単位を加算しているか。	平18厚労告523 別表第15の1の6の注7	
	(8) (4)の加算が算定されている日中サービス支援型指定共同生活援助事業所については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に200単位を加算しているか。	平18厚労告523 別表第15の1の6の注8	
10 医療的ケア対応支援加算	指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして都知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、別に定める者に対して指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、7(1)を算定している場合に加算していないか。	平18厚労告523 別表第15の1の7の注	
11 集中的支援加算	(1) 集中的支援加算()については、別に定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、またはテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。 (2) 集中的支援加算()については、別に定める者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして知事が認めた指定共同生活援助事業所等が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所または指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第15の1の9の注1 平18厚労告523 別表第15の1の9の注2	
12 自立生活支援加算	自立生活支援加算()については、居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者(利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る。)の退居に向けて、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者が、日中サービス支援型共同生活援助計画を見直した上で、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者およびその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービスまたは福祉サービスについて相談援助および連絡調整を行った場合に、入居中2回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者およびその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後1回を限度として、所定単位数を加算しているか。 また、当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設に入所する場合等にあっては、算定していないか。	平18厚労告523 別表第15の2の注2	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
13 入院時支援特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院または診療所(当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院または診療所を除く。)への入院を要した場合に、第2の1から4までの規定により日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に置くべき従業員のうちいずれかの職種の者が、日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院または診療所を訪問し、当該病院または診療所との連絡調整および被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間(入院の初日および最終日を除く。)の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p>	平18厚労告523 別表第15の3の注	
14 長期入院時支援特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院または診療所(当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院または診療所を除く。)への入院を要した場合に、第2の1から4までの規定により日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に置くべき従業員のうちいずれかの職種の者が、日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院または診療所を訪問し、当該病院または診療所との連絡調整および被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間(入院の初日および最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間(継続して入院している者にとっては、入院した初日から起算して3月に限る。)について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>また、入院時支援特別加算が算定される月に算定していないか。</p>	平18厚労告523 別表第15の3の2の注	
15 帰宅時支援加算	<p>利用者が日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数(外泊の初日および最終日を除く。)の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p>	平18厚労告523 別表第15の4の注	
16 長期帰宅時支援加算	<p>利用者が日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間(外泊の初日および最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか(継続して外泊している者にとっては、外泊した初日から起算して3月に限る。)</p> <p>また、帰宅時支援加算が算定される期間に算定していないか。</p>	平18厚労告523 別表第15の5の注	
17 地域生活移行個別支援特別加算	<p>別に平18厚労告551に適合しているものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が、平18厚労告556に対して、特別な支援に対応した日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3年以内(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。)に基づく通院期間の延長を行った場合においては、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所および指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平18厚労告523 別表第15の6の注 平18厚労告551第17号口 準用(第16号口) 平18厚労告556の第9	
18 精神障害者地域移行特別加算	<p>都条例155第196条の3に規定する運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、都条例155第199条の4の規定により日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に置くべき従業員のうち社会福祉士、精神保健福祉士または公認心理師等である従業者を1人以上配置するものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士または公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから1年以内の者に対し、日中サービス支援型共同生活援助計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>また、地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合に、算定していないか。</p>	平18厚労告523 別表第15の6の2の注	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
19 強度行動障害者地域移行特別加算	別に平18厚労告551に適合しているものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害者支援施設等または指定障害児入所施設等に1年以上入所していた者であって、当該施設等を退所してから1年以内の者のうち、別に定める基準に適合すると認められた利用者に対し、日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。また、重度障害者支援加算を算定している場合に、算定していないか。	平18厚労告523 別表第15の6の3の注 平18厚労告551 第17号八準用（第11号二）	
20 強度行動障害者体験利用加算	別に平18厚労告551に適合しているものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用は必要と認められる者のうち、別に定める基準に適合すると認められた利用者に対し、日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。また、重度障害者支援加算を算定している場合に、加算していないか。	18厚労告523 別表第15の6の4の注 平18厚労告551 第17号八準用（第11号二）	
21 医療連携体制加算	<p>(1) 医療連携体制加算（ ） 医療機関等との連携により、看護職員を日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、看護職員配置加算または医療的ケア対応支援加算を算定している利用者について、算定していないか。</p> <p>(2) 医療連携体制加算（ ） 医療機関等との連携により、看護職員を日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、看護職員配置加算または医療的ケア対応支援加算を算定している利用者について算定していないか。</p> <p>(3) 医療連携体制加算（ ） 医療機関等との連携により、看護職員を日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。 また、看護職員配置加算または医療的ケア対応支援加算を算定している利用者について算定してしないか。</p> <p>(4) 医療連携体制加算（ ） 医療機関等との連携により、看護職員を日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が別に定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、看護職員配置加算または医療的ケア対応支援加算を算定している利用者について算定してしないか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の7の注1</p> <p>平18厚労告523 別表第15の7の注2</p> <p>平18厚労告523 別表第15の7の注3</p> <p>平18厚労告523 別表第15の7の注4</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(5) 医療連携体制加算（ ） 医療機関等との連携により、看護職員を日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を算定しているか。 また、看護職員配置加算を算定している場合または医療的ケア対応支援加算を算定している場合に、算定していないか。</p> <p>(6) 医療連携体制加算（ ） 喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、医療的ケア対応支援加算または(1)から(4)までのいずれかを算定している場合に、算定していないか。</p> <p>(7) 医療連携体制加算（ ） 別に平18厚労告551に適合するものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、看護職員配置加算を算定している場合または医療的ケア支援加算を算定している利用者について、算定していないか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の7の注5</p> <p>平18厚労告523 別表第15の7の注6</p> <p>平18厚労告523 別表第15の7の注7 平18厚労告551 第17号二準用（第16号二）</p>	
22 障害者支援施設等 感染対策向上加算	<p>(1) 障害者支援施設等感染対策向上加算（ ）については、以下のアからウのいずれにも適合するものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 ア 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 イ 指定障害福祉サービス基準第212条の4（指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関その他の医療機関（以下このイにおいて「協力医療機関等」という。）との間で感染症（新興感染症を除く。以下このイにおいて同じ。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等の連携し適切に対応していること。 ウ 医科診療報酬点数表の区分番号A234-2に規定する感染対策向上加算（2において「感染対策向上加算」という。）または医科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11および区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修または訓練に1年に1回以上参加していること。</p> <p>(2) 障害者支援施設等感染対策向上加算（ ）については、医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていることとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の8の2の注1</p> <p>平18厚労告523 別表第15の8の2の注2</p>	
23 新興感染症等施設 療養加算	<p>利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定共同生活援助等を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の8の3の注</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
24 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>別に平18厚労告543に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2 から23までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2 から23までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2 から23までにより算定した単位数1000分の35に相当する単位数</p> <p>別に平18厚労告第543第41号(第2号準用)の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員処遇改善加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア) 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(イ) 当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、(ア)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>(ウ) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p> <p>(エ) 当該共同生活援助事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>(オ) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(カ) 当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p>	平18厚労告523 別表第15の9の注 平18厚労告543第41号準用(第2号)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>25 福祉・介護職員等 特定処遇改善加算</p>	<p>(キ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 福祉・介護職員の任用における職責または職務内等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。</p> <p>(四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(五) 福祉・介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(ク) (イ)の届出の日に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）および当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 アの（ア）から（カ）まで、（キ）の（一）から（四）までおよび（ク）に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>（ア）アの（ア）から（カ）および（ク）までに掲げる基準に適合すること。</p> <p>（イ）次に掲げる要件のいずれかに適合すること。</p> <p>（一）次に掲げる要件のいずれにも適合すること</p> <p>a 福祉・介護職員の任用における職責または職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>（二）次に掲げる要件のいずれにも適合すること。</p> <p>a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>別に平18厚労告543に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業が、利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（ ） 2 から23までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（ ） 2 から23までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の10の注 平18厚労告543第42号準 用（第17号）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>別に平18厚労告第543第42号（第17号準用）の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>（ア）障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>（一）経験・技能のある障害福祉人材のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上となる、または改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。</p> <p>（二）日中サービス支援型指定共同生活援助事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）および障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。</p> <p>（三）障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）および障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となると。ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）および障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではない。</p> <p>（四）障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p> <p>（イ）当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所等において、（ア）の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>（ウ）福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p> <p>（エ）当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p>		

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>26 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</p>	<p>(オ) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費における福祉専門職員配置等加算()から()までのいずれかを算定していること。</p> <p>(カ) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算()から()までのいずれかを算定していること。</p> <p>(キ) (イ)の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)および当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。</p> <p>(ク) (キ)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算() アの(ア)から(エ)までおよび(カ)から(ク)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合は、2から23までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>別に平18厚労告543第42号の2の内容は次のとおりである。</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>ア 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給または決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>イ 指定共同生活援助事業所等において、アの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>エ 当該指定共同生活援助事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>オ 共同生活援助サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算()から()までのいずれかを算定していること。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の11の注</p> <p>平18厚労告543第42の2 (第3号の2準用)</p>	

指 導 検 査 基 準（外部サービス利用型指定共同生活援助）

根拠法令

「支援法」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）

「支援法施行規則」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）

「都条例155」= 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）

「都規則175」= 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第175号）

ついて（平成18年12月6日障発第1206001号）

「平18厚労告523」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）

「平18厚労告539」= こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）

「平18厚労告543」= こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18年日厚生労働省告示第543号）

「平18厚労告551」= 厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）

「平18厚労告556」= 厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）

「障発1206001通知」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に

「指定障害福祉サービス基準」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
第1 基本方針	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、当該個別支援計画に基づき利用者に対して指定共同生活援助を提供するとともに、当該外部サービス利用型共同生活援助の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の意思および人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に努めているか。</p>	<p>都条例155 第3条第1項</p> <p>都条例155 第3条第2項</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
第2 人員に関する基準 1 世話人 2 世話人の要件等 3 サービス管理責任者 4 利用者数の算定	(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。	都条例155 第3条第3項 令和6年5月9日付6福祉障施第501号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」(通知)	
	(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況およびその置かれている環境に応じて共同生活住居において、相談、入浴、排せつもしくは食事の介護その他の日常生活上の援助またはこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行および移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行っているか。	都条例155 第199条の13	
	外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。	支援法第43条第1項	
	(1) 世話人は障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者となっているか。 (2) 世話人については、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間および深夜の時間帯を設定するものとし、当該夜間および深夜の時間帯以外の時間帯における外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保しているか。	都条例155 第199条の14第1号 都規則175 第44条の61号 障発1206001通知 第十五の5(1) 参照(第十五1(3)) 障発1206001通知 第十五の5(1) 参照(第十五1(3))	
外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、(1)または(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)または(2)に定める数となっているか。 (1) 利用者の数が30以下の場合 1人以上 (2) 利用者の数が30を超える場合 1に、利用者の数が30を超えて30またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	都条例155 第199条の14第2号 都規則175 第44条の6第2号		
1および3の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。 なお、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。	都規則175 第44条の6第2項		

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
5 職務の専従	1 および3に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。(ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)	都規則175 第44条の6第3項	
6 管理者	(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。(ただし、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、または他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。) (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するために必要な知識および経験を有する者になっているか。	都条例155 第199条の15 準用(第195条第1項および第2項) 都条例155 第199条の15 準用(第195条第3項)	
第3 設備に関する基準 設備および備品等	(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地または住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中および夜間を通してサービスを提供する施設または病院の敷地外に設けているか。 (2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は1以上の共同生活住居(サテライト型住居(当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの(以下「本体住居」という。))と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。)を除く。以下4から6までにおいて同じ。)を有するものとし、当該共同生活住居およびサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上となっているか。 (3) 共同生活住居の配置、構造および設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものとなっているか。 (共同生活住居とは、複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する1つの建物をいう。)	支援法第43条 第2項 都条例155 第199条の16 準用(第196条第1項) 都条例155 第199条の16 準用(第196条第2項) 都規則175 第44条の7 準用(第44条第1項) 都条例155 第199条の16 準用(第196条第3項) 障発1206001通知 十五の5(2) 参照(第十五の2(3))	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(4) 共同生活住居は、その入居定員は2人以上10人以下としているか。なお、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、共同生活住居の入居定員は2人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは30人）以下としているか。</p> <p>(5) 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要があると認めるときの入居定員は、2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同じ数を上限とする。）としているか。</p> <p>(6) 共同生活住居は、1以上のユニット（居室および居室に近接して設けられる利用者が相互に交流を図るための設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）を有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。</p> <p>(7) ユニットの入居定員は、2人以上10人以下となっているか。</p> <p>(8) ユニットには、居室および当該居室に近接して設けられる相互に交流を図るための設備を設けているか。その居室は次のとおりとなっているか。 （1）居室の定員は、1人とすること。 （ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。） （2）居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。</p>	<p>都条例155 第199条の16 準用（第196条第4項） 都規則175 第44条の7 準用（第44条第2項）</p> <p>都条例155 第199条の16 準用（第196条第5項） 都規則175 第44条の7 準用（第44条第3項）</p> <p>都条例155 第199条の16 準用（第196条第6項）</p> <p>都条例155 第199条の16 準用（第196条第7項） 都規則175 第44条の7 準用（第44条第4項）</p> <p>都条例155 第199条の16 準用（第196条第8項および第9項） 都規則175 第44条の7 準用（第44条第5項）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第 4 運営に関する基準</p> <p>1 内容および手続の説明および同意</p>	<p>(9) サテライト型住居の居室は、次のとおりとなっているか。 (1) 入居定員は、1人とする事。 (2) 居室面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする事。</p> <p>(10) サテライト型住居には、日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。</p>	<p>都条例155 第199条の16 準用（第196条第10項） 都規則175 第44条の7 準用（第44条第6項）</p> <p>都条例155 第199条の16 準用（第196条第11項）</p>	
	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者および受託居宅介護サービス事業所の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 利用者との間で外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、 ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地 イ 当該事業の経営者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助の内容 ウ 当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 エ 外部サービス利用型指定共同生活援助の提供開始年月日 オ 外部サービス利用型指定共同生活援助に係る苦情を受け付けるための窓口</p> <p>を記載した書面を交付しているか。 当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供する場合、利用者の承諾を得ているか。</p>	<p>支援法第43条 第21項</p> <p>都条例155 第199条の21第1項</p> <p>都条例155 第199条の21第2項 社会福祉法 第77条第1項 社会福祉法施行規則 第16条第2項 障発1206001通知 第十五の5(3)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
2 提供拒否の禁止	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、正当な理由がなく外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を拒んでいないか。</p> <p>なお、正当な理由とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合。 ・ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である。 ・ 運営規程で定めている主たる対象の障害の種類以外の申込みであって、利用申込者に対し自ら適切な提供が困難な場合。 ・ 入院治療が必要な場合。 <p>をいう。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用（第15条） 障発1206001通知 第十五の5(3) 準用（第三の3(3)）</p>	
3 連絡調整に対する協力	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の利用について区市町村または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域のサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に、できる限り協力しているか。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用（第16条） 障発1206001通知 第十五の5（3） 準用（第三の3(4)）</p>	
4 受給資格の確認	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用（第18条）</p>	
5 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助に係る支給決定に要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給の申請について必要な援助を行っているか。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用（第19条第1項）</p> <p>都条例155 第199条の22 準用（第19条第2項）</p>	
6 心身の状況等の把握	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用（第20条）</p>	
7 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するに当たっては、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用（第21条第1項）</p> <p>都条例155 第199条の22 準用（第21条第2項）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
8 サービスの提供の記録	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、外部サービス利用型当該指定共同生活援助の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を記録しているか。 また、提供時点での上記伝達すべき必要な事項について記録を適切にできる場合に限り、これらの事項について後日一括して記録しているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者から外部サービス利用型指定共同生活援助を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用(第58条第1項) 障発1206001通知 第十五の5(3) 準用(第四の3(2))</p> <p>都条例155 第199条の22 準用(第58条第2項) 障発1206001通知 第十五の5(3) 準用(第四の3(2))</p>	
9 入退居	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供されているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、入居の申込みに際しては、当該利用申込者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、適切な援助を行い、またはこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行っているか。</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用(第197条の3第1項)</p> <p>都条例155 第199条の22 準用(第197条の3第2項)</p> <p>都条例155 第199条の22 準用(第197条の3第3項)</p> <p>都条例155 第199条の22 準用(第197条の3第3項)</p>	
10 入退居の記録の記載等	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者の入居または退居に際しては、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者の名称、入居または退居の年月日その他の必要な事項(受給者証記載事項)を利用者の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく区市町村に対し報告しているか。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用(第197条の4第1項)</p> <p>都条例155 第199条の22 準用(第197条の4第2項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
11 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 12の(1)から(3)に規定する額のほか、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途および額ならびに金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。(ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。</p> <p>ア 外部サービス利用型指定共同生活援助のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 イ 利用者等に求める金額、その用途および金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用(第24条第1項) 障発1206001通知 第十五の5(3) 準用(第三の3(10))</p> <p>都条例155 第199条の22 準用(第24条第2項)</p>	
12 利用者負担額等の受領	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行う外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該外部サービス利用型指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該外部サービス利用型指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は(1)および(2)の場合において支給決定障害者から支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用以外の支払を受けていないか。 ア 食材料費 イ 家賃 ウ 光熱水費 エ 日用品費 オ アからエのほか、外部サービス利用型指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>参照 「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」 (平成18年12月6日障発第1206002号)</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用(第197条の5第1項) 都条例155 第199条の22 準用(第197条の5第2項) 都条例155 第199条の22 準用(第197条の5第3項) 都規則175 第44条の7 準用(第44条の2)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
13 利用者負担額に係る管理	<p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</p> <p>(5) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</p> <p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。)が同一の月に当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該外部サービス利用型指定共同生活援助および他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。)の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該外部サービス利用型指定共同生活援助および他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用(第197条の5第4項)</p> <p>都条例155 第199条の22 準用(第197条の5第5項)</p> <p>都条例155 第199条の22 準用(第155条の2第1項)</p> <p>都条例155 第199条の22 準用(第155条の2第2項)</p>	
14 訓練等給付費の額に係る通知等	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、法定代理受領により外部サービス利用型指定共同生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない外部サービス利用型指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用(第27条第1項)</p> <p>都条例155 第199条の22 準用(第27条第2項)</p>	
15 外部サービス利用型指定共同生活援助の取扱方針	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況および置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用(第197条の6第1項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
16 地域との連携等	(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。	都条例155 第199条の22 準用（第197条の6第2項）	
	(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を行う場合には、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。	都条例155 第199条の22 準用（第197条の6第3項）	
	(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者の従業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者またはその家族に対し、支援上必要な事項について、説明を行っているか。	都条例155 第199条の22 準用（第197条の6第4項）	
	(5) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その提供する外部サービス利用型指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 福祉サービス第三者評価を、定期的かつ継続的（少なくとも3年に1回以上）に受審しているか。	社会福祉法第78条 都条例155 第199条の22 準用（第197条の6第5項） 平成24年9月7日24福保第638号「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）の改正について」	
	(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図っているか。	都条例155 第199条の22 準用（都条例155第197条の7第1項）	
	(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者およびその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者ならびに区市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。	都条例155 第199条の22 準用（都条例155第197条の7第2項）	
(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けているか。	都条例155 第199条の22 準用（都条例155第197条の7第3項）		

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
17 外部サービス利用型共同生活援助計画の作成等	<p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、(2)の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。</p> <p>(2)から(4)の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者がその提供する外部サービス利用型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価および当該評価の実施状況の公表またはこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。</p> <p>(1) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行うとともに、当該利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(2) サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握しているか。</p> <p>(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し理解を得ているか。</p> <p>(4) サービス管理責任者は、アセスメントおよび支援内容の検討結果に基づき、利用者およびその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、外部サービス利用型指定共同生活援助の目標およびその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した外部サービス利用型共同生活援助計画の原案を作成しているか。この場合において、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助以外の保健医療サービスまたは福祉サービス等との連携も含めて外部サービス利用型共同生活援助計画の原案に位置付けるように努めているか。</p> <p>(5) サービス管理責任者は、利用者および当該利用者に対する外部サービス利用型共同生活援助計画の提供に係る当該サービス管理責任者以外の担当者等を招集して行う外部サービス利用型共同生活援助計画の作成に係る会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用も可)を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、外部サービス利用型共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。</p> <p>(6) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p> <p>(7) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画を作成した際には、当該計画を利用者および指定特定相談支援事業者等に交付しているか。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用(都条例155 第197条の7第4項)</p> <p>都条例155 第199条の22 準用(都条例155 第197条の7第5項)</p> <p>都条例155 第199条の22 準用(第54条第2項)</p> <p>都条例155 第199条の22 準用(第54条第3項)</p> <p>都条例155 第199条の22 準用(第54条第4項)</p> <p>都条例155 第199条の22 準用(第54条第5項)</p> <p>都条例155 第199条の22 準用(第54条第6項)</p> <p>都条例155 第199条の22 準用(第54条第6項)</p> <p>都条例155 第199条の22 準用(第54条第7項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
18 サービス管理責任者の責務等	<p>(8) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画を作成後、外部サービス利用型共同生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下、「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、外部サービス利用型共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて、外部サービス利用型共同生活援助計画の変更を行っているか。</p> <p>(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者およびその家族等と連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っている。 ア 定期的に利用者に面接すること。 イ 定期的にモニタリングを行い、その結果を記録すること。</p> <p>(10) 外部サービス利用型共同生活援助計画に変更のあった場合、(1)から(7)に準じて取り扱っているか。</p> <p>サービス管理責任者は、17で規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか</p> <p>(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</p> <p>(3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。</p> <p>(4) 他の従事者に対する技術指導および助言を行うこと。</p> <p>(5) サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用（第54条第8項）</p> <p>都条例155 第199条の22 準用（第54条第9項）</p> <p>都条例155 第199条の22 準用（第54条第10項）</p> <p>都条例155 第199条の22 準用（第196条の2第1項第1号）</p> <p>都条例155 第199条の22 準用（第196条の2第1項第2号）</p> <p>都条例155 第199条の22 準用（第196条の2第1項第3号）</p> <p>都条例155 第199条の22 準用（第196条の2第1項第4号）</p> <p>都条例155 第199条の22 準用（都条例155 第196条の2第2項）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
19 相談および援助	外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	都条例155 第199条の22 準用（第63条）	
20 介護および家事等	<p>(1) 介護は、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、必要な技術をもって行っているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助において、調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所および受託居宅介護サービス事業所の従業者以外の者による介護および家事等の援助（外部サービス利用型指定共同生活援助として提供される介護または家事等を除く。）を受けさせていないか。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用（第198条第1項）</p> <p>都条例155 第199条の22 準用（第198条第2項）</p> <p>都条例155 第199条の22 準用（第198条第3項）</p>	
21 社会生活上の便宜の供与等	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対して当該利用者が行うべき手続等について、当該利用者またはその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、代わって行っているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努めているか。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用（第198条の2第1項）</p> <p>都条例155 第199条の22 準用（第198条の2第2項）</p> <p>都条例155 第199条の22 準用（第198条の2第3項）</p>	
22 緊急時等の対応	従業者は、現に外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時等における対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	都条例155 第199条の22 準用（第32条） 障発1206001通知 第十五の5（3） 準用（第三の3(17)）	
23 支給決定障害者に関する区市町村への通知	外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。	都条例155 第199条の22 準用（第89条）	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
24 管理者の責務等	<p>(1) 正当な理由なしに外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって介護等給付費または特例介護等給付費を受け、または受けようとしたとき</p> <p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者および業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は、サービス管理責任者に外部サービス利用型指定共同生活援助に係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に、都条例155第13章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用（第53条第1項）</p> <p>都条例155 第199条の22 準用（第53条第2項）</p> <p>都条例155 第199条の22 準用（第53条第3項）</p>	
25 運営規程	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、各外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>(1) 事業の目的および運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数および職務の内容</p> <p>(3) 入居定員</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容ならびに支給決定障害者から受領する費用の種類およびその額</p> <p>(5) 受託居宅介護サービス事業者および受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称および所在地</p> <p>(6) 入居に当たったの留意事項</p> <p>(7) 緊急時等における対応方法</p> <p>(8) 非常災害対策</p> <p>(9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他事業の運営に関する重要事項</p>	<p>都条例155 第199条の17</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
26 勤務体制の確保等	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、各外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、従業者の勤務の体制を定めてあるか。また、世話人およびサービス管理責任者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者等との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(2) (1)の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、共同生活住居ごとに担当の世話人を定めるなど、支援の継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、各外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所または受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しているか。</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しているか。研修機関が実施する研修や当該指定居宅介護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(5) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものまたは性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>都条例155 第199条の18第1項 障発1206001通知 十五の5(3) 参照(第十五の3(8))</p> <p>都条例155 第199条の18第2項 障発1206001通知 十五の5(3) 参照(第十五の3(8))</p> <p>都条例155 第199条の18第3項</p> <p>都条例155 第199条の18第4項 障発1206001通知 十五の5(3) 参照(第十五の3(8))</p> <p>都条例155 第199条の18第5項</p>	
27 業務継続計画の策定等	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を継続的に行い、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しているか。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用(第12条の2第1項)</p> <p>都条例155 第199条の22 準用(第12条の2第2項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
28 受託居宅介護サービスの提供	<p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合は、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させているか。</p> <p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合は、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させているか。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用（第12条の2第3項）</p> <p>都条例155 第199条の19第1項</p> <p>都条例155 第199条の19第2項</p>	
29 受託居宅介護サービス事業者への委託	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に関する業務を委託する契約を締結しているか。</p> <p>(2) 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者であるか。</p> <p>(3) 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護であるか。</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、（1）の契約を締結するときは、各受託居宅介護サービス事業所において、文書により行っているか。</p> <p>(5) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、外部サービス利用型指定共同生活援助の業務について必要な管理および指揮命令を行っているか。</p> <p>(6) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p>	<p>都条例155 第199条の20第1項</p> <p>都条例155 第199条の20第2項</p> <p>都条例155 第199条の20第3項</p> <p>都条例155 第199条の20第4項</p> <p>都条例155 第199条の20第5項</p> <p>都条例155 第199条の20第6項</p>	
30 支援体制の確保	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の心身の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業者を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用（第197条の2）</p>	
31 定員の遵守	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、共同生活住居およびユニットごとの入居定員ならびに居室の定員を超えて入居させていないか。 (ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用（第198条の3）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
32 非常災害対策	<p>(1) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、一定要件（ ）を満たす建築物（要緊急安全確認大規模建築物）の所有者は、平成27年12月31日までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告を行っているか。</p> <p style="padding-left: 40px;">階数2および延床面積5,000㎡以上の社会福祉施設等もしくは階数2および延床面積1,500㎡以上の保育所</p> <p>(2) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物（既存耐震不適格建築物）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>(5) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、（4）に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めているか。</p>	<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条、同法律第5条第3項第1号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条、同施行令第3条</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律第16条第1項、第5条第3項第1号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第3条</p> <p>都条例155 第199条の22 準用（第74条第1項）</p> <p>都条例155 第199条の22 準用（第74条第2項） 水防法第15条の3第1項、第2項および第5項</p> <p>都条例155 第199条の22 準用（第74条第3項）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
33 衛生管理等	<p>(6) 区市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等または土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画を作成し、区市町村長に報告しているか。 また、当該計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、訓練結果を区市町村長に報告しているか。</p> <p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の使用する設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において感染症または食中毒が発生またはまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用も可）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 イ 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。 ウ 従業員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延防止のための訓練を定期的実施すること。</p>	<p>水防法第15条の3第1項、第2項および第5項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第1項、第2項および第5項</p> <p>都条例155 第199条の22 準用（第90条第1項）</p> <p>都条例155 第199条の22 準用（第90条第2項）</p> <p>都規則175 第11条の2</p>	
34 協力医療機関等	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用（第198条の4第1項）</p> <p>都条例155 第199条の22 準用（第198条の4第2項）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症または同条第九項に規定する新感染症をいう。)の発生時の対応を取り決めるよう努めているか。</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、(1)の協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用(第198条の4第3項)</p> <p>都条例155 第199条の22 準用(第198条の4第4項)</p>	
35 掲示	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関および協力歯科医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示等(備え付けによる閲覧も可)しているか。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用(第92条)</p>	
36 身体的拘束等の禁止	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていないか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機の活用も可)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用(第35条の2第1項)</p> <p>都条例155 第199条の22 準用(第35条の2第2項)</p> <p>都条例155 第199条の22 準用(第35条の2第3項) 都規則175 第4条の3</p>	
37 秘密保持等	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業員および管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用(第36条第1項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
38 情報の提供等	<p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者および管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、他の外部サービス利用型指定共同生活援助事業者等に対して、利用者またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。</p> <p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用（第36条第2項）</p> <p>都条例155 第199条の22 準用（第36条第3項）</p> <p>都条例155 第199条の22 準用（第37条第1項）</p> <p>都条例155 第199条の22 準用（第37条第2項）</p>	
39 利益供与等の禁止	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業者もしくは特定相談支援事業者もしくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはそれらの従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業者もしくは特定相談支援事業者もしくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはそれらの従業者から、利用者またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用（第38条第1項）</p> <p>都条例155 第199条の22 準用（第38条第2項）</p>	
40 苦情解決	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その提供したサービスに関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、（1）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等について記録しているか。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用（第39条第1項）</p> <p>都条例155 第199条の22 準用（第39条第2項）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
41 事故発生時の対応	<p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、支援法第10条第1項の規定により区市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに利用者またはその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、区市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用（第39条第3項）</p>	
	<p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、支援法第11条第2項の規定により知事が行う報告もしくは外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じるとともに利用者またはその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力し、知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用（第39条第4項）</p>	
	<p>(5) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、支援法第48条第1項の規定により知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに利用者またはその家族からの苦情に関して知事または区市町村長が行う調査に協力し、知事または区市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用（第39条第5項）</p>	
	<p>(6) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、（3）から（5）までの改善の内容を知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用（第39条第3～5項）</p>	
	<p>(7) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第85条の規定による運営適正化委員会が行う調査またはあっせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用（第39条第6項）</p>	
	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用（第40条第1項）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
42 虐待の防止	<p>ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く） ウ （イ以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告） オ 無断外出 カ 感染症の発生 キ 送迎車両の車内への利用者の置き去り事故 ク 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） ケ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの コ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等） サ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等） シ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事故の状況および事故に際して採った処置について、記録をしているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保のため、必要な取組みを図るとともに、関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくよう努めているか。</p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、虐待の発生および再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用も可）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ウ アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>令和6年5月9日付6福祉障第499号「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（通知）」</p> <p>都条例155 第199条の22 準用（第40条第1項）</p> <p>都条例155 第199条の22 準用（第40条第2項）</p> <p>平成28年9月15日付障障発0915第1号「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」</p> <p>都条例155 第199条の22 準用（第40条の2） 都規則175 第4条の4</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
43 会計の区分	外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに経理を区分するとともに、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	都条例155 第199条の22 準用（第41条）	
44 記録の整備	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しているか。</p> <p>ア 17に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画</p> <p>イ 8に規定するサービスの提供の記録</p> <p>ウ 23に規定する支給決定障害者に関する区市町村への通知に係る記録</p> <p>エ 36に規定する身体的拘束等の記録</p> <p>オ 40に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>カ 41に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>都条例155 第199条の22 準用（第75条第1項）</p> <p>都条例155 第199条の22 準用（第75条第2項）</p>	
第5 届出等			
1 変更の届出	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支援法施行規則第34条の23第1項第13号に掲げる事項（支援法施行規則第34条の19第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号、第7号、第8号、第12号および第13号に掲げる事項）に変更があったときは、10日以内に、その旨を知事に届け出ているか。</p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が変更の届出を要する事項</p> <p>ア 事業所の名称および所在地</p> <p>イ 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>ウ 申請者の登記事項証明書または条例等</p> <p>エ 建物の構造概要および平面図（各室の用途を明示するものとする。）ならびに設備の概要</p> <p>オ 事業所の管理者およびサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所および経歴</p> <p>カ 運営規程</p> <p>キ 第4の34の協力医療機関の名称および診療科名ならびに当該協力医療機関との契約の内容（34の（2）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称および当該協力歯科医療機関との契約内容を含む）</p> <p>ク 第4の30の関係機関との連携その他の支援体制の概要</p> <p>(2) (1)の届出であって、外部サービス利用型共同生活援助の利用者の定員の増加に伴う場合、当該外部サービス利用型共同生活援助に係る従業者の勤務体制および勤務形態を記載した書類を添付して行っているか。</p>	<p>支援法第46条第1項 支援法施行規則第34条の23第1項第13号 支援法施行規則第34条の19第1項</p> <p>支援法第46条第1項 支援法施行規則第34条の23第2項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
2 業務管理体制の整備	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法または支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備している。 ア 指定を受けている事業所および施設の数が1以上20未満の指定事業者等 (ア) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所および施設の数20以上100未満の指定事業者等 (ア) 法令遵守責任者を選任しているか。 (イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等 (ア) 法令遵守責任者の選任をしているか。 (イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 (ウ) 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、知事に対し、遅滞無く業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。(指定事業所または施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等を除く。) また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定事業者等の名称または氏名、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名 イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日 ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(指定を受けている事業所および施設の数20以上の指定事業者等に限る。) エ 業務執行の状況の監査の方法の概要(指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等に限る。) また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>支援法第42条第3項 支援法第51条の2第1項 支援法施行規則第34条の27</p> <p>支援法第51条の2第2項 支援法施行規則第34条の28</p>	
第6 訓練等給付費の算定および取扱い	<p>1 基本事項</p> <p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助に要する費用の額は、平18厚労告523の別表「介護給付費等単位数表」の第15により算定する単位数に、平18厚労告539「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。ただし、その額が現に当該指定共同生活援助に要した費用の額を超えるときは、当該現に外部サービス利用型指定共同生活援助事業に要した費用の額となっているか。</p>	<p>支援法第29条第3項</p> <p>平18厚労告523の一 平18厚労告539</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（1日につき）	<p>(1) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（ ）については、障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者にあつては、65歳未満の者または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホーム（指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホームをいう。以下同じ。）における外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を開始した日において精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。）に対して、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上配置されているものとして知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービス（都条例155第199条の12に規定する基本サービスをいう。以下同じ）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（ ）については、（1）に規定するもの以外の外部サービス利用型共同生活援助事業所（地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成25年厚生労働省令第124号）附則第4条の規定の適用を受ける外部サービス利用型共同生活援助事業所に限る。）において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（ ）については、一時的に体験的な外部サービス利用型共同生活援助の利用が必要と認められる障害者に対し、基本サービス（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(4) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（ ）から（ ）の算定に当たって、次のアからエまでのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>ア 従業者の員数が「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業員の員数の基準および営業時間の時間数ならびに所定単位数に乗じる割合」（厚労告550）の第十一の表に掲げる員数の基準に該当する場合 同表に掲げる割合</p> <p>イ 外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たって、外部サービス利用型共同生活援助計画が作成されていない場合 次の（ア）および（イ）に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 （ア）作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 （イ）作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50</p> <p>ウ 共同生活住居の入居定員が8人以上である場合 100分の90</p> <p>エ 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分の87</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の1の2の2の注1</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の2の2の注2</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の2の2の注3</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の2の2の注4</p> <p>平成18厚労告550第11</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	(5) 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平18厚労告523 別表第15の1の2の2の注5	
	(6) 指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平18厚労告523 別表第15の1の2の2の注6	
	(7) 第4の35の(2)または(3)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平18厚労告523 別表第15の1の2の2の注7	
	(8) 指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第40条の2に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平18厚労告523 別表第15の1の2の2の注8	
	(9) 利用者が外部サービス利用型共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間に、外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定していないか。	平18厚労告523 別表第15の1の2の2の注9	
3 退去後外部サービス利用型共同生活援助サービス費	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者が、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を退去した利用者（入居中に当該利用者に対する支援について2の(1)または(3)が算定されていた者に限る。）に対し、当該利用者の居宅を訪問して外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、当該退去の日の属する月から3月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定しているか。 ただし、3月を超えて引き続き支援することが必要であると区市町村が認めた利用者に対しては、退去の日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定できるものとする。	平18厚労告523 別表第15の1の2の4の注	
4 受託居宅介護サービス費	外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者（区分2以上に該当する利用者に限る。）に対して、受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯において、外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けられた内容の受託居宅介護サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。	平18厚労告523 別表第15の1の3の注	
5 人員配置体制加算	(1) 人員配置体制加算(13)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第15の1の3の2注13	
	(2) 人員配置体制加算(14)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。	平18厚労告523 別表第15の1の3の2注14	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
6 福祉専門職員配置等加算	<p>(1) 福祉専門職員配置等加算() 世話人または生活支援員((2) および(3)において「世話人等」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士または公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 福祉専門職員配置等加算() 世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士または公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、(1)を算定している場合に、算定していないか。</p> <p>(3) 福祉専門職員配置等加算() 次のアまたはイのいずれかに該当するものとして知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。また、(1)または(2)を算定している場合に、算定していないか。 ア 世話人等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 イ 世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の1の4の注1</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の4の注2</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の4の注3</p>	
7 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	<p>(1) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算()については、視覚または聴覚もしくは言語機能に重度の障害のある者(以下「視覚障害者等」という。)である外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害または知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者の数に2を乗じて得た数とする。(2)において同じ。)が、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、都条例155第199条の14に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算()については、視覚障害者等である指定共同生活援助等の利用者の数が、当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第208条(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第3項において読み替えて適用する場合を含む。)、第213条の4(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第3項において読み替えて適用する場合を含む。)または第213条の14に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の1の4の2の注1</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の4の2の注2</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
8 看護職員配置加算	都条例155第199条の14に定める人員配置に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第15の1の4の3の注	
9 高次脳機能障害者支援体制加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第15の1の4の4の注	
10 ピアサポート実施加算	次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、法第4条第1項に規定する障害者(以下8および9において単に「障害者」という。)または障害者であったと知事が認める者(以下8および9において単に「障害者等」という。)である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 (1) 16の(3)の自立生活支援加算()を算定していること。 (2) 障害者ピアサポート研修修了者を外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者として2名以上(当該2名以上のうち少なくとも1名は障害者等とする。)を配置していること。 (3) (2)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。	平18厚労告523 別表第15の1の4の5の注	
11 退去後ピアサポート実施加算	次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものとして知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、障害者等である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、その経験に基づき、利用者に対して相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 (1) 3の退去後外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定していること。 (2) 障害者ピアサポート研修修了者を外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者として2名以上(当該2名以上のうち少なくとも1名は障害者等とする。)を配置していること。 (3) (2)に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。	平18厚労告523 別表第15の1の4の6の注	
12 夜間支援等体制加算	(1) 夜間支援等体制加算() 夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間および深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして知事が認めた外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか	平18厚労告523 別表第15の1の5の注1	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(2) 夜間支援等体制加算() 宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間および深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして知事が認めた外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、(1)の算定対象となる利用者については、算定していないか。</p> <p>(3) 夜間支援等体制加算() 夜間および深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制または防災体制を確保しているものとして知事が認めた外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。 また、(1)または(2)の算定対象となる利用者については、算定していないか。</p> <p>(4) 夜間支援等体制加算() (1)を算定している外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居(同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を1名配置しているものに限る。)を巡回させることにより、利用者に対して夜間および深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして知事が認めた外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(5) 夜間支援等体制加算() (1)を算定している外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間および深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして知事が認めた外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、(4)の算定対象となる利用者については、加算していないか。</p> <p>(6) 夜間支援等体制加算() (1)を算定している外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に宿直を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間および深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして知事が認めた外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、(4)または(5)の算定対象となる利用者については、加算していないか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の1の5の注2</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の5の注3</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の5の注4</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の5の注5</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の5の注6</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
13 医療的ケア対応支援加算	指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業員に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、別に定める者に対して外部サービス利用型指定共同援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第15の1の7の注	
14 日中支援加算	<p>(1) 日中支援加算() 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、高齢または重度の障害者(65歳以上または障害支援区分4以上の障害者をいう。)であって日中を生活共同住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 日中支援加算() 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援もしくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援センターの利用者、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第7項に規定する通所介護もしくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるもの利用者、診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケアもしくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者または就労している利用者(以下「生活介護等利用者」という。)が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないときまたは就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の1の8の注1</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の8の注2</p>	
15 集中的支援加算	<p>(1) 集中的支援加算()については、別に定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、またはテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 集中的支援加算()については、別に定める者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして知事が認めた指定共同生活援助事業所等が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所または指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の1の9の注1</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の9の注2</p>	
16 自立生活支援加算	(1) 自立生活支援加算()については、居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者(利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る。(3)を除き、以下この加算において同じ。)の退去に向けて、外部サービス利用型共同生活援助事業所の従事者が、外部サービス利用型共同生活援助計画(以下この(1)において単に「計画」という。)を見直した上で、当該利用者に対して、退去後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退去後に生活する居宅を訪問し、当該利用者およびその家族等に対して退去後の障害福祉サービスその他の保健医療サービスまたは福祉サービスについて相談援助および連絡調整を行った場合に、計画の見直しを行った日の属する月から起算して6月以内の期間に(当該利用者が退去した場合には、退去した日の属する月までの期間)に限り、1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 ただし、当該利用者が退去後に他の社会福祉施設等に入所することを希望している場合にあっては、算定しない。	平18厚労告523 別表第15の2の注1	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
	<p>(2) 自立生活支援加算()については、居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれる利用者の退去に向けて、別に定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、退去後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退去後に生活する居宅を訪問し、当該利用者およびその家族等に対して退去後の障害福祉サービスその他の保健医療サービスまたは福祉サービスについて相談援助および連絡調整を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(3) 別に定める基準に適合しているものとして知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、(1)を算定しているものにおいて、住宅確保要配慮者居住支援法人または住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保および居住の支援に必要な情報を共有した場合に、更に1月につき35単位を加算しているか。</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、(1)を算定しているものが、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明および指導を行った上で、協議会または保健、医療および福祉関係者による協議の場に対し、当該説明および指導の内容ならびに住宅の確保および居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該利用者1人につき1月に1回を限度として、更に500単位を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の2の注3</p> <p>平18厚労告523 別表第15の2の注4</p> <p>平18厚労告523 別表第15の2の注5</p>	
17 入院時支援特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院または診療所(当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院または診療所を除く。)への入院を要した場合に、第2の1から4までの規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院または診療所を訪問し、当該病院または診療所との連絡調整および被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間(入院の初日および最終日を除く。)の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の3の注</p>	
18 長期入院時支援特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院または診療所(当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院または診療所を除く。)への入院を要した場合に、第2の1から4までの規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院または診療所を訪問し、当該病院または診療所との連絡調整および被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間(入院の初日および最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間(継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限る。)について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>また、入院時支援特別加算が算定される月に算定していないか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の3の2の注</p>	
19 帰宅時支援加算	<p>利用者が外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数(外泊の初日および最終日を除く。)の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の4の注</p>	
20 長期帰宅時支援加算	<p>利用者が外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間(外泊の初日および最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか(継続して外泊している者にあつては、外泊した初日から起算して3月に限る。)</p> <p>また、帰宅時支援加算が算定される期間に算定していないか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の5の注</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
21 地域生活移行個別支援特別加算	別に平18厚労告551に適合しているものとして知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、平18厚労告556に対して、特別な支援に対応した外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3年以内（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）に基づく通院期間の延長を行った場合）にあっては、当該延長期間が終了するまでの期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所および指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第15の6の注 平18厚労告551第18号イ 平18厚労告556第9号	
22 精神障害者地域移行特別加算	都条例155第199条の17に規定する運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、都条例155第194条の14の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士または公認心理師等である従業者を1人以上配置するものとして知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士または公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから1年以内の者に対し、共同生活援助計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合に、算定していないか。	平18厚労告523 別表第15の6の2の注	
23 医療連携体制加算	<p>(1) 医療連携体制加算（ ） 医療機関等との連携により、看護職員を外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、看護職員配置加算または医療的ケア対応支援加算を算定している利用者について、算定していないか。</p> <p>(2) 医療連携体制加算（ ） 医療機関等との連携により、看護職員を外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、看護職員配置加算または医療的ケア対応支援加算を算定している利用者について、算定していないか。</p> <p>(3) 医療連携体制加算（ ） 医療機関等との連携により、看護職員を外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、看護職員配置加算または医療的ケア対応支援加算を算定している利用者について、算定していないか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の7の注1</p> <p>平18厚労告523 別表第15の7の注2</p> <p>平18厚労告523 別表第15の7の注3</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(4) 医療連携体制加算() 医療機関等との連携により、看護職員を外部サービス利用型指定同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が別に定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、看護職員配置加算もしくは医療的ケア対応支援加算または(1)から(3)までのいずれかを算定している利用者について、算定していないか。</p> <p>(5) 医療連携体制加算() 医療機関等との連携により、看護職員を外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を算定しているか。 また、看護職員配置加算または医療的ケア対応支援加算を算定している場合に、算定していないか。</p> <p>(6) 医療連携体制加算() 喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、医療的ケア対応支援加算または(1)から(4)までのいずれかを算定している利用者について、算定していないか。</p> <p>(7) 療連携体制加算() 別に平18厚労告551に適合するものとして知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、看護職員配置加算または医療的ケア対応支援加算を算定している利用者について、算定していないか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の7の注4</p> <p>平18厚労告523 別表第15の7の注5</p> <p>平18厚労告523 別表第15の7の注6</p> <p>平18厚労告523 別表第15の7の注7 平18厚労告551第18号 口準用(第16号二)</p>	
24 通勤者生活支援加算	外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言および金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚労告523 別表第15の8の注	
25 障害者支援施設等 感染対策向上加算	<p>(1) 障害者支援施設等感染対策向上加算()については、以下のアからウのいずれにも適合するものとして知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ア 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。</p> <p>イ 指定障害福祉サービス基準第212条の4(指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する場合を含む。)に規定する協力医療機関その他の医療機関(以下このイにおいて「協力医療機関等」という。)との間で感染症(新興感染症を除く。以下このイにおいて同じ。)の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等の連携し適切に対応していること。</p> <p>ウ 医科診療報酬点数表の区分番号A234-2に規定する感染対策向上加算(2において「感染対策向上加算」という。)または医科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11および区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修または訓練に1年に1回以上参加していること。</p>	平18厚労告523 別表第15の8の2の注1	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
26 新興感染症等施設療養加算	<p>(2) 障害者支援施設等感染対策向上加算()については、医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていることとして知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	平18厚労告523 別表第15の8の2の注2	
27 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平18厚労告523 別表第15の8の3の注	
	<p>別に定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2から26までにより算定した単位数の1000分の150に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2から26までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2から26までにより算定した単位数1000分の61に相当する単位数</p> <p>別に平18厚労告第543第41号(第2号準用)の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員処遇改善加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア) 福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(イ) 当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所等において、(ア)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>(ウ) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p> <p>(エ) 当該外部サービス利用型共同生活援助事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p>	平18厚労告523 別表第15の9の注 平18厚労告543第41号準用(第2号)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(オ) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(カ) 当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>(キ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 福祉・介護職員の任用の際における職責または職務内等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。</p> <p>(四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(五) 福祉・介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(ク) (イ)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）および当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 アの（ア）から（カ）まで、（キ）の（一）から（四）までおよび（ク）に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア) アの（ア）から（カ）および（ク）までに掲げる基準に適合すること。</p> <p>(イ) 次に掲げる要件のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること</p> <p>a 福祉・介護職員の任用の際における職責または職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(二) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。</p> <p>a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p>		

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
28 福祉・介護職員等 特定処遇改善加 算	<p>別に定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届けた外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 () 2 から26までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 () 2 から26までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数</p> <p>別に平18厚労告第543第42号 (第17号準用) の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 () 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア) 障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 経験・技能のある障害福祉人材のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上となる、または改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額440万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。</p> <p>(二) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)および障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。</p> <p>(三) 障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)および障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の平均賃金額が障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)および障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではない。</p> <p>(四) 障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p>	平18厚労告523 別表第15の10の注 平18厚労告543第42号 準用(第17号)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>29 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算</p>	<p>(イ)当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所等において、(ア)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>(ウ)福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p> <p>(エ)当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>(オ)外部サービス利用型共同生活援助サービス費における福祉専門職員配置等加算()から()までのいずれかを算定していること。</p> <p>(カ)外部サービス利用型共同生活援助サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算()から()までのいずれかを算定していること。</p> <p>(キ)(イ)の届出に係る計画の期間中に実施した障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)および当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。</p> <p>(ク)(キ)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算() アの(ア)から(エ)までおよび(カ)から(ク)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>別に定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助等を行った場合は、2から26までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>別に平18厚労告543第42号の2の内容は次のとおりである。 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の11の注</p> <p>平18厚労告543第42の 2(第3号の2準用)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>ア 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給または決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>イ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所等において、アの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>エ 当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>オ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算（ ）から（ ）までのいずれかを算定していること。</p>		

指 導 検 査 基 準 (指 定 地 域 移 行 支 援)

根拠法令

「支援法」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）

「支援法施行規則」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚労令第19号）

「厚労令27」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
（平成24年3月13日厚生労働省令第27号）

「平24厚労告124」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
（平成24年3月14日厚生労働省告示第124号）

「障発0330第21通知」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について
（平成24年3月30日障発0330第21号）

「障発1031001通知」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令 等	備 考
第1 基本方針	<p>(1) 指定地域移行支援の事業は、利用者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況およびその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援の事業は、利用者の意思および人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行われているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援の事業を行う指定一般相談支援事業者（以下、「指定地域移行支援事業者」という。）は、自らその提供する指定地域移行支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>(4) 指定地域移行支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</p>	<p>支援法第51条の23 厚労令27 第2条第1項</p> <p>厚労令27 第2条第2項</p> <p>厚労令27 第2条第3項</p> <p>厚労令27 第2条第4項 令和6年5月9日6福祉 障発第501号「施設・ 事業所における虐待 防止体制の整備の徹 底について」 (通知)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令 等	備 考
第2 人員に関する基準 1 従業者 2 管理者	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、事業所ごとに専ら指定地域移行支援の職務に従事する者（以下、「指定地域移行支援従事者」とする。）を、必ず1人以上置いているか。 （ただし、指定地域移行支援の業務に支障がない場合は、当該指定地域移行支援事業所の他の職務に従事させ、または他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。）</p> <p>(2) 指定地域移行支援従事者のうち1人以上は、相談支援専門員（指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。）となっているか。</p> <p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 （ただし、指定地域移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、または他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。）</p>	支援法第51条の23第1項 厚労令27第3条第1項 障発0330第21通知第二1の(1) 厚労令27第3条第2項 指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第226号） 厚労令27第4条	
第3 運営に関する基準 1 内容および手続の説明および同意	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定障害者が指定地域移行支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定地域移行支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 利用者との間で当該指定地域移行支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、 ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地 イ 当該事業の経営者が提供する指定地域移行支援の内容 ウ 当該指定地域移行支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 エ 指定地域移行支援の提供開始年月日 オ 指定地域移行支援に係る苦情を受け付けるための窓口 を記載した書面を交付しているか。 なお、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用者の承諾を得ているか。</p>	支援法第51条の23第2項 厚労令27第5条第1項 厚労令27第5条第2項 社会福祉法第77条第1項 社会福祉法施行規則第16条第2項 障発0330第21通知第二の2(1)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令 等	備 考
2 契約内容の報告等	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を区市町村に対し遅滞なく報告しているか。	厚労令27 第6条	
3 提供拒否の禁止	<p>指定地域移行支援事業者は、正当な理由がなく指定地域移行支援の提供を拒んでいないか。 特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 なお、正当な理由がある場合とは、</p> <p>(1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合</p> <p>(2) 利用申込者の入所、入院等する障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等または刑事施設等が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>(3) 運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合</p> <p>(4) その他利用申込者に対し自ら適切な指定地域移行支援を提供することが困難な場合等をいう。</p>	厚労令27 第7条 障発0330第21通知 第二の2(3)	
4 連絡調整に対する協力	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の利用について区市町村または指定特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 区市町村または特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域のサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に協力しているか。	厚労令27 第8条 障発0330第21通知 第二の2(4)	
5 サービス提供困難時の対応	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域移行支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定地域移行支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	厚労令27 第9条	
6 受給資格の確認	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供を求められた場合は、その者の提示する地域相談支援受給者証によって、地域相談支援給付費の支給対象者であること、地域相談支援給付決定の有無、地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量等確かめているか。	厚労令27 第10条	
7 地域相談支援給付決定の申請に係る援助	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。</p>	厚労令27 第11条第1項 厚労令27 第11条第2項	
8 心身の状況等の把握	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	厚労令27 第12条	
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供に当たっては、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	厚労令27 第13条第1項	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令 等	備 考
10 身分を証する書類の携行	<p>(2) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、区市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援従事者に身分を証する書類（証書や名札等）を携行させ、初回訪問時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。また、証書や名札等には、事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。</p>	厚労令27 第13条第2項	
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を提供した際は、当該指定地域移行支援の提供日、提供したサービスの具体的内容等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、当該指定地域移行支援の提供の都度、記録しているか。</p>	厚労令27 第14条 障発0330第21通知 第二の2(8)	
12 指定地域移行支援事業者が地域相談支援給付決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を提供した際は、当該指定地域移行支援の提供日、提供したサービスの具体的内容等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、当該指定地域移行支援の提供の都度、記録しているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、(1)の規定による記録に際しては、地域相談支援給付決定障害者から指定地域移行支援を提供したことについて確認を受けているか。</p>	厚労令27 第15条第1項 障発0330第21通知 第二の2(9)	
13 地域相談支援給付費の額等の受領	<p>(1) 指定地域移行支援事業者が、指定地域移行支援を提供する地域相談支援給付決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該地域相談支援給付決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。また、指定地域移行支援のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であるか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途および額ならびに地域相談支援給付決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、地域相談支援給付決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)および(2)に掲げる支払については、この限りでない。)</p>	厚労令27 第16条第1項 障発0330第21通知 第二の2(10)	
	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、法定代理受領を行わない指定地域移行支援を提供した際は、地域相談支援給付決定障害者から当該指定地域移行支援につき支援法51条の14第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額）の支払いを受けているか。</p>	厚労令27 第17条第1項	
	<p>(2) 指定地域移行支援事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定地域移行支援を提供する場合にのみ、地域相談支援給付決定障害者からそれに要した交通費の額の支払いを受けているか。</p>	厚労令27 第17条第2項	
	<p>(3) 指定地域移行支援事業者は、(1)および(2)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った地域相談支援給付決定障害者に対し交付しているか。</p>	厚労令27 第17条第3項	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令 等	備 考
14 地域相談支援給付費の額に係る通知等	<p>(4) 指定地域移行支援事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、地域相談支援給付決定障害者の同意を得ているか。</p> <p>(1) 指定地域移行支援事業者は、法定代理受領により区市町村から指定地域移行支援に係る地域相談支援給付費の支給を受けた場合は、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、13の(1)の法定代理受領を行わない指定地域移行支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定地域移行支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を地域相談支援給付決定障害者に対して交付しているか。</p>	<p>厚労令27 第17条第4項</p> <p>厚労令27 第18条第1項</p> <p>厚労令27 第18条第2項</p>	
15 指定地域移行支援の具体的取扱方針	<p>指定地域移行支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところとなっているか。</p> <p>(1) 指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地域移行支援従事者に、基本相談支援に関する業務および地域移行支援計画の作成その他指定地域移行支援に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域移行支援従事者に対する技術的指導および助言を行わせているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、地域移行支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定地域移行支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>(4) 指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。</p> <p>(5) 指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うものとしているか。</p>	<p>厚労令27 第19条第1項第1号</p> <p>厚労令27 第19条第1項第2号</p> <p>厚労令27 第19条第1項第3号</p> <p>厚労令27 第19条第1項第4号</p> <p>厚労令27 第19条第1項第5号</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令 等	備 考
16 地域移行支援計画の作成等	<p>(1) 指定地域移行支援従事者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定地域移行支援に係る計画（以下「地域移行支援計画」という。）を作成しているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握しているか。</p> <p>(4) 指定地域移行支援従事者は、アセスメントに当たって、利用者に面接しているか。この場合において、指定地域移行支援従事者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(5) 指定地域移行支援従事者は、アセスメントおよび支援内容の検討結果に基づき、利用者およびその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標およびその達成時期ならびに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定地域移行支援事業所が提供する指定地域移行支援以外の保健医療サービスまたはその他の福祉サービスとの連携も含めて地域移行支援計画の原案に位置付けるように努めているか。</p> <p>(6) 指定地域移行支援従事者は、計画作成会議（地域移行支援計画の作成に当たり、当該利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等または刑事施設等における担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めているか。</p> <p>(7) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p> <p>(8) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者および当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者に交付しているか。</p> <p>(9) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて、地域移行支援計画の変更を行っているか。</p> <p>(10) 地域移行支援計画に変更のあった場合、（２）から（８）に準じて取り扱っているか。</p>	<p>厚労令27 第20条第1項</p> <p>厚労令27 第20条第2項</p> <p>厚労令27 第20条第3項</p> <p>厚労令27 第20条第4項</p> <p>厚労令27 第20条第5項</p> <p>厚労令27 第20条第6項</p> <p>厚労令27 第20条第7項</p> <p>厚労令27 第20条第8項</p> <p>厚労令27 第20条第9項</p> <p>厚労令27 第20条第10項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令 等	備 考
17 地域における生活に移行するための活動に関する支援	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援および就労継続支援に限る。18において同じ。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を提供するに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の的確な把握に努めているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対して（1）の支援を提供するに当たっては、おおむね週に1回以上、利用者との対面により行っているか。</p>	<p>厚労令27 第21条第1項</p> <p>厚労令27 第21条第2項</p>	
18 障害福祉サービスの体験的な利用支援	<p>指定地域移行支援事業者は、障害福祉サービスの体験的な利用支援について、障害福祉サービス事業者への委託により行っているか。</p>	<p>厚労令27 第22条</p>	
19 体験的な宿泊支援	<p>指定地域移行支援事業者は、体験的な宿泊支援について、次の（1）および（2）に定める要件を満たす場所において行っているか。</p> <p>(1) 利用者が体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室を有するとともに、体験的な宿泊に必要な設備および備品を備えていること。</p> <p>(2) 衛生的に管理されている場所であること。</p> <p>なお、指定地域移行支援事業者は、体験的な宿泊支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができる。</p>	<p>厚労令27 第23条第1項</p> <p>厚労令27 第23条第2項</p>	
20 関係機関との連絡調整等	<p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を提供するに当たっては、区市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の退院または退所後の地域における生活に係る関係機関との連絡調整その他の便宜の供与を行っているか。</p>	<p>厚労令27 第24条</p>	
21 地域相談支援給付決定障害者に関する区市町村への通知	<p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を受けている地域相談支援給付決定障害者が偽りその他不正な行為によって地域相談支援給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p>	<p>厚労令27 第25条</p>	
22 管理者の責務	<p>(1) 指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地域移行支援従事者その他の従業者の管理、指定地域移行支援の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業所の管理者は、当該指定地域移行支援事業所の指定地域移行支援従事者に、厚労令27第2章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>厚労令27 第26条第1項</p> <p>厚労令27 第26条第2項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令 等	備 考
23 運営規程	<p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>(1) 事業の目的および運営の方針 (2) 従業者の職種、員数および職務の内容 (3) 営業日および営業時間 (4) 指定地域移行支援の提供方法および内容ならびに地域相談支援給付決定障害者から受領する費用の種類およびその額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) その他運営に関する重要事項</p>	厚労令27 第27条	
24 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対し、適切な指定地域移行支援を提供できるよう、指定地域移行支援事業所ごとに、指定地域移行支援従業者その他の従業者の勤務体制を定めているか。 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに、当該指定地域移行支援事業所の地域移行支援従業者によって指定地域移行支援を提供しているか。 (ただし、18および19により指定障害福祉サービス事業者等への委託により行われる障害福祉サービスの体験的な利用支援および体験的な宿泊支援ならびに利用者の退院または退所後の居住予定地が遠隔地にある場合における他の指定地域移行支援事業者への委託により行われる住居の確保および関係機関との連絡調整その他の便宜の供与についてはこの限りでない。)</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、(2)のただし書の規定により指定地域移行支援に係る業務の一部を他の指定地域移行支援事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p> <p>(4) 指定地域移行支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。研修機関が実施する研修や当該指定地域移行支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(5) 指定地域移行支援事業者は、適切な指定地域移行支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	厚労令27 第28条第1項 障発0330第21通知 第二の2(22) 厚労令27 第28条第2項 厚労令27 第28条第3項 厚労令27 第28条第4項 障発0330第21通知 第二の2(22) 厚労令27 第28条の2第1項 障発0330第21通知 第二の2(23)	
25 業務継続計画の策定等	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域移行支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p>	厚労令27 第28条の2第1項 障発0330第21通知 第二の2(23)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令 等	備 考
26 設備および備品等	<p>(2) 指定地域移行支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p> <p>指定地域移行支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定地域移行支援の提供に必要な設備および備品等を備えているか。（貸与を受けているものでも可）</p> <p>(1) 専用の事務室または明確に特定されている区画があるか。</p> <p>(2) 申込みの受付、相談、計画作成会議等に対応するのに適切なスペースを確保しているか。</p>	<p>厚労令27 第28条の2第2項</p> <p>厚労令27 第28条の2第3項</p> <p>厚労令27 第29条</p> <p>障発0330第21通知 第二の2（24）</p>	
27 衛生管理等	<p>(3) 必要な設備・備品等を確保しているか。（ただし、同一敷地内にある事業所、施設ごとに運営上支障がない場合は、他の事業所、施設等の設備および備品等を使用することは差し支えない。）</p> <p>(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援従事者の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、当該指定地域移行支援事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 当該指定地域移行支援事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 当該指定地域移行支援事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 当該指定地域移行支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。</p>	<p>厚労令27 第30条第1項</p> <p>厚労令27 第30条第2項</p> <p>厚労令27 第30条第3項 障発0330第21通知 第二の2（25）</p>	
28 掲示等	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援および地域移行支援の実施状況、指定地域移行支援従事者の有する資格、経験年数および勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、（1）に規定する事項を記載した書面を当該指定地域移行支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、（1）の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、（1）に規定する重要事項の公表に努めているか。</p>	<p>厚労令27 第31条第1項</p> <p>厚労令27 第31条第2項</p> <p>厚労令27 第31条第3項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令 等	備 考
29 秘密保持等	<p>(1) 指定地域移行支援事業所の従業者および管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、従業者および管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、計画作成会議等において、利用者またはその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。</p>	<p>厚労令27 第32条第1項</p> <p>厚労令27 第32条第2項</p> <p>厚労令27 第32条第3項</p>	
30 情報の提供等	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を利用しようとする者が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定地域移行支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、当該指定地域移行支援事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p>	<p>厚労令27 第33条第1項</p> <p>厚労令27 第33条第2項</p>	
31 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者もしくは障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定地域移行支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者もしくは障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者から、利用者またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>厚労令27 第34条第1項</p> <p>厚労令27 第34条第2項</p>	
32 苦情解決	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等について記録しているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関し、支援法第10条第1項の規定により区市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定地域移行支援事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および利用者またはその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関し、支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告もしくは指定地域移行支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じ、および利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>厚労令27 第35条第1項</p> <p>厚労令27 第35条第2項</p> <p>厚労令27 第35条第3項</p> <p>厚労令27 第35条第4項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令 等	備 考
33 事故発生時の対応	<p>(5) 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関し、支援法第51条の27第1項の規定により都道府県知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定地域移行支援事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事または区市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事または区市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定地域移行支援事業者は、都道府県知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定地域移行支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査またはあっせんにできる限り協力しているか。</p> <p>(1) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。 ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く） ウ イ以外の医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告） オ 無断外出 カ 感染症の発生 キ 送迎車両の車内への利用者の置き去り事故 ク 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） ケ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの コ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故等、個人情報の流出等） サ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等） シ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、(1)の事故の状況および事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>厚労令27 第35条第5項</p> <p>厚労令27 第35条第6項</p> <p>厚労令27 第35条第7項</p> <p>厚労令27 第36条第1項 令和6年5月9日付6福 社障施第499号「施 設・事業所における 事故等防止対策の徹 底について」(通知)</p> <p>厚労令27 第36条第2項</p> <p>厚労令27 第36条第3項</p> <p>厚労令27 第36条の2</p>	
34 虐待の防止	<p>指定地域移行支援事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 当該指定地域移行支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 イ 当該指定地域移行支援事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ウ アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>		

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令 等	備 考
35 会計の区分	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域移行支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	厚労令27 第37条	
36 記録の整備	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供に関する諸記録を整備し、少なくとも次に掲げる記録を当該指定地域移行支援を提供した日から5年間保存しているか。</p> <p>ア 11に規定する指定地域移行支援の提供に係る記録</p> <p>イ 16に規定する地域移行支援計画</p> <p>ウ 21に規定する区市町村への通知に係る記録</p> <p>エ 31に規定する苦情の内容等に係る記録</p> <p>オ 32に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>厚労令27 第38条第1項</p> <p>厚労令27 第38条第2項 障発0330第21通知 第二の2(33)</p>	
第4 届出等			
1 変更の届出	<p>指定地域移行支援事業者は、支援法施行規則第34条の58第1項第1号に掲げる事項（支援法施行規則第34条の57第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号から第7号までに掲げる事項）に変更があったとき、または休止した当該指定地域相談支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>指定地域移行支援事業者が変更の届出を要する事項</p> <p>(1) 事業所の名称および所在地</p> <p>(2) 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>(3) 申請者の登記事項証明書または条例等</p> <p>(4) 事業所の平面図</p> <p>(5) 事業所の管理者、指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名、生年月日、住所および経歴</p> <p>(6) 運営規程</p> <p>(7) 当該申請に係る事業に係る地域相談支援給付費の請求に関する事項</p>	<p>支援法第51条の25第1項</p> <p>支援法施行規則第34条の58第1項および第2項</p> <p>支援法施行規則第34条の57第1項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令 等	備 考
2 業務管理体制の整備	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法または支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の指定相談支援事業者 (ア)法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の指定相談支援事業者 (ア)法令遵守責任者を選任しているか。 (イ)業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所の数が100以上の指定相談支援事業者 (ア)法令遵守責任者の選任をしているか。 (イ)業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 (ウ)業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、遅滞無く業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 事業者の名称、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(指定を受けている事業所の数が20以上の指定相談支援事業者に限る。)</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要(指定を受けている事業所の数が100以上の指定相談支援事業者に限る。)</p> <p>また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>支援法第51条の22第3項 支援法第51条の31第1項 支援法施行規則第34条の61</p> <p>支援法第51条の31第2項 支援法施行規則第34条の62</p>	
第5 地域相談支援給付費の算定および取扱い	<p>1 基本事項</p> <p>(1) 指定地域移行支援に要する費用の額は、平成24厚労告124の別表「地域相談支援給付費等単位数表」の第1により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額となっているか。)</p> <p>(2) (1)の規定により、指定地域移行支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>支援法第51条の14第3項</p> <p>平24厚労告124の一</p> <p>平24厚労告124の二</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令 等	備 考
2 地域移行支援サービス費	<p>(1) 地域移行支援サービス費（ ） 次の厚生労働大臣が定める基準にいずれも適合するものとして都道府県知事（指定都市または中核市にあっては、指定都市または中核市の市長。以下同じ。）に届け出た指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して指定地域移行支援を行った場合につき、1月につき所定単位数を算定しているか。 ア 従業者のうち、1人以上が社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有する者または支援法第78条第2項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（精神障害関係従事者養成研修における精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた相談支援専門員であること。 イ 地域における生活に移行した者が、前年度において3人以上いること。 ウ 精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等または刑事施設等との緊密な連携体制を確保していること。</p> <p>(2) 地域移行支援サービス費（ ） 次の厚生労働大臣が定める基準にいずれも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して指定地域移行支援を行った場合につき、1月につき所定単位数を算定しているか。 ただし、（1）を算定している場合にあっては、算定することができない。 ア （1）のアおよびウに掲げる基準に適合すること。 イ 地域における生活に移行した者が、前年度において1人以上いること。</p> <p>(3) 地域移行支援サービス費（ ） （1）および（2）に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業者以外の指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して指定地域移行支援を行った場合につき、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(4) 指定地域移行支援事業者が、第3の16に定める基準を満たさないで、または第3の17の（2）に規定する利用者との対面による支援を1月に2日以上行わないで指定地域移行支援を行った場合にも、所定単位数を算定していないか。</p> <p>(5) 別に厚生労働大臣が定める地域の精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等または刑事施設等に入院、入所等している地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域移行支援を行った場合（（3）に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平24厚労告124 別表第1の1の注1 厚生労働大臣が定める基準（平成30年厚生労働省告示第114号の1）</p> <p>平24厚労告124 別表第1の1の注1 厚生労働大臣が定める基準（平成30年厚生労働省告示第114号の2）</p> <p>平24厚労告124 別表第1の1の注1の2 厚生労働大臣が定める基準（平成30年厚生労働省告示第114号）</p> <p>平24厚労告124 別表第1の1の注2</p> <p>平24厚労告124 別表第1の1の注3 厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第176号）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令 等	備 考
3 ピアサポート体制加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告124 別表第1の1の2の注 厚生労働大臣が定める基準（平成30年厚生労働省告示第114号の3）	
4 初回加算	指定地域移行支援事業者が、指定地域移行支援を行った場合に、指定移行支援を開始した月について、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告124 別表第1の1の3の注	
5 集中支援加算	指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者との対面による支援を1月に6日以上実施した場合（2の（4）に定める場合を除く。）に、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、6の退院・退所月加算が算定される月は加算しない。	平24厚労告124 別表第1の2の注	
6 退院・退所月加算	<p>(1) 指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者の精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等または刑事施設等からの退院、退所等をする日が属する月（翌月に退院、退所等することが確実に見込まれる場合であつて、退院、退所等をする日が翌月の初日等であるときにあつては、退院、退所等をする日が属する月の前月）に、指定地域移行支援を行った場合（2の（4）に定める場合を除く。）に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、当該地域相談支援給付決定障害者が、退院、退所等をした後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあつては加算することができない。</p> <p>(2) （1）を算定する地域相談支援給付決定障害者が、精神科病院に入院した日から起算して3月以上1年未満の期間内に当該精神科病院から退院した者である場合に、更に1月につき所定単位数に500単位を加算しているか。</p>	<p>平24厚労告124 別表第1の3の注1</p> <p>平24厚労告124 別表第1の3の注2</p>	
7 障害福祉サービスの体験利用加算	<p>(1) 障害福祉サービスの体験利用加算（ ）</p> <p>指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合（2の（4）に定める場合を除く。）に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して5日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 障害福祉サービスの体験利用加算（ ）</p> <p>地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(3) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た地域移行支援事業所において、（1）または（2）を算定する場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。</p>	<p>平24厚労告124 別表第1の4の注1</p> <p>平24厚労告124 別表第1の4の注2</p> <p>平24厚労告124 別表第1の4の注3 厚生労働大臣が定める基準（平成30年厚生労働省告示第114号の4）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令 等	備 考
8 体験宿泊加算	<p>(1) 体験宿泊加算() 指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援(体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。)を提供した場合(2の(4)および7の(2))に定める場合を除く。)に、(1)および(2)を合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 体験宿泊加算() 指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援を提供し、かつ、当該地域相談支援給付決定障害者の心身の状況に応じ、当該地域相談支援給付決定障害者に対して夜間および深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合(2の(4))に定める場合を除く。)に、(1)および(2)を合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(3) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、(1)または(2)を算定する場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。</p>	<p>平24厚労告124 別表第1の5の注1</p> <p>平24厚労告124 別表第1の5の注2</p> <p>平24厚労告124 別表第1の5の注3 厚生労働大臣が定める基準(平成30厚生労働省告示第114号の5)</p>	
9 居住支援連携体制加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、居住支援法人等に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保および居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚労告124 別表第1の6の注 厚生労働大臣が定める基準(平成30厚生労働省告示第114号の6)</p>	
10 地域居住支援体制強化推進加算	<p>指定地域移行支援事業所の従業者が、当該指定地域移行支援事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明および指導を行った上で、協議会または保健、医療および福祉関係者による協議の場に対し、当該説明および指導の内容ならびに住宅の確保および居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定地域移行支援事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚労告124 別表第1の7の注</p>	

指 導 検 査 基 準 (指 定 地 域 定 着 支 援)

根拠法令

「支援法」 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）

「支援法施行規則」 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年2月28日厚労令第19号）

「厚労令27」 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

（平成24年3月13日厚生労働省令第27号）

「平24厚労告124」 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

（平成24年3月14日厚生労働省告示第124号）

「障発0330第21通知」 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について

（平成24年3月30日障発0330第21号）

「障発1031001通知」 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用

の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令 等	備 考
第1 基本方針	<p>(1) 指定地域定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況およびその置かれている環境に応じて、適切に行われているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援の事業は、利用者の意思および人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行われているか。</p> <p>(3) 指定地域定着支援の事業を行う指定一般相談支援事業者（以下、「指定地域定着支援事業者」とする。）は、自らその提供する指定地域定着支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>(4) 指定地域定着支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</p>	<p>支援法第51条の23 厚労令27 第39条第1項</p> <p>厚労令27 第39条第2項</p> <p>厚労令27 第39条第3項</p> <p>厚労令27 第39条第4項 令和6年5月9日6福祉 障発第501号「施設・ 事業所における虐待 防止体制の整備の徹 底について」 (通知)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令 等	備 考
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者</p> <p>2 管理者</p>	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに専ら指定地域定着支援の職務に従事する者（以下、「指定地域定着支援従事者」とする。）を、必ず1人以上置いているか。 （ただし、指定地域定着支援の業務に支障がない場合は、当該指定地域定着支援事業所の他の職務に従事させ、または他の事業所、施設等の職務に従事させることは差し支えない。）</p> <p>(2) 指定地域定着支援従事者のうち1人以上は、相談支援専門員（指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。）となっているか。</p> <p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 （ただし、指定地域定着支援事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、または他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。）</p>	<p>支援法第51条の23第1項</p> <p>厚労令27第40条 準用（第3条第1項） 障発0330第21通知第三の1 準用（第二1（1））</p> <p>厚労令27第40条 準用（第3条第2項） 指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第226号）</p> <p>厚労令27第40条 準用（第4条）</p>	
<p>第3 運営に関する基準</p> <p>1 内容および手続の説明および同意</p>	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、地域相談支援給付決定障害者が指定地域定着支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定地域定着支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p>	<p>支援法第51条の23第2項</p> <p>厚労令27第45条 準用（第5条第1項）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令 等	備 考
2 契約内容の報告等	<p>(2) 利用者との間で当該指定地域定着支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する指定地域定着支援の内容</p> <p>ウ 当該指定地域定着支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 指定地域定着支援の提供開始年月日</p> <p>オ 指定地域定着支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付しているか。</p> <p>なお、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用者の承諾を得ているか。</p> <p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を区市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p>	<p>厚労令27 第5条第2項 社会福祉法 第77条第1項 社会福祉法施行規則 第16条第2項</p> <p>障発0330第21通知 第二の2(1)</p>	
3 提供拒否の禁止	<p>指定地域定着支援事業者は、正当な理由がなく指定地域定着支援等の提供を拒んでいないか。</p> <p>特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>なお、正当な理由がある場合とは、</p>	<p>厚労令27 第45条 準用(第6条)</p>	
4 連絡調整に対する協力	<p>(1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合、</p> <p>(2) 利用申込者の入所、入院等する障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等または刑事施設等が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、</p> <p>(3) 運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、</p> <p>(4) その他利用申込者に対し自ら適切な指定地域定着支援を提供することが困難な場合等をいう。</p> <p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の利用について区市町村または指定特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p> <p>区市町村または指定特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域のサービス担当者会議への出席依頼等に協力しているか。</p>	<p>厚労令27 第45条 準用(第7条)</p> <p>障発0330第21通知 第三の2(5) 準用(第二の2(3))</p>	
5 サービス提供困難時の対応	<p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域定着支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定地域定着支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>厚労令27 第45条 準用(第8条)</p> <p>障発0330第21通知 第三の2(5) 準用(第二の2(4))</p> <p>厚労令27 第45条 準用(第9条)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令 等	備 考
6 受給資格の確認	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供を求められた場合は、その者の提示する地域相談支援受給者証によって、地域相談支援給付費の支給対象者であること、地域相談支援給付決定の有無、地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量等確かめているか。	厚労令27 第45条 準用（第10条）	
7 地域相談支援給付決定の申請に係る援助	(1) 指定地域定着支援事業者は、地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定地域定着支援事業者は、地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。	厚労令27 第45条 準用(第11条第1項) 厚労令27 第45条 準用(第11条第2項)	
8 心身の状況等の把握	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	厚労令27 第45条 準用(第12条)	
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供に当たっては、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 (2) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、区市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	厚労令27 第45条 準用(第13条第1項) 厚労令27 第45条 準用(第13条第2項)	
10 身分を証する書類の携行	指定地域定着支援事業者は、従事者に身分を証する書類（証書や名札等）を携行させ、初回訪問時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 また、証書や名札等には、事業所の名称、当該従事者の氏名の記載があるか。	厚労令27 第45条 準用（第14条） 障発0330第21通知 第三の2（5） 準用(第二の2（8）)	
11 サービスの提供の記録	(1) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援を提供した際は、当該指定地域定着支援の提供日、提供したサービスの具体的内容等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、当該指定地域定着支援の提供の都度、記録しているか。	厚労令27 第45条 準用(第15条第1項) 障発0330第21通知 第三の2（5） 準用(第二の2（9）)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令 等	備 考
12 指定地域定着支援事業者が地域相談支援給付決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(2) 指定地域定着支援事業者は、(1)の規定による記録に際しては、地域相談支援給付決定障害者から指定地域定着支援を提供したことについて確認を受けているか。</p> <p>(1) 指定地域定着支援事業者が、指定地域定着支援を提供する地域相談支援給付決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該地域相談支援給付決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限定されている。 また、指定地域定着支援のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であるか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途および額ならびに地域相談支援給付決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、地域相談支援給付決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)および(2)に掲げる支払については、この限りでない。)</p>	<p>厚労令27 第45条 準用(第15条第2項)</p> <p>厚労令27 第45条 準用(第16条第1項) 障発0330第21通知 第三の2(5) 準用(第二の2(10))</p> <p>厚労令27 第45条 準用(第16条第2項) 障発0330第21通知 第三の2(5) 準用(第二の2(10))</p>	
13 地域相談支援給付費の額等の受領	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、法定代理受領を行わない指定地域定着支援を提供した際は、地域相談支援給付決定障害者から当該指定地域定着支援につき支援法51条の14第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額)の支払いを受けているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定地域定着支援を提供する場合にのみ、地域相談支援給付決定障害者からそれに要した交通費の額の支払いを受けているか。</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、(1)および(2)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った地域相談支援給付決定障害者に対し交付しているか。</p> <p>(4) 指定地域定着支援事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、地域相談支援給付決定障害者の同意を得ているか。</p>	<p>厚労令27 第45条 準用(第17条第1項)</p> <p>厚労令27 第45条 準用(第17条第2項)</p> <p>厚労令27 第45条 準用(第17条第3項)</p> <p>厚労令27 第45条 準用(第17条第4項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令 等	備 考
14 地域相談支援給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、法定代理受領により区市町村から指定地域定着支援に係る地域相談支援給付費の支給を受けた場合は、地域相談支援給付費決定障害者に対し、当該地域相談支援給付費決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、13の(1)の法定代理受領を行わない指定地域定着支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定地域定着支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を地域相談支援給付費決定障害者に対して交付しているか。</p>	<p>厚労令27 第45条 準用(第18条第1項)</p> <p>厚労令27 第45条 準用(第18条第2項)</p>	
15 指定地域定着支援の具体的取扱方針	<p>指定地域定着支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところとなっているか。</p> <p>(1) 指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者に、基本相談支援に関する業務および地域定着支援台帳の作成その他指定地域定着支援に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域定着支援従事者に対する技術的指導および助言を行わせているか。</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行っているか。</p> <p>(4) 指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。</p> <p>(5) 指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。</p>	<p>厚労令27 第41条</p> <p>厚労令27 第41条第1項第1号</p> <p>厚労令27 第41条第1項第2号</p> <p>厚労令27 第41条第1項第3号</p> <p>厚労令27 第41条第1項第4号</p> <p>厚労令27 第41条第1項第5号</p>	
16 地域定着支援台帳の作成等	<p>(1) 指定地域定着支援従事者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等および当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した指定地域定着支援に係る台帳(以下「地域定着支援台帳」という。)を作成しているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、適切な方法によりアセスメントを行っているか。</p> <p>(3) 指定地域定着支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接しているか。この場合において、指定地域定着支援従事者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p>	<p>厚労令27 第42条第1項</p> <p>厚労令27 第42条第2項</p> <p>厚労令27 第42条第3項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令 等	備 考
17 常時の連絡体制の確保等	<p>(4) 指定地域定着支援事業者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握しているか。</p> <p>(5) 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて、地域定着支援台帳の変更を行っているか。</p> <p>(6) 地域定着支援台帳に変更のあった場合、(2)から(4)に準じて取り扱っているか。</p> <p>(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況および障害の特性等に応じ、適切な方法により、当該利用者またはその家族との常時の連絡体制を確保しているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、適宜利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握しているか。</p>	<p>厚労令27 第42条第4項</p> <p>厚労令27 第42条第5項</p> <p>厚労令27 第42条第6項</p> <p>厚労令27 第43条第1項</p> <p>厚労令27 第43条第2項</p>	
18 緊急の事態における支援等	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、(1)の状況把握を踏まえ、当該利用者が置かれている状況に応じて、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じているか。 ただし、指定地域定着支援事業者は、一時的な滞在による支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができる。</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、(2)の一時的な滞在による支援について、アおよびイに掲げる要件を満たす場所において行っているか。 ア 利用者が一時的な滞在を行うために必要な広さの区画を有するとともに、一時的な滞りに必要な設備および備品等を備えていること。 イ 衛生的に管理されている場所であること。</p>	<p>厚労令27 第44条第1項</p> <p>厚労令27 第44条 第2項および4項</p> <p>厚労令27 第44条第3項</p>	
19 地域相談支援給付決定障害者に関する区市町村への通知	<p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援を受けている地域相談支援給付決定障害者が偽りその他不正な行為によって地域相談支援給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p>	<p>厚労令27 第45条 準用(第25条)</p>	
20 管理者の責務	<p>(1) 指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者その他の従業者の管理、指定地域定着支援の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者に、厚労令27第3章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>厚労令27 第45条 準用(第26条第1項)</p> <p>厚労令27 第45条 準用(第26条第2項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令 等	備 考
21 運営規程	<p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>(1) 事業の目的および運営の方針 (2) 従業者の職種、員数および職務の内容 (3) 営業日および営業時間 (4) 指定地域定着支援の提供方法および内容ならびに地域相談支援給付決定障害者から受領する費用の種類およびその額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) その他運営に関する重要事項</p>	厚労令27 第45条 準用(第27条)	
22 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者に対し、適切な指定地域定着支援を提供できるよう、指定地域定着支援事業所ごとに、指定地域定着支援従事者その他の従業者の勤務体制を定めているか。 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに、当該指定地域定着支援事業所の地域定着支援従事者によって指定地域定着支援を提供しているか。 (ただし、18の(2)の規定により指定障害福祉サービス事業者等への委託により行われる一時的な滞在による支援についてはこの限りでない。)</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、(2)のただし書の規定により指定地域定着支援に係る業務の一部を他の指定地域定着支援事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p> <p>(4) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該指定地域定着支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p>	<p>厚労令27 第45条 準用(第28条第1項) 障発0330第21通知 第三の2(5) 準用(第二の2(22))</p> <p>厚労令27 第45条 準用(第28条第2項)</p> <p>厚労令27 第45条 準用(第28条第3項)</p> <p>厚労令27 第45条 準用(第28条第4項) 障発0330第21通知 第三の2(5) 準用(第二の2(22)4)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令 等	備 考
22の2 業務継続計画の策定等	(5) 指定地域定着支援事業者は、適切な指定地域定着支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	厚労令27 第45条 準用(第28条第5項) 障発0330第21通知 第三の2(5) 準用(第二の2(22))	
	(1) 指定地域定着支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域定着支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	厚労令27 第45条 準用(第28条の2第1項) 障発0330第21通知 第三の2(5) 準用(第二の2(23))	
	(2) 指定地域定着支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に行っているか。	厚労令27 第45条 準用(第28条の2第2項)	
	(3) 指定地域定着支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	厚労令27 第45条 準用(第28条の2第3項)	
	指定地域定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定地域定着支援の提供に必要な設備および備品等を備えているか。(貸与を受けているものでも可)	厚労令27 第45条 準用(第29条) 障発0330第21通知 第三の2(5) 準用(第二の2(24))	
23 設備および備品等	(1) 専用の事務室または明確に特定されている区画があるか。 (2) 申込みの受付、相談、計画作成会議等に対応するのに適切なスペースを確保しているか。 (3) 必要な設備・備品等を確保しているか。(ただし、同一敷地内にある事業所、施設ごとに運営上支障がない場合は、他の事業所、施設等の設備および備品等を使用することは差し支えない。)		
24 衛生管理等	(1) 指定地域定着支援事業者は、従業者の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行っているか。	厚労令27 第45条 準用(第30条第1項)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令 等	備 考
25 掲示等	<p>(2) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、当該指定地域定着支援事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 当該指定地域定着支援事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器 以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に関催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 当該指定地域定着支援事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 当該指定地域定着支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施すること。</p>	<p>厚労令27 第45条 準用(第30条第2項)</p> <p>厚労令27 第45条 準用(第30条第3項) 障発0330第21通知 第三の2(5) 準用(第二の2(25))</p>	
	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援および地域定着支援の実施状況、指定地域定着支援従事者の有する資格、経験年数および勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定地域定着支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、(1)に規定する重要事項の公表に努めているか。</p>	<p>厚労令27 第45条 準用(第31条第1項)</p> <p>厚労令27 第45条 準用(第31条第2項)</p> <p>厚労令27 第45条 準用(第31条第3項)</p>	
	<p>(1) 指定地域定着支援事業所の従業者および管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、従業者および管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p>	<p>厚労令27 第45条 準用(第32条第1項)</p> <p>厚労令27 第45条 準用(第32条第2項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令 等	備 考
27 情報の提供等	<p>(3) 指定地域定着支援事業者は、計画作成会議等において、利用者またはその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。</p> <p>(1) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援を利用しようとする者が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定地域定着支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、当該指定地域定着支援事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p>	<p>厚労令27 第45条 準用(第32条第3項)</p> <p>厚労令27 第45条 準用(第33条第1項)</p> <p>厚労令27 第45条 準用(第33条第2項)</p>	
28 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、指定特定相談支援事業者もしくは障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定地域定着支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、指定特定相談支援事業者もしくは障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者から、利用者またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>厚労令27 第45条 準用(第34条第1項)</p> <p>厚労令27 第45条 準用(第34条第2項)</p>	
29 苦情解決	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援に関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等について記録しているか。</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援に関し、支援法第10条第1項の規定により区市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定地域定着支援事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および利用者またはその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援に関し、支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告もしくは指定地域定着支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じ、および利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>厚労令27 第45条 準用(第35条第1項)</p> <p>厚労令27 第45条 準用(第35条第2項)</p> <p>厚労令27 第45条 準用(第35条第3項)</p> <p>厚労令27 第45条 準用(第35条第4項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令 等	備 考
30 事故発生時の対応	(5) 指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援に関し、支援法第51条の27第1項の規定により都道府県知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定地域定着支援事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事または区市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事または区市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。	厚労令27 第45条 準用(第35条第5項)	
	(6) 指定地域定着支援事業者は、都道府県知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。	厚労令27 第45条 準用(第35条第6項)	
	(7) 指定地域定着支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査またはあっせんのできる限り協力しているか。	厚労令27 第45条 準用(第35条第7項)	
	(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者に対する指定地域定着支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。 ア 死亡事故(誤嚥によるもの等) イ 入院を要した事故(持病による入院等は除く) ウ イ以外の医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故 エ 薬の誤与薬(その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告) オ 無断外出 カ 感染症の発生 キ 送迎車両の車内への利用者の置き去り事故 ク 事件性のあるもの(職員による暴力事件等) ケ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの コ 施設運営上の事故の発生(不正会計処理、送迎中の交通事故等、個人情報の流出等) サ 区市町村に虐待通報をした場合(通報した内容等) シ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの	厚労令27 第45条 準用(第36条第1項) 令和6年5月9日付6福祉障施第499号「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について」 (通知)	
	(2) 指定地域定着支援事業者は、(1)の事故の状況および事故に際して採った処置について、記録しているか。	厚労令27 第45条 準用(第36条第2項)	
	(3) 指定地域定着支援事業者は、利用者に対する指定地域定着支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	厚労令27 第45条 準用(第36条第3項)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令 等	備 考
31 虐待の防止	<p>指定地域定着支援事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 当該指定地域定着支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 当該指定地域定着支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>ウ アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	厚労令27 第45条 準用(第36条の2)	
32 会計の区分	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域定着支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	厚労令27 第45条 準用(第37条)	
33 記録の整備	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、利用者に対する指定地域定着支援の提供に関する諸記録を整備し、少なくとも次に掲げる記録を当該指定地域定着支援を提供した日から5年間保存しているか。</p> <p>ア 11に規定する指定地域定着支援の提供に係る記録</p> <p>イ 16に規定する地域定着支援台帳</p> <p>ウ 19に規定する区市町村への通知に係る記録</p> <p>エ 29に規定する苦情の内容等に係る記録</p> <p>オ 30に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録</p>	厚労令27 第45条 準用(第38条第1項) 厚労令27 第45条 準用(第38条第2項) 障発0330第21通知 第三の2(5) 準用(第二の2(33))	
第4 届出等			
1 変更の届出	<p>指定地域定着支援事業者は、支援法施行規則第34条の58第1項第1号に掲げる事項（支援法施行規則第34条の57第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第5号から第7号までに掲げる事項）に変更があったとき、または休止した当該指定地域相談支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>指定地域定着支援事業者が変更の届出を要する事項</p> <p>(1) 事業所の名称および所在地</p> <p>(2) 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>(3) 申請者の登記事項証明書または条例等</p> <p>(4) 事業所の平面図</p> <p>(5) 事業所の管理者、指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名、生年月日、住所および経歴</p> <p>(6) 運営規程</p> <p>(7) 当該申請に係る事業に係る地域相談支援給付費の請求に関する事項</p>	支援法第51条の25第1項 支援法施行規則第34条の58 第1項および第2項 支援法施行規則第34条の57第1項	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令 等	備 考
2 業務管理体制の整備	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法または支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。 ア 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の指定相談支援事業者 （ア）法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。 イ 指定を受けている事業所および施設の数が20以上100未満の指定相談支援事業者 （ア）法令遵守責任者を選任しているか。 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 ウ 指定を受けている事業所および施設の数が100以上の指定相談支援事業者 （ア）法令遵守責任者の選任をしているか。 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 （ウ）業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、遅滞無く業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。また、届出書には以下の事項が記載されているか。 ア 事業者の名称、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名 イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日 ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所の数が20以上の指定相談支援事業者に限る。） エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所の数が100以上の指定相談支援事業者に限る。） また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>支援法第51条の22第3項 支援法第51条の31第1項 支援法施行規則第34条の61</p> <p>支援法第51条の31第2項 支援法施行規則第34条の62</p>	
第5 地域相談支援給付費の算定および取扱い		支援法第51条の14第3項	
1 基本事項	<p>(1) 指定地域定着支援に要する費用の額は、平成24厚労告124の別表「地域相談支援給付費等単位数表」の第2により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 （ただし、その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額となっているか。）</p> <p>(2) （1）の規定により、指定地域定着支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>平24厚労告124の一</p> <p>平24厚労告124の二</p>	
2 地域定着支援サービス費	<p>(1) 体制確保費については、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付費決定障害者に対して、指定地域定着支援として第3の17に規定する常時の連絡体制の確保等を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。</p>	平24厚労告124別表第2の1の注1	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令 等	備 考
3 ピアサポート体制 加算	<p>(2) 緊急時支援費 ア 緊急時支援費()については、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者またはその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問または一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 イ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事(指定都市または中核市にあっては、指定都市または中核市の市長。以下同じ。)に届け出た指定地域定着支援事業所において、緊急時支援費()を算定する場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。 運営規程において、区市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 ウ 緊急時支援費()については、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者またはその家族等からの要請に基づき、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)に電話による相談援助を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、この場合において、緊急時支援費()を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者が、第3の16の(3)または17の(2)に定める基準を満たさないで指定地域定着支援を行った場合に、所定単位数を算定していないか。</p> <p>(4) 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定地域定着支援を行った場合((3)に定める場合を除く。)に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、指定地域定着支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚労告124 別表第2の1の注2</p> <p>平24厚労告124 別表第2の1の注2の2 厚生労働大臣が定める基準 (平成30年厚生労働省告示第114号の7)</p> <p>平24厚労告124 別表第2の1の注2の3</p> <p>平24厚労告124 別表第2の1の注3</p> <p>平24厚労告124 別表第2の1の注4 厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第176号)</p> <p>平24厚労告124 別表第2の2の注 厚生労働大臣が定める基準 (平成30年厚生労働省告示第114号の8)</p>	
4 日常生活支援情報 提供加算	<p>指定地域定着支援事業所の利用者のうち、精神科病院等に通院する者について、当該利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合において、当該指定地域定着支援事業所の従業者が、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況、生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚労告124 別表第2の3の注</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令 等	備 考
5 居住支援連携体制 加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、居住支援法人等に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保および居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告124 別表第2の4の注 厚生労働大臣が定める基準 (平成30年厚生労働省告示第114号の6)	
6 地域居住支援体制 強化推進加算	指定地域定着支援事業所の従業者が、当該指定地域定着支援事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明および指導を行った上で、協議会または保健、医療および福祉関係者による協議の場に対し、当該説明および指導の内容ならびに住宅の確保および居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定地域定着支援事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚労告124 別表第2の5の注	

指 導 検 査 基 準（指定児童発達支援）

根拠法令

「児福法」= 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

「児福法施行規則」= 児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生労働省令第11号）

「都条例139」= 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第139号）

「都規則167」= 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第167号）

「障発0330第12通知」= 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発第0330第12号）

「平24厚労告122」= 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）

「障発0330第16通知」= 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について
（平成24年3月30日障発第0330第16号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
第1 基本方針 1 一般原則	(1) 指定児童発達支援事業者または共生型児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者および障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定児童発達支援または共生型児童発達支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定児童発達支援または共生型児童発達支援を提供しているか。 (2) 指定児童発達支援事業者または共生型児童発達支援事業者は、障害児の意思および人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定児童発達支援または共生型児童発達支援の提供に努めているか。 (3) 指定児童発達支援事業者および共生型児童発達支援事業者は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。 (4) 指定児童発達支援事業者および共生型児童発達支援事業者は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。	都条例139 第3条第1項 都条例139 第3条第2項 都条例139 第3条第3項 都条例139 第3条第4項 令和6年5月9日付6福祉 障発第501号「施設・事 業所における虐待防止 体制の整備の徹底につ いて（通知）」	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
2 基本方針	<p>指定児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作および知識技能を習得し、ならびに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的に支援し、またはこれに併せて治療（上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。）を行っているか。</p>	都条例139 第4条	
第2 人員基準		児福法第21条の5の19第1項	
1 従業者の員数	<p>1 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業所ごとに置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>ア 児童指導員または保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員または保育士の合計数が、次のとおりとなっているか。</p> <p>(ア) 障害児の数が10までは、2以上 (イ) 障害児の数が10を超えるときは、2に、障害児の数が10を超えて5またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 （「障害児の数」は指定児童発達支援の単位ごとの障害児の数をいい、障害児の数は実利用者数をいう。）</p> <p>イ 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>(2) (1)の従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活および社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員をそれぞれ置いているか。この場合において、当該機能訓練担当職員または看護職員（以下、「機能訓練担当職員等」という。）が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員または保育士の合計数に含めることができる。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>ア 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>イ 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰(かくたん)吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として喀痰(かくたん)吸引等業務を行う場合</p> <p>ウ 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として特定行為業務を行う場合</p>	<p>都条例139 第5条第1項 都規則167 第3条第1項</p> <p>都条例139 第5条第2項 都規則167 第3条第2項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとなっている。</p> <p>ア 嘱託医 1人以上 イ 看護職員 1人以上 ウ 児童指導員または保育士 1人以上 エ 機能訓練担当職員 1人以上 オ 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むために必要な機能訓練を行わない時間帯については、エの機能訓練担当職員を置かないことができる。</p> <p>(4) (1)アの児童指導員または保育士のうち、1人以上は、常勤となっているか。</p> <p>(5) (2)の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における(1)アの児童指導員または保育士の合計数の半数以上は、児童指導員または保育士となっているか。</p> <p>(6) (1)イの児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤となっているか。</p> <p>(7) 保育所もしくは家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第61号)第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)をいう。)に入所し、または幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限って、障害児の支援に直接従事する従業者をこれら児童への保育に従事させているか。</p> <p>2 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業所ごとに置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつてはウの栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつてはエの調理員を置かないことができる。</p> <p>ア 嘱託医 1人以上 イ 児童指導員および保育士 (ア)児童指導員および保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上 (イ)児童指導員 1人以上 (ウ)保育士 1人以上 ウ 栄養士 1人以上 エ 調理員 1人以上 オ 児童発達支援管理責任者 1人以上</p>	<p>都条例139 第5条第3項 都規則167 第3条第3項</p> <p>都規則167 第3条第4項</p> <p>都規則167 第3条第5項</p> <p>都規則167 第3条第6項</p> <p>都規則167 第3条第7項</p> <p>都条例139 第6条第1項 都規則167 第4条第1項</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
2 管理者	<p>(2) (1)の従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活および社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ置いているか。この場合において、当該機能訓練担当職員等を置いた場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員および保育士の総数に含めることができる。ただし、次のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</p> <p>ア 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合</p> <p>イ 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰（かくたん）吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として喀痰（かくたん）吸引等業務を行う場合</p> <p>ウ 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として特定行為業務を行う場合</p>	<p>都条例139 第6条第2項 都規則167 第4条第2項</p>	
	<p>(3) (2)に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置いているか。</p>	<p>都条例139 第6条第3項</p>	
	<p>(4) (1)から(3)までに規定する従業者（嘱託医を除く。）は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者または指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者となっているか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、栄養士および調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p>	<p>都規則167 第4条第3項</p>	
	<p>(5) (2)の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における(1)ア(ア)の児童指導員および保育士の総数の半数以上は、児童指導員および保育士となっているか。</p>	<p>都規則167 第4条第4項</p>	
	<p>(6) (4)に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者となっているか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p>	<p>都規則167 第4条第5項</p>	
	<p>(7) (4)および(5)の規定にかかわらず、保育所もしくは家庭的保育事業所等に入所し、または幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</p>	<p>都規則167 第4条第6項</p>	
	<p>(1) 指定児童発達支援事業所において指定児童発達支援事業所を管理する者（以下「管理者」という。）を置いているか。</p> <p>(2) 管理者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の管理に係る職務に従事する者になっているか。ただし、当該指定児童発達支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事し、または当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>都条例139 第7条第1項</p> <p>都条例139 第7条第2項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
3 従たる事業所を設置する場合における特例	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所のうち主たる事業所（児童発達支援センターであるものを除く。以下「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（児童発達支援センターであるものを除く。以下「従たる事業所」という。）を設置することができるが、従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所の従業者および従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所または従たる事業所の職務に従事する者になっているか。</p>	<p>都条例139 第8条第1項 都条例139 第8条第2項</p>	
第3 設備に関する基準 設備および備品等	<p>1 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業所は、発達支援室ならびに指定児童発達支援の提供に必要な設備および備品等を備えているか。</p> <p>(2) (1)に規定する発達支援室には、支援に必要な機械器具等を備えているか。</p> <p>(3) (1)に規定する設備および備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りではない。</p> <p>2 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業所は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場、医務室、相談室、調理室、便所および静養室ならびに指定児童発達支援の提供に必要な設備および備品等を設けているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、(1)に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けているか。</p> <p>(3) (1)に規定する設備の基準は次のとおりとなっているか。 ア 発達支援室 (ア)定員は、おおむね10人とすること。 (イ)障害児1人当たりの床面積は、2.47㎡以上とすること。 イ 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65㎡以上とすること。</p> <p>(4) (1)および(2)に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。ただし障害児の支援に支障がない場合は、(2)に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。</p>	<p>児福法第21条の5の19第2項</p> <p>都条例139 第9条第1項 都条例139 第9条第2項 都条例139 第9条第3項</p> <p>都条例139 第10条第1項 都条例139 第10条第2項 都条例139 第10条第3項</p> <p>都規則167 第5条第1号 都規則167 第5条第2号</p> <p>都条例139 第10条第4項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 利用定員</p> <p>2 内容および手続の説明および同意</p> <p>3 契約支給量等の報告等</p> <p>4 提供拒否の禁止</p>	<p>指定児童発達支援事業所は、その利用定員は10人以上となっているか。もしくは、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）にあっては、利用定員は5人以上となっているか。 （利用定員とは、一日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数をいう。）</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 通所給付決定保護者との間で当該指定児童発達支援の提供に係る契約が成立したときは、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき、 ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地 イ 当該事業の経営者が提供する指定児童発達支援の内容 ウ 当該指定児童発達支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 エ 指定児童発達支援の提供開始年月日 オ 指定児童発達支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付しているか。 また、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用者の承諾を得ているか。</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、当該指定児童発達支援の内容、契約支給量、その他の必要な事項（以下「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約を締結したときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に延滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合に、（1）から（3）に準じて取り扱っているか。</p> <p>指定児童発達支援事業者は、正当な理由なく、指定児童発達支援の提供を拒んでいないか。 なお、正当な理由とは ・ 当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合 ・ 入院治療が必要な場合 ・ 当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難な場合等をいう。</p>	<p>児福法第21条の5の19第2項 都条例139第15条 都規則167第6条 都条例139第16条第1項 都条例139第16条第2項 社会福祉法第77条第1項 社会福祉法施行規則第16条第2項 障発0330第12通知第三（2） 都条例139第17条第1項 都条例139第17条第2項 都条例139第17条第3項 都条例139第17条第4項 都条例139第18条 障発0330第12通知第三（4）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
5 連絡調整に対する協力	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の障害児の利用について区市町村または障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力するよう努めているか。	都条例139第19条	
6 サービス提供困難時の対応	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し、自ら必要な指定児童発達支援を提供することが困難であると認める場合は、他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	都条例139第20条	
7 受給資格の確認	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の開始に際し、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定を受けた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	都条例139第21条	
8 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児通所給付費の支給の申請をしていないことにより通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	都条例139第22条第1項 都条例139第22条第2項	
9 心身の状況等の把握	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例139第23条	
10 指定障害児通所支援事業者等との連携等	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するに当たっては、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 (2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	都条例139第24条第1項 都条例139第24条第2項	
11 サービスの提供の記録	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度、記録しているか。 (2) 指定児童発達支援事業者は、(1)の規定による記録に際し、通所給付決定保護者から指定児童発達支援の提供を受けたことについて確認を受けているか。	都条例139第25条第1項 障発0330第12通知第三(10) 都条例139第25条第2項	
12 通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限定されているか。 13の(1)から(3)に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。 (2) (1)の規定により通所給付決定保護者に金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途および額ならびに金銭の支払を求める理由について通所給付決定保護者に書面によって明らかにするとともに、当該通所給付決定保護者に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。	都条例139第26条第1項 障発0330第12通知第三(11) 都条例139第26条第2項	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
13 通所利用者負担額の受領	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行う指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次のアおよびイに掲げる場合に応じ、当該アおよびイに定める額の支払いを受けているか。 ア イに掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額 イ 治療を行う場合 アに掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療法をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は（1）および（2）の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次のアからウまで（アにあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。 ア 食事の提供に要する費用 イ 日用品費 ウ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、かつ通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業者は、（1）から（3）までに掲げる額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定児童発達支援事業者は、（3）の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得ているか。</p>	<p>都条例139 第27条第1項</p> <p>都条例139 第27条第2項</p> <p>都条例139 第27条第3項 都規則167 第7条</p> <p>都条例139 第27条第4項</p> <p>都条例139 第27条第5項</p>	
14 通所利用者負担額に係る管理	<p>指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援および他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、通所利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援および他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者および他の指定通所支援を提供した指定通所支援事業者等に通知しているか。</p>	<p>都条例139 第28条</p>	
15 障害児通所給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費または肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費および肢体不自由児通所医療費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に交付しているか。</p>	<p>都条例139 第29条第1項</p> <p>都条例139 第29条第2項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
16 指定児童発達支援の取扱方針	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した社会生活を営むことができるよう、障害児および通所決定給付保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、通所給付決定保護者および障害児に対し、支援上必要な事項について、説明を行っているか。支援上必要な事項に、児童発達支援計画の目標および内容のほか、行事および日課等も含んでいるか。</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業所は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。（以下、当該（４）および（５）において同じ。））の確保ならびに指定児童発達支援の質の評価およびその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援内容としているか。</p> <p>(5) 指定児童発達支援事業者は、提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 指定児童発達支援事業者は、自らその提供する指定児童発達支援の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図っているか。 福祉サービス第三者評価を、定期的かつ継続的（少なくとも3年に1回以上）に受審しているか。</p> <p>(6) 指定児童発達支援事業者は、（５）により、その提供する指定児童発達支援の質の評価および改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下当該（６）および（７）において「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者による評価（以下当該（６）および（７）において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図っているか。 ア 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児およびその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 イ 従業者の勤務の体制および資質の向上のための取組の状況 ウ 指定児童発達支援の事業の用に供する設備および備品等の状況 エ 関係機関および地域との連携、交流等の取組の状況 オ 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児およびその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況 カ 緊急時等における対応方法および非常災害対策 キ 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況</p>	<p>都条例139 第30条第1項</p> <p>都条例139 第30条第2項</p> <p>都条例139 第30条第3項 障発0330第12通知 第三（15）</p> <p>都条例139 第30条第4項</p> <p>社会福祉法第78条 都条例139 第30条第5項 障発0330第12通知 第三（15） 平成24年9月7日24福保 第638号「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）」</p> <p>都条例139 第30条第6項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
17 児童発達支援計画の作成等	(7) 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価および保護者評価ならびに(6)に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。	都条例139 第30条第7項	
	(8) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム((4)に規定する領域との関連性を明確に指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。	都条例139 第30条の2	
	(9) 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、第30条第4項に規定する領域との関連性ならびに障害児の地域社会への参加および包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進に努めているか。	都条例139 第30条の3	
	(1) 管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画(以下「児童発達支援計画」という。)の作成に関する業務を担当させているか。	都条例139 第11条第2項	
	(2) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児について、有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該通所給付決定保護者および障害児の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行うとともに、障害児の年齢および発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう当該障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	都条例139 第12条第2項	
(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、当該通所給付決定保護者および障害児に面接を行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者および障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。	都条例139 第12条第3項		
(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントおよび支援内容の検討結果に基づき、当該通所給付決定保護者および障害児の生活に対する意向ならびに当該障害児に対する総合的な支援目標およびその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、インクルージョンの観点から踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援の提供上の留意事項その他必要事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助および当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービスまたは福祉サービスとの連携を当該児童発達支援計画の原案にも含めるよう努めているか。	都条例139 第12条第4項		
(5) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成にあたっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案の内容について意見を求めているか。また、児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、当該通所給付決定保護者および障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書により同意を得ているか。この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下、「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。	都条例139 第12条第5項		

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(6) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者および当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付しているか。</p> <p>(7) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、当該児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下、「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行っているか。</p> <p>(8) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ア 定期的に通所給付決定保護者および障害児に面接すること。 イ 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(9) 児童発達支援計画に変更のあった場合、（2）から（6）に準じて取り扱っているか。</p> <p>(10) 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害児および通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。</p>	<p>都条例139 第12条第6項</p> <p>都条例139 第12条第7項</p> <p>都条例139 第12条第8項</p> <p>都条例139 第12条第9項</p> <p>都条例139 第12条第10項</p>	
18 児童発達支援管理責任者の責務	<p>児童発達支援管理責任者は、17に規定する（2）から（8）までの業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ア 19に規定する相談および援助を行うこと。 イ 他の従業者に対する技術指導および助言を行うこと。</p>	<p>都条例139 第12条第1項</p>	
19 相談および援助	<p>指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児またはその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>都条例139 第31条</p>	
20 支援	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、障害児の心身の状況に応じ、必要な技術をもって支援を行っているか。また、障害児の適性に応じ、当該障害児が可能な限り健全な社会生活を営むことができるよう、支援を行っているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、各指定児童発達支援事業所において常時一人以上の従業者を支援に従事させているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業者は、（1）から（3）までに規定するもののほか、障害児が日常生活における必要な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。</p>	<p>都条例139 第32条第1項</p> <p>都条例139 第32条第2項</p> <p>都条例139 第32条第3項</p> <p>都条例139 第32条第4項</p>	
21 食事	<p>(1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において、障害児に食事を提供するに当たっては、食品の種類および調理方法について栄養ならびに障害児の身体的状況および嗜好を考慮したものとなっているか。また、その献立は、可能な限り変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。</p>	<p>都条例139 第33条第1項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
22 社会生活上の便宜の供与等	<p>(2) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行っているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業所は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。</p>	<p>都条例139 第33条第2項</p> <p>都条例139 第33条第3項</p> <p>都条例139 第34条第1項</p> <p>都条例139 第34条第2項</p>	
23 健康管理	<p>(1) 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、障害児に対する通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断および臨時の健康診断を、学校保健安全法第11条、第13条および第17条に規定する健康診断に準じて行っているか。 ただし、次に掲げる健康診断が行われた場合には、上記の健康診断にかかわらず、下記の全部または一部を行わないことができる。 ア 児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断 障害児の通所開始時の健康診断 イ 障害児が通学する学校における健康診断 定期健康診断または臨時の健康診断</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、従業者の健康診断に当たっては、十分に注意を払っているか。</p>	<p>都条例139 第35条第1項 都規則167 第8条</p> <p>都条例139 第35条第2項</p>	
24 緊急時等の対応	<p>指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例139 第36条</p>	
25 通所給付決定保護者に関する区市町村への通知	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費もしくは特例障害児通所給付費または肢体不自由児通所医療費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p>	<p>都条例139 第37条</p>	
26 管理者の責務	<p>(1) 管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者および業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者に必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>都条例139 第11条第1項 都条例139 第11条第3項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
27 運営規程	<p>指定児童発達支援事業者は、各指定児童発達支援事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>ア 事業の目的および運営の方針</p> <p>イ 従業者の職種、員数および職務の内容</p> <p>ウ 営業日および営業時間</p> <p>エ 利用定員</p> <p>オ 指定児童発達支援の内容ならびに通所給付決定保護者から受領する費用の種類およびその額</p> <p>カ 通常の事業の実施地域</p> <p>キ 児童発達支援の利用に当たっての留意事項</p> <p>ク 緊急時等における対応方法</p> <p>ケ 非常災害対策</p> <p>コ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>サ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>シ その他事業の運営に関する重要事項</p>	都条例139 第13条	
28 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、各指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援事業所の従業者の勤務体制を定めているか。原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業所は、各指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しているか。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者等への委託を行うことを認める。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。研修機関が実施する研修や当該指定児童発達支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものまたは性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例139 第14条第1項 障発0330第12通知 第三(27)</p> <p>都条例139 第14条第2項 障発0330第12通知 第三(27)</p> <p>都条例139 第14条第3項 障発0330第12通知 第三(27)</p> <p>都条例139 第14条第4項 障発0330第12通知 第三(27)</p>	
29 業務継続計画の策定等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に行い、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例139 第14条の2第1項</p> <p>都条例139 第14条の2第2項</p> <p>都条例139 第14条の2第3項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
30 定員の遵守	<p>指定児童発達支援事業者は、利用定員および発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行っていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p> <p>原則として、利用定員を超えた障害児の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた障害児の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等からやむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とする。</p> <p>(1) 一日当たりの障害児の数</p> <p>ア 利用定員50人以下の場合 1日の障害児の数が、利用定員に100分の150を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>イ 利用定員51人以上の場合 1日の障害児の数が、利用定員に当該利用定員から50を差し引いた数に100分の25を乗じて得た数に、25を加えた数を加えて得た数以下となっていること。</p> <p>(2) 過去3ヶ月間の障害児の数 直近の過去3ヶ月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に、100分の125を乗じて得た数以下となっていること。 ただし、定員11人以下の場合は、過去3ヶ月間の障害児の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。</p>	<p>都条例139 第38条 障発0330第12通知 第三(29)</p> <p>障発0330第12通知 第三(29) 障発0330第16通知 第二(5)</p>	
31 非常災害対策	<p>(1) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、一定要件()を満たす建築物(要緊急安全確認大規模建築物)の所有者は、平成27年12月31日までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告を行っているか。(階数2および延床面積5,000㎡以上の社会福祉施設等もしくは階数2および延床面積1,500㎡以上の保育所)</p> <p>(2) 昭和56年5月31日以前に建築物のうち、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物(既存耐震不適合建築物)の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報および連絡体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しているか。</p>	<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条、同法律第5条第3項第1号建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条、同施行令第3条</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律第16条第1項、第5条第3項第1号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第3条</p> <p>都条例139 第51条第1項 平成28年9月9日障発0909第1号「障害者支援施設等における利用者の安全の確保及び非常災害対策時の体制の整備の強化・徹底について」</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
32 安全計画の策定等	<p>(4) 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>(5) 指定児童発達支援事業者は、(4)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めているか。</p> <p>(6) 避難確保計画を作成し、区市町村に報告しているか。(要配慮施設のみ)</p> <p>(7) 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、訓練結果を区市町村長に報告しているか。</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修および訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的に実施しているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例139 第51条第2項</p> <p>都条例139 第51条第3項</p> <p>水防法第15条の3第1項 および第2項</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第8条の2第1項、第2項</p> <p>水防法第15条の3第5項</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第8条の2第5項</p> <p>都条例139 第51条の2第1項</p> <p>都条例139 第51条の2第2項</p> <p>都条例139 第51条の2第3項</p> <p>都条例139 第51条の2第4項</p>	
33 自動車を運行する場合の所在の確認	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車および降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行っているか。</p>	<p>都条例139 第51条の3第1項</p> <p>都条例139 第51条の3第2項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
34 衛生管理等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所における感染症または食中毒の発生、またはまん延を防止するため、規則で定める次の措置を講じているか。 ア 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的 に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。 イ 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。 ウ 従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症 の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。 なお、アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、次の点に留意しているか。 ア 感染症または食中毒の発生およびまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健 所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。 イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、 その発生およびまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、こ れにも基づき適切な措置を講じること。 ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p>	<p>都条例139 第39条第1項</p> <p>都条例139 第39条第2項 都規則167 第8条の2</p> <p>障発0330第12通知 第三3(31)</p>	
35 協力医療機関	<p>指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は、障害児の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</p>	<p>都条例139 第40条</p>	
36 掲示	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p>都条例139 第41条第1項</p> <p>都条例139 第41条第2項</p>	
37 身体的拘束等の禁止	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児または他の障害児の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の障害児の心身の状況ならびに理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>都条例139 第42条第1項</p> <p>都条例139 第42条第2項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
38 虐待等の禁止	<p>(3) 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知すること。 イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 なお、アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。</p>	<p>都条例139 第42条第3項 都規則167 第8条の3</p>	
	<p>(1) 指定児童発達支援事業所の従業員は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生および再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知すること。 イ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ウ アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 なお、アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</p>	<p>都条例139 第43条第1項</p> <p>都条例139 第43条第2項 都規則167 第8条の4</p>	
39 秘密保持等	<p>(1) 管理者および指定児童発達支援事業所の従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p>	<p>都条例139 第45条第1項</p>	
	<p>(2) 指定児童発達支援事業者は、管理者および従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例139 第45条第2項</p>	
	<p>(3) 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他福祉サービスを提供する者に対して、障害児またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児またはその家族の同意を得ているか。</p>	<p>都条例139 第45条第3項</p>	
40 情報の提供等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児が、適切かつ円滑に指定児童発達支援を利用できるように、実施する事業の内容について情報の提供を行っているか。</p>	<p>都条例139 第46条第1項</p>	
	<p>(2) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽または誇大なものでないようになっているか。</p>	<p>都条例139 第46条第2項</p>	
41 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等またはそれらの従業員に対し、障害児またはその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	<p>都条例139 第47条第1項</p>	
	<p>(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等またはそれらの従業員から、障害児またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。</p>	<p>都条例139 第47条第2項</p>	
42 苦情解決	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児または通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの指定児童発達支援に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例139 第48条第1項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
43 地域との連携等	<p>(2) 指定児童発達支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、提供した指定児童発達支援に関し、児福法第21条の5の22第1項の規定により知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定児童発達支援事業者の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、障害児または通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力し、知事等から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。また、知事等からの求めがあった場合には、改善の内容を報告しているか。</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第85条の規定による運営適正委員会が行う調査またはあっせん可能な限り協力しているか。</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児もしくはその家庭または当該障害児が通い、在学し、もしくは在籍する保育所、幼稚園、小学校もしくは特別支援学校もしくは認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に心じて、助言その他の必要な援助を行うように努めているか。</p>	<p>都条例139 第48条第2項 都条例139 第48条第3項</p> <p>都条例139 第48条第4項</p> <p>都条例139 第49条第1項 都条例139 第49条第2項</p>	
44 事故発生時の対応	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況および処置についての記録その他必要な措置を講じているか。</p> <p>なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。</p> <p>ア 死亡事故（誤嚥によるもの等）</p> <p>イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く）</p> <p>ウ イ以外の医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故</p> <p>エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告）</p> <p>オ 無断外出</p> <p>カ 感染症の発生</p> <p>キ 送迎車両の車内への利用者の置き去り事故</p> <p>ク 事件性のあるもの（職員による暴力事件等）</p> <p>ケ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの</p> <p>コ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等）</p> <p>サ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等）</p> <p>シ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>都条例139 第50条第1項 令和6年5月9日付6福祉 障施第499号「施設・事 業所における事故等防 止対策の徹底について (通知)」</p> <p>都条例139 第50条第2項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(3) 外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保のため、必要な取組みを図るとともに、関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくよう努めているか。</p>	<p>平成28年9月15日付 雇 児総発0915第1号ほか 「社会福祉施設等にお ける防犯に係る安全の 確保について」</p>	
45 会計の区分	<p>指定児童発達支援事業者は、各指定児童発達支援事業所において経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。</p>	<p>都条例139 第52条</p>	
46 記録の整備	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備してあるか。</p>	<p>都条例139 第53条第1項</p>	
	<p>(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しているか。</p>	<p>都条例139 第53条第2項</p>	
	<p>ア 11(1)に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録</p>		
	<p>イ 17の児童発達支援計画</p>		
	<p>ウ 25の規定による区市町村への通知に係る記録</p>		
	<p>エ 37(2)に規定する身体拘束等の記録</p>		
	<p>オ 42(2)に規定する苦情の内容等の記録</p>		
	<p>カ 44(1)に規定する事故の状況および処置についての記録</p>		
第5 共生型障害児通所支援に関する基準	<p>共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者は、当該事業について、次のとおりの基準を満たしているか。</p> <p>(1) 指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数との合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>(2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者または指定地域密着型通所介護事業者は、当該事業について、次のとおりの基準を満たしているか。</p> <p>(1) 指定通所介護事業所または指定地域密着型通所介護事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂および機能訓練室の面積を、指定通所介護または指定地域密着型通所介護（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数との合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p>	<p>都条例139 第53条の2 都規則167 第8条の5</p> <p>都条例139 第53条の3</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
3 準用	<p>(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数との合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>(3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>第1(1(1)から(3)までを除く。)、第2(1を除く。)および第4(1を除く。)は、共生型児童発達支援の事業について準用する。</p>	都条例139 第53条の5 都規則167 第8条の8	
第6 届出等 1 変更の届出	<p>(1) 指定児童発達支援事業者および共生型児童発達支援事業者は、児福法施行規則第18条の35第1項第1号および第18条の27第1項第1号、第2号、第4号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第5号、第7号および第8号に定める事項に変更があったとき、または休止した当該指定通所支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>指定児童発達支援事業者および共生型児童発達支援事業者が変更の届出を要する事項</p> <p>ア 事業所の名称および所在地 イ 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名 ウ 申請者の登記事項証明書または条例等 エ 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)および設備の概要 オ 事業所の管理者および児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所および経歴 カ 運営規程 キ 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項</p> <p>(2) (1)の届出であって、指定児童発達支援または共生型児童発達支援の利用者の定員の増加に伴う場合、当該指定児童発達支援に係る従業者の勤務の体制および勤務形態を記載した書類を添付して行っているか。</p>	児福法第21条の5の20 第3項 児福法施行規則第18条 の35第1項第1号および 第3項 児福法施行規則第18条 の27第1項	児福法施行規則第18条 の35第2項

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
2 業務管理体制の整備	<p>(1) 指定児童発達支援事業者および共生型児童発達支援事業者は、障害児の人格を尊重するとともに、児福法または児福法に基づく命令を遵守し、障害児およびその保護者のため忠実にその職務を遂行するために、児福法施行規則で定める以下の基準に従い業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の指定障害児通所支援事業者（指定発達支援医療機関の設置者を除く。）</p> <p>（ア）法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の指定障害児通所支援事業者（指定発達支援医療機関の設置者を除く。）</p> <p>（ア）法令遵守責任者を選任しているか。</p> <p>（イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所の数が100以上の指定障害児通所支援事業者および指定発達支援医療機関の設置者</p> <p>（ア）法令遵守責任者の選任をしているか。</p> <p>（イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>（ウ）業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者および共生型児童発達支援事業者は、遅滞無く業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。</p> <p>また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定障害児通所支援事業者の名称または氏名、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所の数が20以上の指定障害児通所支援事業者および指定発達支援医療機関の設置者に限る。）</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所の数が100以上の指定障害児通所支援事業者および指定発達支援医療機関の設置者に限る。）</p> <p>また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>児福法第21条の5の18第31項 児福法第21条の5の26第11項 児福法施行規則第18条の37</p> <p>児福法第21条の5の26第2項および第3項 児福法施行規則第18条の38</p>	
第7 障害児通所給付費の算定および取扱い	<p>1 基本事項</p> <p>(1) 指定児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費等単位数表」の第1（1の注7を除く）により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額または同表第1（1の注7に限る。）により算定する単位数に10円を乗じて得た額を加えた額を算定しているか。</p> <p>(2) （1）の規定により、指定児童発達支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>児福法第21条の5の3</p> <p>平24厚労告122の一</p> <p>平24厚労告122の二</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
2 児童発達支援給付費	<p>(1) 児童発達支援給付費（平24厚労告122別表第1の1のイ）については、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の医療的ケアの区分および利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センターの場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位を算定しているか。</p> <p>(2) 児童発達支援給付費（平24厚労告122別表第1の1のロ）については、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、時間区分、障害児の就学の状況および医療的ケアの区分ならびに利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(3) 児童発達支援給付費（平24厚労告122別表第1の1のハ）については、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(4) 児童発達支援給付費（平24厚労告122別表第1の1のヘ）については、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援を行う事業所（以下、「共生型児童発達支援事業所」という。）において、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(5) イおよびロの算定に当たっては、指定児童発達支援事業所の従業者が、指定児童発達支援を行った場合に、現に要した時間ではなく、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定しているか。</p> <p>(6) 指定児童発達支援または共生型児童発達支援の提供時間が30分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために指定児童発達支援等の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定児童発達支援等の提供が必要であると区市町村が認めた場合に限り、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平24厚労告122 別表第1の1の注1</p> <p>平24厚労告122 別表第1の1の注2</p> <p>平24厚労告122 別表第1の1の注2の2</p> <p>平24厚労告122 別表第1の1の注2の3</p> <p>平24厚労告122 別表第1の1の注2の5</p> <p>平24厚労告122 別表第1の1の注2の6</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>3 身体拘束廃止未実施減算</p> <p>4 虐待防止措置未実施減算</p> <p>5 業務継続計画未策定減算</p>	<p>(7) 児童発達支援給付費の算定に当たって、次のアまたはイのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>ア 児童指導員または保育士が、人員基準を満たしていない場合</p> <p>(ア) 第2の1の(1)の基準上必要とされる員数から1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から解消されるに至った月までの間100分の70</p> <p>(イ) 減算が適用された月から3月以上連続して基準を満たない場合は、減算が適用された3月目から解消されるに至った月までの間100分の50</p> <p>イ 児童発達支援管理責任者が、人員基準を満たしていない場合</p> <p>(ア) その翌々月から解消されるに至った月までの間100分の70</p> <p>(イ) 減算が適用された月から5月以上連続して基準を満たない場合は、減算が適用された5月目から解消されるに至った月までの間100分の50</p> <p>ウ 指定児童発達支援の提供に当たって、児童発達支援計画が作成されていない場合</p> <p>(ア) その月から解消されるに至った月の前月までの間100分の70</p> <p>(イ) 減算が適用された月から3月以上連続して減算が適用される場合は、減算が適用された3月目から解消されるに至った月の前月までの間100分の50</p> <p>エ 指定児童発達支援または共生型児童発達支援の提供に当たっては、指定通所基準第26条第5項(指定通所基準第54条の5および第54条の9において準用する場合を含む。)の規定に基づき、おおむね1回以上、自己評価および事業所を利用する障害児の保護者による評価が行われ、その結果等の公表が適切に行われていない場合100分の85</p> <p>オ 下記のいずれかの定員超過に該当する場合100分70</p> <p>(ア) 1日の障害児の数が、利用定員50人以下の場合は当該利用定員に100分の150を乗じて得た数を、利用定員が51人以上の場合は利用定員に、当該利用定員から50を差し引いた数に100分の25を乗じて得た数に25を加えた数を加えて得た数を、それぞれ超過している場合</p> <p>(イ) 過去3か月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超過している場合</p> <p>ただし、定員11人以下の場合は、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超過している場合</p> <p>(8) 営業時間が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>指定児童発達支援または共生型児童発達支援の提供に当たって、第4の37の(2)または(3)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>指定児童発達支援または共生型児童発達支援の提供に当たって、第4の38の(2)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>指定児童発達支援または共生型児童発達支援の提供に当たって、第4の29(2)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p>	<p>平24厚労告122別表第1の1の注3 障発0330第16通知 第二の1(6)、(7)および(8)</p> <p>平24厚労告122別表第1の1の注4</p> <p>平24厚労告122別表第1の1の注5</p> <p>平24厚労告122別表第1の1の注5の2</p> <p>平24厚労告122別表第1の1の注6</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
6 情報公表未報告減算	法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚労告122別表第1の1の注6の2	
7 中核機能強化事業所加算	<p>(1) 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）が、指定児童発達支援を行った場合にあっては、中核機能強化事業所加算として、当該基準に掲げる区分に従い、利用定員に応じて1日につき平24厚労告122別表第1の1の注7のイからハまでに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、平24厚労告122別表第1の1の注7に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、平24厚労告122別表第1の1の注7に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(2) 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）が、指定児童発達支援を行った場合にあっては、中核機能強化事業所加算として、利用定員に応じ、1日につき平24厚労告122別表第1の1の7の2のイまたはロに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	平24厚労告122別表第1の1の注7 平24厚労告122別表第1の1の注7の2	
8 児童指導員加配加算	常時見守りが必要な障害児に対する支援およびその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数（（9）の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者もしくは別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者またはその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員加配加算として、利用定員に応じ、1日につき平24厚労告122別表第1の1の注8のイ、ロ、ハの単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚労告122別表第1の1の注8	
9 専門的支援体制加算	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）または別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員による支援が必要な障害児に対する支援およびその障害児の家族等に対して、障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数（（15）の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に応じ、1日につき平24厚労告122別表第1の1の注9のイ、ロ、ハの単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、平24厚労告122別表第1の1の注3の(2)を算定しているときは、加算しない。	平24厚労告122別表第1の1の注9	
10 看護職員加配加算	別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき平24厚労告122別表第1の1の注10のイ、ロの単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、平24厚労告122別表第1の1の注10に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、平24厚労告122別表第1の1の注10に掲げるその他の加算は算定しない。	平24厚労告122別表第1の1の注10	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
11 共生型サービス体制強化加算	共生型児童発達支援給付費（平24厚労告122別表第1の1の二）については、児童発達支援管理責任者、保育士または児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、共生型サービス体制強化加算として、1日につき平24厚労告122別表第1の1の注11のイ、ロ、ハの単位数を所定単位数に加算しているか。ただし平24厚労告122別表第1の1の注11に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、平24厚労告122別表第1の1の注11に掲げるその他の加算は算定しない。	平24厚労告122別表第1の1の注11	
12 家族支援加算	指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援事業所等の従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問、もしくは児童発達支援事業所等において対面もしくはテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用し、障害児およびその家族等（障害児のきょうだいを含む。）に対する相談援助等を行った場合に、平24厚労告122別表第1の2のイまたはロそれぞれについて、1日につき1回および1月につき4回を限度として、イまたはロに掲げる場合に依り、それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、多機能型事業所に該当する場合には、障害児およびその家族等について平24厚労告122別表第3の2に規定する家族支援加算のイ、第4の1の3に規定する家族支援加算のイおよび第5の1の4に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回または1月につき4回を超えているときはイを、第3の2に規定する家族支援加算のロ、第4の1の3に規定する家族支援加算のロおよび第5の1の4に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が1日につき1回または1月につき4回を超えているときはロを算定しない。	平24厚労告122別表第1の2の注	
13 子育てサポート加算	指定児童発達支援事業所等において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定児童発達支援等とあわせて、障害児の家族等に対して、児童発達支援事業所等従業者が指定児童発達支援等を行う場を觀察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、1日につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平24厚労告122別表第1の2の2の注	
14 食事提供加算	平24厚労告122別表1の3のイまたはロについては、通所決定決定保護者の通所給付決定に係る障害児に対して、児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供するものとして都道府県知事に届け出た児童発達支援センターにおいて、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する食事提供を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告122別表第1の3の注	
15 利用者負担上限額管理加算	指定児童発達支援事業所または共生型児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、第4の14の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告122別表第1の4の注	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
16 福祉専門職員配置等加算	<p>(1) 福祉専門職員配置等加算() 指定通所基準第5条もしくは第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者または指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号もしくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者(以下、「共生型児童発達支援事業所従業者」という。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士または公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所または共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援または共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 福祉専門職員配置等加算() 指定通所基準第5条もしくは第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者または共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士または公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所または共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援または共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(3) 福祉専門職員配置等加算() 次のアまたはイのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所または共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援または共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)または(2)を算定している場合は、算定しない。 ア 指定通所基準第5条もしくは第6条の規定により置くべき児童指導員または保育士(イにおいて「児童指導員等」という。)として配置されている従業者または共生型児童発達支援事業所従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 イ 児童指導員等として常勤で配置されている従業者または共生型児童発達支援事業所従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p>	<p>平24厚労告122 別表第1の5の注1</p> <p>平24厚労告122 別表第1の5の注2</p> <p>平24厚労告122 別表第1の5の注3</p>	
17 栄養士配置加算	<p>(1) 栄養士配置加算() 次のアおよびイに掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ア 常勤の管理栄養士または栄養士を1名以上配置していること。 イ 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全および衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。</p> <p>(2) 栄養士配置加算() 次のアおよびイに掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、第7の8の(1)を算定しているときは、算定しない。 ア 管理栄養士または栄養士を1名以上配置していること。 イ 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全および衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。</p>	<p>平24厚労告122 別表第1の6の注1</p> <p>平24厚労告122 別表第1の6の注2</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
18 欠席時対応加算	<p>指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援等の従業者が、障害児またはその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、平24厚労告122別表第1の1のハを算定している指定児童発達支援事業所において1月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。</p>	平24厚労告122 別表第1の7の注	
19 専門的支援実施加算	<p>理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所または共生型児童発達支援事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援または共生型児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援または共生型児童発達支援の日数に応じ1月につき4回または6回を限度として、1回につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、平24厚労告122別表第1の1の注3の(2)を算定しているときまたは第1の1の注11のイもしくはロを算定していないときは、加算しない。</p>	平24厚労告122 別表第1の8の注	
20 強度行動障害児支援加算	<p>別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する障害児に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援または共生型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所または共生型児童発達支援事業所（平24厚労告第1の1の注11の1のイまたはロに掲げる共生型サービス体制強化加算を算定している共生型児童発達支援事業所に限る。）において、当該指定児童発達支援または当該共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、平24厚労告122別表第1の1のハを算定している場合は、加算しない。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算する。</p>	平24厚労告122 別表第1の8の2の注	
21 集中的支援加算	<p>別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、当該児童への支援に関し高度な専門性を有すると都道府県知事が認めた者であって、地域において当該児童に係る支援を行うもの（以下、「広域的支援人材」という。）を指定児童発達支援事業所または共生型児童発達支援事業所に訪問させ、またはテレビ電話装置その他情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	平24厚労告122 別表第1の8の3の注	
22 人工内耳装用支援加算	<p>(1) 人工内耳装用支援加算（ ） 別にこども家庭庁長官が定める施設適合基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 人工内耳装用支援加算（ ） 言語聴覚士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平24厚労告122 別表第1の8の4の注1 平24厚労告122 別表第1の8の4の注2	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
23 視覚・聴覚・言語 機能障害児支援加算	視覚または聴覚もしくは言語機能に重度の障害のある障害児（以下、第7の14において「視覚障害児等」という。）との意思疎通に関し専門性を有する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、視覚障害児等に対して、指定児童発達支援事業等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告122 別表第1の8の5の注	
24 個別サポート加算	(1) 個別サポート加算（ ） 指定児童発達支援事業所等において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童または精神に重度の障害がある児童に対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平24厚労告122別表第1の1の八を算定しているときは、加算しない。 (2) 個別サポート加算（ ） 要保護児童または要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関または当該児童もしくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告122 別表第1の9の注1 平24厚労告122 別表第1の9の注2	
25 入浴支援加算	別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所または共生型児童発達支援事業所において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児（平24厚労告122別表第3を除き、以下「医療的ケア児」とする。）または重症心身障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月に8回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平24厚労告122注 別表第1の9の2	
26 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算（ ） 医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師または准看護師をいう。以下同じ。）を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平24厚労告122別表第1の1のイの(1)の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)もしくは(三)、1のロの(1)の(一)のa、bもしくはc、1のロの(1)の(二)のa、bもしくはc、1のロの(2)の(一)のa、bもしくはc、1のロの(2)の(二)のa、bもしくはc、1のロの(3)の(一)のa、bもしくはc、1のロの(3)の(二)のa、bもしくはcまたは1のハを算定している障害児については、算定しない。	平24厚労告122 別表第1の10の注1	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(2) 医療連携体制加算() 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平24厚労告122別表第1の1のイの(1)の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)もしくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、bもしくはc、1の口の(1)の(二)のa、bもしくはc、1の口の(2)の(一)のa、bもしくはc、1の口の(2)の(二)のa、bもしくはc、1の口の(3)の(一)のa、bもしくはc、1の口の(3)の(二)のa、bもしくはc、または1の八を算定している障害児については、算定しない。</p> <p>(3) 医療連携体制加算() 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平24厚労告122別表第1のイの(1)の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)もしくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、bもしくはc、1の口の(1)の(二)のa、bもしくはc、1の口の(2)の(一)のa、bもしくはc、1の口の(2)の(二)のa、bもしくはc、1の口の(3)の(一)のa、bもしくはc、1の口の(3)の(二)のa、bもしくはcまたは1の八を算定している障害児については、算定しない。</p> <p>(4) 医療連携体制加算() 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平24厚労告122別表第1の10のイからハまでのいずれかまたは1のイの(1)の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)もしくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、bもしくはc、1の口の(2)の(一)のa、bもしくはc、1の口の(2)の(二)のa、bもしくはc、1の口の(3)の(一)のa、bもしくはc、1の口の(3)の(二)のa、bもしくはcまたは1の八を算定している医療的ケア児については、算定しない。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあつては、1のイの(1)の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)もしくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、bもしくはc、1の口の(2)の(一)のa、bもしくはc、1の口の(2)の(二)のa、bもしくはc、1の口の(3)の(一)のa、bもしくはc、1の口の(3)の(二)のa、bもしくはcを算定することを原則とする。</p>	<p>平24厚労告122 別表第1の10の注2</p> <p>平24厚労告122 別表第1の10の注3</p> <p>平24厚労告122 別表第1の10の注4</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
27 送迎加算	<p>(5) 医療連携体制加算（ ） 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平24厚労告122別表第1の10のイからハまでのいずれかまたは1のイの(1)の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)もしくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、bもしくはc、1の口の(1)の(二)のa、bもしくはc、1の口の(2)の(一)のa、bもしくはc、1の口の(2)の(二)のa、bもしくはc、1の口の(3)の(一)のa、bもしくはc、1の口の(3)の(二)のa、bもしくはc、または1のハを算定している医療的ケア児については、算定しない。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所においては、1のイの(1)の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)もしくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、bもしくはc、1の口の(2)の(一)のa、bもしくはc、1の口の(2)の(二)のa、bもしくはc、1の口の(3)の(一)のa、bもしくはc、1の口の(3)の(二)のa、bもしくはcを算定することを原則とする。</p>	平24厚労告122 別表第1の10の注5	
	<p>(6) 医療連携体制加算（ ） 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、平24厚労告122別表第1のイの(1)の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)もしくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、bもしくはc、1の口の(1)の(二)のa、bもしくはc、1の口の(2)の(一)のa、bもしくはc、1の口の(2)の(二)のa、bもしくはc、1の口の(3)の(一)のa、bもしくはc、1の口の(3)の(二)のa、bもしくはc、または1のハを算定している場合は、算定しない。</p>	平24厚労告122 別表第1の10の注6	
	<p>(7) 医療連携体制加算（ ） 喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、24厚労告122別表第1の10のイからホまでのいずれかもしくは1のイの(1)の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)もしくは(三)、1の口の(1)の(一)のa、bもしくはc、1の口の(1)の(二)のa、bもしくはc、1の口の(2)の(一)のa、bもしくはc、1の口の(2)の(二)のa、bもしくはc、1の口の(3)の(一)のa、bもしくはc、1の口の(3)の(二)のa、bもしくはcを算定している障害児であるときまたは別表第1の1の注10のイもしくは口を算定しているときは、算定しない。</p>	平24厚労告122 別表第1の10の注7	
	<p>(1) 障害児（平24厚労告122別表第1の11のイまたはハを算定している障害児を除く。以下第7の18(1)から(5)までにおいて同じ。）を除く。）に対して行う場合については、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</p>	平24厚労告122 別表第1の11の注1	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
28 延長支援加算	(2) 平24厚労告122別表第1の11のイを算定している指定児童発達支援事業所または共生型児童発達支援事業所が、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所または共生型児童発達支援事業所であり、送迎した障害児が重症心身障害児または医療的ケア児の場合には、片道につき40単位を所定単位に加算しているか。ただし、平24厚労告122別表第1の1の11の注1の3に規定する単位を所定単位数に加算している時は、算定しない。	平24厚労告122 別表第1の11の注1の2	
	(3) 平24厚労告122別表第1の11のイを算定している指定児童発達支援事業所または共生型児童発達支援事業所が、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所または共生型児童発達支援事業所であって、送迎した中重度医療的ケア児の場合には、片道につき80単位を所定単位に加算しているか。	平24厚労告122 別表第1の11の注1の3	
	(4) 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児または医療的ケア児である障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。ただし、平24厚労告122別表第1の11の口の(2)を算定しているときは、算定しない。	平24厚労告122 別表第1の11の注2	
	(5) 平24厚労告122別表第1の11の口の(2)については、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして、都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、中重度医療的ケア児である障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告122 別表第1の11の注3	
	(6) (1)から(4)までについては、指定児童発達支援事業所等において行われる指定児童発達支援等の提供に当たって、指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内または隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。	平24厚労告122 別表第1の11の注4	
	別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が5時間のものに限る。）の提供前または提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。以下第7の19において「延長支援」という。）等を行う場合に、障害児の障害種別および延長支援時間（当該延長支援を行うのに要した時間（当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間）をいう。以下この項において同じ）に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告122 別表第1の12の注	
29 関係機関連携加算	(1) 関係機関連携加算（ ） 指定児童発達支援事業所等において、保育所その他の障害児が日常的に通う施設（以下第7の20の(1)および(2)において「保育所等施設」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成または見直しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、共生型児童発達支援事業所については、平24厚労告122別表第1の1の注1のイまたはロを算定していないときは算定しない。	平24厚労告122 別表第1の12の2の注1	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
30 事業所間連携加算	<p>(2) 関係機関連携加算（ ） 指定児童発達支援事業所等において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況および生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整および必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	平24厚労告122 別表第1の12の2の注2	
	<p>(3) 関係機関連携加算（ ） 指定児童発達支援事業所等において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下この項において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況および生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整および必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、障害児およびその家族等について、同一月に平24厚労告122別表第5の1の8に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定しない。</p>	平24厚労告122 別表第1の12の2の注3および注4	
	<p>(4) 関係機関連携加算（ ） 障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程もしくは特別支援学校の小学部または就職予定の企業もしくは官公庁等（以下「小学校等」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等の連絡調整および相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p>	平24厚労告122 別表第1の12の2の注5	
	<p>指定児童発達支援事業所等において、法第21条の5の7第5項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援を受けている場合であって、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>別にこども家庭庁長官が定める基準の内容は以下のとおりである。 障害児支援の適切なコーディネートを進める観点から、セルフプランで複数事業所を併用する障害児について、事業所間で連携し児童の状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。</p>	平24厚労告122 別表第1の12の3注	
	<p>(1) 事業所間連携加算の対象となる障害児 区市町村における支給決定において、指定障害児相談支援事業所が作成する計画案に代えて、指定障害児相談支援事業所以外の者が作成するセルフプランが提出されている障害児であって、複数の指定児童発達支援事業所等から、継続的に指定児童発達支援の提供を受ける障害児であること（以下第7の21において「加算対象児」という。）。</p>	障発0330第16通知 第二の2(1)の3 障発0330第16通知 第二の2の(1)の3 (一)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(2) 事業所間連携加算()は、連携・取組の中心となるコア連携事業所を評価するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア 区市町村から、加算対象児の支援について適切なコーディネートを進める中核となるコア連携事業所として、事業所間の連携を実施するよう依頼を受けた指定児童発達支援事業所等であること。</p> <p>イ コア連携事業所として、あらかじめ保護者の同意を得た上で、加算対象児が利用する他の指定児童発達支援事業所等との間で、加算対象児に係る支援の実施状況、心身の状況、生活環境等の情報および加算対象児の通所支援計画の共有ならびに支援の連携を目的とした会議を開催し、情報共有および連携を図ること。会議は、テレビ電話統治等を活用した開催としても差し支えない。また、会議は加算対象児が利用する全ての事業所が出席することを基本とするが、やむを得ず欠席が生じた場合にも、本加算の算定を可能とする。この場合であっても、当該欠席する事業所と事前および事後に加算対象児および会議に関する情報共有および連絡調整を行うよう努めること。</p> <p>ウ 会議の内容および整理された加算対象児の状況や支援に関する要点について、記録を行うとともに、他の事業所、区市町村、加算対象児の保護者に共有すること。区市町村に対しては、あわせて、加算対象児に係る各事業所の通所支援計画を共有すること。 また、障害児および保護者の状況等を踏まえて、急ぎの障害児相談支援の利用の必要性の要否について報告すること。</p> <p>エ 加算対象児の保護者に対して、ウで整理された情報を踏まえた相談援助を行うこと。当該相談援助については、家庭連携加算の算定が可能であること。</p> <p>オ ウで整理された情報について、事業所の従業者に情報共有を行い、当該女王を踏まえた支援を行うとともに、必要に応じて通所支援計画を見直すこと。</p> <p>(3) 事業所間連携加算()は、コア連携事業所以外の事業所を評価するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア 加算対象児が利用するコア連携事業所以外の指定放課後等デイサービス事業所等であること</p> <p>イ コア連携事業所が開催する会議に参加し、必要な情報共有および連携を行うとともに、通所支援計画をコア連携事業所に共有すること。なお、会議への参加を基本とするが、やむを得ず出席できない場合であっても、会議の前後に個別にコア連携事業所と情報共有等を行い連携を図るとともに、通所支援計画の共有を行った場合には、本加算の算定を可能とする。</p> <p>ウ (2)のウでコア連携事業所により整理・共有された情報について、事業所の従業者に情報共有を行い、当該情報を踏まえた支援を行うとともに必要に応じて通所支援計画を見直すこと</p> <p>(4) 本加算は、セルフプランの場合に適切な支援のコーディネートを図るためのものであることから、障害児相談支援におけるモニタリングと同様の頻度(概ね6月に1回以上)で取組が行われることが望ましい。また、コア連携事業所において、加算対象児の変化が著しい場合など取組の頻度を高める必要があると判断された場合には、適切なタイミングで取組を実施すること。 また、加算対象児が利用する事業所においては、会議の実施月以外においても、日常的な連絡調整に努めること。</p>	<p>障発0330第16通知 第二の2(1)の3 (二)</p> <p>障発0330第16通知 第二の2(1)の3 (三)</p> <p>障発0330第16通知 第二の2(1)の3 (四)</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
31 保育・教育等移行支援加算	<p>(1) 指定児童発達支援事業所または共生型児童発達支援事業所の従業者が、障害児が当該指定児童発達支援事業所または共生型児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設（他の社会福祉施設等を除く、以下「移行先施設」という。）との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、または移行先施設に訪問して退所後の生活について助言（以下この項に置いて「保育・教育等移行支援」という。）を行った場合に、当該退所した障害児に対して退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数に加算しているか。</p> <p>(2) 移行先に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>(3) 移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚労告122 別表第1の12の4の注1</p> <p>平24厚労告122 別表第1の12の4の注2</p> <p>平24厚労告122 別表第1の12の4の注3</p>	
32 共生型サービス医療的ケア児加算	<p>看護職員または認定特定行為業務従事者を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして、都道府県知事に届け出た共生型児童発達児童支援事業所において、医療的ケア児に対して、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、第7の17の医療連携体制加算を算定しているときは、算定しない。</p>	<p>平24厚労告122 別表第1の12の5</p>	
33 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所または共生型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援または共生型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算を算定しない。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 第7の2から32までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 第7の2から32までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 第7の2から32までにより算定した単位数の100分の33に相当する単位数</p>	<p>平24厚労告122 別表第1の13の注</p>	
34 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所または共生型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援または共生型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算を算定しない。</p> <p>(1) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（ ） 第7の2から32までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（ ） 第7の2から32までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</p>	<p>平24厚労告122 別表第1の14の注</p>	
35 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	<p>別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所または共生型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援または共生型児童発達支援を行った場合は、第7の2から32までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平24厚労告122 別表第1の15の注</p>	

指 導 検 査 基 準（指定放課後等デイサービス）

根拠法令

「児福法」= 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

「児福法施行規則」= 児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生労働省令第11号）

「都条例139」= 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第139号）

「都規則167」= 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第167号）

「障発0330第12通知」= 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発第0330第12号）

「平24厚労告122」= 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）

「障発0330第16通知」= 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について
（平成24年3月30日障発第0330第16号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
第1 基本方針 1 一般原則	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者または共生型放課後等デイサービス事業所は、通所給付決定保護者および障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定放課後等デイサービスまたは共生型放課後等デイサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定放課後等デイサービスまたは共生型放課後等デイサービスを提供しているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者または共生型放課後等デイサービス事業所は、障害児の意思および人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定放課後等デイサービスまたは共生型放課後等デイサービスの提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者および共生型放課後等デイサービス事業所は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。</p> <p>(4) 指定放課後等デイサービス事業者および共生型放課後等デイサービス事業所は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例139 第3条第1項</p> <p>都条例139 第3条第2項</p> <p>都条例139 第3条第3項</p> <p>都条例139 第3条第4項 令和6年5月9日付6福祉 障発第501号「施設・事 業所における虐待防止 体制の整備の徹底につ いて（通知）」</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
2 基本方針 第2 人員基準 1 従業者の員数	<p>指定放課後等デイサービスの事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、および社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体および精神の状況ならびに置かれている環境に応じて、支援を適切かつ効果的に行っているか。</p> <p>(1) 指定放課後等デイサービス事業所ごとに置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとなっているか。 ア 児童指導員または保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員または保育士の合計数が、次のとおりとなっているか。 (ア) 障害児の数が10までは、2以上 (イ) 障害児の数が10を超えるときは、2に、障害児の数が10を超えて5またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 (「障害児の数」は指定放課後等デイサービスの単位ごとの障害児の数をいい、障害児の数は実利用者の数をいう。) イ 児童発達支援管理責任者 指定放課後等デイサービス事業所ごとに、1以上</p> <p>(2) (1)の従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は機能訓練担当職員を、日常生活および社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ置いているか。この場合において、機能訓練担当職員または看護職員(以下、「機能訓練担当職員等」という。)が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員または保育士の合計数に含めることができる。 ただし、次のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 ア 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 イ 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 ウ 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業またはその一環として特定行為業務を行う場合</p> <p>(3) (1)および(2)の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通所させる指定放課後等デイサービス事業所は、次に掲げる従業者を置いているか。 ア 嘱託医 1人以上 イ 看護職員 1人以上 ウ 児童指導員または保育士 1人以上 エ 機能訓練担当職員 1人以上 オ 児童発達支援管理責任者 1人以上 ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むために必要な機能訓練を行わない時間帯については、エの機能訓練担当職員を置かないことができる。</p>	<p>都条例139 第70条</p> <p>児福法第21条の5の19第1項 都条例139 第71条第1項 都規則167 第18条第1項</p> <p>都条例139 第71条第2項 都規則167 第18条第2項</p> <p>都条例139 第71条第3項 都規則167 第18条第3項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
2 管理者	<p>(4) (1)のアの児童指導員または保育士のうち、1人以上は、常勤となっているか。</p> <p>(5) (2)の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における(1)のアの児童指導員または保育士の合計数の半数以上は、児童指導員または保育士となっているか。</p> <p>(6) (1)のイの児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤となっているか。</p> <p>(1) 指定放課後等デイサービス事業所において指定放課後等デイサービス事業所を管理する者(以下「管理者」という。)を置いているか。</p> <p>(2) 管理者は、専ら当該指定放課後等デイサービス事業所の管理に係る職務に従事する者になっているか。ただし、当該指定放課後等デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定放課後等デイサービス事業所の他の職務に従事し、または当該指定放課後等デイサービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>都規則167 第18条第4項</p> <p>都規則167 第18条第5項</p> <p>都規則167 第18条第6項</p> <p>都条例139 第72条 準用(第7条第1項)</p> <p>都条例139 第72条 準用(第7条第2項)</p>	
3 従たる事業所を設置する場合における特例	<p>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所のうち主たる事業所(以下「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下「従たる事業所」という。)を設置することができるが、従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所の従業者および従たる事業所の従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所または従たる事業所の職務に従事する者になっているか。</p>	<p>都条例139 第72条 準用(第8条第1項)</p> <p>都条例139 第72条 準用(第8条第2項)</p>	
第3 設備に関する基準 設備および備品等	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業所は、発達支援室ならびに指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備および備品等を備えているか。</p> <p>(2) (1)に規定する発達支援室には、支援に必要な機械器具等を備えているか。</p> <p>(3) (1)に規定する設備および備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものとなっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りではない。)</p>	<p>児福法第21条の5の19第2項</p> <p>都条例139 第73条第1項</p> <p>都条例139 第73条第2項</p> <p>都条例139 第73条第3項</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 利用定員</p> <p>2 内容および手続の説明および同意</p> <p>3 契約支給量等の報告等</p> <p>4 提供拒否の禁止</p>	<p>指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員は10人以上となっているか。 ただし、主として重症心身障害児を通所させる指定放課後等デイサービス事業所については、利用定員を5人以上とすることができる。 (利用定員とは、一日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数をいう。)</p> <p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、通所給付決定保護者が指定放課後等デイサービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定放課後等デイサービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 通所給付決定保護者との間で当該指定放課後等デイサービスの提供に係る契約が成立したときは、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、 ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地 イ 当該事業の経営者が提供する指定放課後等デイサービスの内容 ウ 当該指定放課後等デイサービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 エ 指定放課後等デイサービスの提供開始年月日 オ 指定放課後等デイサービスに係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付しているか。 また、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用者の承諾を得ているか。</p> <p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、当該指定放課後等デイサービスの内容、契約支給量、その他の必要な事項（以下「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの利用に係る契約を締結したときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に延滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。</p> <p>指定放課後等デイサービス事業者は、正当な理由なく、指定放課後等デイサービスの提供を拒んでいないか。 なお、正当な理由とは ・ 当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合 ・ 入院治療が必要な場合 ・ 当該指定放課後等デイサービス事業所が提供する指定放課後等デイサービスの主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定放課後等デイサービスを提供することが困難な場合をいう。</p>	<p>児福法第21条の5の19第2項 都条例139 第74条 都規則167 第19条 都条例139 第76条 準用(第16条第1項) 都条例139 第76条 準用(第16条第2項) 社会福祉法 第77条第1項 社会福祉法施行規則 第16条第2項 障発0330第12通知 第五3(3) 準用(第三3(2)) 都条例139 第76条 準用(第17条第1項) 都条例139 第76条 準用(第17条第2項) 都条例139 第76条 準用(第17条第3項) 都条例139 第76条 準用(第17条第4項) 都条例139 第76条 準用(第18条) 障発0330第12通知 第五3(3) 準用(第三3(4))</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
5 連絡調整に対する協力	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの障害児の利用について区市町村または障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力するよう努めているか。	都条例139 第76条 準用（第19条）	
6 サービス提供困難時の対応	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら必要な指定放課後等デイサービスを提供することが困難であると認める場合は、他の指定放課後等デイサービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	都条例139 第76条 準用（第20条）	
7 受給資格の確認	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供の開始に際し、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定を受けた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	都条例139 第76条 準用（第21条）	
8 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児通所給付費の支給の申請をしていないことにより通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定放課後等デイサービス事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	都条例139 第76条 準用（第22条第1項） 都条例139 第76条 準用（第22条第2項）	
9 心身の状況等の把握	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例139 第76条 準用（第23条）	
10 指定障害児通所支援事業者等との連携等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供するに当たっては、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 (2) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供の終了に際しては、障害児またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	都条例139 第76条 準用（第24条第1項） 都条例139 第76条 準用（第24条第2項）	
11 サービスの提供の記録	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、当該指定放課後等デイサービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を当該指定放課後等デイサービスの提供の都度記録しているか。 (2) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1)の規定による記録に際し、通所給付決定保護者から指定放課後等デイサービスの提供を受けたことについて確認を受けているか。	都条例139 第76条 準用（第25条第1項） 障発0330第12通知 第五3（3） 準用（第三3（10）） 都条例139 第76条 準用（第25条第2項）	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
12 通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者が通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限定されているか。 13の(1)から(3)に規定する額の他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p> <p>(2) (1)の規定により通所給付決定保護者に金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途および額ならびに金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該通所給付決定保護者に対し説明を行い、その同意を得ているか。ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。</p>	<p>都条例139 第76条 準用(第26条第1項) 障発0330第12通知 第五(3) 準用(第三(11))</p> <p>都条例139 第76条 準用(第26条第2項)</p>	
13 通所利用者負担額の受領	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行う指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から次のアおよびイに掲げる場合に応じ、当該アおよびイに定める額の支払を受けているか。 ア イに掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額 イ 治療を行う場合 アに掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第2項第1号に規定する食事療法をいう。)を除く。以下同じ。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額</p> <p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1)および(2)の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、当該通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を当該通所給付決定保護者から受けているか。</p> <p>(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1)から(3)までに掲げる額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定放課後等デイサービス事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得ているか。</p>	<p>都条例139 第75条第1項</p> <p>都条例139 第75条第2項</p> <p>都条例139 第75条第3項</p> <p>都条例139 第75条第4項</p> <p>都条例139 第75条第5項</p>	
14 通所利用者負担額に係る管理	<p>指定放課後等デイサービス事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定放課後等デイサービス事業者が提供する指定放課後等デイサービスおよび他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、通所利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービスおよび他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者および他の指定通所支援を提供した指定通所支援事業者等に通知しているか。</p>	<p>都条例139 第76条 準用(第28条)</p>	
15 障害児通所給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領により指定放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費または肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費および肢体不自由児通所医療費の額を通知しているか。</p>	<p>都条例139 第76条 準用(第29条第1項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
16 指定放課後等デイサービスの取扱方針	<p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に交付しているか。</p> <p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、放課後等デイサービス計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定放課後等デイサービスの提供が画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児が自立した社会生活を営むことができるよう、障害児および通所決定給付保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。</p> <p>(3) 指定放課後等デイサービス事業所の従業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、通所給付決定保護者および障害児に対し、支援上必要な事項について、説明を行っているか。 支援上必要な事項に、放課後等デイサービス計画の目標および内容のほか、行事および日課等も含んでいるか。</p> <p>(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた、指定放課後等デイサービスの確保ならびに指定放課後等デイサービスの質の評価およびその改善の適切な実施の観点から、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援内容としているか。</p> <p>(5) 指定放課後等デイサービス事業者は、自らその提供する指定放課後等デイサービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図っているか。 福祉サービス第三者評価を、定期的かつ継続的（少なくとも3年に1回以上）に受審しているか。</p> <p>(7) 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価および保護者評価ならびに（6）に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。</p>	<p>都条例139 第76条 準用(第29条第2項)</p> <p>都条例139 第76条 準用(第30条第1項)</p> <p>都条例139 第76条 準用(第30条第2項)</p> <p>都条例139 第76条 準用(第30条第3項) 障発0330第12通知 第五(3) 準用(第三(15))</p> <p>都条例139 第76条 準用(第30条第4項)</p> <p>社会福祉法第78条 都条例139 第76条 準用(第30条第5項) 障発0330第12通知 第五(3) 準用(第三(15)) 平成24年9月7日24福保 第638号「東京都における福祉サービス第三者評価について(指針)」</p> <p>都条例139 第76条 準用(第30条第7項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
17 放課後等デイサービス計画の作成等	<p>(8) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに指定放課後等デイサービスプログラム（（４）に規定する領域との関連性を明確に指定放課後等デイサービスの実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。</p> <p>(9) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児が指定放課後等デイサービスを利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、第30条第4項に規定する領域との関連性ならびに障害児の地域社会への参加および包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めているか。</p> <p>(1) 管理者は、児童発達支援管理責任者に指定放課後等デイサービスに係る通所支援計画（以下「放課後等デイサービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、障害児について、有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該通所給付決定保護者および障害児の希望する生活、課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、障害児の年齢および発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう当該障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、当該通所給付決定保護者および障害児に面接を行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者および障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントおよび支援内容の検討結果に基づき、当該通所給付決定保護者および障害児の生活に対する意向ならびに当該障害児に対する総合的な支援目標およびその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、インクルージョンの観点を踏まえた指定放課後等デイサービスの具体的な内容、指定放課後等デイサービスの提供上の留意事項その他必要事項を記載した放課後等デイサービス計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助および当該指定放課後等デイサービス事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービスまたは福祉サービスとの連携を当該放課後等デイサービス計画の原案に含めるよう努めているか。</p> <p>(5) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成にあたっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供に係る当該児童発達支援管理者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、放課後等デイサービス計画の原案について意見を求めているか。また、児童発達支援管理責任者は、当該通所給付決定保護者および障害児に対し、当該放課後等デイサービス計画について説明し、文書により同意を得ているか。この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画を作成した際には、当該放課後等デイサービス計画を通所給付決定保護者および当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付しているか。</p>	<p>都条例139 第76条 準用（第30条の2）</p> <p>都条例139 第76条 準用（第30条の3）</p> <p>都条例139 第76条 準用（第11条第2項）</p> <p>都条例139 第76条 準用（第12条第2項）</p> <p>都条例139 第76条 準用（第12条第3項）</p> <p>都条例139 第76条 準用（第12条第4項）</p> <p>都条例139 第76条 準用（第12条第5項）</p> <p>都条例139 第76条 準用（第12条第6項）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
18 児童発達支援管理責任者の責務 19 相談および援助 20 支援 21 社会生活上の便宜の供与等	(7) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成後、当該放課後等デイサービス計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行っているか。	都条例139 第76条 準用(第12条第7項)	
	(8) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ア 定期的に通所給付決定保護者および障害児に面接すること。 イ 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	都条例139 第76条 準用(第12条第8項)	
	(9) 放課後等デイサービス計画に変更のあった場合、(2)から(6)に準じて取り扱っているか。	都条例139 第76条 準用(第12条第9項)	
	(10) 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害児および通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。	都条例139第76条 準用(第12条第10項)	
	児童発達支援管理責任者は、17に規定する(2)から(8)までの業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ア 19に規定する相談および援助を行うこと。 イ 他の従業者に対する技術指導および助言を行うこと。	都条例139 第76条 準用(第12条第1項)	
	指定放課後等デイサービス事業者は、常に障害児の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児またはその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	都条例139第76条 準用(第31条)	
	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、障害児の心身の状況に応じ、必要な技術をもって支援を行っているか。また、障害児の適性に応じ、当該障害児が可能な限り健全な社会生活を営むことができるよう、支援を行っているか。	都条例139 第76条 準用(第32条第1項)	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、各指定放課後等デイサービス事業所において常時一人以上の従業者を支援に従事させているか。	都条例139 第76条 準用(第32条第2項)	
	(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対し、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。	都条例139 第76条 準用(第32条第3項)	
	(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1)から(3)までに規定するもののほか、障害児が日常生活における必要な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。	都条例139 第76条 準用(第32条第4項)	
(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ、障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。	都条例139 第76条 準用(第34条第1項)		
(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。	都条例139 第76条 準用(第34条第2項)		

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
22 緊急時等の対応	指定放課後等デイサービス事業所の従業者は、現に指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	都条例139 第76条 準用(第36条)	
23 通所給付決定保護者に関する区市町村への通知	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費もしくは特例障害児通所給付費または肢体不自由児通所医療費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。	都条例139 第76条 準用(第37条)	
24 管理者の責務	(1) 管理者は、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者および業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。 (2) 管理者は、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者に必要な指揮命令を行っているか。	都条例139 第76条 準用(第11条第1項) 都条例139 第76条 準用(第11条第3項)	
25 運営規程	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。 (1) 事業の目的および運営の方針 (2) 従業者の職種、員数および職務の内容 (3) 営業日および営業時間 (4) 利用定員 (5) 指定放課後等デイサービスの内容ならびに通所給付決定保護者から受領する費用の種類およびその額 (6) 通常の事業の実施地域 (7) 指定放課後等デイサービスの利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 (11) 虐待の防止のための措置に関する事項 (12) その他事業の運営に関する重要事項	都条例139 第76条 準用(第13条)	
26 勤務体制の確保等	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対し、適切な指定放課後等デイサービスを提供することができるよう、各指定放課後等デイサービス事業所において、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者の勤務体制を定めているか。 原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にしているか。 (2) 指定放課後等デイサービス事業所は、各指定放課後等デイサービス事業所において、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者によって指定放課後等デイサービスを提供しているか。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者等への委託を行うことを認める。	都条例139 第76条 準用(第14条第1項) 障発0330第12通知 第五3(3) 準用(第33(27)) 都条例139 第76条 準用(第14条第2項) 障発0330第12通知 第五3(3) 準用(第33(27))	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
27 業務継続計画の策定等	<p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業員の資質向上のための研修の機会を確保しているか。研修機関が実施する研修や当該指定放課後等デイサービス事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものまたは性的な言動により従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定放課後等デイサービスの提供を継続的に行い、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例139 第76条 準用(第14条第3項) 障発0330第12通知 第53(3) 準用(第33(27))</p> <p>都条例139 第76条 準用(第14条第4項) 障発0330第12通知 第53(3) 準用(第33(27))</p> <p>都条例139 第76条 準用(第14条の2第1項)</p> <p>都条例139 第76条 準用(第14条の2第2項)</p> <p>都条例139 第76条 準用(第14条の2第3項)</p>	
28 定員の遵守	<p>指定放課後等デイサービス事業者は、利用定員および発達支援室の定員を超えて、指定放課後等デイサービスの提供を行っていないか。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p> <p>原則として、利用定員を超えた障害児の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた障害児の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等からやむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とする。</p> <p>(1) 一日当たりの障害児の数 ア 利用定員50人以下の場合 1日の障害児の数が、利用定員に100分の150を乗じて得た数以下となっていること。 イ 利用定員51人以上の場合 1日の障害児の数が、利用定員に当該利用定員から50を差し引いた数に100分の25を乗じて得た数に、25を加えた数を加えて得た数以下となっていること。</p>	<p>都条例139 第76条 準用(第38条)</p> <p>障発0330第12通知 第53(3) 準用(第33(29))</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
29 非常災害対策	<p>(2) 過去3ヶ月間の障害児の数 直近の過去3ヶ月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に、100分の125を乗じて得た数以下となっていること。ただし、定員11人以下の場合は、過去3ヶ月間の障害児の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>(1) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、一定要件()を満たす建築物(要緊急安全確認大規模建築物)の所有者は、平成27年12月31日までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告を行っているか。(階数2および延床面積5,000㎡以上の社会福祉施設等もしくは階数2および延床面積1,500㎡以上の保育所)</p> <p>(2) 昭和56年5月31日以前に建築物のうち、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物(既存耐震不適格建築物)の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか。</p> <p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、消化設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報および連絡体制を整備し、これらを定期的に従業員に周知しているか。</p> <p>(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>(5) 指定放課後等デイサービス事業者は、(4)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めているか。</p>	<p>障発0330第12通知 第五3(3) 準用(第三3(29)) 障発0330第16通知 第二1(5)</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条、同法律第5条第3項第1号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条、同施行令第3条</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律第16条第1項、第5条第3項第1号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第3条</p> <p>都条例139第76条 準用(第51条第1項) 平成28年9月9日障発0909第1号「障害者支援施設等における利用者の安全の確保及び非常災害対策時の体制の整備の強化・徹底について」</p> <p>都条例139第76条 準用(第51条第2項)</p> <p>都条例139第76条 準用(第51条第3項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
30 安全計画の策定等	<p>(6) 避難確保計画を作成し、区市町村に報告しているか。(要配慮施設のみ)</p> <p>(7) 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、訓練結果を区市町村長に報告しているか。</p> <p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、当該指定放課後等デイサービス事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定放課後等デイサービス事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修および訓練その他指定放課後等デイサービス事業所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。</p> <p>(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。</p>	<p>水防法15条の3第1項および第2項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第1項、第2項</p> <p>水防法15条の3第5項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第5項</p> <p>都条例139 第76条 準用(第51条の2第1項)</p> <p>都条例139 第76条 準用(第51条の2第2項)</p> <p>都条例139 第76条 準用(第51条の2第3項)</p> <p>都条例139 第76条 準用(第51条の2第4項)</p>	
31 自動車を運行する場合の所在の確認	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車および降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行っているか。</p>	<p>都条例139 第76条 準用(第51条の3第1項)</p> <p>都条例139 第76条 準用(第51条の3第2項)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所における感染症または食中毒の発生、またはまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。</p> <p>イ 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>なお、アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</p> <p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、次の点に留意しているか。</p> <p>ア 感染症または食中毒の発生およびまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。</p> <p>イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生およびまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これにも基づき適切な措置を講じること。</p> <p>ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p>	<p>都条例139 第76条 準用(第39条第2項) 都規則167 第8条の2</p> <p>障発0330第12号通知 第五3(3) 準用(第三3(31))</p>	
33 協力医療機関	<p>指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</p>	<p>都条例139 第76条 準用(第40条)</p>	
34 掲示	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>都条例139 第76条 準用(第41条第1項)</p>	
	<p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を指定放課後等デイサービス事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。</p>	<p>都条例139 第76条 準用(第41条第2項)</p>	
35 身体的拘束等の禁止	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児または他の障害児の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていないか。</p>	<p>都条例139 第76条 準用(第42条第1項)</p>	
	<p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の障害児の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>都条例139 第76条 準用(第42条第2項)</p>	
	<p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。</p> <p>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>なお、アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</p>	<p>都条例139 第76条 準用(第42条第3項) 都規則167 第8条の3</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
36 虐待等の禁止	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、虐待の発生および再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。 イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ウ アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 なお、アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</p>	<p>都条例139 第76条 準用(第43条第1項)</p> <p>都条例139 第76条 準用(第43条第2項) 都規則167 第8条の4</p>	
37 秘密保持等	<p>(1) 管理者および指定放課後等デイサービス事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、管理者および従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該障害児またはその家族の同意を得ているか。</p>	<p>都条例139 第76条 準用(第45条第1項)</p> <p>都条例139 第76条 準用(第45条第2項)</p> <p>都条例139 第76条 準用(第45条第3項)</p>	
38 情報の提供等	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児が、適切かつ円滑に指定放課後等デイサービスを利用できるように、実施する事業の内容について情報の提供を行っているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽または誇大なものでないようになっているか。</p>	<p>都条例139 第76条 準用(第46条第1項)</p> <p>都条例139 第76条 準用(第46条第2項)</p>	
39 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等またはそれらの従業者に対し、障害児またはその家族に対して当該指定放課後等デイサービス事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等またはそれらの従業者から、障害児またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。</p>	<p>都条例139 第76条 準用(第47条第1条)</p> <p>都条例139 第76条 準用(第47条第2条)</p>	
40 苦情解決	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児または通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの指定放課後等デイサービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	<p>都条例139 第76条 準用(第48条第1条)</p> <p>都条例139 第76条 準用(第48条第2条)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
41 地域との連携等	<p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、提供した指定放課後等デイサービスに関し、児福法第21条の5の22第1項の規定により知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定放課後等デイサービス事業者の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、障害児または通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力し、知事等から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。また、知事等からの求めがあった場合には、改善の内容を報告しているか。</p> <p>(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、社会福祉法第85条の規定による運営適正委員会が行う調査またはあつせん可能な限り協力しているか。</p>	<p>都条例139 第76条 準用(第48条第3条)</p> <p>都条例139 第76条 準用(第48条第4条)</p>	
42 事故発生時の対応	<p>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めているか。</p>	<p>都条例139 第76条 準用(第49条第1項)</p>	
	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、障害児の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況および処置についての記録その他必要な措置を講じているか。</p> <p>なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。</p> <p>ア 死亡事故（誤嚥によるもの等）</p> <p>イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く）</p> <p>ウ イ以外の医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故</p> <p>エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告）</p> <p>オ 無断外出</p> <p>カ 感染症の発生</p> <p>キ 送迎車両への利用者の置き去り事故</p> <p>ク 事件性のあるもの（職員による暴力事件等）</p> <p>ケ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの</p> <p>コ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流失等）</p> <p>サ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等）</p> <p>シ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(3) 外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保のため、必要な取組みを図るとともに、関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくよう努めているか。</p>	<p>都条例139 第50条第1項 令和6年5月9日付6福祉 障施第499号「施設・事 業所における事故等防 止対策の徹底について (通知)」</p> <p>都条例139 第76条 準用(第50条第2条)</p> <p>平成28年9月15日付 雇 児総発0915第1号ほか 「社会福祉施設等にお ける防犯に係る安全の 確保について」</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
43 会計の区分	指定放課後等デイサービス事業者は、各指定放課後等デイサービス事業所において経理を区分するとともに、指定放課後等デイサービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。	都条例139 第76条 準用(第52条)	
44 記録の整備	(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備してあるか。	都条例139 第76条 準用(第53条第1条)	
	(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しているか。	都条例139 第76条 準用(第53条第2条)	
	ア 11(1)に規定する提供した指定放課後等デイサービスに係る必要な事項の提供の記録		
	イ 17に規定する放課後等デイサービス計画		
	ウ 23の規定による区市町村への通知に係る記録		
	エ 36(2)に規定する身体拘束等の記録		
	オ 40(2)に規定する苦情の内容等の記録		
	カ 42(1)に規定する事故の状況および事故の状況および処置についての記録		
第5 共生型障害児通所支援に関する基準	共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定生活介護事業者は、当該事業について、次のとおりの基準を満たしているか。	都条例139 第76条の2 準用(第53条の2)	
1 共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定生活介護事業者の基準	(1) 指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数と共生型放課後等デイサービスを受ける障害児の数との合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。	都規則167 第19条の2 準用(第8条の5)	
	(2) 共生型放課後等デイサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。		
2 共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定通所介護事業者等の基準	共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定通所介護事業者または指定地域密着型通所介護事業者は、当該事業について、次のとおりの基準を満たしているか。	都条例139 第76条の2 準用(第53条の3)	
	(1) 指定通所介護事業所または指定地域密着型通所介護事業所(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂および機能訓練室の面積を、指定通所介護または指定地域密着型通所介護(以下「指定通所介護等」という。)の利用者の数と共生型放課後等デイサービスを受ける障害児との数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。	都規則167 第19条の2 準用(第8条の6)	
	(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数と共生型放課後等デイサービスを受ける障害児の数との合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。		
	(3) 共生型放課後等デイサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。		
3 準用	第1(1を除く。)、第2(1を除く。)および第4(1を除く。)は、共生型放課後等デイサービスの事業について準用する。	都条例139 第76条の2 都規則167 第19条の2	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
第7 障害児通所給付費の算定および取扱い 1 基本事項 2 放課後等デイサービス給付費	(2) 指定放課後等デイサービス事業者および共生型放課後等デイサービス事業者は、遅滞無く業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。 また、届出書には以下の事項が記載されているか。 ア 指定障害児通所支援事業者の名称または氏名、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名 イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日 ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所の数が20以上の指定障害児通所支援事業者および指定発達支援医療機関の設置者に限る。） エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所の数が100以上の指定障害児通所支援事業者および指定発達支援医療機関の設置者に限る。） また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。	児福法第21条の5の26第2項および第3項 児福法施行規則第18条の38	
		児福法第21条の5の3	
	(1) 指定放課後等デイサービスに要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費等単位数表」の第1により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。	平24厚労告122の一	
	(2) (1)の規定により、指定放課後等デイサービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平24厚労告122の二	
(1) 放課後等デイサービス給付費（平24厚労告122別表第3の1のイの(1)および(2)については、法第6条の2の2第3項に規定する障害児（以下「就学児」という。）に対し、授業終了後または休業日に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位（指定通所基準第66条第5項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。）において指定放課後等デイサービス（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等でサービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、時間区分、就学児の医療的ケア区分および利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 (2) 放課後等デイサービス給付費（平24厚労告122別表第3の1のイの(3)については、就学児に対し、休業日に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に限り、就学時の医療的ケア区分および利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 (3) 放課後等デイサービス給付費（平24厚労告122別表第3の1のロの(1)および(2)については、就学児（重症心身障害児に限る。）に対し、授業終了後もしくは休業日に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 (4) 放課後等デイサービス給付費（平24厚労告122別表第3の1のハの(1)および(2)については、就学児に対し、授業終了後もしくは休業日に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービスを行う事業所（以下、「共生型放課後等デイサービス事業所」という。）において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	平24厚労告122 別表第3の1の注1の1 平24厚労告122 別表第3の1の注1の2 平24厚労告122 別表第3の1の注1の3および注2 平24厚労告122 別表第3の1の注1の4 および注2の2		

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
	<p>(5) 放課後等デイサービス給付費（平24厚労告122別表第3の1の口の（2））については就学児(重症心身障害児に限る。)に対し、休業日に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(6) 放課後等デイサービス給付費（平24厚労告122別表第3の1のイ）の算定にあたっては、指定放課後等デイサービス事業所の従業者が、指定放課後等デイサービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、放課後等デイサービス計画に位置付けられた内容の指定放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定しているか。</p> <p>(7) 指定放課後等デイサービスまたは共生型放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス等」という。）の提供時間が30分未満のものについては、放課後等デイサービス計画に基づき、周囲の環境に慣れるために指定放課後等デイサービス等の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定放課後等デイサービス等の提供が必要であると区市町村が認めた場合に限り、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(8) 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>ア 児童指導員および保育士が、人員基準を満たしていない場合 （ア）第2の1の（1）の基準上必要とされる員数から1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から解消されるに至った月までの間100分の70 （イ）減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合は、減算が適用された3月目から解消されるに至った月までの間 100分の50</p> <p>イ 児童発達支援管理責任者が、人員基準を満たしていない場合 （ア）その翌々月から解消されるに至った月までの間 100分の70 （イ）減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合は、減算が適用された5月目から解消されるに至った月までの間100分の50</p> <p>ウ 指定放課後等デイサービスの提供に当たり、放課後等デイサービス計画が未作成の場合 （ア）その月から解消されるに至った月の前月までの間 100分の70 （イ）減算が適用された月から3月以上連続して減算が適用される場合は、減算が適用された3月目から解消されるに至った月の前月までの間 100分の50</p> <p>エ 指定放課後等デイサービス等の提供に当たり、指定通所基準第26条第7項（指定通所基準第71条または第71条の2において準用する場合を含む。）の規定に基づき、おおむね1年に1回以上、自己評価及び事業所を利用する障害児の保護者による評価が行われ、その結果等の公表が適切に行われていない場合 100分の85</p> <p>オ 下記のいずれかの定員超過に該当する場合 100分70 （ア）1日の障害児の数が、利用定員が50人以下の場合は当該利用定員に100分の150を乗じて得た数を、利用定員が51人以上の場合は利用定員に、当該利用定員から50を差し引いた数に100分の25を乗じて得た数に25を加えた数を加えて得た数を、それぞれ超過している場合 （イ）過去3か月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超過している場合 ただし、定員11人以下の場合は、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超過している場合</p>	<p>平24厚労告122別表第3の1の注2</p> <p>平24厚労告122別表第3の1の注2の4</p> <p>平24厚労告122別表第3の1の注3</p> <p>平24厚労告122別表第3の1の注4 障発0330第16通知第二の1(6)（一）</p> <p>障発0330第16通知第二の1(6)（二）</p> <p>障発0330第16通知第二の1(7)</p> <p>障発0330第16通知第二の1(8)</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
3 身体拘束廃止未実施減算	<p>(9) 平24厚労告122別表第3の1のイ(休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合に限る。)、ロの(2)、ハの(2)または二の(1)の(二)もしくは(2)の(二)に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、営業時間(指定放課後等デイサービス事業所または共生型放課後等デイサービス事業所を除く。)が、別に子ども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に子ども家庭庁長官が定める割合を乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>指定放課後等デイサービスまたは共生型放課後等デイサービスの提供に当たって、第4の35の(2)または(3)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p>	平24厚労告122別表第3の1の注5	
4 虐待防止措置未実施減算	指定放課後等デイサービスの提供に当たって、第4の36の(2)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚労告122別表第1の1の注6の2	
5 業務継続計画未策定減算	指定放課後等デイサービスまたは共生型放課後等デイサービスの提供に当たって、第4の27の(2)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚労告122別表第1の1の注6の3	
6 情報公表未報告減算	法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚労告122別表第3の1の注6の4	
7 中核機能強化加算	別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所が、指定放課後等デイサービスを行った場合にあっては、中核機能事業所強化加算として、利用定員に応じ、1日につき平24厚労告122別表第3の1の注6の5のイまたはロに掲げる所定単位数を算定しているか。	平24厚労告122別表第3の1の注6の5	
8 児童指導員加配加算	常時見守りが必要な就学児に対する支援およびその就学児の家族等に対して就学児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数(第7の9の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。)に加え、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者もしくは別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者またはその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、児童指導員加配加算として、利用定員に応じ、1日につき平24厚労告122別表第3の1の注7のイまたはロに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚労告122別表第3の1の注7	
9 専門的支援体制加算	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)、児童指導員(児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)または別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員(以下平24厚労告122別表第3の1の注8および別表3の6において「理学療法士等」という。)による支援が必要な就学児に対する支援およびその就学児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数(第7の8の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。)に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。	平24厚労告122別表第3の1の注8	
	ただし、平24厚労告122別表第3の1の注4の(2)を算定しているときは、加算しない。		

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
10 看護職員加配加算	<p>別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき平24厚労告122別表第3の1の注9のイまたはロに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、平24厚労告122別表第3の1の注9に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、24厚労告122別表第3の1の注9に掲げるその他の加算は算定しない。</p>	平24厚労告122別表第3の1の注9	
11 共生型サービス体制強化加算	<p>共生型放課後等デイサービス給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士または児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、共生型サービス体制強化加算として、1日につき平24厚労告122別表第3の1の注10イ、ロ、ハに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、平24厚労告122別表第3の1の注10に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、平24厚労告122別表第3の1の注10に掲げるその他の加算は算定しない。</p>	平24厚労告122別表第3の1の注10	
12 家族支援加算	<p>指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス事業所等の従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、対面もしくはテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用し就学児およびその家族等（就学児のきょうだいを含む。）に対する相談援助等を行った場合に、平24厚労告122別表第3の2のイまたはロそれぞれについて、1日につき1回または1月につき4回を限度として、イまたはロに掲げる場合に並び、それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、多機能型事業所に該当する場合には、障害児およびその家族等について平24厚労告122別表第1の2に規定する家族支援加算のイ、別表2経過的通所給付費単位数表第1の2に規定する家族支援加算のイ、同表2の2に規定する家族支援加算のイまたは同表第3の2に規定する家族支援加算のイ、第4の1の3に規定する家族支援加算のイおよび第5の1の4に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回または1月につき4回を超えているときはイを、第1の2に規定する家族支援加算のロ、別表2経過的通所給付費単位数表第1の2に規定する家族支援加算のロ、同表第2の2に規定する家族支援加算のロまたは同表第3の2に規定する家族支援加算のロ、第4の1の3に規定する家族支援加算のロおよび第5の1の4に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が1日につき1回または1月につき4回を超えているときはロを算定しない。</p>	平24厚労告122別表第3の2の注	
13 子育てサポート加算	<p>指定放課後等デイサービス事業所等において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定放課後等デイサービス等とあわせて、就学児の家族等に対して、放課後等デイサービス事業所等従業者が指定放課後等デイサービス等を行う場をを観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p>	平24厚労告122別表第3の2の2の注	
14 利用者負担上限額管理加算	<p>指定放課後等デイサービス事業所または共生型放課後等デイサービス事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、第4の14の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	平24厚労告122別表第3の3の注	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
15 福祉専門職員配置等加算	<p>(1) 福祉専門職員配置等加算() 指定通所基準66条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者または指定通所基準第71条の2において準用する指定通所基準第54条の2第1号もしくは第54条の3第2号の規定により置くべき従業者(以下「共生型放課後等デイサービス事業所従業者」という。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士または公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所または共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスまたは共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 福祉専門職員配置等加算() 指定通所基準66条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者または共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士または公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所または共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスまたは共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(3) 福祉専門職員配置等加算() 次のアまたはイのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所または共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスまたは共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、(1)または(2)を算定している場合には、算定しない。 ア 指定通所基準66条の規定により置くべき児童指導員または保育士(イにおいて「児童指導員等」という。)として配置されている従業者または共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 イ 児童指導員等として常勤で配置されている従業者または共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p>	<p>平24厚労告122 別表第3の4の注1</p> <p>平24厚労告122 別表第3の4の注2</p> <p>平24厚労告122 別表第3の4の注3</p>	
16 欠席時対応加算	<p>指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児が、あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、放課後等デイサービス事業所等の従業者が、就学児またはその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。 ただし、平24厚労告122別表第3の1のロを算定している指定放課後等デイサービス事業所等において1月につき当該指定放課後等デイサービス等を利用した就学児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平24厚労告122 別表第3の5の注 障発0330第16号通知 第二の2(3) 準用(第二の2(1))</p>	
17 専門的支援実施加算	<p>理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所または共生型放課後等デイサービス事業所において、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービスまたは共生型放課後等デイサービスを行った場合に、放課後等デイサービス計画に位置付けられた指定放課後等デイサービスまたは当該共生型放課後等デイサービスの日数に応じ1月に2回、4回または6回を限度として、1回につき所定単位数を算定しているか。 ただし、平24厚労告122別表第3の1の注4の(2)または1の注10のイ、もしくはロを算定していないときは、加算しない。</p>	<p>平24厚労告122 別表第3の6の注</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
18 強度行動障害児支援加算	<p>別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する就学児に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービスまたは共生型放課後等デイサービスを行うものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所または共生型放課後等デイサービス事業所（平24厚労告122別表第3の1の注10のイまたはロに掲げる共生型サービス体制強化加算を算定している共生型放課後等デイサービス事業所に限る。）において、当該指定放課後等デイサービスまたは当該共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、平24厚労告122別表第3の1のロを算定している場合は、加算しない。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算する。</p>	平24厚労告122別表第3の6の2注	
19 集中的支援加算	<p>子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、当該児童への支援に関し高度な専門性を有すると都道府県知事が認めた者であって、地域において当該児童に係る支援を行うもの（以下、「広域的支援人材」という。）を指定放課後等デイサービス事業所または共生型放課後等デイサービス事業所に訪問させ、またはテレビ電話装置その他情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	平24厚労告122別表第3の6の3	
20 人工内耳装用児支援加算	<p>言語聴覚士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平24厚労告122別表第3の6の4	
21 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算	<p>視覚または聴覚もしくは言語機能に重度の障害のある障害児（以下この注において「視覚障害児等」という。）との意思疎通に関し専門性を有する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、視覚障害児等に対して、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。</p>	平24厚労告122別表第3の6の5	
22 個別サポート加算	<p>(1) 個別サポート加算（ ）</p> <p>平24厚労告122別表第3の7のイの(1)については、指定放課後等デイサービス事業所または共生型放課後等デイサービス事業所等において、行動上の課題を有する就学児として、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし平24厚労告122別表第3の7のイの(2)または1のロを算定しているときは、加算しない。</p> <p>平24厚労告122別表第3の7のイの(1)を算定している指定放課後等デイサービス事業所または共生型放課後等デイサービス事業所であって、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所または共生型放課後等デイサービス事業所において、行動上の課題を有する就学時に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービスまたは共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき30単位を所定単位数を加算しているか。</p> <p>平24厚労告122別表第3の7のイの(2)については、著しく重度の障害を有する就学児として別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児に対し指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、イの(1)または1のロを算定しているときは、加算しない。</p>	<p>平24厚労告122別表第3の7の注1</p> <p>平24厚労告122別表第3の7の注1の2</p> <p>平24厚労告122別表第3の7の注1の3</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
23 入浴支援加算	<p>(2) 個別サポート加算() 要保護児童または要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭支援センターその他の公的機関または当該児童もしくはその保護者の主治医と連携し、指定放課後等デイサービス等を行う必要があるものに対し、指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(3) 個別サポート加算() 指定放課後等デイサービス事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、不登校の就学児に対して、学校および家族等と連携して指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚労告122 別表第3の7の注2</p> <p>平24厚労告122 別表第3の7の注3</p>	
24 自立支援サポート加算	<p>別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所または共生型放課後等デイサービス事業所において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児(以下「医療的ケア児」とする。)または重症心身障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月に8回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚労告122 別表第3の7の2</p>	
25 通所自立支援加算	<p>指定放課後等デイサービス事業所または共生型放課後等デイサービス事業所において、進路を選択する時期にある就学児に対して、高等学校等の卒業後に自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービスまたは共生型放課後等デイサービスを行った場合において、1月に2回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚労告122 別表第3の7の3</p>	
26 医療連携体制加算	<p>指定放課後等デイサービス事業所または共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス事業所または共生型放課後等デイサービス事業所の従業者が、就学児に対して、自立して指定放課後等事業所または共生型放課後等デイサービス事業所に通うことができるよう、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する通所に係る支援を行った場合、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、片道につき所定単位数を算定しているか。ただし、24厚労告122別表第3の1の口を算定している就学児については、算定しない。</p>	<p>平24厚労告122 別表第3の7の4</p>	
26 医療連携体制加算	<p>(1) 医療連携体制加算() 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平24厚労告122別表第3の1のイの(1)の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)もしくは(三)または1の口を算定している就学児については、算定しない。</p> <p>(2) 医療連携体制加算() 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平24厚労告122別表第3の1のイの(1)の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)もしくは(三)または1の口を算定している就学児については、算定しない。</p>	<p>平24厚労告122 別表第3の8の注1</p> <p>平24厚労告122 別表第3の8の注2</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(3) 医療連携体制加算() 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平24厚労告122別表第3の1のイの(1)の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)もしくは(三)又は1の口を算定している就学児については、算定しない。</p> <p>(4) 医療連携体制加算() 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、医療的ケア児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平24厚労告122別表第3の8のイから八までのいずれかまたは1のイの(1)の(一)、(二)、もしくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)もしくは(三)もしくは1の口を算定している医療的ケア児については、算定しない。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している指定放課後等デイサービス事業所にあつては、平24厚労告122別表第3の1のイの(1)の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)もしくは(三)または1のイの(3)の(一)、(二)もしくは(三)を算定することを原則とする。</p> <p>(5) 医療連携体制加算() 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平24厚労告122別表第3の8のイから八までのいずれかまたは1のイの(1)の(一)、(二)、もしくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)もしくは(三)もしくは1の口を算定している医療的ケア児については、算定しない。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している指定放課後等デイサービス事業所にあつては、平24厚労告122別表第3の1のイの(1)の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)もしくは(三)を算定することを原則とする。</p> <p>(6) 医療連携体制加算() 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平24厚労告122別表第3の1のイの(1)の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの(3)の(一)、(二)もしくは(三)または1の口を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(7) 医療連携体制加算() 喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、就学児1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平24厚労告122別表第3の8のイからホまでのいずれかもしくは1のイの(1)の(一)、(二)、もしくは(三)、1のイの(2)の(一)、(二)もしくは(三)もしくは1のイの(3)の(一)、(二)もしくは(三)を算定している就学児であるときまたは1の注9のイもしくは口を算定しているときは、算定しない。</p>	<p>平24厚労告122 別表第3の8の注3</p> <p>平24厚労告122 別表第3の8の注4</p> <p>平24厚労告122 別表第3の8の注5</p> <p>平24厚労告122 別表第3の8の注6</p> <p>平24厚労告122 別表第3の8の注7</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
27 送迎加算	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児に対して、その居宅等または当該就学児が通学している学校等（学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園および大学を除く。）同法第124条に規定する専修学校および同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) イを算定している指定放課後等デイサービス事業所または共生型放課後等デイサービス事業所が、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所または共生型放課後等デイサービス事業所であって、送迎した就学児が重症心身障害児または医療的ケア児の場合には、片道につき40単位を所定単位数に加算しているか。ただし、第7の18の(3)に規定する単位を所定単位に加算しているときは、算定しない。</p> <p>(3) イを算定している指定放課後等デイサービス事業所または共生型放課後等デイサービス事業所が、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所または共生型放課後等デイサービス事業所であって、送迎した就学児が中重度医療的ケア児の場合には、片道につき80単位を所定単位数に算定しているか。</p> <p>(4) 平24厚労告122第3の9の口の(1)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、重症心身障害児または医療的ケア児である就学児に対して、その居宅等または当該就学児が通学している学校等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。ただし、平24厚労告122第3の9の口の(2)を加算している時は、算定しない。</p> <p>(5) 平24厚労告122第3の9の口の(2)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、中重度医療的ケア児である就学児に対して、その居宅等または当該就学児が通学している学校等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(6) 第7の18の(1)および(5)に規定する送迎加算の算定については、指定放課後等デイサービス事業所等の所在する建物と同一の敷地内または隣接する敷地内の建物との間で就学児の送迎を行った場合に、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>平24厚労告122 別表第3の9の注1</p> <p>平24厚労告122 別表第3の9の注1の2</p> <p>平24厚労告122 別表第3の9の注1の3</p> <p>平24厚労告122 別表第3の9の注2</p> <p>平24厚労告122 別表第3の9の注3</p> <p>平24厚労告122 別表第3の9の注4</p>	
28 延長支援加算	<p>こども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等および児童発達支援センターにおいて、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に位置付けられた内容の指定放課後等デイサービス（当該指定放課後等デイサービスを行うのに要する標準的な時間が、授業の終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合は3時間、休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合は5時間のものに限る。）の提供前または提供後に別に放課後等デイサービス計画に位置付けられた支援（当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。以下、第7の19において「延長支援」という。）を行う場合に、就学児の障害種別および延長支援時間に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚労告122 別表第3の10の注</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
29 関係機関連携加算	<p>(1) 関係機関連携加算() 指定放課後等デイサービス事業所等において、学校等(大学を除く)、専修学校(学校教育法第134条第1項に規定する学校(大学を除く)、同法第124条に規定する専修学校(同法第125条第1項に基地する専門課程および一般課程を除く。))をいう。)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、学校等施設との間で当該就学児に係る放課後等デイサービス計画の作成または見直しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、共生型放課後等デイサービス事業所については、24厚労告122別表第3の1の1の注10のイまたはロを算定していないときには、加算しない。</p> <p>(2) 関係機関連携加算() 指定放課後等デイサービス事業所等において、学校等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、学校等施設との間で当該就学児の心身の状況および生活環境の情報その他の当該就学児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の学校等施設との連絡調整および必要な情報共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p> <p>(3) 関係機関連携加算() 指定放課後等デイサービス事業所等において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機(以下「児童相談所等関係機関」という。)との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該就学児の心身の状況および生活環境の情報その他の当該就学児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整および必要な情報共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、指定放課後等デイサービス事業所等が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児およびその家族等について、同一月に平24厚労告122別表第5の1の8に規定する関係機関連携加算を加算しているときは、算定しない。</p> <p>(4) 関係機関連携加算() 就学児が就職予定の企業または官公庁等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就職予定の企業または官公庁等の連絡調整および相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚労告122 別表第3の10の2の注1</p> <p>平24厚労告122 別表第3の10の2の注2</p> <p>平24厚労告122 別表第3の10の2の注3および4</p> <p>平24厚労告122 別表第3の10の2の注5</p>	
30 事業所間連携加算	<p>指定放課後等デイサービス事業所等において、法第21条の5の7第5項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数の指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を受けている場合であって、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>別にこども家庭庁長官が定める基準の内容は以下のとおりである。 障害児支援の適切なコーディネートを進める観点から、セルフプランで複数事業所を併用する障害児について、事業所間で連携し児童の状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 事業所間連携加算の対象となる障害児 区市町村における支給決定において、指定障害児相談支援事業所が作成する計画案に代えて、指定障害児相談支援事業所以外の者が作成するセルフプランが提出されている障害児であって、複数の指定放課後等デイサービス事業所等から、継続的に指定児童発達支援の提供を受ける障害児であること(以下第7の21において「加算対象児」という。))。</p>	<p>平24厚労告122 別表第3の10の3</p> <p>障発0330第16通知 第二の2(3)の2(第二の2の(1)の3準用)</p> <p>障発0330第16通知 第二の2(3)の2(第二の2の(1)の3準用)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
	<p>(2) 事業所間連携加算()は、連携・取組の中心となるコア連携事業所を評価するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア 区市町村から、加算対象児の支援について適切なコーディネートを進める中核となるコア連携事業所として、事業所間の連携を実施するよう依頼を受けた指定放課後等デイサービス事業所等であること。</p> <p>イ コア連携事業所として、あらかじめ保護者の同意を得た上で、加算対象児が利用する他の指定放課後等デイサービス事業所等との間で、加算対象児に係る支援の実施状況、心身の状況、生活環境等の情報および加算対象児の通所支援計画の共有ならびに支援の連携を目的とした会議を開催し、情報共有および連携を図ること。</p> <p>会議は、テレビ電話統治等を活用した開催としても差し支えない。また、会議は加算対象児が利用する全ての事業所が出席することを基本とするが、やむを得ず欠席が生じた場合にも、本加算の算定を可能とする。この場合であっても、当該欠席する事業所と事前および事後に加算対象児および会議に関する情報共有および連絡調整を行うよう努めること。</p> <p>ウ 会議の内容および整理された加算対象児の状況や支援に関する要点について、記録を行うとともに、他の事業所、区市町村、加算対象児の保護者に共有すること。区市町村に対しては、あわせて、加算対象児に係る各事業所の通所支援計画を共有すること。</p> <p>また、障害児および保護者の状況等を踏まえて、急ぎの障害児相談支援の利用の必要性の要否について報告すること。</p> <p>エ 加算対象児の保護者に対して、ウで整理された情報を踏まえた相談援助を行うこと。当該相談援助については、家庭連携加算の算定が可能であること。</p> <p>オ ウで整理された情報について、事業所の従業者に情報共有を行い、当該情報を踏まえた支援を行うとともに、必要に応じて通所支援計画を見直すこと。</p> <p>(3) 事業所間連携加算()は、コア連携事業所以外の事業所を評価するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア 加算対象児が利用するコア連携事業所以外の指定放課後等デイサービス事業所等であること。</p> <p>イ コア連携事業所が開催する会議に参加し、必要な情報共有および連携を行うとともに、通所支援計画をコア連携事業所に共有すること。なお、会議への参加を基本とするが、やむを得ず出席できない場合であって、会議の前後に個別にコア連携事業所と情報共有等を行い連携を図るとともに、通所支援計画の共有を行った場合には、本加算の算定を可能とする。</p> <p>ウ (2)のウでコア連携事業所により整理・共有された情報について、事業所の従業者に情報共有を行い、当該情報を踏まえた支援を行うとともに、必要に応じて通所支援計画を見直すこと。</p> <p>(4) 本加算は、セルフプランの場合に適切な支援のコーディネートを図るためのものであることから、障害児相談支援におけるモニタリングと同様の頻度(概ね6月に1回以上)で取組が行われることが望ましい。また、コア連携事業所において、加算対象児の変化が著しい場合など取組の頻度を高める必要があると判断された場合には、適切なタイミングで取組を実施すること。</p> <p>また、加算対象児が利用する事業所においては、会議の実施月以外においても、日常的な連絡調整に努めること。</p> <p>(5) 加算対象児が利用する事業所の全てが同一法人により運営される場合には、本加算は適用されない。この場合であっても、加算対象児の状況や支援に関する情報共有を行い、相互の支援において連携を図ることが求められる。</p>	<p>障発0330第16通知 第二の2(3)の2(第二の2の(1)の3準用)</p> <p>障発0330第16通知 第二の2(3)の2(第二の2の(1)の3準用)</p> <p>障発0330第16通知 第二の2(3)の2(第二の2の(1)の3準用)</p> <p>障発0330第16通知 第二の2(3)の2(第二の2の(1)の3準用)</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
31 保育・教育等移行支援加算	<p>指定放課後等デイサービス事業所または共生型放課後等デイサービス事業所の従業者が、障害児が当該放課後等デイサービス事業所または共生型放課後等デイサービス事業所の退所後に通うこととなる集団生活を営む施設（他の社会福祉施設等を除く、以下「移行先施設」という。）との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、または移行先施設に訪問して退所後の生活について助言（以下「保育・教育等移行支援」という。）を行った場合に、当該退所した障害児に対して退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数に加算しているか。また、移行先施設に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。また、移行先施設に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	平24厚労告122 別表第3の10の4	
32 共生型サービス医療的ケア時支援加算	<p>看護職員または認定特定行為業務従事者を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、医療的ケア児に対して、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、第7の26の医療連携体制加算を算定しているときは、算定しない。</p>	平24厚労告122 別表第3の10の5	
33 福祉・介護職員等処遇改善加算	<p>別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所または共生型放課後等デイサービス事業所等が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算() 第7の2から32までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算() 第7の2から32までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算() 第7の2から32までにより算定した単位数の100分の34に相当する単位数</p>	平24厚労告122 別表第3の11の注	
34 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所または共生型放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>また、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算() 第7の2から32までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算() 第7の2から32までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</p>	平24厚労告122 別表第3の12の注	
35 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	<p>別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業者または共生型放課後等デイサービス事業者等が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合は、第7の2から32までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	平24厚労告122 別表第3の13の注	

指 導 検 査 基 準（指定居宅訪問型児童発達支援）

根拠法令

「児福法」= 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

「児福法施行規則」= 児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生労働省令第11号）

「都条例139」= 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第139号）

「都規則167」= 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第167号）

「障発0330第12通知」= 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発第0330第12号）

「平24厚労告122」= 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）

「障発0330第16通知」= 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

（平成24年3月30日障発第0330第16号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第1 基本方針</p> <p>1 一般原則</p>	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者および障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定居宅訪問型児童発達支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定居宅訪問型児童発達支援を提供しているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の意思および人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定居宅訪問型児童発達支援の提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。</p> <p>(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例139 第3条第1項</p> <p>都条例139 第3条第2項</p> <p>都条例139 第3条第3項</p> <p>都条例139 第3条第4項 令和6年5月9日付6福祉 障発第501号「施設・ 事業所における虐待防 止体制の整備の徹底に ついて（通知）」</p>	
<p>2 基本方針</p>	<p>指定居宅訪問型児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作および知識技能を習得し、ならびに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じ、適切かつ効果的な支援を行っているか。</p>	<p>都条例139 第79条の2</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第2 人員基準</p> <p>1 従業者の員数</p> <p>2 管理者</p>	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>ア 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な 従業者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員もしくは保育士の資格を取得後または児童指導員もしくは心理指導担当職員として配置された日以後、直接支援の業務に3年以上従事した者であるか。</p> <p>イ 児童発達支援管理責任者 1人以上 児童発達支援管理責任者のうち、1以上は、専ら当該指定居宅型児童発達支援事業所の職務に従事する者になっているか。</p> <p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所において指定居宅訪問型児童発達支援事業所に管理者を置いているか。</p> <p>(2) 管理者は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の管理に係る職務に従事する者になっているか。ただし、訪問支援員および児童発達支援管理責任者を合わせて兼ねる場合は除く。</p>	<p>児福法第21条の5の19第1項 都条例139第79条の3 都規則167第21条の2</p> <p>都条例139第79条の4 (第7条第1項準用)</p> <p>都条例139第79条の4 (第7条第2項準用)</p>	
<p>第3 設備に関する基準</p> <p>設備および備品等</p>	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備および備品等を備えているか。</p> <p>(2) (1)に規定する設備および備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものになっているか。 ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>児福法第21条の5の19第2項 都条例139第79条の5第1項 都条例139第79条の5第2項</p>	
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容および手続の説明および同意</p>	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定居宅訪問型児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込みを行った通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p>	<p>児福法第21条の5の19第2項 都条例139第79条の9 (第16条第1項準用)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
2 契約支給量等の報告等	<p>(2) 通所給付決定保護者との間で当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する指定居宅訪問型児童発達支援の内容</p> <p>ウ 当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 指定居宅訪問型児童発達支援の提供開始年月日</p> <p>オ 指定居宅訪問型児童発達支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付しているか。</p> <p>また、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用者の承諾を得ているか。</p> <p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、当該指定居宅訪問型児童発達支援の内容、契約支給量、その他の必要な事項（以下「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の利用に係る契約を締結したときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に延滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合に、（1）から（3）に準じて取り扱っているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 第16条第2項準用 社会福祉法 第77条第1項 社会福祉法施行規則 第16条第2項 障発0330第12通知 第六3（4） （第三3（2）準用）</p> <p>都条例139 第79条の9 （第17条第1項準用）</p> <p>都条例139 第79条の9 （第17条第2項準用）</p> <p>都条例139 第79条の9 （第17条第3項準用）</p> <p>都条例139 第79条の9 （第17条第4項準用）</p>	
3 提供拒否の禁止	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定居宅訪問型児童発達支援の提供を拒んでいないか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 （第18条準用）</p>	
4 連絡調整に対する協力	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の障害児の利用について区市町村または障害児相談支援事業者が行う連絡調整にできる限り協力するよう努めているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 （第19条準用）</p>	
5 サービス提供困難時の対応	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定居宅訪問型児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅訪問型児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 （第20条準用）</p>	
6 受給資格の確認	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供の開始に際し、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定を受けた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等確かめているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 （第21条準用）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
7 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児通所給付費の支給の申請をしていないことにより通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第22条第1項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第22条第2項準用)</p>	
8 心身の状況等の把握	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第23条準用)</p>	
9 指定障害児通所支援事業者等との連携等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供するに当たっては、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第24条第1項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第24条第2項準用)</p>	
10 身分を証する書類の携行	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者に身分を証する書類を携行させ、居宅への初回訪問時および障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p>	<p>都条例139 第79条の6</p>	
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1)の規定による記録に際し、通所給付決定保護者から指定居宅訪問型児童発達支援の提供を受けたことについて確認を受けているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第25条第1項準用) 障発0330第12通知 第六3(4) 第三3(10) 準用</p> <p>都条例139 第79条の9 (第25条第2項準用)</p>	
12 通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接障害児の便益を向上させるものであり、かつ、支払を求めることが適当であるものに限られ、障害児やその家族等に対して寄附金を強要することや、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途および額ならびに金銭の支払を求める理由について通所給付決定保護者に書面によって明らかにするとともに、当該通所給付決定保護者に対し説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得ているか。 ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第26条第1項準用) 障発0330第12通知 第六3(4) (第三3(11) 準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第26条第2項準用)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
13 通所利用者負担額の受領	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行う指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1)および(2)に定める場合において通所給付決定保護者から支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合にのみ、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。</p> <p>(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1)から(3)までに規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(3)の交通費の額については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該交通費の額について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得ているか。</p>	<p>都条例139 第79条の7第1項</p> <p>都条例139 第79条の7第2項</p> <p>都条例139 第79条の7第3項</p> <p>都条例139 第79条の7第4項</p> <p>都条例139 第79条の7第5項</p>	
14 通所利用者負担額に係る管理	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者が提供する指定居宅訪問型児童発達支援および他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定居宅型児童発達支援および他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援および他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者および他の指定通所支援を提供した指定通所支援事業者に通知しているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第28条準用)</p>	
15 障害児通所給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定居宅訪問型児童発達支援に係る障害児通所給付費または肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費および肢体不自由児通所医療費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定居宅訪問型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に交付しているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第29条第1項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第29条第2項準用)</p>	
16 指定居宅訪問型児童発達支援の取扱方針	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、居宅訪問型児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じ、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定居宅訪問型児童発達支援の提供が画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児が自立した社会生活を営むことができるよう、障害児および通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第30条第1項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第30条第2項準用)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
17 居宅訪問型児童発達支援計画の作成等	<p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、通所給付決定保護者および障害児に対し、支援上必要な事項について、説明を行っているか。また、支援上必要な事項に、居宅訪問型児童発達支援計画の目標および内容のほか、行事および日課等も含んでいるか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第30条第3項準用) 障発0330第12通知 第六3(4) (第三3(15) 準用)</p>	
	<p>(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた、指定居宅訪問型児童発達支援の確保ならびに指定居宅訪問型児童発達支援の質の評価およびその改善の適切な実施の観点から、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、第34条第4項に規定する領域との関連性や心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援内容としているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第30条第4項準用)</p>	
	<p>(5) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、提供する指定居宅訪問型児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、自らその提供する指定居宅訪問型児童発達支援の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図っているか。 福祉サービス第三者評価を、定期的かつ継続的(少なくとも3年に1回以上)に受審しているか。</p>	<p>社会福祉法第78条 都条例139 第79条の9 (第30条第5項準用) 障発0330第12通知 第六3(4) (第三3(15) 準用) 平成24年9月7日24福保 第638号「東京都における福祉サービス第三者評価について(指針)」</p>	
	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定居宅訪問型児童発達支援に係る居宅訪問型児童発達支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第11条第2項準用)</p>	
	<p>(2) 児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児について、有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該通所給付決定保護者および障害児の希望する生活、課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行うとともに、障害児の年齢および発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう当該障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第12条第2項準用)</p>	
	<p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、当該通所給付決定保護者および障害児に面接を行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者および障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第12条第3項準用)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考	
18 児童発達支援管理責任者の責務	<p>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントおよび支援内容の検討結果に基づき、当該通所給付決定保護者および障害児の生活に対する意向ならびに当該障害児に対する総合的な支援目標およびその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、第30条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた指定居宅訪問型児童発達支援の具体的な内容、指定居宅訪問型児童発達支援の提供上の留意事項その他必要な事項を記載した居宅訪問型児童発達支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助および当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が提供する指定居宅訪問型児童発達支援以外の保健医療サービスまたは福祉サービスとの連携を当該居宅訪問型児童発達支援計画の原案に含めるよう努めているか。</p>	都条例139 第79条の9 (第12条第4項準用)		
	<p>(5) 児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、居宅訪問型児童発達支援計画の原案の内容について意見を求めているか。また、児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成に当たっては、当該通所給付決定保護者および障害児に対し、当該居宅訪問型児童発達支援計画について説明し、文書により同意を得ているか。この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。</p>	都条例139 第79条の9 (第12条第5項準用)		
	<p>(6) 児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画を作成した際には、当該居宅訪問型児童発達支援計画を通所給付決定保護者および当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付しているか。</p>	都条例139 第79条の9 (第12条第6項準用)		
	<p>(7) 児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成後、当該居宅訪問型児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下、「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、居宅訪問型児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行っているか。</p>	都条例139 第79条の9 (第12条第7項準用)		
	<p>(8) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ア 定期的に通所給付決定保護者および障害児に面接すること。 イ 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>	都条例139 第79条の9 (第12条第8項準用)		
	<p>(9) 居宅訪問型児童発達支援計画に変更のあった場合、(2)から(6)に準じて取り扱っているか。</p>	都条例139 第79条の9 (第12条第9項準用)		
	<p>(10) 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害児および通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。</p>	都条例139 第79条の9 (第12条第10項準用)		
	<p>児童発達支援管理責任者は、17に規定する(2)から(8)までの業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ア 19に規定する相談および援助を行うこと。 イ 他の従業者に対する技術指導および助言を行うこと。</p>	都条例139 第79条の9 (第12条第11項準用)		
	19 相談および援助	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児またはその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	都条例139 第79条の9 (第31条準用)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
20 支援	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、障害児の心身の状況に応じ、必要な技術をもって支援を行っているか。また、障害児の適性に応じ、当該障害児が可能な限り健全な社会生活を営むことができるよう、支援を行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、常時一人以上の従業者を支援に従事させているか。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。</p> <p>(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1)から(3)までに規定するもののほか、障害児が日常生活における必要な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第32条第1項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第32条第2項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第32条第3項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第32条第4項準用)</p>	
21 社会生活上の便宜の供与等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第34条第1項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第34条第2項準用)</p>	
22 緊急時等の対応	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者は、現に指定居宅訪問型児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第36条準用)</p>	
23 通所給付決定保護者に関する区市町村への通知	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費または特例障害児通所給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第37条準用)</p>	
24 管理者の責務	<p>(1) 管理者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者および業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。</p> <p>(2) 管理者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者に必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第11条第1項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第11条第3項準用)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
25 運営規程	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、各指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>ア 事業の目的および運営の方針 イ 従業者の職種、員数および職務の内容 ウ 営業日および営業時間 エ 指定居宅訪問型児童発達支援の内容ならびに通所給付決定保護者から受領する費用の種類およびその額 オ 通常の事業の実施地域 カ 指定居宅訪問型児童発達支援の利用に当たっての留意事項 キ 緊急時等の対応方法 ク 虐待の防止のための措置に関する事項 ケ その他事業の運営に関する重要事項</p>	都条例139 第79条の8	
26 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定居宅訪問型児童発達支援を提供することができるよう、各指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者の勤務体制を定めているか。原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所は、各指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者によって指定居宅訪問型児童発達支援を提供しているか。 ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者等への委託を行うことができる。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。研修機関が実施する研修や当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、適切な指定居宅訪問型児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものまたは性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第14条第1項準用) 障発0330第12通知 第六3(4) (第三3(27) 準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第14条第2項準用) 障発0330第12通知 第六3(4) (第三3(27) 準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第14条第3項準用) 障発0330第12通知 第六3(4) (第三3(27) 準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第14条第4項準用) 障発0330第12通知 第六3(4) (第三3(27) 準用)</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
27 業務継続計画の策定等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供を継続的に行い、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第14条の2第1項 準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第14条の2第2項 準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第14条の2第3項 準用)</p>	
28 安全計画の策定等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定居宅訪問型児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修および訓練その他指定居宅訪問型児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。</p> <p>(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第51条の2第1項 準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第51条の2第2項 準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第51条の2第3項 準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第51条の2第4項 準用)</p>	
29 自動車を運行する場合の所在の確認	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車および降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第51条の3第1項 準用)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
30 衛生管理等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所における感染症または食中毒の発生またはまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。 イ 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。 ウ 従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。</p> <p>なお、アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第39条第1項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第39条第2項準用) 都規則167 第8条の2</p>	
31 協力医療機関	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第40条準用)</p>	
32 掲示	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を指定居宅訪問型児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。))</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第41条第1項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第41条第2項準用)</p>	
33 身体的拘束等の禁止	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、障害児または他の障害児の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていないか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の障害児の心身の状況ならびに理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。 イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。</p> <p>なお、アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第42条第1項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第42条第2項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第42条第3項準用) 都規則167 第8条の3</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
34 虐待等の禁止	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、虐待の発生および再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。</p> <p>イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>ウ アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>なお、アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第43条第1項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第43条第2項準用) 都規則167 第8条の4</p>	
35 秘密保持等	<p>(1) 管理者および指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、管理者および従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者に対し、障害児またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該障害児またはその家族の同意を得ているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第45条第1項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第45条第2項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第45条第3項準用)</p>	
36 情報の提供等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児が、適切かつ円滑に指定居宅訪問型児童発達支援を利用することができるように、実施する事業の内容について情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第46条1項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第46条1項準用)</p>	
37 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等またはそれらの従業者に対し、障害児またはその家族に対して当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等またはそれらの従業者から、障害児またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第47条第1項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第47条第2項準用)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
38 苦情解決	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児または通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、提供した指定居宅訪問型児童発達支援に関し、法第21条の5の21第1項の規定により知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令股は当該職員からの質問もしくは指定居宅訪問型児童発達支援事業者の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに障害児または通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力し、知事等から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。また、知事等からの求めがあった場合には、改善の内容を報告しているか。</p> <p>(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、社会福祉法第85条に規定する運営適正委員会が行う調査またはあっせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第48条第1項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第48条第2項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第48条第3項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第48条第4項準用)</p>	
39 地域との連携等	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第49条第1項準用)</p>	
40 事故発生時の対応	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況および処置についての記録その他の必要な措置を講じているか。 なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。 ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く） ウ イ以外の医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告） オ 無断外出 カ 感染症の発生 キ 送迎車両への利用者の置き去り事故 ク 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） ケ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの コ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流失等） サ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等） シ その他特に報告の必要があると施設が判断したものキ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等）</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第50条第1項準用) 令和6年5月9日付6福祉 障施第499号「施設・ 事業所における事故等 防止対策の徹底につ いて(通知)」</p> <p>都条例139 第79条の9 (第50条第2項準用)</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
41 会計の区分	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所において経理を区分するとともに、指定居宅訪問型児童発達支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。	都条例139 第79条の9 (第52条準用)	
42 記録の整備	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しているか。</p> <p>ア 11(1)に規定する提供した指定居宅訪問型児童発達支援に係る提供の記録</p> <p>イ 17に規定する居宅訪問型児童発達支援計画</p> <p>ウ 23の規定による区市町村への通知に係る記録</p> <p>エ 33(2)に規定する身体拘束等の記録</p> <p>オ 38(2)に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>カ 40(1)に規定する事故の状況および処置についての記録</p>	<p>都条例139 第79条の9 (第53条第1項準用)</p> <p>都条例139 第79条の9 (第53条第2項準用)</p>	
第5 届出等			
1 変更の届出	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、次に定める事項に変更があったとき、または休止した当該指定通所支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>ア 事業所の名称および所在地</p> <p>イ 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>ウ 申請者の登記事項証明書または条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)</p> <p>エ 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)および設備の概要</p> <p>オ 事業所の管理者および児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所および経歴</p> <p>カ 運営規程</p> <p>キ 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、遅滞無く業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定障害児通所支援事業者等の名称または氏名、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(指定を受けている事業所および施設の数が20以上の指定障害児通所支援事業者等および指定医療機関の設置者に限る。)</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要(指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定障害児通所支援事業者等および指定発達支援医療機関の設置者に限る。)また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>児福法第21条の5の20 第3項 児福法施行規則第18条 の35第1項第4号および 第3項 児福法施行規則第18条 の29の2</p> <p>児福法第21条の5の26 第2項および第3項 児福法施行規則第18条 の38</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第6 障害児通所給付費の算定および取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 居宅訪問型児童発達支援給付費</p> <p>3 身体拘束廃止未実施減算</p> <p>4 虐待防止措置未実施減算</p>	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費等単位数表」の第1により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、指定居宅訪問型児童発達支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援の提供時間が30分未満のものについては、居宅訪問型児童発達支援計画に基づき、支援に慣れるために指定居宅訪問型児童発達支援の提供時間を短時間に利用する必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定居宅訪問型児童発達支援の提供が必要であると区市町村が認めた場合に限り、算定しているか。</p> <p>(3) 居宅訪問型児童発達支援給付費の算定に当たって、次のア、イまたはウのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>ア 訪問支援員が、人員基準を満たしていない場合</p> <p>(ア) 1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から解消されるに至った月までの間 100分の70</p> <p>(イ) 減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合は、減算が適用された3月目から解消されるに至った月までの間 100分の50</p> <p>イ 児童発達支援管理責任者が、人員基準を満たしていない場合</p> <p>(ア) その翌々月から解消されるに至った月までの間 100分の70</p> <p>(イ) 減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合は、減算が適用された5月目から解消されるに至った月までの間 100分の50</p> <p>ウ 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない場合</p> <p>(ア) その月から解消されるに至った月の前月までの間 100分の70</p> <p>(イ) 減算が適用された月から3月以上連続して減算が適用される場合は、減算が適用された3月目から解消されるに至った月の前月までの間 100分の50</p> <p>(4) 別にこども家庭庁長官が定める地域に居住している障害児に対して、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の訪問支援員が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、第4の33の(2)または(3)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>第4の34(2)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p>	<p>児福法第21条の5の3</p> <p>平24厚労告122の一</p> <p>平24厚労告122の二</p> <p>平24厚労告122 別表第4の1の注1</p> <p>平24厚労告122 別表第4の1の注2 障発0330第16通知 第二2(4)</p> <p>平24厚労告122 別表第4の1の注3(1) 障発0330第16通知 第二1(6)</p> <p>平24厚労告122 別表第4の1の注3(2)</p> <p>平24厚労告122 別表第4の1の注4</p> <p>平24厚労告122 別表第4の1の注5</p> <p>平24厚労告122 別表第4の1の注6</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
5 業務継続計画未策定減算	第4の27(1)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚労告122別表第4の1の注7	
6 情報公表未報告減算	法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚労告122別表第4の1の注8	
7 訪問支援員特別加算	別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者を1以上配置しているとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業その他これらに準ずる事業の従業者もしくはこれに準ずる者、障害児入所施設その他これに準ずる施設の従業者もしくはこれに準ずる者であって訪問支援員特別加算()または()ごとに規定する一定の業務従事歴がある者を配置し、当該者が居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき平24厚労告別表第4の1の2のイまたはロに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚労告122別表第4の1の2注障発0330第16通知第二1(4)の	
8 家族支援加算	第2の1に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者が、居宅訪問型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児およびその家族(障害児の兄弟を含む。以下この項において同じ。)等に対する相談支援を行った場合に、平24厚労告122別表第4の1の3のイまたはロに掲げる場合に依り、それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。	平24厚労告122別表第4の1の3注障発0330第16通知第二1(4)の3	
9 多職種連携支援加算	異なる専門性を有する2以上の訪問支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、異なる専門性を有する2以上の訪問支援員により指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1月に1回を限度として加算する。	平24厚労告122別表第4の1の4注	
10 強度行動障害児支援加算	別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定居宅訪問型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、当該指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。	平24厚労告122別表第4の1の5注	
11 通所施設移行支援加算	指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者が、指定居宅訪問型児童発達支援を利用する障害児に対して、児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所または指定放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助および連絡調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚労告122別表第4の2の注	
12 利用者負担上限額管理加算	指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告122別表第4の3の注	
13 福祉・介護職員処遇改善加算	別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1)福祉・介護職員処遇改善加算()第6の2から8までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数 (2)福祉・介護職員処遇改善加算()第6の2から8までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 (3)福祉・介護職員処遇改善加算()第6の2から8までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数	平24厚労告122別表第4の4の注	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
14 福祉・介護職員等 特定処遇改善加算	別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合にあっては、第6の2から12までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚労告122 別表第4の5の注	
15 福祉・介護職員等 ベースアップ等支援 加算	別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業者等が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援等を行った場合は、第6の2から12までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚労告122 別表第4の6の注	

指 導 検 査 基 準（指定保育所等訪問支援）

根拠法令

「児福法」= 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

「児福法施行規則」= 児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生労働省令第11号）

「都規則167」= 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第167号）

「障発0330第12通知」= 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発第0330第12号）

「平24厚労告122」= 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）

「障発0330第16通知」= 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発第0330第16号）

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
第1 基本方針 1 一般原則	(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、通所給付決定保護者および障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定保育所等訪問支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定保育所等訪問支援を提供しているか。 (2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の意思および人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定保育所等訪問支援の提供に努めているか。 (3) 指定保育所等訪問支援事業者は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。 (4) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。	都条例139 第3条第1項 都条例139 第3条第2項 都条例139 第3条第3項 都条例139 第3条第4項 令和6年5月9日付6福祉 障発第501号「施設・事 業所における虐待防止 体制の整備の徹底につ いて（通知）」	
2 基本方針	保育所等訪問支援に係る指定通所支援の事業（以下「指定保育所等訪問支援」という。）は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体および精神の状況ならびに置かれている環境に応じて、支援を適切かつ効果的にを行っているか。	都条例139 第80条	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第2 人員基準</p> <p>1 従業者の員数</p> <p>2 管理者</p>	<p>指定保育所等訪問支援事業所ごとに置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとなっているか。また、従業者は、障害児支援に関する知識および相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士または心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者であるか。</p> <p>ア 訪問支援員 訪問支援を行うために必要な数</p> <p>イ 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者になっているか。</p> <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業所において指定保育所等訪問支援事業所を管理する者（以下「管理者」という。）を置いているか。</p> <p>(2) 管理者は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の管理に係る職務に従事する者になっているか。ただし、訪問支援員および児童発達支援管理責任者を合わせて兼ねる場合は除く。</p>	<p>児福法第21条の5の19第1項</p> <p>都条例139第81条</p> <p>都規則167第22条</p> <p>障発0330第12通知第七の1</p> <p>都条例139第82条準用（第7条第1項）</p> <p>都条例139第82条準用（第7条第2項）</p>	
<p>第3 設備に関する基準</p> <p>設備および備品等</p>	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備および備品等を備えているか。</p> <p>(2) (1)に規定する設備および備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものになっているか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>児福法第21条の5の19第2項</p> <p>都条例139第83条準用（第79条の5第1項）</p> <p>都条例139第83条準用（第79条の5第2項）</p>	
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容および手続の説明および同意</p>	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、通所給付決定保護者が指定保育所等訪問支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定保育所等訪問支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 通所給付決定保護者との間で当該指定保育所等訪問支援の提供に係る契約が成立したときは、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する指定保育所等訪問支援の内容</p> <p>ウ 当該指定保育所等訪問支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 指定保育所等訪問支援の提供開始年月日</p> <p>オ 指定保育所等訪問支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付しているか。</p> <p>また、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用者の承諾を得ているか。</p>	<p>児福法第21条の5の19第2項</p> <p>都条例139第87条準用（第16条第1項）</p> <p>都条例139第87条準用（第16条第2項）</p> <p>社会福祉法第77条第1項</p> <p>社会福祉法施行規則第16条第2項</p> <p>障発0330第12通知第七の3</p> <p>準用（第三の3（2））</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
2 契約支給量等の報告等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、当該指定保育所等訪問支援の内容、契約支給量その他の必要な事項（以下「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の利用に係る契約を締結したときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に延滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合に、（１）から（３）に準じて取り扱っているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第17条第1項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第17条第2項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第17条第3項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第17条第4項）</p>	
3 提供拒否の禁止	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、正当な理由なく、指定保育所等訪問支援の提供を拒んでいないか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第18条）</p>	
4 連絡調整に対する協力	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の障害児の利用について区市町村または障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力するよう努めているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第19条）</p>	
5 サービス提供困難時の対応	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定保育所等訪問支援を提供することが困難であると認める場合は、他の指定保育所等訪問支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第20条）</p>	
6 受給資格の確認	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供の開始に際し、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定を受けた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第21条）</p>	
7 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児通所給付費の支給の申請をしていないことにより通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第22条第1項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第22条第2項）</p>	
8 心身の状況等の把握	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第23条）</p>	
9 指定障害児通所支援事業者等との連携等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供するに当たっては、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス等は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供の終了に際しては、障害児またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第24条第1項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第24条第2項）</p>	
10 身分を証する書類の携行	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所の従業者に身分を証する書類を携行させ、施設への初回訪問時および障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第79条の6）</p>	

項 目	基本的な考え方	根拠法令	備 考
11 サービスの提供の記録	(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、当該指定保育所等訪問支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を当該指定保育所等訪問支援の提供の都度、記録しているか。	都条例139第87条 準用（第25条第1項） 障発0330第12通知 第七の3 準用（第三の3（10））	
12 通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、（1）の規定による記録に際し、通所給付決定保護者から指定保育所等訪問支援の提供を受けたことについて確認を受けているか。	都条例139準用第87条 準用（第25条第2項）	
13 通所利用者負担額の受領	(1) 指定保育所等訪問支援事業者が通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 13の（1）から（3）に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。	都条例139第87条 準用（第26条第1項） 障発0330第12通知 第七の3 準用（第三の3（11））	
	(2) （1）の規定により通所給付決定保護者に金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途および額ならびに金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該通所給付決定保護者に対し説明を行い、その同意を得ているか。 ただし、13の（1）から（3）までに掲げる支払については、この限りでない。	都条例139第87条 準用（第26条第2項）	
	(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行う指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。	都条例139第87条 準用（第79条の7第1項）	
	(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。	都条例139第87条 準用（第79条の7第2項）	
	(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、（1）および（2）において通所給付決定保護者から支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供した場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。	都条例139第87条 準用（第79条の7第3項）	
	(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、（1）から（3）に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。	都条例139第87条 準用（第79条の7第4項）	
	(5) 指定保育所等訪問事業者は、（3）の交通費の額については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該交通費の額について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得ているか。	都条例139第87条 準用（第79条の7第5項）	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
14 通所利用者負担額に係る管理	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定保育所等訪問支援事業者が提供する指定保育所等訪問支援および他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、通所利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援および他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者および他の指定通所支援を提供した指定通所支援事業者等に通知しているか。</p>	都条例139第87条 準用（第28条）	
15 障害児通所給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領により指定保育所等訪問支援に係る障害児通所給付費または肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費および肢体不自由児通所医療費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定保育所等訪問支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に交付しているか。</p>	都条例139第87条 準用（第29条第1項） 都条例139第87条 準用（第29条第2項）	
16 指定保育所等訪問支援の取扱方針	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、保育所等訪問支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定保育所等訪問支援の提供が画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児が自立した社会生活を営むことができるよう、障害児および通所決定給付保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業所の従業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、通所給付決定保護者および障害児に対し、支援上必要な事項について、説明を行っているか。また、支援上必要な事項に、保育所等訪問支援計画の目標および内容のほか、行事および日課等も含んでいるか。</p> <p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、提供する指定保育所等訪問支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>指定保育所等訪問支援事業者は、自らその提供する指定保育所等訪問支援の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図っているか。</p> <p>福祉サービス第三者評価を、定期的かつ継続的（少なくとも3年に1回以上）に受審しているか。</p>	都条例139第87条 準用（第30条第1項） 都条例139第87条 準用（第30条第2項） 都条例139第87条 準用（第30条第3項） 障発0330第12通知 第七の3 準用（第三3（15）） 社会福祉法第78条 都条例139第87条 準用（第30条第5項） 障発0330第12通知 第七の3 準用（第三3（15）） 平成24年9月7日福保 第638号「東京都にお ける福祉サービス第三 者評価について（指 針）」	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
17 保育所等訪問支援 計画の作成等	<p>(5) 指定保育所等訪問支援事業者は、(4)により、その提供する指定保育所等訪問支援の質の評価および改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定保育所等訪問支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価(以下当該(5)および(6)において「自己評価」という。)を行うとともに、当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者による評価(以下当該(5)および(6)において「保護者評価」という。)および当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)を受けて、その改善を図っているか。</p> <p>ア 当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児およびその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況</p> <p>イ 従業者の勤務の体制および資質の向上のための取組の状況</p> <p>ウ 指定保育所等訪問支援の事業の用に供する設備および備品等の状況</p> <p>エ 関係機関および地域との連携、交流等の取組の状況</p> <p>オ 当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児およびその保護者ならびに当該訪問施設に對する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況</p> <p>カ 緊急時等における対応方法および非常災害対策</p> <p>キ 指定保育所等訪問支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況</p>	都条例139第87条 準用(第30条第6項)	
	<p>(6) 指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価、保護者評価および訪問先施設評価ならびに(5)に規定する改善の内容を、保護者および訪問先施設に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。</p>	都条例139第87条 準用(第30条第7項)	
	<p>(7) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児が指定保育所等訪問支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加および包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進に努めているか。</p>	都条例139第87条 準用(第30条の3)	
	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定保育所等訪問支援に係る保育所等訪問支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</p>	都条例139第87条 準用(第11条第2項)	
	<p>(2) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、障害児について、有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該通所給付決定保護者および障害児の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行うとともに、障害児の年齢および発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益を優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう当該障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p>	都条例139第87条 準用(第12条第2項)	
	<p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、当該通所給付決定保護者および障害児に面接を行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者および障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p>	都条例139第87条 準用(第12条第3項)	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
18 児童発達支援管理責任者の責務	<p>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントおよび支援内容の検討結果に基づき、当該通所給付決定保護者および障害児の生活に対する意向ならびに当該障害児に対する総合的な支援目標およびその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、障害児の地域社会への参加およびインクルージョンの観点を踏まえた指定保育所等訪問支援の具体的な内容、指定保育所等訪問支援の提供上の留意事項その他必要事項を記載した保育所等訪問支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助および当該指定保育所等訪問支援事業所が提供する指定保育所等訪問支援以外の保健医療サービスまたは福祉サービスとの連携を当該保育所等訪問支援計画の原案に含めるよう努めているか。</p>	都条例139第87条 準用（第12条第4項）	
	<p>(5) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者および当該障害児に係る訪問先施設の担当者等を招集して行う会議を開催し、保育所等訪問支援計画の原案の内容について意見を求めているか。また、児童発達支援管理責任者は、当該通所給付決定保護者および障害児に対し、当該保育所等訪問支援計画について説明し、文書により同意を得ているか。この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。</p>	都条例139第87条 準用（第12条第5項）	
	<p>(6) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画を作成した際には、当該保育所等訪問支援計画を通所給付決定保護者および当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付しているか。</p>	都条例139第87条 準用（第12条第6項）	
	<p>(7) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成後、当該保育所等訪問支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下、「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、保育所等訪問支援計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行っているか。</p>	都条例139第87条 準用（第12条第7項）	
	<p>(8) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ア 定期的に通所給付決定保護者および障害児に面接すること。 イ 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>	都条例139第87条 準用（第12条第8項）	
	<p>(9) 保育所等訪問支援計画に変更のあった場合、（2）から（6）に準じて取り扱っているか。</p>	都条例139第87条 準用（第12条第9項）	
	<p>(10) 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害児および通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。</p>	都条例139第87条 準用（第12条第10項）	
	<p>児童発達支援管理責任者は、17に規定する（2）から（8）までの業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ア 19に規定する相談および援助を行うこと。 イ 他の従業者に対する技術指導および助言を行うこと。</p>	都条例139第87条 準用（第12条第1項）	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
19 相談および援助	指定保育所等訪問支援事業者は、常に障害児の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児またはその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	都条例139第87条 準用（第31条）	
20 支援	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、障害児の心身の状況に応じ、必要な技術をもって支援を行っているか。また、障害児の適性に応じ、当該障害児が可能な限り健全な社会生活を営むことができるよう、支援を行っているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、各指定保育所等訪問支援事業所において常時一人以上の従業者を支援に従事させているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。</p> <p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、（１）から（３）までに規定するもののほか、障害児が日常生活における必要な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第32条第1項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第32条第2項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第32条第3項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第32条第4項）</p>	
21 社会生活上の便宜の供与等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ、障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第34条第1項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第34条第2項）</p>	
22 緊急時等の対応	指定保育所等訪問支援事業所の従業者は、現に指定保育所等訪問支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	都条例139第87条 準用（第36条）	
23 通所給付決定保護者に関する区市町村への通知	指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他の不正な行為によって障害児通所給付費もしくは特例障害児通所給付費または肢体不自由児通所医療費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。	都条例139第87条 準用（第37条）	
24 管理者の責務	<p>(1) 管理者は、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者および業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 管理者は、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者に必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第11条第1項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第11条第3項）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
25 運営規程	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、各指定保育所等訪問支援事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>ア 事業の目的および運営の方針</p> <p>イ 従業者の職種、員数および職務の内容</p> <p>ウ 営業日および営業時間</p> <p>エ 指定居宅訪問型児童発達支援の内容ならびに通所給付決定保護者から受領する費用の種類およびその額</p> <p>オ 通常の事業の実施地域</p> <p>カ 指定居宅訪問型児童発達支援の利用に当たっての留意事項</p> <p>キ 緊急時等の対応方法</p> <p>ク 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>ケ その他事業の運営に関する重要事項</p>	都条例139第87条 準用（第79条の8）	
26 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対し、適切な指定保育所等訪問支援を提供することができるよう、各指定保育所等訪問支援事業所において、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者の勤務体制を定めているか。 原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業所は、各指定保育所等訪問支援事業所において、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者によって指定保育所等訪問支援を提供しているか。 ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者等への委託を行うことができる。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該指定保育所等訪問支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、適切な指定保育所等訪問支援の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものまたは性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第14条第1項） 障発0330第12通知 第七の3 準用（第33（27））</p> <p>都条例139第87条 準用（第14条第2項） 障発0330第12通知 第七の3 準用（第33（27））</p> <p>都条例139第87条 準用（第14条第3項） 障発0330第12通知 第七の3 準用（第33（27））</p> <p>都条例139第87条 準用（第14条第4項） 障発0330第12通知 第七の3 準用（第33（27））</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
27 業務継続計画の策定等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定保育所等訪問支援の提供を継続的に行い、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第14条の2第1項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第14条の2第2項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第14条の2第3項）</p>	
28 安全計画の策定等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、当該指定保育所等訪問支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定保育所等訪問支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修および訓練その他指定保育所等訪問支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。</p> <p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例139 第87条 準用(第51条の2第1項)</p> <p>都条例139 第87条 準用(第51条の2第2項)</p> <p>都条例139 第87条 準用(第51条の2第3項)</p> <p>都条例139 第87条 準用(第51条の2第4項)</p>	
29 自動車を運行する場合の所在の確認	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車および降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。</p>	<p>都条例139 第87条 準用(第51条の3第1項)</p>	
30 衛生管理等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の使用する設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第39条第1項）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
31 掲示	<p>(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所における感染症または食中毒の発生、またはまん延を防止するため、規則で定める次の措置を講じているか。 ア 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的 に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。 イ 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。 ウ 従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症 の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。 なお、アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第39条第2項） 都規則167 第8条の2</p>	
32 身体的拘束等の禁止	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、（1）に規定する事項を記載した書面を指定保育所等訪問支援事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。）</p>	<p>都条例139第87条 準用（第41条第1項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第41条第2項）</p>	
33 虐待等の禁止	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、障害児または他の障害児の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の障害児の心身の状況ならびに理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、 その結果について、従業者に十分に周知すること。 イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 なお、アの委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第42条第1項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第42条第2項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第42条第3項） 都規則167 第8条の3</p>	
34 秘密保持等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第43条第1項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第43条第2項） 都規則167 第8条の4</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
35 情報の提供等	<p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者および管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該障害児またはその家族の同意を得ているか。</p> <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児が、適切かつ円滑に指定保育所等訪問支援を利用することができるように、実施する事業の内容について情報の提供を行うよう努めているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第45条第2項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第45条第3項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第46条第1項）</p>	
36 利益供与等の禁止	<p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p> <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等またはそれらの従業者に対し、障害児またはその家族に対して当該指定保育所等訪問支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等またはそれらの従業者から、障害児またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第46条第2項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第47条第1項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第47条第2項）</p>	
37 苦情解決	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児または通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの指定保育所等訪問支援に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、（1）の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、その提供した指定保育所等訪問支援に関し、児福法第21条の5の21第1項の規定により知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定保育所等訪問支援事業者の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに障害児または通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力し、知事等から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。また、知事等からの求めがあった場合には、改善の内容を報告しているか。</p> <p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、社会福祉法第85条の規定による運営適正委員会が行う調査またはあっせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第48条第1項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第48条第2項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第48条第3項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第48条第4項）</p>	
38 地域との連携等	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第49条第1項）</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
39 事故発生時の対応	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況および処置についての記録その他必要な措置を講じているか。</p> <p>なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く） ウ イ以外の医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告） オ 無断外出 カ 送迎車両の車内への利用者の置き去り事故 キ 感染症の発生 ク 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） ケ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの コ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流失等） サ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等） シ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>都条例139 第50条第1項 令和6年5月9日付6福祉 障施第499号「施設・事 業所における事故等防 止対策の徹底について (通知)」</p> <p>都条例139第87条 準用（第50条第2項）</p>	
40 会計の区分	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、各指定保育所等訪問支援事業所において経理を区分するとともに、指定保育所等訪問支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。</p>	<p>都条例139第87条 準用（第52条）</p>	
41 記録の整備	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 11（1）に規定する提供した指定保育所等訪問支援に係る必要な事項の提供の記録 イ 17に規定する保育所等訪問支援計画 ウ 23の規定による区市町村への通知に係る記録 エ 32（2）に規定する身体拘束等の記録 オ 37（2）に規定する苦情の内容等の記録 カ 39（1）に規定する事故の状況および処置についての記録 	<p>都条例139第87条 準用（第53条第1項）</p> <p>都条例139第87条 準用（第53条第2項）</p>	

項目	基本的な考え方	根拠法令	備考
<p>第5 届出等</p> <p>1 変更の届出</p> <p>2 業務管理体制の整備</p>	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、児福法施行規則第18条の35第1項第5号および第18条の30第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）および第5号から第7号までに定める事項に変更があったとき、または休止した当該指定通所支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>指定保育所等訪問支援事業者が変更の届出を要する事項</p> <p>ア 事業所の名称および所在地</p> <p>イ 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>ウ 申請者の登記事項証明書または条例等</p> <p>エ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）および設備の概要</p> <p>オ 事業所の管理者および児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所および経歴</p> <p>カ 運営規程</p> <p>キ 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項</p> <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の人格を尊重するとともに、児福法または児福法に基づく命令を遵守し、障害児およびその保護者のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の指定障害児通所支援事業者等（指定発達支援医療機関の設置者を除く。）</p> <p>（ア）法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の指定障害児通所支援事業者等（指定発達支援医療機関の設置者を除く。）</p> <p>（ア）法令遵守責任者を選任しているか。</p> <p>（イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所の数が100以上の指定障害児通所支援事業者等および指定発達支援医療機関の設置者</p> <p>（ア）法令遵守責任者の選任をしているか。</p> <p>（イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>（ウ）業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、遅滞無く業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。</p> <p>また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定障害児通所支援事業者等の名称または氏名、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所および施設の数が20以上の指定障害児通所支援事業者等および指定発達支援医療機関の設置者に限る。）</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所および施設の数が100以上の指定障害児通所支援事業者等および指定発達支援医療機関の設置者に限る。）</p> <p>また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>児福法第21条の5の20第3項</p> <p>児福法施行規則第18条の35第1項第5号および第3項</p> <p>児福法施行規則第18条の30第1項</p> <p>児福法第21条の5の18第3項</p> <p>児福法第21条の5の26第1項</p> <p>児福法施行規則第18条の37</p> <p>児福法第21条の5の26第2項および第3項</p> <p>児福法施行規則第18条の38</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
<p>第6 障害児通所給付費の算定および取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 保育所等訪問支援給付費</p> <p>3 身体拘束廃止未実施減算</p> <p>4 虐待防止措置未実施減算</p>	<p>(1) 指定保育所等訪問支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費等単位数表」の第1により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、指定保育所等訪問支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援の提供時間が30分未満のものについては、保育所等訪問支援計画に基づき、周囲の環境に鳴れるために指定保育所等訪問支援の提供時間を短時間に利用する必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定保育所等訪問支援の提供が必要であると区市町村が認めた場合に限り、算定する。</p> <p>(3) 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のア、イまたはウのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乘じて得た数を算定しているか。 ア 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、保育所等訪問支援計画が作成されていない場合 (ア) その月から解消されるに至った月の前月までの間 100分の70 (イ) 減算が適用された月から3月以上連続して減算が適用される場合は、減算が適用された3月目から解消されるに至った月の前月までの間 100分の50 イ 同一日に同一場所で複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合 100分の93 ウ 訪問支援員が、人員基準を満たしていない場合 (ア) 1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から解消されるに至った月までの間 100分の70 (イ) 減算が適用された月から3月以上連続して基準を満たさない場合は、減算が適用された3月目から解消されるに至った月までの間 100分の50 エ 児童発達支援管理責任者が、人員基準を満たしていない場合 (ア) その翌々月から解消されるに至った月までの間 100分の70 (イ) 減算が適用された月から5月以上連続して基準を満たさない場合は、減算が適用された5月目から解消されるに至った月までの間 100分の50</p> <p>(4) 別にこども家庭庁長官が定める地域にある保育所等に、指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が指定保育所等訪問支援を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>指定保育所等訪問支援の提供に当たって、第4の32の(2)または(3)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>第4の33(2)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p>	<p>児福法第21条の5の3</p> <p>平24厚労告122の一</p> <p>平24厚労告122の二</p> <p>平24厚労告122 別表第5の1の注1</p> <p>平24厚労告122 別表第5の1の注1の2</p> <p>平24厚労告122 別表第5の1の注2 障発0330第16通知 第二の1(6)および(7)</p> <p>平24厚労告122 別表第5の1の注3</p> <p>平24厚労告122 別表第5の1の注4</p> <p>平24厚労告122 別表第5の1の注5</p>	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
5 業務継続計画未策定減算	第4の27(1)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚労告122別表第5の1の注6	
6 情報公表未報告減算	法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚労告122別表第5の1の注7	
7 訪問支援員特別加算	別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業その他これらに準ずる事業の従業者もしくはこれに準ずる者、障害児入所施設その他これに準ずる施設の従業者もしくはこれに準ずる者であって訪問支援員特別加算()または()ごとに規定する一定の業務従事歴がある者を配置し、当該者が当該基準に適合する者が指定保育所等訪問支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき24厚労告122別表第5の1の2のイまたはロに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚労告122別表第5の1の2注 障発0330第16通知 第二1(5) の2	
8 初回加算	指定保育所等訪問支援事業所において、新規に保育所等訪問支援計画を作成した障害児に対して、当該指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が初めてまたは初回の指定保育所等訪問支援を行った日の属する月に指定保育所等訪問支援を行った際に児童発達支援管理責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告122別表第5の1の3注	
9 家族支援加算	第2の1に規定する指定保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者が、保育所等支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児およびその家族(障害児の兄弟を含む。以下この項において同じ。)等に対する相談支援を行った場合に、平24厚労告122別表第5の1の4のイまたはロにそれぞれ掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。	平24厚労告122別表第5の1の4注	
10 多職種連携支援加算	異なる専門性を有する2以上の訪問支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、異なる専門性を有する2以上の訪問支援員により指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1月に1回を限度として加算しているか。	平24厚労告122別表第5の1の5注	
11 ケアニーズ対応加算	別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童、精神に重度の障害がある児童または医療的ケア児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告122別表第5の1の6注	
12 強度行動障害児支援加算	別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する指定保育所等訪問支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、当該指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚労告122別表第5の1の7注	

項 目	基 本 的 な 考 え 方	根 拠 法 令	備 考
13 関係機関連携加算	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業所において、訪問先の施設に加えて、自動相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で障害児の心身の状況、生活環境その他の障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の訪問先の施設および児童相談所等関係機関との連絡調整ならびに必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業所が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能事業所に該当する場合において、障害児およびその家族等について、同一の月に第1の12の2、第3の10の2の規定する関係機関連携加算の八、別表2経過的通所給付費単位数表第1の16、第2の16、第3の15に規定する関係機関連携加算の八を算定しているときは、算定していないか。</p>	<p>平24厚労告122 別表第5の1の8注1</p> <p>平24厚労告122 別表第5の1の8注2</p>	
14 利用者負担上限額管理加算	<p>指定保育所等訪問支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚労告122 別表第5の2注</p>	
15 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算() 第6の2から7までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算() 第6の2から7までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算() 第6の2から7までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数</p>	<p>平24厚労告122 別表第5の3の注</p>	
16 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、第6の2から14までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平24厚労告122 別表第5の4の注</p>	
17 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	<p>別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業者等が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援等を行った場合は、第6の2から14までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平24厚労告122 別表第5の5の注</p>	